

法テラス白書

平成25年度版

日本司法支援センター（法テラス）編著



法テラス白書

平成25年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（平成25年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで情報提供業務を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの業務を着実に展開してまいりました。これは国民の皆さまと関係諸機関の方々のご支援の賜物であり心から感謝しております。

さて、この度、法テラスの活動をまとめました「法テラス白書（平成25年度版）」（対象期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）を作成いたしましたので、お届けいたします。

法テラスでは、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）や地方事務所において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、平成25年度にはより質の高い窓口対応・サービスの向上をめざし、法テラスが国民の皆さまにとって身近な相談窓口としてお役に立てるよう利用者の立場に立った運営を推進しております。民事法律扶助業務においては、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮し、より利用しやすい体制を整備しました。国選弁護等関連業務においては、被疑者・被告人国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努めております。犯罪被害者支援業務では、お問合せ件数及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介が増加しています。そのほか、平成25年12月からは、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始しました。司法過疎対策業務においては、常勤弁護士を増員するとともに、新たな地域事務所を設置するなどして、国民の司法へのアクセスの拡充に努めてきました。

また、法テラスでは、平成24年4月から「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づいて、被災者の方々への法的支援に重点的に取り組んでまいりました。被災地出張所では、仮設住宅での個別訪問や移動相談車両による巡回無料相談の実施など、積極的に被災者の方々への支援に取り組んでいます。本白書の特集Ⅱでは「被災地における法的支援のニーズと課題」として被災地におけるニーズ調査から今後の被災地支援をめぐる課題を明らかにしています。

さらに、法テラス全体の共通テーマとして、「高齢者・障がい者への法的支援」への取組みを掲げ、福祉機関との連携強化を一層推し進めるとともに、自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等が抱える問題の総合的な解決に向け、司法ソーシャルワークへの取組みに努めております。

また、特集Ⅰでは福祉機関を始めとする関係機関との連携についての自治体の福祉担当者、研究者を交えての座談会及び事例紹介を収録しています。

法テラスでは、今後も国民の司法へのアクセスを拡充すべく法的ニーズの掘り起こしや状況の変化にいち早く対応し、国民の皆さまにとってかけがえのない存在であることができるよう努めてまいります。

この「法テラス白書」をご一読いただくことで、ぜひ法テラスの活動を知っていただきたく存じます。

今後とも、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠

目 次

法テラス運営理念	2
法テラス白書平成25年度版の発刊に寄せて	3
法テラス用語の解説	8
■法テラスの概要	10
(1) 設立	10
(2) 組織	10
(3) おもな業務	11
(4) 事務所	12
(5) 予算・決算の概要	14
■おもな業務の概況	15
特集	17
特集Ⅰ 法テラスの関係機関との連携の 取組み	18
座談会 「さまざまな関係機関とつながり、法的支援の 充実をめざす」	19
松本 麗 (法務省大臣官房司法法制部参事官) 永由 義広 (新宿区高齢者福祉課課長補佐) 川副 正敏 (法テラス福岡所長) 織田 貴子 (法テラス愛知事務局長) 村山 勇輔 (法テラス東京法律事務所スタッフ弁護士) 吉岡すずか (桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授) 相原 佳子 (法テラス本部事務局長) 取組み事例の紹介	28
法テラス札幌、法テラス鳥取、法テラス高知、 法テラス千葉法律事務所	
特集Ⅱ 被災地における法的支援の ニーズと課題	32
法テラスをとりまく最近の動向	46
1. 情報提供業務	49
1-1 平成25年度における業務の概況	50
1-2 業務の概要	51
1-3 お問合せ件数	52
(1) サポートダイヤル	52
(2) 地方事務所	53
1-4 お問合せの傾向	54
(1) サポートダイヤル	54
(2) 地方事務所	57
1-5 認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)	58
1-6 利用者の地域分布	60
(1) サポートダイヤル	60
(2) 地方事務所	61
1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)	62

1-8 法教育	63
2. 民事法律扶助業務	65
2-1 平成25年度における業務の概況	66
2-2 業務の概要	67
2-3 業務の状況	68
2-4 契約弁護士・司法書士数の推移	70
2-5 代理援助・書類作成援助を 受けた人の属性	71
2-6 法律相談援助の状況	73
2-7 法律相談費の推移	74
2-8 代理援助の状況	74
2-9 書類作成援助の状況	76
2-10 立替金の償還	77
(1) 償還	77
(2) 立替金の免除	77
2-11 不服申立てと再審査申立て	78
2-12 紹介機関	78
3. 国選弁護等関連業務	95
3-1 平成25年度における業務の概況	96
(1) 報酬計算業務の本部への集約	96
(2) 職員研修等の実施	96
3-2 国選弁護関連業務	97
(1) 業務の概要	97
(2) 国選弁護制度	97
(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結	99
(4) 国選弁護人候補の指名通知	100
(5) 国選弁護人に対する 報酬及び費用の算定	102
(6) 国選報酬基準の改正	104
3-3 国選付添関連業務	105
(1) 業務の概要	105
(2) 国選付添人に対する 報酬及び費用の算定	107
4. 常勤弁護士に関する業務	113
4-1 平成25年度における業務の概況	114
(1) 常勤弁護士とは	114
(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み	114
(3) 徳之島地域事務所の設置	114
(4) 被災地への常勤弁護士の派遣	114
4-2 業務の概要	115
4-3 常勤弁護士の配置	115
(1) 配置	115
(2) 司法修習直後の者からの採用	117
(3) 法テラス法律事務所への配置	117

4-4	常勤弁護士の確保	118	(2)	性・年代別認知度	158
4-5	司法過疎地域事務所の設置	119	(3)	認知経路	158
4-6	常勤弁護士の活動のための環境整備	120	8-3	法テラスに寄せられた 皆さまからの声	160
(1)	実務研修	120	8-4	審査委員会	165
(2)	裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	124	(1)	審査委員会とは	165
(3)	その他の環境整備	124	(2)	審査委員会の審議事項	166
5.	犯罪被害者支援業務	125	8-5	顧問会議	167
5-1	平成25年度における業務の概況	126	(1)	設立の趣旨	167
(1)	法テラスの犯罪被害者支援	126	(2)	顧問会議メンバー	167
(2)	新たな支援業務の開始	126	(3)	顧問会議の開催状況	167
(3)	職員研修等の実施	126	8-6	地方協議会	168
5-2	犯罪被害者支援業務	127	(1)	設立の趣旨	168
(1)	犯罪被害者支援業務等の概要	127	(2)	平成25年度地方協議会開催一覧	168
(2)	サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)	128	9.	法テラスのあゆみ	173
(3)	地方事務所	132		これまでのあゆみ	174
5-3	被害者国選弁護関連業務	136		平成25年度のおもな出来事	176
(1)	被害者参加制度等の概要	136	10.	資料	177
(2)	被害者国選弁護関連業務の実施状況	137		司法統計	178
5-4	被害者参加旅費等支給業務	139		総合法律支援法	181
(1)	被害者参加旅費等支給制度の概要	139		東日本大震災の被災者に対する援助のための日 本司法支援センターの業務の特例に関する法律	189
(2)	被害者参加旅費等支給業務の実績	139	11.	法テラスの刊行物	191
6.	震災法律援助業務	141			
6-1	業務の概要	142			
7.	受託業務	147			
7-1	業務の概要	148			
(1)	中国・サハリン残留日本人 国籍取得支援委託業務	148			
(2)	日本弁護士連合会委託援助業務	148			
8.	その他	153			
8-1	組織	154			
(1)	本部と地方事務所の組織	154			
(2)	事務所	155			
(3)	根拠法	157			
(4)	主務大臣	157			
(5)	資本金	157			
(6)	役員の状況	157			
(7)	職員の状況	157			
8-2	法テラスの認知状況	158			
(1)	認知度の推移	158			

資 料 目 次

特集Ⅱ.

被災地における法的支援のニーズと課題

資料特2-1	震災後法律問題の経験の有無	34
資料特2-2	震災後法律問題の経験率（世帯類型別）	34
資料特2-3	震災後法律問題の種類（世帯類型別）	35
資料特2-4	震災後法律問題の種類（地域別）	35
資料特2-5	震災後法律問題の経験率（地域別）	36
資料特2-6	原発事故関連問題の経験（地域別）	36
資料特2-7	法律専門家への相談	36
資料特2-8	法律専門家相談率（地域別）	36
資料特2-9	法律専門家への相談経路（地域別）	37
資料特2-10	法律専門家に相談しない理由	38
資料特2-11	「最も重大な問題」の解決状況	39
資料特2-12	「最も重大な問題」の解決率 （法律専門家相談の有無別）	39
資料特2-13	裁判・調停の利用意向	39
資料特2-14	私的整理ガイドラインの利用意向	39
資料特2-15	原発事故関連問題の法律専門家相談率 （地域別）	40
資料特2-16	原発事故関連問題の解決状況	40
資料特2-17	法テラスの認知度	41
資料特2-18	法テラスへの期待	42
資料特2-19	「最も重大な問題」の解決率（地域別）	43

法テラスをとりまく最近の動向

資料動向-1	国選付添事件受理件数	47
--------	------------	----

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	51
資料1-2	サポートダイヤルお問合せ件数の推移	52
資料1-3	平成21年度～25年度 サポートダイヤルお問合せ件数	52
資料1-4	地方事務所お問合せ件数の推移	53
資料1-5	サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移	54
資料1-6	平成25年度サポートダイヤル 利用者男女比	55
資料1-7	平成25年度サポートダイヤル 利用者年代比	55
資料1-8	平成25年度サポートダイヤル 利用者年代別男女比	55
資料1-9	平成25年度サポートダイヤル お問合せ分野別男女比（上位30分野）	56
資料1-10	地方事務所お問合せ分野別内訳の推移	57
資料1-11	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	58
資料1-12	地方事務所認知媒体内訳の推移	58
資料1-13	平成25年度サポートダイヤル 認知媒体男女比	59
資料1-14	平成25年度都道府県別 サポートダイヤル利用件数	60
資料1-15	平成25年度人口1万人あたりの サポートダイヤル利用件数（都道府県別）	60
資料1-16	平成25年度地方事務所ごとの お問合せ件数（電話・面談の合計数）	61
資料1-17	平成25年度人口1万人あたりの 都道府県別お問合せ件数（電話・面談の合計数）	61

資料1-18	平成25年度サポートダイヤル 紹介先関係機関内訳	62
資料1-19	平成25年度地方事務所 紹介先関係機関内訳	62
資料1-20	平成25年度法教育シンポジウム開催内容	63
資料1-21	平成25年度法教育セミナー開催内容	64

2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続（全体の流れ）	67
資料2-2	法律相談援助件数の推移	68
資料2-3	援助開始決定件数の推移	68
資料2-4	援助開始決定件数の推移 （代理援助・書類作成援助件数の合計）	69
資料2-5	契約弁護士数の推移	70
資料2-6	契約司法書士数の推移	70
資料2-7	平成25年度に代理援助・書類作成援助を 受けた人の性別・年代	71
資料2-8	代理援助・書類作成援助を受けた人の 収入（月額）の推移	72
資料2-9	代理援助・書類作成援助を受けた人の 公的給付の推移	72
資料2-10	代理援助・書類作成援助を受けた人の 職業の推移	72
資料2-11	平成25年度に法律相談援助を受けた人の 性別・年代	73
資料2-12	法律相談援助の事件別内訳の推移	73
資料2-13	法律相談費の推移	74
資料2-14	代理援助の事件別内訳の推移	74
資料2-15	代理援助立替金実績の推移	75
資料2-16	代理援助の結果別内訳の推移	75
資料2-17	書類作成援助事件の事件別内訳の推移	76
資料2-18	書類作成援助立替金実績の推移	76
資料2-19	立替金償還実績の推移	77
資料2-20	立替金償還免除実績の推移	77
資料2-21	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	78
資料2-22	平成25年度に法律相談援助を 受けた人の紹介機関	78
付表2-1	法律相談援助件数の推移	79
付表2-2	平成25年度援助決定件数等状況	80
付表2-3	援助決定件数の推移	81
付表2-4	契約弁護士数の推移	82
付表2-5	契約弁護士法人数の推移	83
付表2-6	契約司法書士数の推移	84
付表2-7	契約司法書士法人数の推移	85
付表2-8	平成25年度法律相談援助事件の 事件別内訳	86
付表2-9	法律相談費の推移	87
付表2-10	平成25年度代理援助事件の事件別内訳	88
付表2-11	代理援助立替金実績の推移	89
付表2-12	平成25年度代理援助事件の結果別内訳	90
付表2-13	平成25年度書類作成援助事件の 事件別内訳	91
付表2-14	書類作成援助立替金実績の推移	92
付表2-15	平成25年度不服申立てと再審査申立て （結果別内訳）	93

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護関連業務の概要	97
資料3-2	通常第一審事件のうち 国選弁護人が付いた割合	98
資料3-3	刑事事件の流れと国選弁護制度	98
資料3-4	被疑者国選弁護事件の対象範囲	99
資料3-5	国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移	100
資料3-6	被疑者国選弁護事件のうち 24時間以内に指名通知をした割合	100
資料3-7	被疑者国選弁護事件 受理件数の推移	101
資料3-8	被告人国選弁護事件 受理件数の推移	101
資料3-9	被疑者国選弁護の基礎報酬及び 多数回接見加算報酬	102
資料3-10	被告人国選弁護事件（裁判員以外）の 基礎報酬	103
資料3-11	裁判員裁判事件の基礎報酬	103
資料3-12	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	103
資料3-13	少年事件の流れと国選付添制度	105
資料3-14	国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移	106
資料3-15	国選付添事件 受理件数の推移	106
資料3-16	平成25年度一般保護事件のうち 国選付添人が付いた割合	107
資料3-17	国選付添人の基礎報酬	108
資料3-18	実質審理期日に対する加算報酬	108
付表3-1	国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移 （地方事務所別）	109
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移 （地方事務所・支部別）	110
付表3-3	国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移 （地方事務所別）	111
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移 （地方事務所・支部別）	112

4. 常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	116
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	117
資料4-3	司法過疎地域事務所の設置数の推移	119
資料4-4	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	121

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	犯罪被害者支援業務の概要	127
資料5-2	弁護士費用等に関する援助制度	127
資料5-3	犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所に おけるお問合せ件数の推移	128
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤルで対応した お問合せ内容の内訳の推移	129
資料5-5	平成25年度犯罪被害者支援ダイヤルで 対応したお問合せに対する紹介先	130
資料5-6	犯罪被害者支援ダイヤルの 認知媒体の推移	131
資料5-7	地方事務所対応した お問合せ内容の内訳の推移	132
資料5-8	平成25年度地方事務所対応した	

資料5-9	お問合せに対する紹介先	133
資料5-10	犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士数の推移	134
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及 び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	134
資料5-12	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介 件数の年度別及び月平均件数の推移	135
資料5-13	平成25年度犯罪被害者支援の経験や理解の ある弁護士紹介案件の被害種別内訳	135
資料5-14	国選被害者参加弁護士の 選定請求手続の流れ	136
資料5-15	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	137
資料5-16	選定請求件数及び罪名内訳	138
資料5-17	通常第一審事件のうち被害者参加の申出の あった件数と国選被害者参加弁護士への委 託人員数（司法統計による）	138
資料5-18	被害者参加旅費等の支給の流れ	139
資料5-19	平成25年度被害者参加旅費等 支給業務実績	139

6. 震災法律援助業務

資料6-1	震災法律援助業務と 民事法律扶助業務の比較	143
資料6-2	震災法律相談援助・震災代理援助・ 震災書類作成援助の件数	144
資料6-3	平成25年度震災法律相談援助事件の 事件別内訳	145
資料6-4	平成25年度震災代理援助事件の 事件別内訳	145
資料6-5	平成25年度震災法テラスダイヤル お問合せ内容の内訳	146

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の 対象者及び援助内容一覧	149
資料7-2	平成25年度申込受理件数 （地方事務所別）	151
資料7-3	年度別事業種別申込受理件数	152
資料7-4	年度別事業種別受託業務援助費用	152

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	154
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	155
資料8-3	法テラスの認知度の推移	158
資料8-4	認知者の認知経路の推移	159
資料8-5	平成25年度苦情等受付件数の推移	160
資料8-6	平成25年度苦情等取扱い結果	161
資料8-7	苦情等受付件数の推移	161
資料8-8	日本司法支援センター審査委員会 委員名簿	165
資料8-9	審査委員会議決の内訳	166

法テラス用語の解説

1 法テラス

「日本司法支援センター」の通称。法テラスは「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき設立された。

法的な問題を相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々がくつろげる「テラス」のような場でありたいという意味を込めている。

2 情報提供業務

利用者のお問合せに対して、法テラス・サポートダイヤルや地方事務所をとおして、解決に役立つ法制度や適切な相談機関・団体などに関する情報を、電話や電子メール、面談によって無料で提供する業務。

3 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には裁判などの手続きにかかる弁護士・司法書士費用の立替えを行う業務。

4 国選弁護等関連業務

国選弁護事件及び国選付添事件に関して、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

5 司法過疎対策業務

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む法律サービス全般の提供を行う業務。

6 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やご家族などに対して、法制度の紹介、適切な相談窓口や関係機関・団体のご案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行う。また、刑事裁判に参加する被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の支払。被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

7 震災法律援助業務

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方などを対象として、無料で法律相談を行い、裁判などの手続きにかかる弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

8 受託業務

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託にかかる法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。受託業務を通じて、法テラスは本来業務にとどまらないより広い法的サービスを提供することができる。

9 法テラス・サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。番号は「0570-078374」。平日は午前9時から午後9時まで、土曜日も午前9時から午後5時まで受け付けている。

10 法律相談援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、法テラスの事務所や法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所などで無料の法律相談を受けられる制度。

11 代理援助・書類作成援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続や示談交渉等にかかる弁護士・司法書士費用の立替え（代理援助）、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらう費用の立替え（書類作成援助）を受けられる制度。

12 不服申立て／再審査申立て

代理援助または書類作成援助に関して法テラスの地方事務所長がした決定に対して不服のある申込者、被援助者、受任者等が、地方事務所長に対して不服を申し立てることができる。また、不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人が、理事長に対して再審査の申立てをすることができる。

13 犯罪被害者支援ダイヤル

法テラス・サポートダイヤル^{なくことないよ}では、犯罪被害者支援専用の電話番号「0570-079714」を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないよう心情に配慮しながら、犯罪被害者支援に関する法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

14 常勤（スタッフ）弁護士

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

15 契約弁護士／契約司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助契約、国選弁護契約、国選付添契約、国選被害者参加弁護士契約を結んでいる弁護士、民事法律扶助契約を結んでいる司法書士。

16 地方事務所／支部／出張所／地域事務所

法テラスは全国に事務所を設置している。地方事務所は、地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。支部は、人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。出張所は、民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。地域事務所は、弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、スタッフ弁護士が常駐する。

17 被災地出張所

東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島に設置された臨時出張所。7か所の出張所はいずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域におかれ、車内で相談できる移動相談車両（法テラス号）を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

18 国選弁護制度

刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度。

19 国選付添制度

少年事件（一定の重大事件等）において、裁判所の職権により弁護士を付添人として選任する制度。

20 被害者参加制度

一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度。

■ 法テラスの概要

(1) 設立

日本司法支援センター（通称：法テラス。以下「法テラス」という）は、司法制度改革において制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

日本の社会は、主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動を調整する「事前規制型」社会から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果生じた紛争については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。法テラスは、こうした社会の変化に伴って「法による紛争の解決」が一層重要になることから、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現することをめざして設立されたものである。

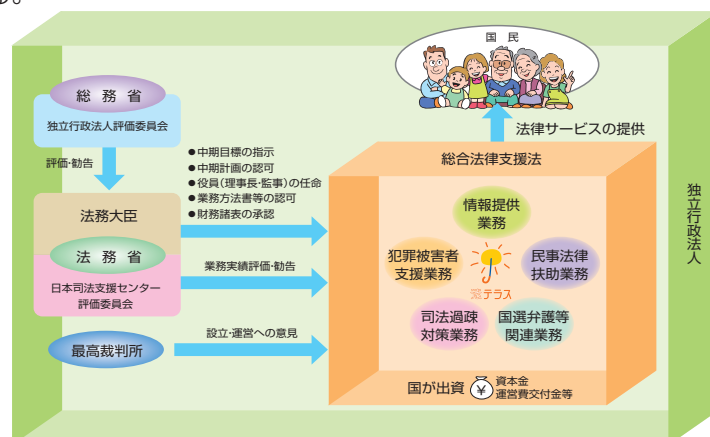
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という）で業務を開始した。法テラス設立当初は国民の認知度が低かったものの、年を追うごとに国民に広く知られるようになり、平成26年3月には、サポートダイヤルに対する電話によるお問合せ件数が、業務開始以来の累計で238万件を超えるなど、法テラスは国民の身近な存在になっている。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公共的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与する仕組みを採用しており、独立行政法人そのものではないため、名称中に「独立行政法人」という文字が用いられていない。

業務の運営に関しては、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定したうえで、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称：法テラスの由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) おもな業務

法テラスの行うおもな業務は、①総合法律支援法第30条第1項及び②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)(平成24年4月1日施行)において次のように規定されている。

①総合法律支援法第30条第1項の業務

ア 情報提供業務【49ページ：1. 情報提供業務 参照】

法的問題の解決に役立つ法制度や、適切な相談機関・団体等に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等によるお問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務【65ページ：2. 民事法律扶助業務 参照】

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

ウ 国選弁護等関連業務【95ページ：3. 国選弁護関連業務 参照】

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務【113ページ：4. 常勤弁護士に関する業務 参照】

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務【125ページ：5. 犯罪被害者支援業務 参照】

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務 【141ページ：6. 震災法律援助業務 参照】

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(法テラス震災特例法)に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務 【147ページ：7. 受託業務 参照】

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(4) 事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国109か所に事務所を設置している（平成26年3月31日現在）。事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と、北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に3か所（上野、池袋、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所を置く。宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙）に設置している。

④地域事務所

弁護士・司法書士が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成25年度末時点で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、平成25年度は、鹿児島に1か所（徳之島）を新たに設置。一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（33か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選 地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例:法テラス東京	法テラス△△ 例:法テラス多摩	法テラス△△ 例:法テラス上野	法テラス△△ 例:法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般(有償による法律相談・事件の受任も含む)	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川)、川越(埼玉)、松戸(千葉)、沼津・浜松(静岡)、三河(愛知)、阪神・姫路(兵庫)、北九州(福岡)	東京に3か所 大阪に1か所 宮城に3か所(震災対応) 岩手に2か所(震災対応) 福島に2か所(震災対応) 上野・池袋・八王子(東京)、堺(大阪)、南三陸・山元・東松島(宮城)、大槌・気仙(岩手)、二本松・ふたば(福島)	33か所 江差・八雲(函館)、八戸・むつ(青森)、宮古(岩手)、会津若松(福島)、秩父(埼玉)、牛久(茨城)、下田(静岡)、佐渡(新潟)、可児・中津川(岐阜)、魚津(富山)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田・西郷(島根)、須崎・安芸・中村(高知)、杵岐・五島・対馬・平戸・雲仙(長崎)、鹿屋・指宿・奄美・徳之島(鹿児島)、延岡(宮崎)、高森(熊本)、宮古島(沖縄)	4か所 熊谷(埼玉)、下妻(茨城)、松本(長野)、佐世保(長崎)

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費でまかなわれている。

しかし、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助の利用者からの償還金の確保や、広く一般の方から寄附金を募るなど、自助努力も行っている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運営費交付金	15,542	16,554	16,402	12,836	15,507
国選弁護人確保業務等委託費	15,548	14,793	15,445	15,686	16,429
合計	31,090	31,347	31,847	28,522	31,936
対前年伸び率	18.65	0.83	1.60	△ 10.44	11.97
※平成 25 年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に減少した要因は、未使用の運営費交付金を平成 25 年度の収入金として計上していることなどによる。					

【参考】

(単位：百万円、%)

政府予算のうち一般歳出	53,454,231	53,565,978	50,962,808	53,816,061	56,293,834
一般歳出のうちその他事項経費	5,196,824	5,053,948	5,422,503	5,831,764	5,976,680
「その他事項経費」の対前年伸び率	2.62	△ 2.75	7.29	7.55	2.48
※ 1 「その他事項経費」とは、政府予算における経費別の分類の一つであり、法テラス予算はこの「その他事項経費」に分類されている。					
※ 2 平成 23 年度及び同 24 年度について、地域自主戦略交付金等（平成 23 年度 512,025 百万円、同 24 年度 832,895 百万円）を、平成 25 年度及び同 26 年度について、沖縄振興交付金（平成 25 年度 161,311 百万円、同 26 年度 175,881 百万円）を除いている。					

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入					
運営費交付金	12,903	15,542	16,554	16,147	12,836
事業収入（民事法律扶助償還金等）	10,390	11,141	11,394	10,853	10,663
補助金等収入	244	149	84	65	79
受託事業収入	14,315	16,451	17,150	17,465	17,446
その他事業外収入	1,673	541	1,342	3,789	5,676
計	39,526	43,824	46,525	48,319	46,701
支 出					
民事法律扶助等事業経費	17,979	19,085	17,987	17,914	17,666
受託事業経費（国選弁護人確保事業）	12,628	14,786	15,323	15,405	15,200
受託事業経費（日本弁護士連合会等委託事業）	1,687	1,665	1,827	2,060	2,246
その他人件費等経費（受託事業に係るものを除く）	6,009	7,120	7,729	7,397	8,083
計	38,302	42,656	42,866	42,776	43,195

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

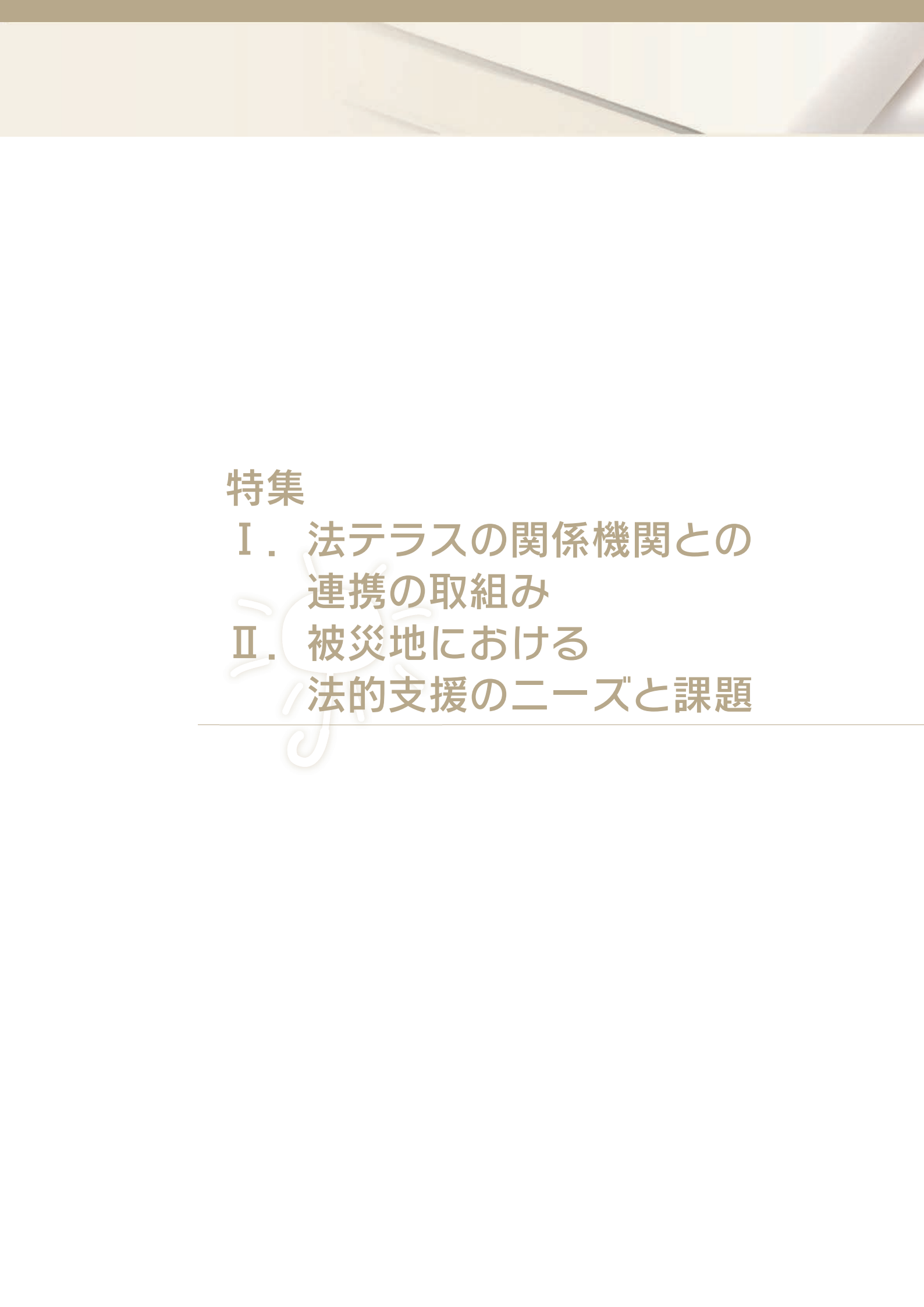
収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
	補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金		その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他事業外収入	講演料など事業外の収入			

■ おもな業務の概況

平成21年度から5事業年度における各業務の概況は次のとおりである。

業 務	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
情報提供業務					
サポートダイヤルへのお問合せ件数・電話	377,267 件	350,654 件	321,781 件	308,825 件	298,889 件
サポートダイヤルへのお問合せ件数・メール	24,574 件	19,470 件	17,553 件	18,934 件	14,599 件
サポートダイヤルお問合せ件数・合計	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件
地方事務所お問合せ件数	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件
民事法律扶助業務					
受任予定者契約弁護士数	13,401 人	15,037 人	16,570 人	17,863 人	19,159 人
受託予定者契約司法書士数	5,090 人	5,617 人	6,065 人	6,355 人	6,714 人
法律相談援助件数	237,306 件	256,719 件	280,389 件	271,554 件	273,594 件
代理援助件数	101,222 件	110,217 件	103,751 件	105,019 件	104,489 件
書類作成援助件数	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,441 件	4,620 件
国選弁護等関連業務					
国選弁護人契約弁護士数	17,620 人	19,566 人	21,259 人	22,550 人	24,055 人
被疑者国選事件受理件数	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件
被告人国選事件受理件数	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件
国選付添人契約弁護士数	5,675 人	6,564 人	7,701 人	8,703 人	9,637 人
国選付添事件受理件数	550 件	423 件	469 件	419 件	445 件
常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	200 人	217 人	220 人	233 人	246 人
司法過疎地域事務所の設置数	26 か所	29 か所	31 か所	32 か所	33 か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤルへのお問合せ件数	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件
地方事務所へのお問合せ件数	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件
被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件

業 務	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
震災法律援助業務 (平成 24 年度業務開始からの実績)					
震災法律援助契約弁護士数	—	—	—	2,387 人	2,681 人
震災法律援助契約司法書士数	—	—	—	1,017 人	1,124 人
震災法律相談援助件数	—	—	—	42,981 件	48,418 件
震災代理援助件数	—	—	—	2,699 件	2,267 件
震災書類作成援助件数	—	—	—	8 件	13 件
受託業務					
中国・サハラリン残留日本人国籍取得支援委託業務援助申込件数	5 件	2 件	10 件	5 件	4 件
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件



特集

I. 法テラスの関係機関との
連携の取組み

II. 被災地における
法的支援のニーズと課題

特集Ⅰ 法テラスの関係機関との連携の取組み

総合法律支援法では、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」ため、法テラスの業務として、地方自治体をはじめとする関係機関との連携の確保・強化を、同法第30条第1項第6号によって規定しています。

法テラスにとって関係機関とは、人々が法テラスの制度やサービスを知る経路のひとつであり、全国に法的支援を広げる取り組みのパートナーです。法テラスの行った被災地ニーズ調査においても、人々の潜在的なニーズを顕在化させ解決に導

いていくには、関係機関との連携が最も重要であることが明らかになっています。

今回の特集では、法務省、自治体、研究者等をまじえた座談会を開催し、法テラスの連携業務の現状と課題、今後の法テラスへの期待について語っていただきました。

あわせて、法テラスが関係機関との連携をどのように進め成果を上げているのか、法テラス地方事務所、法律事務所の取組み事例をとおして紹介します。





座談会

さまざまな関係機関とつながり、
法的支援の充実をめざす

出席者（敬称略。役職は当時のもの）

松本 麗（法務省大臣官房司法法制部参事官）
永由 義広（新宿区高齢者福祉課課長補佐）
川副 正敏（法テラス福岡所長）
織田 貴子（法テラス愛知事務局長）

村山 勇輔（法テラス東京法律事務所スタッフ弁護士）
吉岡すずか（桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授）

司 会

相原 佳子（法テラス本部事務局長）

於 平成26年8月25日 法テラス本部会議室

ネットワークの要としての 法テラス、その連携業 務の現状

○**司会**（相原事務局長） 司会を務めます本部事務局長の相原です。本日は関係機関との連携について多方面からのお話をう

かがいます。最初に、簡単な自己紹介と法テラスとの関わり、特に連携業務との関わりをお話してください。

○**松本参事官** 法務省大臣官房司法法制部参事官の松本です。平成19年7月から約2年9か

月間、法テラスに出向し、常勤弁護士総合企画課長を務めました。今回の議論の前提となる考え方を承知していますので、最初にそれを少し紹介しましょう。

法テラスは「司法ネット構想」から生み出されました。これは、

人々の司法システムの利用を妨げている各種のアクセス障害を解決する中心的な機関として法テラスを創設し、全国どこでも紛争解決に資する情報やサービスを受けることができるような社会にしようというものです。そして、法テラスだけの力では限界があるところは、弁護士会や地方公共団体などの関係機関と連携協力を図り、ネットワークを作ることでこれを実現しようというものでした。現在のことをお話ししますと、法務省でも、たとえば法テラスの第3期（平成26～29年度）中期目標で、関係機関との連携強化や司法ソーシャルワークの実践を課題として挙げていますし、関係省庁連絡会議という連携の基礎となる中央レベルの会議を主催しています。

○**川副所長** 平成23年から法テラス福岡の所長をしています。福岡における連携の現状を報告します。

まず、地方協議会の持ち方について。毎回テーマを決めて分科会を作り、そこで福祉、行政、警察、司法などの各々の立場から問題点と解決の道筋を検討し、この結果を全体会で基調報告やパネルディスカッションなどの方法で反映する方式をとっています。

次に、日常的な関係機関との連携として3つの活動を紹介します。第一は、「ふくおかリーガルエイドプログラム」です。

これは、福岡市の各福祉事務所と連携し、生活保護受給者の方たちのための巡回法律相談を行うものです。ケースワーカーが法的支援の必要があると判断した場合に、利用者を福祉事務所などに案内し、ケースワーカーも同席して弁護士の相談を受けます。相談者には情報開示の同意書を出していただき、相談内容に関する情報を共有します。そのことが以後のスムーズな法的支援や就労・生活支援などに役立っています。

二つめは、地域包括支援センターとの連携による高齢者・障がい者に対する出張法律相談です。これは、自分から法テラスにアクセスするのが困難な高齢者・障がい者に代わって、まず地域包括や介護事業所などの専門職員が法テラスに連絡し、法テラスの職員がその内容を取次票にまとめ、弁護士に回付します。担当弁護士は折り返し専門職員に電話で事情を確認して、一般的な解決方法を提示します。このシステムを「弁護士ナビ」と称しています。その結果、

必要と判断すれば弁護士が本人のところに出向いて出張相談を行い、その際専門職員にも同行いただくようにしています。

三つめは、福岡保護観察所との連携です。保護観察中の人を対象とするもので、保護司や保護観察所職員が相談内容を整理したうえで予約をし、弁護士が保護観察所で法律相談を実施する仕組みです。この支援の中には、被害弁償の申し出や折衝も含んでいます。

○**織田事務局長** 法テラスには設立当初から在籍しており、法テラス岐阜事務局長を経て、現在愛知で事務局長をしています。

岐阜の経験からお話しします。岐阜では関係機関の職員でも弁護士には会ったこともないという人がいらっしゃる地域もありましたので、まずスタッフ弁護士とともに出向いて、関係機関の研修の機会にそもそも法テラスとは何なのか、スタッフ弁護士の役割は何かといった業務説明をきめ細かく実施しました。そうすると、支援が必要な具体的な事例相談が自然と出て

■ 松本 麗

法務省大臣官房司法法制部参事官



きて、そこから弁護士、関係機関の担当者、ご本人といった連携が少しずつできていきました。地方協議会においてもこれを広げる形で弁護士の少ない地域に出かけて行って行うといったスタイルをとっていました。

ほかに、岐阜県では平成24年度から2年にわたって「岐阜法教育プロジェクト」が実施されました。学校現場での「法教育」を1年間、2年間といったスパンで長期的、計画的に行うものでした。法教育に法テラスがどう関わるかは悩ましいところがありますが、スタッフ弁護士がエリアを絞って出張授業から始めよう取り組みました。

愛知では、昨年度前任の事務局長が中心となって関係機関との連携を通じて司法ソーシャルワークをやろうと、愛知のほとんどの市町村26市1町を回り業務説明を行いました。弁護士会や司法書士会の高齢者・障害者支援のチームと一緒に説明会を行い、名古屋や岡崎などの大きな街では地方協議会において分科会に近いグループディス

カッションも行っています。現在はそこから進んで、出張相談のルールを作り、実施に着手したところです。岐阜と比べ愛知は人口規模が大きく、スタッフ弁護士だけでカバーするのは無理なので、弁護士会や司法書士会をまきこんだシステムづくりが大事だと考えています。

○**村山スタッフ弁護士** 現在は法テラス東京法律事務所に所属しています。その前の3年間は法テラス埼玉法律事務所にいきました。

まず、埼玉では、各地の福祉事務所に出張して定期的に、あるいは不定期に法律相談会を実施する活動に関わっていました。これは、生活保護担当のケースワーカーが生活保護受給者に法テラスを案内してもなかなか相談場所には足を運んでももらえなかったところを、「それなら福祉事務所で出張相談会をやれば良いのでは」と考えたのが始まりだったと思います。いまは法テラス地方事務所が福祉事務所を相談場所に指定し、埼玉弁護士会の貧困問題対策本部に相

談担当弁護士を派遣していただき、スタッフ弁護士は福祉事務所・弁護士会・法テラス地方事務所の連絡窓口として企画や調整をする、という役割分担ができています。

次に、東京での活動ですが、主にふたつの取組みがあります。ひとつは、「ホットライン」と呼んでいて、関係機関への電話による情報提供の仕組みです。生活保護担当ケースワーカー、地域包括支援センターの職員、病院等に勤務する精神保健福祉士などから来る電話での問い合わせに、法テラス東京のスタッフ弁護士が日替わりで対応しています。対応方法としては、情報提供だけで終わる場合もありますし、必要に応じて弁護士会をご案内したり、出張相談をしたり、それを経て民事法律扶助を利用して受任する場合があります。

もうひとつは、地域包括支援センターとの協働です。永由さんの報告と重なると思いますが、新宿区の各地域包括支援センターを週1回ペースで巡回し、1回4時間程度、センターに滞在し、高齢者の抱える法的問題について、打合せやケース会議に同席したり、訪問に同行するなどしています。ここでも必要に応じて弁護士会をご案内するケースや、民事法律扶助を利用して受任となるものがあります。

○**永由課長補佐** 新宿区高齢者



■ 永由 義広
新宿区高齢者福祉課課長補佐

福祉課で課長補佐を務めています。私ども高齢者総合相談センターでは、介護予防、ケアマネジメント支援、権利擁護、総合相談の4つの業務を柱としています。新宿区では平成22年度から当センターの職員を倍増し機能強化を図りました。現在の課題は、機能強化した職員の資質を高めることと、9か所の高齢者総合相談センターの標準化を図ることです。特に、新宿区はひとり暮らしの高齢者が多く、しかも複雑な福祉的課題を抱えていることが多いのです。そのような時に法テラスからお話しがあったので、平成25年9月から試行的に弁護士を派遣してもらい、訪問相談・会議・打ち合わせなどに関わってもらいました。その結果、当方の福祉的支援と弁護士による法的支援の両側面からの迅速かつ一体的な対応、いわゆるワンストップ機能によるいくつかの具体的な成果もあげることができました。4月（平成26年）からは新宿区と法テラスが正式に協定を結び、本格実施しています。

○**司会** 私から法テラス本部における関係機関との連携の取組みを簡単に紹介します。本部では、中央官庁特に厚労省との連携に力を注いでいます。厚労省は地域包括支援センターなどを所管していますが、厚労省の担当者レベルでも法テラスのことをよくご存じないというのが実態です。そこでこの間、数回に

わたって老健局や社会・援護局が行っているケースワーカーや就労支援員などを対象とした全国規模のセミナーに、スタッフ弁護士などが出向いて業務説明や事例紹介をするという活動を行っています。

次に、先ほども報告された地方協議会ですが、これは関係機関との連携の重要な取組みのひとつです。全国各地で事務所の規模や地域の実情に対応しているいろいろと工夫し、実施しています。その中には、エリアを区切り、複数回にわたって関係機関の直接の担当者が集まって行うということも出てきています。本部では、各地の活動を集約しアーカイブの形でとりまとめ、全国の先駆的な事例が共有できるようにしています。

関係機関に飛び込んで行ってはじめて有機的につながる

○**司会** ここで、これまでの関係機関との連携の現状などについて吉岡先生と松本参事官からコメントをいただけますでしょ

うか。

○**吉岡教授** 桐蔭横浜大学の吉岡です。専門は法社会学です。法テラスについては、地域社会における法的サービスの需要と供給構造などといったことを、フィールドワークを中心に研究を進めてまいりました。何点かお話ししたいと思います。

第一は、司法ネット構想の意義は、法的サービスの提供をネットワークの構築を通じて行うという考えを含んでいたことです。司法ネットという言葉は、その後、総合法律支援という言葉に変わりましたが、基本的なコンセプトには変わりはないと考えています。

第二は、法テラスにおける連携業務の意義についてです。法的支援は最終的には裁判所に代表される公的法システムによって供給されるものですが、トラブルに直面した人にとっては、弁護士、司法書士などの法的サービスが重要であったり、地域社会によって提供される専門的、非専門的、民間、非営利といったさまざまなサービスもま

■ 川副 正敏
法テラス福岡所長



た重要になったりするものです。わが国では、行政による法的支援が充実しているといわれています。このような状況下で、総合法律支援法で情報提供業務と連携の確保・強化業務が定められ、これまで各機関が縦割りに行っていたもののネットワーク化が法律上でも定められた意義は大きいと思います。

第三は、法テラスの関係機関との連携の特徴についてです。ひとつは、スタッフ弁護士による連携です。設立当初の先駆的で限られた地域での実践から次第に全国各地で、地域の状況であるとか、スタッフ弁護士個人の資質や問題意識に応じて、さまざまなパターンで非常に活発に実践が積み重ねられてきています。新宿の例もそのひとつですが、高く評価できるものです。他方、福岡や愛知などの例が報告されましたが、地方事務所による連携活動も顕著な進展が見られます。スタッフ弁護士による連携は個人の資質などに依存する側面がありますが、地方事務所による連携は組織としてこ

れを克服しうる部分があります。このような地方事務所における連携は、いくつかの利点があります。ひとつめはスケールメリットです。スタッフ弁護士個人が行うものと比較するとよりダイナミックな活動形態がとれます。組織間の連携という側面でもスムーズに行く場合が多いです。法テラスの認知度の向上という意味でもメリットがあることがうかがわれます。二つめは、人的依存が緩和されることです。法テラス高知では、キーパーソンが異動した後も、分科会スキーム（30ページ：事例3参照）が機能しています。キーパーソンの異動をどう克服するかは大きな課題ですが、地方事務所とスタッフ弁護士が共同で行う連携は、その克服の可能性に大きな示唆を与えていると思います。三つめは、地方事務所が行う連携は、連携の維持、再生産の促進が図られやすい特徴があります。これを可能にしているのは事務局のサポートが見込めることにあります。連携には、事務連絡、広報など多様な

活動が必要ですが、これらを事務局が担うことでスタッフ弁護士との適切な役割分担も可能になります。

○**松本** みなさんの報告をうかがい、法テラスの事務局職員やスタッフ弁護士が、実際に関係機関に飛び込んで行ってはじめて有機的につながっていく、連携が連携を呼ぶという様子がわかりました。法テラスがつなぐことで、法テラスと関係のなかった弁護士、司法書士までもが、「そういうところにニーズがあるのか」と気づく、また、福祉機関やさまざまな方とつながっていく。法テラスがお声をかけることで、連携がどんどん広がって、総合法律支援法が求める「全国あまねく法の光を」という目標に向けて徐々に進んでいるのだと感じます。日本の司法も捨てたものではないなという実感を強く持ちました。

これまでの積み重ねから 見えてきた問題点と課題

○**司会** 連携を進めるうえでの問題点、課題についてお話いただけます。

○**川副** 3点申し上げます。まず関係機関との連携の進め方についてです。ご紹介した連携事業の特徴は、受任率が一般法律相談の25%に対して、倍の約50%と高いことです。福祉関係の専門職員の方々が、本人の抱えている問題に気づき、整理して法テラスに持ち込み、弁護



■ 織田 貴子
法テラス愛知事務局長

士などと情報共有したうえで、支援を進めていますから、お互いに事件解決の道筋がよくわかる。そのことがこのような高い受任率になっていると思います。ただ、福祉関係者は本人を自立させるため情報共有にとっても積極的ですが、法律家は守秘義務を優先せざるを得ません。これは難しい問題ですが、本人の利益、主体性を最優先しつつも、情報を共有するというのは不可欠だと思っています。そして、このような微妙な問題を含めて共通認識を確保するには、関係機関ときちんとした信頼関係を構築し、維持することが重要です。福岡では、ケースワーカーの研修会、地域包括支援センターとの意見交換などに、スタッフ弁護士や職員だけでなく、主担当の副所長を決めて、執行部が分担して参加するようにしています。

次に担い手の確保です。福岡では、この間試行ないし市場調査・マーケティングとして、法テラスの執行部やスタッフ弁護士などが中心になって実践を積み重ねてきました。その結果、今後大きく需要が伸びる可能性があることが確認できました。そこで、広く一般契約弁護士等の参加により事業を拡大することにし、弁護士会に働きかけました。会員の一部に法テラスへの警戒感があったりして難航し、約3年かかりましたが、この度、弁護士会から協力弁護

士名簿を提出してもらえることになりました。

最後にワンストップ体制の確立についてです。関係機関から持ち込まれる案件が資力要件を満たさないケースでも、弁護士会や司法書士会などが実施している各種法的援助事業の相談、受任に直接スムーズにつなぐ方策が必要です。外線転送の拡大や先ほどの「弁護士ナビ」のようなシステムを相互につくることがとても重要で、これは関係機関の方からも強く求められています。

○織田 愛知では、弁護士会の高齢者委員会と協議して進めています。特に出張法律相談は法テラスでも受け皿になりますが、弁護士会も高齢者を対象としている出張法律相談をやっているの、そちらと連携して相談を実施し、代理が必要な案件になる場合には持ち込んでもらうといった流れがだんだんできています。弁護士会などからは、報酬が低いとか、追加支出の範囲が狭いとか、いろいろなご意見をいただいています。ただ、

制度設計はそんなに簡単には変わらないので、現実に運用するところでどうするかの手すりあわせを毎日のようにやっているのが現実です。

○村山 現場で感じる課題として、一つは、当事者、親族、関係機関の利害が対立する、あるいは対立しそうな場合にどう対処するか、というのがあります。当事者と親族との対立なら、当事者を擁護する立場から外れないでいることは比較的やりやすいと感じますが、当事者と関係機関とが対立する場合もあります。この場合も、スタッフ弁護士は基本的に当事者を擁護する立場から外れないでいたいのですが、そうすることが連携関係を構築・維持していくうえで障害となりはしないかと感じることもあるのです。東京のように弁護士の多い地域であれば、関係機関との連携を担う弁護士と関係機関を相手方とする当事者の権利擁護を担う弁護士とを分ける、つまり役割分担することも可能かもしれませんが、こういった役割分担が困難な地域も

■村山 勇輔

法テラス東京法律事務所
スタッフ弁護士



あろうかと思います。もう一つ、課題というか、自分自身が気をつけなければと感じていることなのですが、関係機関との連携が当事者を支援していくうえでたいへん有効である反面、連携ばかりに目が行ってしまい、当事者の意思やプライバシーが見落とされていないかと考えることがあります。たとえば、客観的に見て不利益なことを当事者自身が希望していて、関係機関がそれに反対しているときに、その当事者の希望にまったく耳を貸さなくてよいのだろうか、と悩んだりします。

○永由 村山先生の提起された問題でいうと、私どもとしては、仮に法律問題が解決したからといって、その人がその後幸福に暮らせるのかということが課題として残り、そこに福祉の視点が必要ではないかということがあります。たとえば、息子による年金搾取のようなケースで成年後見人を付けたとしても、その後の親子関係はどうしたら良いのか、息子も高齢の場合はどうかなど、法的解決とは別にその

親子の生活、生き方を私どもとしては考えざるを得ないのです。

○司会 お話しいただいた課題、問題点について、吉岡先生、松本参事官はどのように受け止められましたか。

○吉岡 最も印象に残ったのは、「ふくおかリーガルエイドプログラム」の受任率が一般に比べ2倍になっていることです。これは、ケースワーカーが持っている機能とそこに接続する効果をうまく生かしたプログラムであることを示していて、地方事務所の連携活動のスキームとして今後も注目していきたいと思います。また、担い手の確保の点も重要です。弁護士会との関係が非常に難しいのは承知しておりますが、織田さんもおっしゃいましたが、ていねいに積み上げていかれたらよいと思います。

村山先生から司法と福祉の理論的な支援のスタイルの違いについての論点が提起されましたが、これは今後法テラスが「司法ソーシャルワーク」を進めるうえで組織としてしっかりと検

討される必要があるでしょう。難しい問題だとは思いますが、むしろこの8年間で相当の実績を残したからこそこのような問題についても検討すべき段階にきているといえるのかと思います。

○松本 みなさんがおっしゃった課題というのは、連携が本格化してくると、具体的な経験の中から課題が浮かび上がり、それをクリアすると次の課題がみえてくるということなのだろうと思います。

村山先生がおっしゃった連携の中での利益相反の問題は、法律家、法テラス職員、福祉の方それぞれなりのけじめの一線というものがあるはずで、今は連携が始まったばかりなのでその一線がどこなのかを探っている段階なのだと思います。これは経験や実績を積み重ねていく中で時間が解決してくれるというところもあるのではないのでしょうか。

また、法テラスのやろうとしていることが、実は弁護士会や司法書士会がやってきたことと重なっていて、当初はかけ離れているようにみえても、いろいろとすり合せをすると実際はずれておらず、織田さんが言われていたように、棲み分け、役割分担ができますねということになる、実務の中で解決策が見つかるということもあるかと思います。



■吉岡 すずか
桐蔭横浜大学大学院
法務研究科客員教授

今後の取組みと法テラスへの期待

○**司会** 法テラスへの期待、今後の取組みについてお話しください。

○**川副** 超高齢社会、格差社会の深まりの中で、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対する法的支援を充実するためには、司法が福祉などの機関と連携、協働することがわが国のリーガルエイドの中核として位置づけられるべきです。そのような観点から法テラス本部には次のことをお願いします。

ひとつめは、日弁連、日司連との間でこのようなリーガルエイドのあり方について共通認識を確立し、単位会にも浸透させてもらいたいと切に願います。

二つめは、福祉機関などとの恒常的な連携や非採算事件の受任、福祉的活動への対応、そのノウハウの確立などの面で、スタッフ弁護士の役割は極めて重要かつ不可欠です。スタッフ弁護士の採用、研修、情報提供、地方事務所執行部との連携、さらには弁護士会の関係委員会での積極的活動を保障し、奨励すべきです。

三つめに、一般契約弁護士等がこうした活動に参加しやすい環境づくりです。特に、専門職員との協議など、福祉との連携に要するさまざまな活動への対価を含めて、報酬体系を見直さなければならないと思います。

最後に職員の問題です。現場

における連携のつなぎ役として、法テラスの地方事務所職員の役割は大変に重要です。たとえばソーシャルワーカーの資格を持つ常勤職員など、福祉に習熟した職員の採用、養成、研修、配置が必要だと痛感しています。

○**織田** 本日、さまざまな立場の方の見方がわかり、何とかしていきたいという共通認識をひしひしと感じました。それを軸に試行錯誤をやるしかないという気持ちになりました。個別事案の解決はもちろん、それとはまた別に情報提供や法制度の説明など広く人々に知っていただくツールのところで、今後工夫をしていく余地があるなと思いました。

○**村山** 埼玉の出張相談については後任者が引き継いでくれており、いまは対象となる市町村を拡大中と聞いています。東京のホットラインについては、地域ごと、月ごとに利用数の波があるので、さらに利用しやすく工夫する必要があると思っています。最後に、地域包括支援センターとの協働の中では、「客

観的には何らかの支援が必要だけど本人にそれを受け入れる気持ちがない」というケースの相談をよく受けるようになりました。これは、紛争が熟する前の早期の段階でご相談いただけるようになってきた成果だと感じます。ただその一方で、弁護士は代理人でもなく、裁判所から選任された後見人でもないとなると、思うように動けません。それでも本人のために何らかの法的支援をしなければいけないというとき、どのような形でお役に立てるのか、この点をきちんと整理して対応できるようにしていければいいのかなと思っています。

○**永由** 福祉の現場で弁護士の方と関わる機会は稀でしたが、法テラスは公的な機関でもありますので、私ども行政としても連携しやすい。他の自治体から「新宿はいいね」などといわれています。法的な支援を必要とする人は増えています。法テラスが、新宿区との連携のようなことを全体に広げるのか、自治体からいえば法テラスを受け皿

■相原 佳子
法テラス本部事務局長





のひとつとして考えてよいのかというところの展望、土台を作っていただけるとありがたいです。

○吉岡 ネットワーク研究においてはネットワークはもともと動的なものですので、その形成、変容というプロセスを測定するのが難しいといわれています。ですから、法テラス高知において人的異動があってもネットワークがうまく機能していることに非常に関心を持ちました。全国組織である法テラスは、各地のネットワークの実践例と経年変化を集約し、そのノウハウを広く社会に公開したりモデルを開発するなどして、地域社会におけるネットワーキングをコーディネートしていく、そういう可能性を持っていると思います。

ところで、わが国では弁護士都都市部への集中、偏在が顕著で、地域によってリーガルサー

ビスの環境が大きく異なっています。今日紹介された福岡、愛知、岐阜や高知などの成果をもっと法テラス内部で共有したり、モデルを開発したりということがされてもいいのではと思います。スタッフ弁護士の活動にも同様なことがいえますので、特に困難な状況や試行錯誤の末に生まれたようなものはもっと内部で共有したらよいと思います。また、法テラスは現場の職員とさまざまな出身団体からの出向者によって運営されていますが、それが独創的なアイデアを生み出す母体となっています。出身によって身につけているカルチャー、見立てやフレームワークが異なるのですが、そういったものが結集して、困難な状況を切り開いておられるので、そのような点を大事にされたいのではないかと思います。

○松本 いくつか課題も提示されましたが、それらは基礎的な連携を組み上げたうえでの応用編であり、連携を始めたばかりであったり、まだ踏み出せない方たちにとって、それが重くのしかかるものであって欲しくない、始める前から無理だと諦めないでいただきたいと思います。私のような少し離れた立場から見ますと、大きな連携のうねりが動き出しそれが周りに影響を与え始めていると感じます。法務省としても、中央レベルでの連携に参加し、それが地方にも広まっていくことで、各地の連携のバックアップや推進力になればうれしく思います。

○司会 本日は貴重なご意見をいただきどうもありがとうございました。

以上

特集Ⅰ 取組み事例の紹介

事例1

DVD「こんな時、まずは法テラスへ

—法的救済への道のりが遠い人々への支援— 法テラス札幌

◎高齢のタキさん主役のアニメーションDVD

78歳のタキさんが機転を利かせ、日常の中で出会う高齢者をターゲットにした「母さん助けて詐欺」「押し買い」などの手口に対処していく、ストーリー仕立てのアニメーション映像を収録したDVD。法テラスでは、平成25年度の活動目標に「高齢者・障がい者支援」を掲げており、法テラス札幌は、高齢者支援に携わる福祉関係者などをターゲットに本DVDを作成した。

タキさんに降りかかるあの手この手の詐欺に、視聴者側も「自分もだまされるかも」という不安感をかきたてられる。雨のように降ってくる「〇〇詐欺」の文字から、「こんな時は、法テラスへ電話してください」と法テラスのロゴである黄色い傘が守ってくれるシーンは印象的だ。

18分という映写時間は、口頭説明や質疑応答を加えても1時間程度のコンパクトな業務説明会に収まるようにと設計されている。

◎法テラスをわかりやすく印象づける

法テラス札幌が毎年開催する関係機関協議会（地方協議会）では、参加団体から「法テラスをどう活用したらよいのか」といったベーシックな質問が頻出していた。資料を作っても質問の手があがる。また、会議そのものへの参加者数が減ってきていた。

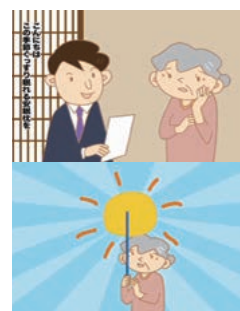
そうした中、関係機関へのアンケートや聞き取りから、まだまだ法テラスについて知られていないことや、地方協議会で説明しても参加した担当者レベルで情報がストップしていることがわかってきた。これまでの文字情報に頼った説明ではなく、参加者にビビッドに「法テラスはなんだか見えそう」

と印象付けることが必要なのではないか。そこから「わかりやすく」「効率的に伝える」伝え方を工夫することへ結びついた。

◎連携への第一歩

本DVDを使った業務説明会を行ってから、内容に対するアンケート評価で95%が「とてもよかった」と回答している。特にケースワーカーや福祉職の方からの反応がよい。連携へのスタート地点は、イメージをつかんでもらえること。ここから具体的な連携への第一歩がはじまる。上映後は多数の参加機関から個別の業務説明会の要望が寄せられた。また、高齢者向けの「振り込め詐欺防止」のポスターに法テラスの名前を入れさせてほしいと北海道警察からのリクエストもある。

DVDに戻ろう。タキさんは、将来に備えて成年後見について相談するため、法テラスの出張相談を利用することにした。地域に埋もれたニーズを発見するには、福祉職など関係機関の人たちとの連携が必要だ。DVDはこう締めくくる。「どうつながりかわからない…それも含めてまずは法テラスにお電話ください。関係機関・団体からのご相談をお受けします」。



事例2

「出張協議会」で人々の法的ニーズをキャッチ —法テラス鳥取

◎アウトリーチ型地方協議会

法テラス鳥取では、平成24年から年3回、県内の町を対象に、法テラスが出張して行なう「出張協議会（地方協議会）」を開催している。4年をかけて県内14町すべての町で開催する予定だ。

以前の協議会は、年1回鳥取市または米子市を会場に、県全体を対象に参加者を募る形で行っていた。しかしながら関係機関の参加は必ずしも積極的ではなかった。背景には、法テラスの名は知っていても利用するメリットが理解されていないことがあった。鳥取県は人口約60万人、町村部に弁護士は不在だ。町の大半が山間部にあり、面積が広く、交通の便はよいとはいえない。法テラスから片道3時間弱かかる町もあり、法テラスの情報は行き届きにくかった。

協議会は、担当者をとおして人々の、さらには担当者自身の法的ニーズをキャッチできる貴重な機会だ。この機会を生かす実効性のある協議会の開催が必要だった。そこで企画したのが、法テラスが直接出かけて担当者と出会い、法的ニーズに関する提案に結びつけるアウトリーチ型の地方協議会「出張協議会」だ。

◎協議会の中で法的ニーズが顕在化

出張協議会の開催は、福祉部門などの担当窓口に対する電話営業から始まる。資料を送り、法テラスの説明や開催の意義などを理解してもらうまでに5、6回のやり取りを経る。やり取りをとおして、出張法律相談や福祉分野での弁護士の利用などに関心を持つ担当者も多い。

会場の提供、参加者の募集は町側に担当してもらう。開催テーマは、担当者が関心を持っている内容を設定しており、最近は高齢者・障がい者支援への関心が高いという。

協議会においては、テーマに沿いながら業務の

説明、スタッフ弁護士による事例紹介と展開する。質疑応答では、「こんなことも聞いていいんだ」と、質問や意見がどんどん出され、時間が足りないこともしばしばだ。県西部での協議会では、西部地域に法テラスの拠点がないことで不便を感じるなどの意見がよく出される。まさに支援の現場での悩みや疑問が、法的ニーズとして顕在化していく。

◎法的支援のネットワークが人々への法的サービスに資する

協議会後は、民生委員向けの研修会の依頼を受けるなど、町や担当者とのネットワークの広がりが生まれてきた。さらなる関係の継続のための取り組みとして、協議会を開催した町では、翌年の法テラスの日（4月10日）に「巡回相談会」を開催する。事前の町内放送や広報誌による周知と、相談会場の提供を町が担う。法律相談担当者の確保と受付などは法テラス職員が行なう。町、法テラスが共催することで、人々は安心して法的サービスを利用できる。

今後は、出張協議会、巡回相談会をとおしてつながった機関との継続的な関係を、どのようにしたら維持できるのか、そのスキーム作りが課題だ。



事例3

課題と強みを共有する「分科会」 —法テラス高知

法テラス高知では、スタッフ弁護士を含めた法律事務所と地方事務所が組織として一体となって関係機関との連携に取り組んでいる。担当者が変わっても途切れない連携体制は、複雑なトラブルを抱えた人への充実した支援に結びついている。

◎ニーズに応じたサービスの提供

法テラス高知の特徴的な取組みとして、4年前に始まった地方協議会の「分科会」があげられる。法テラス高知の地方協議会は、本所がある高知と司法過疎対策事務所が設置されている安芸、中村、須崎の各地で全体会が2年に1度開催され、さらに必要に応じて「分科会」が開催されている。

分科会は、関係機関が課題としているテーマに沿って実施する。たとえば子どもへの支援や高齢者・障がい者への支援、刑事収容施設からの出所者の地域定着支援など、開催前のアンケートで出たテーマに沿って、内容をスタッフ弁護士や事務局長が何度も打ち合わせる。これは参加する関係機関の担当者にとって有益な場にしたいという事務局長の強い思いから始まった。同じ問題を抱える行政や福祉、NPOなど各団体が意見を交わすことができ、それぞれの課題と強みを共有できる場として、有効に活用されている。

また、分科会に出席した関係機関の担当者から、業務説明会の依頼を受けることも多い。事務局長はその機関が抱える悩みをていねいに聞きとり、問題の解決方法をスタッフ弁護士と打ち合わせ、必要に応じて地元の弁護士会など他の団体とも情報交換をしたのち、当日を迎える。

法テラス高知が関係機関のニーズに応じたサービスを提供できるのは、地方事務所と法律事務所が密接に情報交換をしていることが理由のひとつである。

◎途切れない連携の輪

法テラス高知から約500メートルの距離に、犯罪被害者からの相談を受け、裁判への被害者参加の付添支援などを行う認定NPO法人こうち被害者支援センターがある。同センターとの連携制度の確立は、法テラス高知における組織間の連携の代表例である。

それまで、法テラスと同センターの支援を希望する人は、それぞれに問い合わせをしなければならず、相談窓口で辛い経験を何度も話すことによる精神的負担や時間的な負担がかかっていた。その不便さを改善しようと、法テラスはセンターに連携を持ちかけた。それによりセンター職員が問い合わせの内容から、「法的手続きをとることで解決する問題を抱えているか」「法テラスの利用が必要な経済的事情があるか」を判断していただくことで、ワンストップで法テラスにつながる仕組みが確立した。

現在でも、相談事例の検討会や協議会を年に8回開催し、双方の情報を共有することで、途切れない支援を続けることができている。



福祉担当者のための「ダイレクト連携相談ダイヤル」
—法テラス千葉法律事務所

◎無料で、電話で、気軽に情報提供

7名のスタッフ弁護士を擁する法テラス千葉法律事務所は、全国の法テラス法律事務所の中でも弁護士が多い事務所のひとつだ。豊富な人的資源を強みに、福祉機関との連携の取組みに力を入れている。その取組みのひとつが「ダイレクト連携相談ダイヤル」だ。

サービスの対象者は行政や施設などの福祉担当者。担当者が直面する、「これは法的な問題だろうか」「この法制度を支援者にどう説明すればよいだろうか」といった疑問や悩みについて、電話で問い合わせしていただき、スタッフ弁護士が法律専門家として役立つ情報提供を無料で行うサービス。

利用の仕方は、まず専用ダイヤルに電話していただく。法テラス千葉法律事務所職員が受電し問い合わせ内容を聞き取る。その後3営業日程度でスタッフ弁護士が折り返し福祉担当者へ電話をし、適切な情報をお伝えする。

法律相談が必要なケースは、県の弁護士会や法テラス千葉のセンター相談などを案内する。法律相談が必要なものの、障がいや高齢であるなどの理由で自分で相談に赴けないケースについては、スタッフ弁護士が直接出向く出張相談を行なうこともある。

平成25年度の連携相談ダイヤルの利用実績は約120件。現在週に2～3件の問い合わせがあり、着実に利用者は増えている。

◎「出張講演・出張講義」で顔の見える
関係づくり

都市部の印象が強い千葉県だが、都市から離れた地域では弁護士が少なかったり不在である地域はまだ多い。福祉担当者は相談できる場所がなく、法律相談のニーズが埋もれていた。そこで、どこからでも電話で法的な情報提供が受けられるという「手軽さ」と、「弁護士にこんなことも聞けるのか」

という「気軽さ」が、連携相談ダイヤルのリピーター率の高さの要因となっている。

一方で、スタッフ弁護士は関係機関や学校向けの「出張講演・出張講義」も精力的に行っている。関係機関向けの業務説明会のほか、一般の方向けに相続や成年後見など身近な法律問題をテーマとした講演。定時制高校でも社会で役に立つ法律知識の講演を行なう。パワーポイントや寸劇などを取り入れた講演・講義は依頼が多く、少なくとも月に1～2回は開催している。

こうした取組みを通して、法テラスの認知度はあがってきている。関係機関、福祉担当者と顔が見える関係が構築されて、さらに福祉担当者に「ダイレクト連携相談ダイヤル」への利用にも結びついているようだ。

法テラス千葉法律事務所の取組みは、弁護士や法律専門家に対する心理的障害を取り除き、福祉担当者や関係機関が気軽に法律専門家に相談できる、利用できる関係づくりを築いているといえるだろう。



特集Ⅱ 被災地における法的支援の ニーズと課題

はじめに

日本司法支援センター（法テラス）は、東日本大震災の発生直後から、電話による情報提供、避難所等への出張・巡回相談、法的支援の拠点となる被災地出張所の設置などに取り組み、平成24年4月1日からは「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）の施行により被災者であれば資力を問わない無料法律相談を開始するなど各種の法的援助をこの間実施してきた。

法テラスは、これらの活動の一環として、東日本大震災の被災者および原発事故被害者の法的ニーズの実態を明らかにし、被災地における法的支援の仕組みやサービスの改善を図ることを目的とする「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施した。具体的には、平成24年11月から12月にかけて、仙台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民および二本松市にある浪江町対象の仮設住宅の住民に対するアンケート調査を実施し、平成25年3月に基本集計結果報告書（第1次報告書）を発刊し、平成25年5月から7月にかけてアンケート調査回答者のうち24名にインタビュー調査を実施し、このアンケート調査とインタビュー調査の結果を詳細に評価、分析し、見えてきた今後の被災地支援をめぐる諸課題をとりまとめた最終報告書を平成26年3月に刊行した。



●アンケート調査の概要

調査名称	東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査（アンケート調査）
調査実施時期	平成24年11月16日～同年12月2日
調査対象者	宮城県仙台市、同県女川町、同県南三陸町、福島県二本松市、同県相馬市に所在する仮設住宅に居住している被災者（注1）。各地域330世帯
調査方法	訪問留置回収法
回収目標数	1,650票
有効回収数（注2）	1,598票
完了比率（注3）	96.8%
調査主体	日本司法支援センター（法テラス）※調査実施は株式会社日本リサーチセンターに委託
第1次報告書	日本司法支援センター『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書』（平成25年3月刊行）

（注1）二本松市の仮設住宅は原発事故に伴う警戒区域に指定されている浪江町住民対象の仮設住宅である。
（注2）回収された調査票のうち無効票とされた4票を除いた数字である。
（注3）回収目標数に対する有効回収数の比率である。

●インタビュー調査の概要

調査名称	東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査（インタビュー調査）
調査実施時期	平成25年5月～同年7月
調査対象者	アンケート調査の回答者で追加インタビューへの応諾意思を示した者の中から選定
調査実施数	24名
調査方法	調査対象者指定の日時・場所に法テラスの調査メンバーが訪問し、インタビューを実施
最終報告書	日本司法支援センター『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査最終報告書』（平成26年3月刊行）

(以下は、上記「最終報告書」の「Ⅳ今後の被災者支援を巡る諸課題について―まとめに代えて―」に図表を添えて採録したものである。)

1. 東日本大震災被災者が出遭った法的困難の性格と拡がり

東日本大震災は未曾有の大規模地震災害であり、この大震災による死者・行方不明数は18,517人(注1)、建築物の全壊・半壊は合わせて400,151戸(注2)にも上り、個々の生命並びに生活基盤を崩壊させただけでなく、港湾や事業所等の産業施設、自治体等の公共施設、交通等の各種インフラ、商業施設等地域共同体の基盤そのものを破壊するものであった。

その被害は、岩手、宮城、福島の前3県を中心に東日本全域の極めて広範囲に及んでおり、とりわけ、いわゆる司法過疎地である東北の沿岸部に集中するものであった。

このような甚大なる被災は膨大な法的困難を惹起している。困難は住民の物的、精神的な損害はもとよりコミュニティそのものをゆるがせており、東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県浜通り地方の住民をはじめ非常に多くの被災者・被害者の方々がいまだに仮設住宅での生活を強いられ、そのことによる生活上の危機も深まっている。

復旧・復興の作業は国をあげて継続されているが、長引く避難生活等による住民の拡散、行政機能の低下等によるコミュニティの再生の困難、地域的連帯の形成の困難等により復旧・復興の著しい遅れが指摘されている。

2. 被災者の法的ニーズと法律専門家へのアクセス

法テラスは、震災発生以降、避難所等への出張・巡回相談や法的支援の拠点となる被災地出張所の設置、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)」(平成24年4月1日施行)による各種の支援の実施等、被災者が抱える法律問題の解決を支援する種々の施策を実施してきた。

法テラスは、それらの活動の一環として平成24年11月から12月の時期に東日本大震災の被災者および原発事故の被害者の法的ニーズの実態を明らかにし、被災地における法的支援の仕組みやサービスの改善などを図ることを目的としたアンケート調査(注3)を実施するとともに、その調査に際し追加インタビューへの協力意思を確認ができた方のうち24名に対し平成25年5月から7月にかけてインタビュー調査を実施した。

今回の調査は、調査対象地域が2県5地域に限定されたものではあるが、このような大災害の被災者の法的ニーズを実証的、総合的に把握する試みとしてはわが国初めてのものであった。

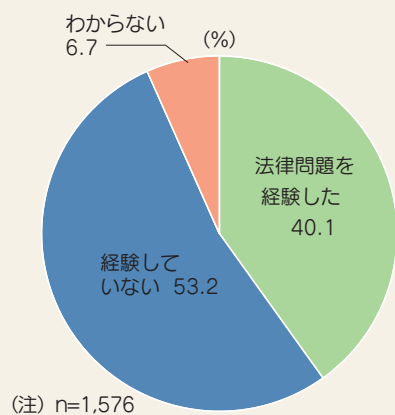
準備から調査の実施、分析に至るまで2年の期間を要したが、今回の調査により弁護士、司法書士といった法律専門家に対する法的ニーズの実態やその利用を妨げている要因などにつき、下記のことが浮き彫りになった。

① 東日本大震災と法的ニーズ―震災後に4割が法律問題を経験

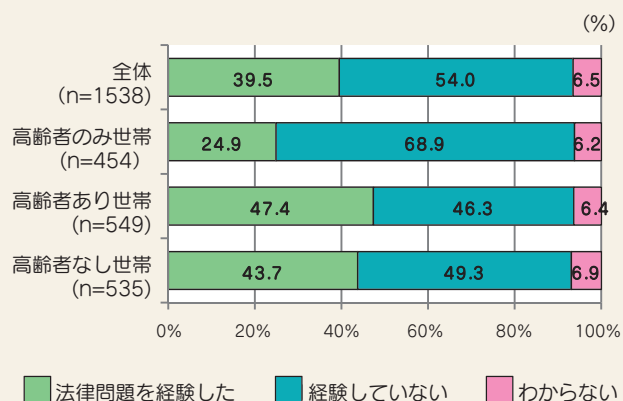
東日本大震災は多大な法律問題を被災者にもたらしている。今回のアンケート調査によれば回答者の約4割(40.1%)が震災後に法律問題を経験している(特2-1)。これは、法テラスが平成20年秋に実施した法的ニーズに関する調査の結果と比較すると約17ポイント高い数字となっている(注4)。また、回答者1人平均2.5の法律問題を抱えており、平成20年調査の1人平均1.8より高くなっている。インタビュー調査においても被災者が複数あるいは複合的な法律問題を抱えていることが報告されている。

このように東日本大震災は、被災者に多大な法律問題をもたらしているが、当初、調査対象者が今般の震災により住まいを失った仮設住宅入居者であることを考慮した場合、大半の被災者が法律問題を経験していると回答するのではと推察する向きもあったのであり、被災者が置かれた状況を踏まえると必ずしも多いものではなかったともいえる。しかし、このことは次に述べる法律問題を意識しない広範な層の存在の可能性につながるものである。

資料 特 2-1 震災後法律問題の経験の有無



資料 特 2-2 震災後法律問題の経験率（世帯類型別）



② 法律問題を意識していない層の存在—広範な潜在ニーズの可能性

今回の調査において、法律問題を経験しているにもかかわらず当事者がそれを認知していない層が少なからず存在することが判明した。アンケート調査において法律問題を経験していないと回答したにもかかわらず、インタビュー調査においてはそのようなケースのすべての方が法律問題を経験していたのである（6例中6例）。このことは、被災者の法律問題経験率は実際にはもっと高い可能性があることを示している。

また、アンケート調査においては、65歳以上の高齢者のみの世帯の法律問題経験率が他の世帯に比して低くなっている（「高齢者のみ世帯」の問題経験率は24.9%）が、高齢者にとって切実であると考えられる福祉・年金の問題についても他の世代に比し低くなっていることを合わせ考えると、高齢者は自らの問題を法律問題と意識しにくい可能性があることを示唆している（特2-2、2-3参照）。

資料 特 2-3 震災後法律問題の種類（世帯類型別）

	商品やサービスの欠陥等	借金	貸金	土地・建物の賃借	土地・建物の売買、建築など	住宅ローン	土地の境界	現在の住まいでの近隣関係	交通事故の損害賠償	交通事故以外の損害賠償	離婚	相続、遺言	家庭内暴力（DV）
全体 (n=1538)	2.1	5.7	1.2	2.5	6.6	8.8	2.4	5.2	2.0	1.8	0.8	5.9	0.3
高齢者のみ世帯 (n=454)	0.9	1.8	1.3	2.4	6.2	4.2	1.8	2.6	0.4	1.1	0.4	3.3	0.0
高齢者あり世帯 (n=549)	2.6	7.3	1.3	2.4	6.4	12.0	2.9	6.4	2.4	2.4	0.7	7.7	0.4
高齢者なし世帯 (n=535)	2.6	7.5	1.1	2.6	7.3	9.5	2.4	6.2	2.8	1.7	1.3	6.2	0.6

	賃金・退職金	解雇・雇止め	労働災害・安全衛生	子どものいじめ等 学校問題	地震保険の 保険金請求	地震保険以外の 民間の保険金請求	税金	年金・福祉	生活保護	義援金・災害支援金 等の給付金	自治体による 土地の買い上げ	その他の問題	わからない
	1.6	7.0	1.2	1.9	6.3	2.8	4.8	4.7	1.3	9.4	10.5	2.9	6.5
	0.2	1.1	0.2	0.0	2.6	1.3	1.5	3.3	0.7	5.3	7.5	2.0	6.2
	1.8	8.6	1.5	2.4	9.3	3.5	6.0	6.2	1.5	10.4	13.3	2.6	6.4
	2.6	10.5	1.9	3.0	6.4	3.4	6.4	4.3	1.7	12.0	10.1	4.1	6.9

資料 特 2-4 震災後法律問題の種類（地域別）

	商品やサービスの欠陥等	借金	貸金	土地・建物の賃借	土地・建物の売買、建築など	住宅ローン	土地の境界	現在の住まいでの近隣関係	交通事故の損害賠償	交通事故以外の損害賠償	離婚	相続、遺言	家庭内暴力（DV）
全体 (n=1576)	2.0	5.6	1.3	2.4	6.6	9.0	2.5	5.5	2.0	1.8	0.9	6.0	0.3
仙台市 (n=343)	3.2	8.5	1.5	2.6	9.9	11.7	4.1	6.1	2.0	2.0	0.6	4.4	0.3
女川町 (n=346)	0.3	2.0	0.3	0.6	7.2	4.3	0.3	0.6	0.6	0.3	0.3	4.9	0.0
南三陸町 (n=340)	1.8	6.2	1.8	3.8	6.2	8.5	5.0	5.9	2.1	0.9	1.2	10.0	0.6
二本松市(浪江町) (n=202)	4.0	5.4	2.0	5.0	2.0	11.9	0.5	13.9	5.0	5.0	2.0	8.9	0.5
相馬市 (n=345)	1.7	5.8	1.2	1.2	5.8	9.9	2.0	4.6	1.4	2.3	0.9	2.9	0.3

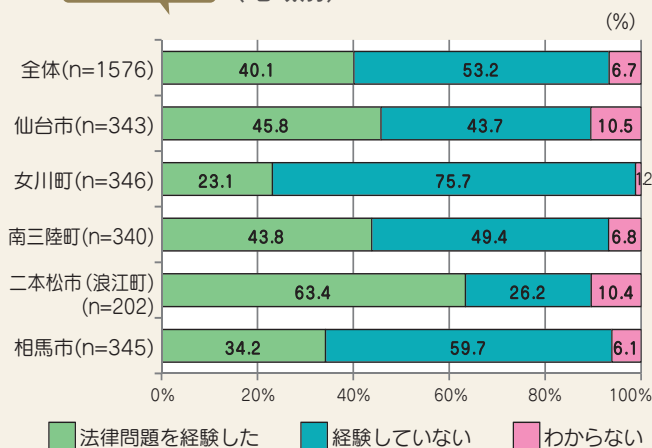
	賃金・退職金	解雇・雇止め	労働災害・安全衛生	子どものいじめ等 学校問題	地震保険の 保険金請求	地震保険以外の 民間の保険金請求	税金	年金・福祉	生活保護	義援金・災害支援金 等の給付金	自治体による 土地の買い上げ	その他の問題	わからない
	1.7	7.2	1.2	2.0	6.5	2.7	4.8	4.8	1.4	9.5	10.5	2.9	6.7
	2.6	5.0	1.2	0.9	6.1	2.6	6.1	3.8	2.6	14.0	14.0	4.4	10.5
	0.9	2.6	0.6	0.6	1.2	0.6	0.9	1.2	0.6	2.6	2.3	1.7	1.2
	0.3	7.1	1.2	0.3	8.5	4.7	4.1	7.4	0.6	10.0	12.6	2.9	6.8
	5.4	19.3	3.0	10.9	14.9	2.5	8.4	10.4	1.5	12.4	6.9	3.5	10.4
	0.9	7.2	0.9	0.9	5.2	3.2	6.1	3.8	1.7	9.9	15.1	2.0	6.1

③ 法律問題の地域特性—復旧の度合いや被災の状況による地域差の存在

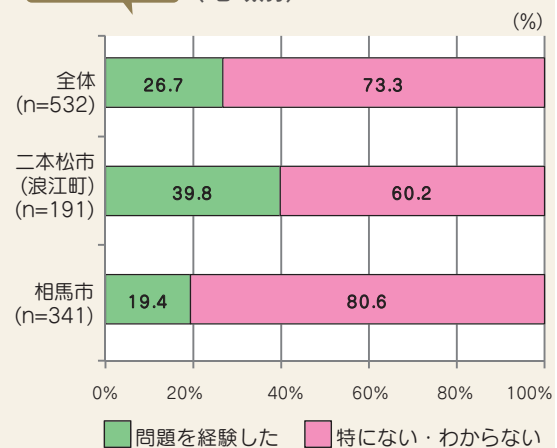
地域により復旧の度合いや被災の状況が異なるが、このことが法律問題の経験の違いを生んでいる。仙台市は住宅再建に関する法律問題が多いがこれは他の地域に比べ比較的復興が進んでいること、南三陸町では相続に関する問題が多いがこれは津波により多くの死亡者が出たことと関連していると推測される(特2-4参照)。

また、二本松市(浪江町)は、原発関連の損害賠償が多いのは当然としても、一般の問題経験率も非常に高く(63.4%)、原発事故避難者が避難先の日常生活においても多数かつ多様な問題に遭遇していることをうかがわせている(特2-4、2-5、2-6参照)。

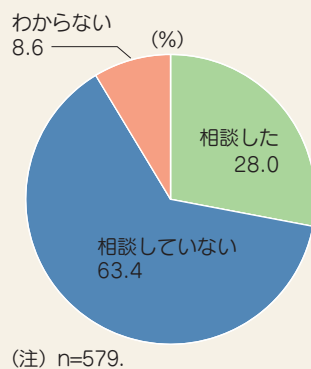
資料 特 2-5 震災後法律問題の経験率
(地域別)



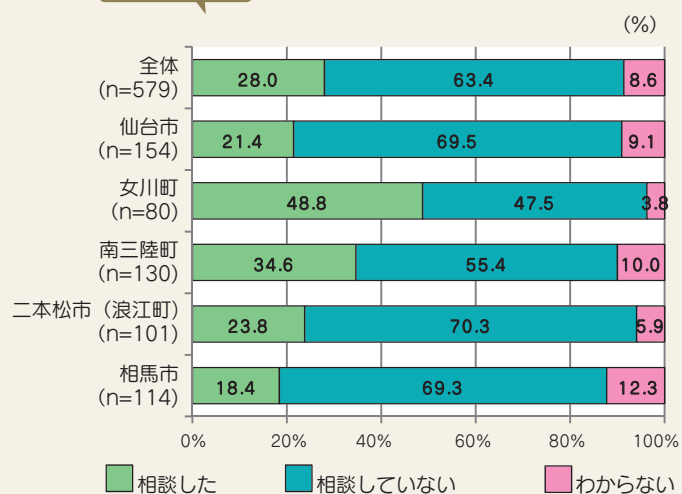
資料 特 2-6 原発事故関連問題の経験
(地域別)



資料 特 2-7 法律専門家への相談



資料 特 2-8 法律専門家相談率(地域別)

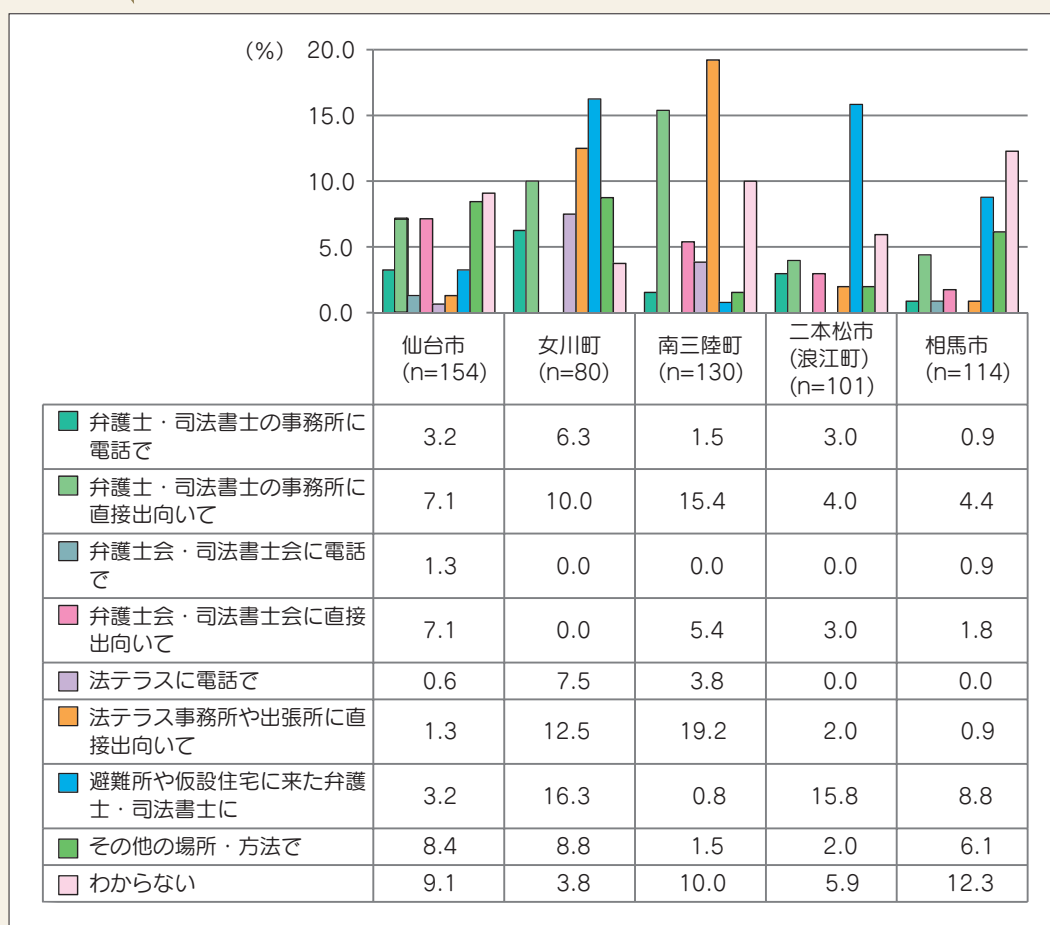


④ 法律専門家相談へのアクセス—高くない法律相談率と大きな地域差

今回の大震災が多くの法的問題をもたらしているにもかかわらず、法律専門家への相談率は「最も重大な問題を解決」するためであっても28.0%にとどまっている(特2-7)。平成20年調査(29.7%)と比較してもほとんど変わらない水準となっている。

しかし、これを地域別にみると大きな特徴がある。女川町では法律専門家相談率は48.8%と際立って高いが、これは避難所・仮設住宅への出張・巡回相談が幅広く行われたことによると思われる。また、南三陸町でも34.6%と高いがこれは被災地出張所が設置されたためと考えられる。これらは、被災者の居住地域への出張相談などのアウトリーチや法テラス出張所設置による効果と思われる(特2-8、2-9参照)。

資料 特 2-9 法律専門家への相談経路(地域別)【複数回答】



⑤ 法律専門家相談の阻害要因—コスト要因と並んで「有効性感覚の欠如」

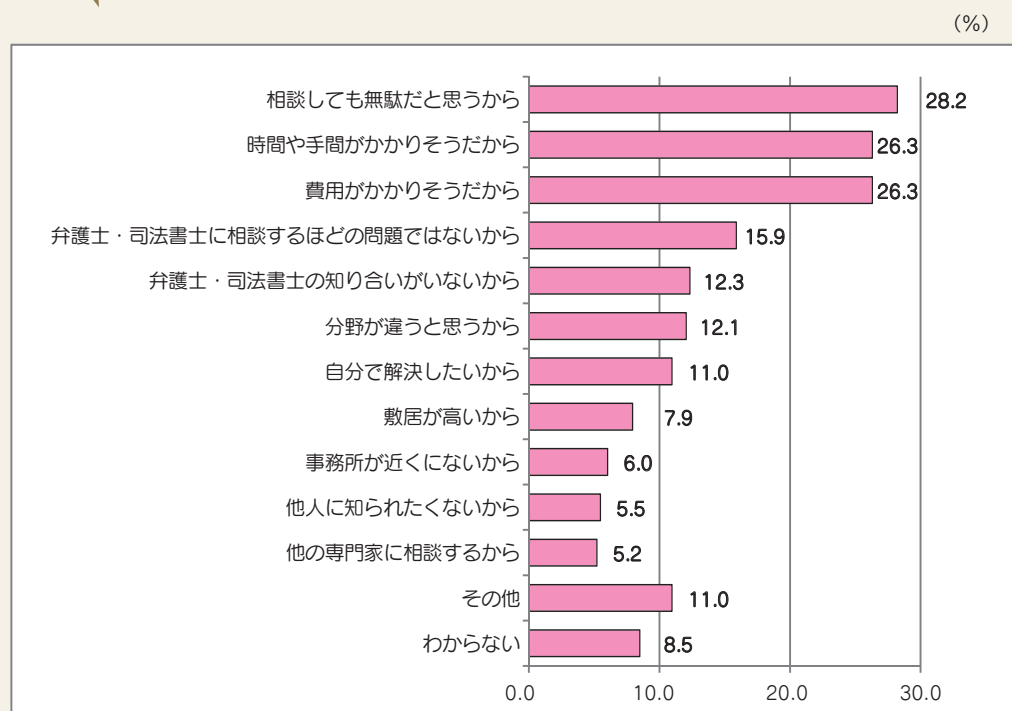
法律専門家に相談しない理由としてあげた12項目のうち高い順に列挙すると、「相談しても無駄だと思うから」(28.2%)、「費用がかかりそうだから」(26.3%)、「時間や手間がかかりそうだから」(26.3%)、「弁護士・司法書士に相談するほどの問題でないから」(15.9%)、「弁護士・司法書士の知り合いがないから」(12.3%)であった(特2-10参照)。

このうち費用や時間・手間等は、従来から司法アクセスの阻害要因として指摘されてきており、これらはアクセス障害のうちのコスト要因といわれるものである。また、「弁護士・司法書士の知り合いがない」(12.3%)や「事務所が近くにないから」(6.0%)は、地域の「法律資源の不足」を要因とするものでこれも従来から指摘されていたものである。

注目すべきは、「相談しても無駄だと思うから」(28.2%)、「弁護士・司法書士に相談するほどの問題でないから」(15.9%)、「分野が違うと思うから」(12.1%)、「自分で解決したいから」(11.0%)といった理由が高い順位で選択されていることである。これらは法律専門家に相談することの「有効性感覚の欠如」というべきものであり、今回の調査で、これが法律専門家相談への大きな阻害要因となっていることがクローズアップされた。

なお、東日本大震災の被災地で法律専門家への相談が少ない理由として、法律専門家に相談することの心理的障害が高い土地柄であることが指摘されることがあるが、「敷居が高いから」(7.9%)、「他人に知られたくないから」(5.5%)といった、法律専門家に相談することの心理的障害の要因の選択率は今回の調査ではそれほど上位のものとはなっていない。

資料 特 2-10 法律専門家に相談しない理由【複数回答】



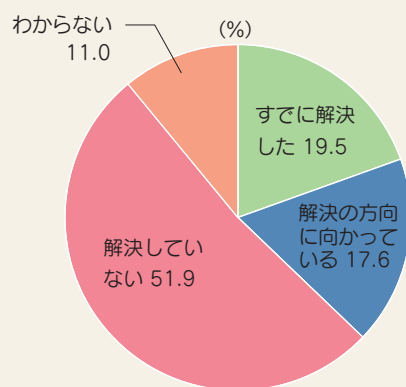
(注) 「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者について集計。n=365。

⑥ 問題の解決状況と専門家相談の効果—専門家相談の問題解決の促進効果

「最も重大な問題」の解決に目途がたっているのは約4割（37.1%）であるが、法律専門家に相談している場合に「解決」「解決方向」の多い傾向がみられる（特2-11、2-12参照）。なお、問題の解決のための法的手続の利用については、裁判・調停の利用（意向）者は1割弱にとどまり、「私的整理ガイドライン」については震災後に経験した法律問題で「住宅ローン」を選択した者の5割弱（46.5%）が利用意向を示すものの、「この制度自体を知らない」との回答者も2割以上（22.9%）あった（特2-13、2-14参照）。

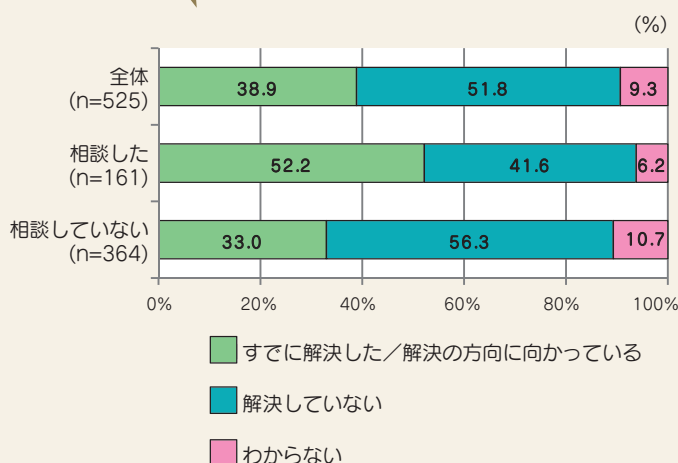
なお、原発事故関連問題経験者については、法律専門家相談率は全町避難の二本松市（浪江町）は活発に出張相談が行われていることもあり高くなっているが（45.8%）、相馬市は26.2%にとどまり、解決率も一般問題経験者に比し極めて低くなっている（二本松市16.4%、相馬市7.8%）（特2-15、2-16参照）。原発事故の被害者については、今後の対応に特別な配慮を要することを示している。

資料 特 2-11 「最も重大な問題」の解決状況

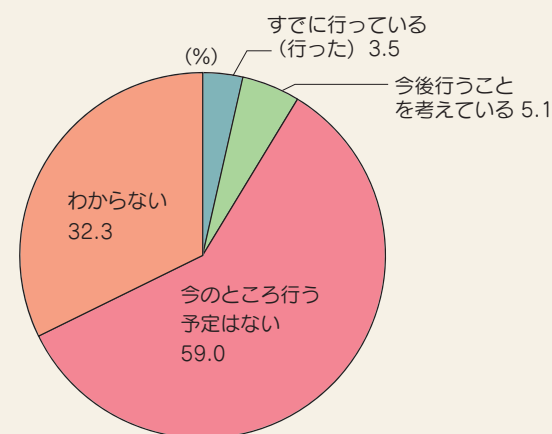


(注) n=584.

資料 特 2-12 「最も重大な問題」の解決率（法律専門家相談の有無別）

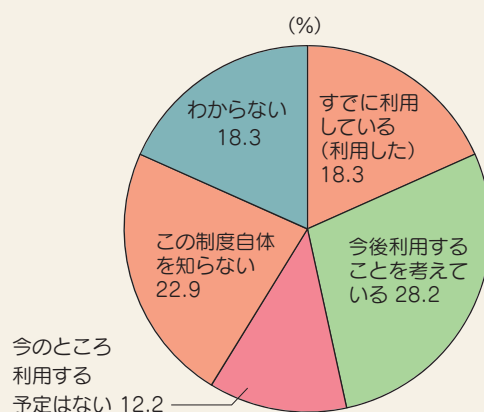


資料 特 2-13 裁判・調停の利用意向



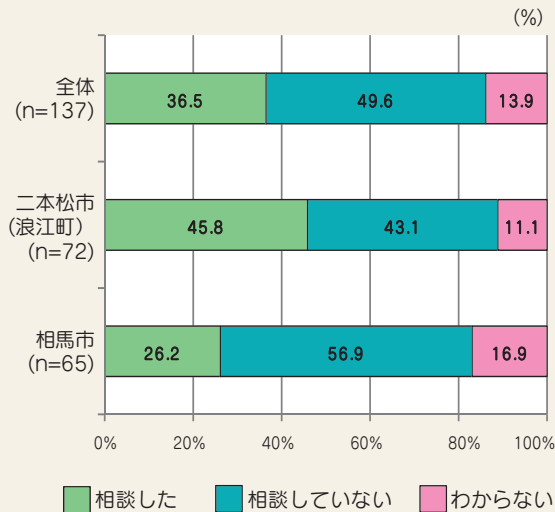
(注) n=564.

資料 特 2-14 私的整理ガイドラインの利用意向

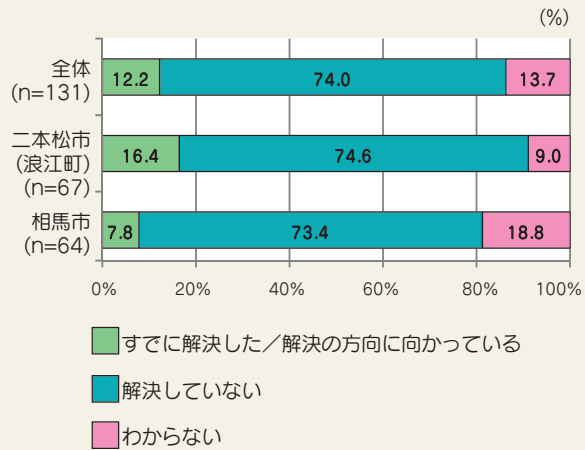


(注) 震災後に経験した法律問題として「住宅ローン」を選択した者について集計。n=131.

資料 特 2-15 原発事故関連問題の
法律専門家相談率（地域別）



資料 特 2-16 原発事故関連問題の解決状況

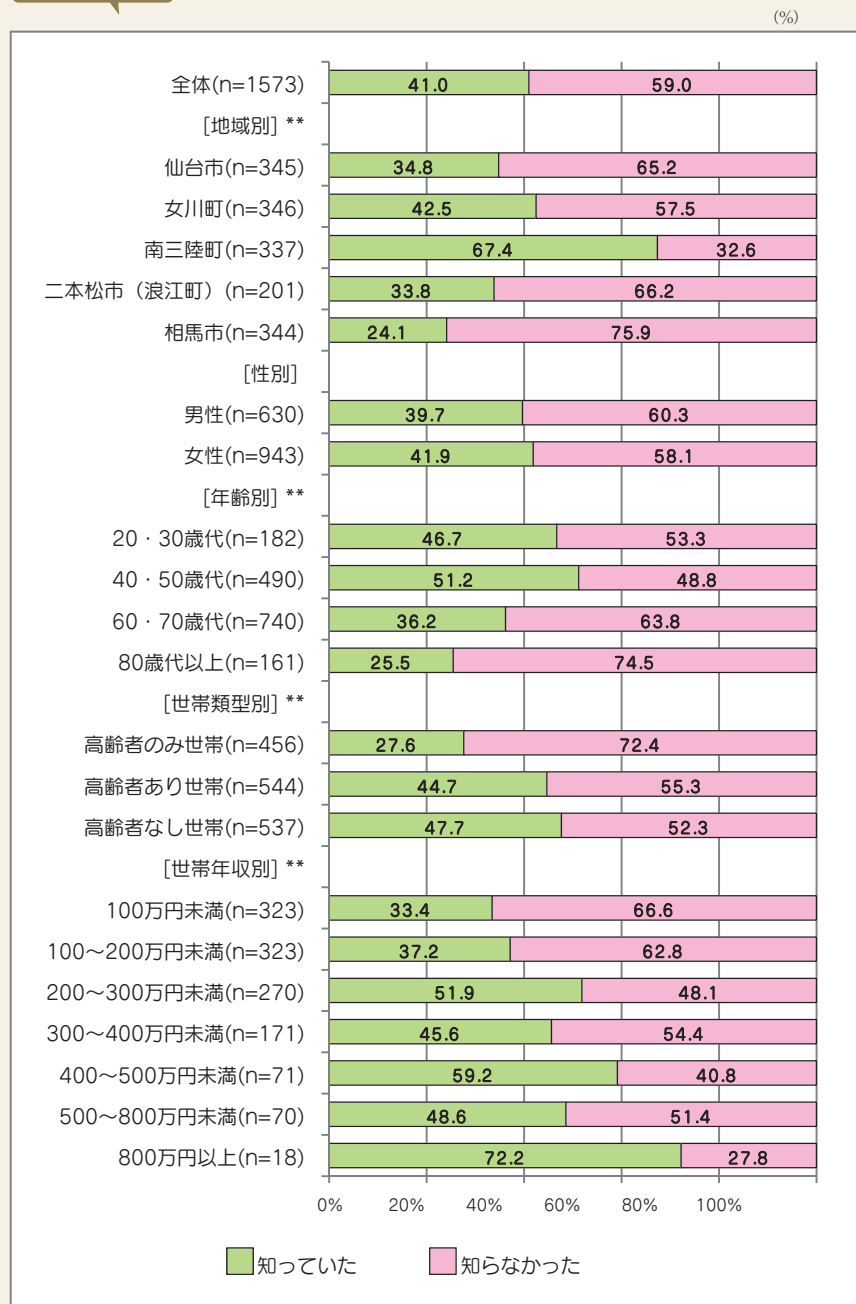


⑦ 法テラスへの期待—低い認知度と法テラスのサービス拡充への強い期待

今回の調査で、アンケート調査では、法テラスの認知度は41.0%にとどまり、特に「高齢者のみ世帯」では27.6%となっている(特2-17参照)。また、インタビュー調査でも、震災特例法の周知が不足していることが明らかになっている。その一方、法テラスのサービス拡充への期待は強く、「弁護士事務所が1つもない市町村には、法テラスの事務所を開設してほしい」「必要なときに無料で、住まいや近くの施設などに出張に来てほしい」「費用の立て替えではなく、返済の必要のない制度にしてほしい」などといったサービス拡充に関する項目のすべてで肯定回答が5割以上を占めている(特2-18参照)。

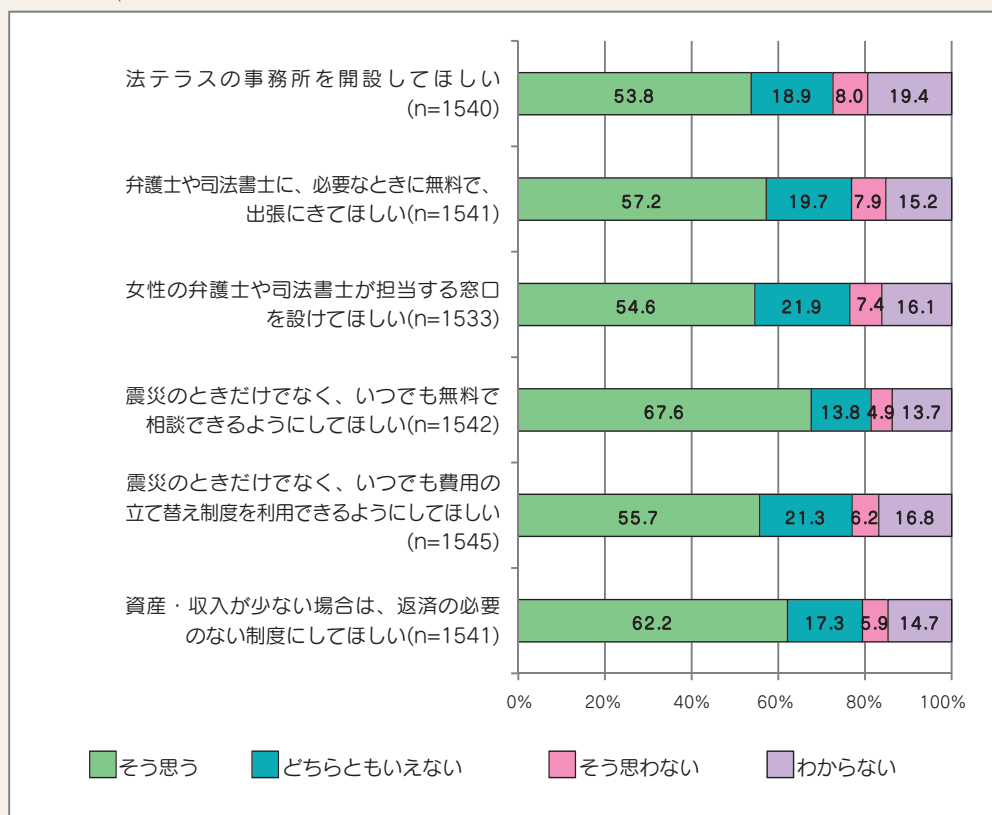
また、インタビュー調査では、相談時間を長くしてもらいたい、相談だけでなく書類作成などのサービスを加えてもらいたい、日曜・夜間に相談してもらいたいなどの具体的な要望が述べられた。

資料 特 2-17 法テラスの認知度



(注) ** p<.01.

資料 特 2-18 法テラスへの期待



3. 法テラスの被災者支援の課題

法テラスは震災発生以降、電話相談や震災フリーダイヤル等による情報提供の強化、避難所や仮設住宅等への出張・巡回相談、隣接土業の協力による「よろず相談」、被災地での法的支援の拠点となる出張所の設置、法テラス震災特例法による法律相談の全面無料化と原発ADRへの積極的な適用等の、被災者が抱える法律問題の解決を支援する種々の施策を実施してきた。

しかし、今回の調査により、被災者の司法アクセスを妨げる情報面の障害、費用面の障害、距離面の障害、人的資源面の障害等各種の障害があることが明らかになり、また、法テラスの業務態勢や援助内容などについても改善を検討すべき課題が明らかになっている。

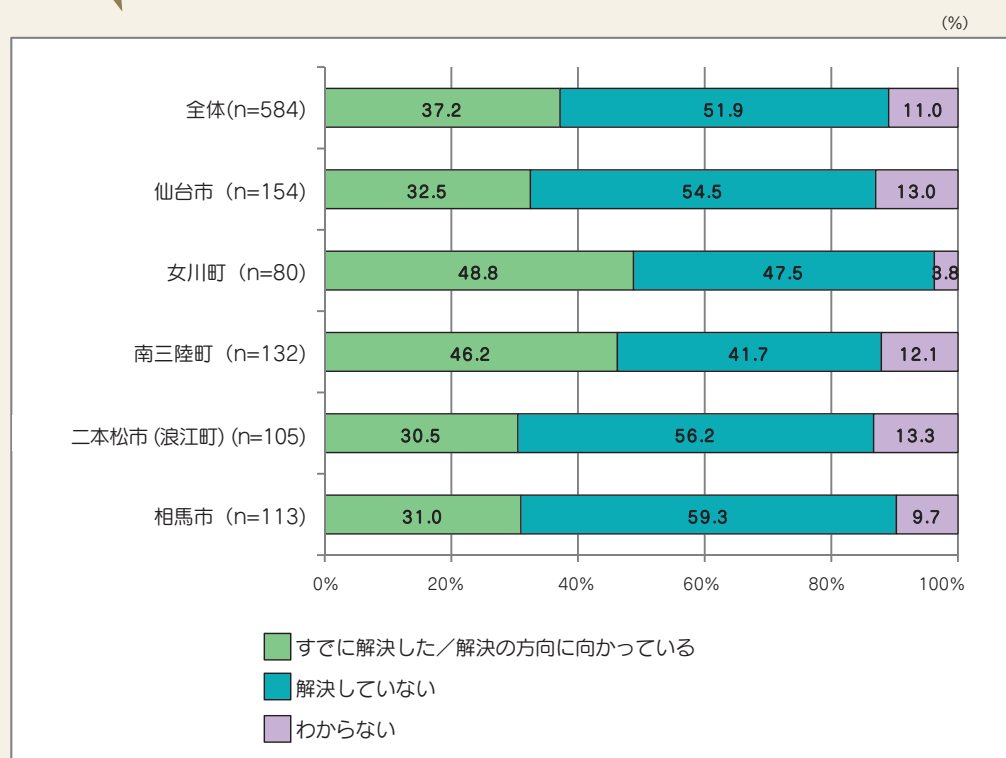
① 情報障害などのアクセス障害の克服に向けて―被災地出張所とアウトリーチの有効性

前述のとおり、アンケート調査時点の法テラスの認知度は被災者においても41.0%にとどまっている。また、法律専門家相談をしない理由として「費用がかかりそうだから」が高順位で回答されており、被災者の法律相談を無料とした震災特例法の周知が十分でないことを示している。今後の被災者支援における各種の法制度や法テラスのサービスに関する広報や情報提供の一層の充実が求められている。

なお、今回の調査で「法律専門家相談の有効性感覚の欠如」が広範囲に存在することが明らかになったが、これを克服するには弁護士、司法書士のサービスの有用性と法律相談制度や報酬制度などをていねいに周知することが必要である。南三陸町では、出張所職員が日頃から仮設住宅を一軒一軒訪問して専門家相談の有効性などを地道にアピールする活動を継続している。これにより南三陸町の認知度が他地区と比べ格段に高く(67.4%)、また、法律専門家相談率も34.6%と高く、さらに、問題解決率についても46.2%と高くなっ

ている（特2-8、2-17、2-19参照）。つまり、南三陸町では出張所の開設により、高い認知度、高い専門家相談率、高い問題解決率というサイクルが形成されていることが伺われるのである。また、弁護士会や法テラスによる出張・巡回相談が広範に行われた女川町でも同様な内容(認知度42.5%、専門家相談率48.8%、解決率48.8%)が確認されており、情報障害はもとより距離面などでの障害を克服するうえで被災地出張所の設置と出張・巡回相談といったアウトリーチの有効性が明確に示されたといえる。

資料 特 2-19 「最も重大な問題」の解決率（地域別）



② 潜在的ニーズの掘り起こしに向けて一待機型サービスの限界と司法ソーシャルワークの必要性

今回の調査で、法律問題を抱えながらそれを法律問題とっていなかったり、相談をしても無駄だと思ったり、法律専門家に相談するほどの問題ではないと思っている層が相当程度存在することが明らかになった。この掘り起こしには、一般的な情報提供サービスだけでなく、当事者にニーズを気づかせるような積極的な働きかけを含む活動が必要である。被災地においては、従来の待機型サービスだけではニーズを掘り起こせず、被災者に近接し身近な存在として活動する被災地出張所や出張相談のようなアウトリーチの活動が極めて重要である。また、今回の調査は、潜在的なニーズを顕在化させ解決に導いていくには福祉や行政などの関係機関と連携した司法ソーシャルワークのような包括的アプローチが必要であることを示唆している。

特に、高齢者の法的ニーズは意識されにくい傾向があり、この点においても関係機関と連携した司法ソーシャルワークの重要性が確認されなければならない。

③ 法律相談等の援助内容の改善について―「身近」で、「ニーズ」に沿ったサービスを

法テラスは震災発生以来、各種の情報提供サービスや無料法律相談をはじめとする法的支援を展開してき

たが、相談からその後の問題解決に向けた代理援助や書類作成への連動は十分なものになっていない。アンケート調査によれば、法律相談後の援助であるADRや訴訟等の利用意向は決して高くなく、問題解決率も十分でないことが明らかになっている。ところで、今回の調査においては弁護士が身近にいていつでも利用できるようにしてほしいという声が多数寄せられており、地元に着した法律専門家の継続的支援が求められているといえる。また、多くの被災者から法テラスの法律相談などの法的支援の在り方につき、さまざまな要望が出されている。具体的には、被災地出張所の事業継続、出張・巡回相談の充実、法律相談時間の延長、休日・夜間相談の実施、カウンセラーの同席、法律相談への書類作成サービスの付帯や、法律相談への私的整理ガイドラインの受付的な機能の付与、ワンストップサービスの充実、登記手続などを援助類型に加えること、給付制の導入などである。これらはいずれも被災者ニーズに沿った法的支援という観点からは意義のあるものであり、今後十分な検討がなされなければならない。

④ 今後の政策課題について—迅速な被災者支援のためのインフラ整備に向けて

被災者支援においては、問題が複雑かつ深刻になる前の迅速で効果的な問題解決が特に求められている。

現在の総合法律支援法は、基本的には「平常時」を前提にしたものである。今般、震災発生から「法テラス震災特例法」の施行までに約1年の期間を要した。それまでの間、避難所や仮設住宅などでの相談においてさえ、家族や住居の状況を聴取して資力を確認せざるを得ず、また私的整理ガイドラインなどのADRについても民事法律扶助の適用には制約があり、その間の被災者支援活動の大きな障害となった。

わが国においては、近い将来にも大震災・大災害の発生が予想されている。大震災、大災害が起きてから対応策を策定するのではなく、平時からこれを予測して立法措置を含む対応策を検討しておく必要がある。

また、今回、被災者に身近で寄り添ったサービスを展開する被災地出張所の有効性が確認されたが、その設置を終えるまでには2年を要してしまった。このような今回の経験からは、より早期に被災地出張所を開設することができなかったかという反省とともに、司法過疎地域への地域事務所や公設事務所の設置を引き続き推進すると共に、司法過疎地域で震災が発生したときに迅速に法的拠点を構築できるよう法テラス、弁護士会、司法書士会、法務省等の関係機関が平常時から地域における「司法ネットワーク」を構築していくことが必要であろう。

(注1、注2) 警察庁『平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置』(平成26年3月11日発表)

(注3) 法テラスは、このアンケート調査の基本集計結果を『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書』(平成25年3月)として取りまとめ公表している。

(注4) 法テラスが平成20年秋に実施したニーズ調査との比較の詳細については「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査 最終報告書」31～32ページ参照。



法テラスをとりまく最近の動向

民事法律扶助並びに犯罪被害者支援などに関する制度改正や、刑事司法制度改正にかかわる動きなど、法テラスをとりまく最近の動向を紹介する。

■民事法律扶助並びに犯罪被害者支援などに関する制度改正の動き

総合法律支援に関する有識者検討会の検討状況について

「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会」は、法務大臣の私的な懇談会として、法律実務家、学者、有識者を構成員として、運用及び制度の両面から幅広く議論を行った。平成26年3月18日に第1回会議が開かれ、同年6月11日の第8回会議においてとりまとめがなされた。

検討された論点は、「高齢者・障がい者に対する法的支援」「大規模災害の被災者に対する法的支援」「DV・ストーカー等被害者に対する法的支援」「ADR利用者に対する法的支援」「受託業務の問題点及びこれを解消するための方策」「スタッフ弁護士活動にあたっての問題点及びこれを解消するための方策」である。

高齢者・障がい者については、関係機関連携による司法ソーシャルワーク推進の必要性を確認したうえで、無料法律相談の実施範囲の拡大や、生活環境等の調整にかかる法律サービスについても代理援助・書類作成援助の対象とすることなどが

提言された。

大規模災害の被災者については、大災害のたびに特例法を制定するような事態を避けるために、支援法のなかに被災者に対する無料法律相談等の仕組みをあらかじめ定めておくべきとされた。

DV・ストーカー等被害者については、生命・身体への被害に進展する可能性のある緊急事案においては、資力を問わない法律相談が必要であるとされ、また、特に援助が必要な被害者については、代理援助等における償還を要しない制度設計を検討すべきとされた。

その他、ADR手続（あっせん型）に対する代理援助の活用や、受託業務の範囲拡大、スタッフ弁護士が十全に機能するための方策の検討などが提言された。

法務省において、平成27年通常国会への総合法律支援法改正案提出に向けた検討が進められている（平成26年9月現在）。

犯罪被害者支援業務に関する支援の拡充について

犯罪被害者支援業務では、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月策定）において法テラスに関する課題が示されたことから、平成25年度は次の取り組みを行った。

犯罪被害者等保護法及び総合法律支援法の改正により、平成25年12月から被害者参加人への旅費等の支給が実施され、法テラスが支給事務を担っている。被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件も同時に緩和され、「3月以内」に支出する療養費等を控除するとあったのが「6月以内」とされ、基準額も「150万円未満」から「200万円未満」に引き上げられた。

このような新たな制度により、犯罪被害者等は、その被害に係る刑事手続に適切に関与できるよう支援の拡充が図られた。

■刑事司法制度改正にかかわる動き

国選付添人選任範囲の拡大による事件増

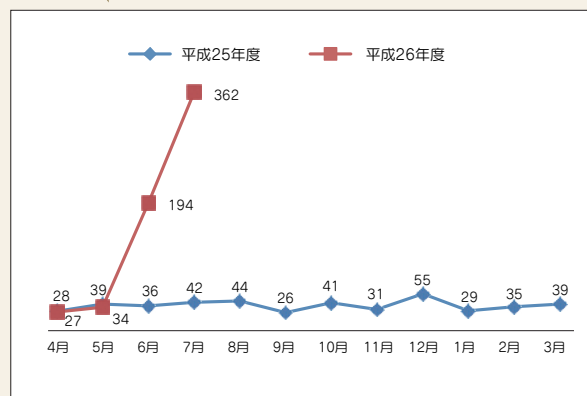
平成20年改正少年法の附則に基づき少年法の見直しが始まり、法制審議会は平成25年2月に少年法改正を答申、それを受けて政府は法案を国会に提出し、平成26年4月に成立した。

今回の少年法改正の主な内容は、①検察官関与制度の対象事件の範囲を長期3年を超える罪に拡大（必然的に必要的国選付添人制度の対象範囲も拡大）、②家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を長期3年を超える罪に拡大するというものであった。

法テラスは、これに対応するために、国選付添人態勢の拡充のために国選付添人名簿の整備を行い、裁判所や弁護士会との間で被疑者国選制度から国選付添人制度への移行のスキームの確認を行った。

平成26年6月18日から国選付添人制度の対象事件の範囲が拡大され、この影響は資料動向-1のとおり国選付添事件受理件数に反映されている。

資料 動向-1 国選付添事件受理件数

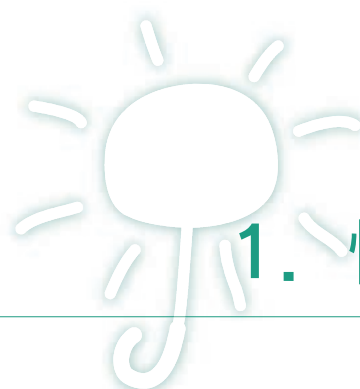


被疑者国選弁護人選任範囲の拡大による事件増

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会は、新しい刑事司法のあり方を検討し、法制審議会総会は、平成26年9月には最終答申を取りまとめたが、その中で被疑者国選弁護の対象を勾留状が発せられている全被疑者に拡大するとしており、これを受けておって法案が提出されるものと思われる。

るが、拡大後は被疑者国選弁護事件は従前よりも約40%増加すると考えられており、法テラスとしては、これに対応して迅速な接見を実現するために、国選弁護人登録名簿の充実と確実な指名打診方法を確立しておくことが求められている。





1. 情報提供業務

1-1 平成25年度における業務の概況

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下「サポートダイヤル」という）と地方事務所において、日々多数のお問合せに対応しているところである。サポートダイヤルについては、業務開始以来の累計受付件数（電話・メールの合計）が230万件に到達した。

法テラスでは、さまざまなお問合せに対し的確な情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備し、また全国の相談窓口情報をデータベース化して、データの拡充と最新化に努めている。平成25年度は、被災ローン減免制度に関する大規模広報を契機として、被災ローン減免制度に関するFAQの情報更新や私的整理ガイドライン運営委員会との連携を図った。また、家事問題（離婚、相続等）の問合せ割合が増加していることに鑑みて、利用者のニーズにより的確に答えられるよう家事問題に関するFAQの情報更新を行った。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴の的確な把握やそのための会話手法が必要であるが、こうした情報提供の際の対応の質を高めるため、専門業者に委託し、相談者を装って架電し職員の電話対応を評価する「ミステリーコール」調査を毎年行っている。平成25年度も、サポートダイヤルのオペレーターと、全国の地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員を対象とした調査を実施し、電話対応能力を確認・検証した。この調査結果は、サポートダイヤル及び各事務所と共有し、研修や自己研鑽に活用している。その他の取組みとして、サポートダイヤルでは、関係機関の業務に関する理解を深めるために、随時、各機関から講師を招いてオペレーター研修を行っており、平成25年度も家庭裁判所、法務省審査監督課（かいけつサポート）、社会福祉協議会、私的整理ガイドライン運営委員会などの講師を招いた。地方事務所の窓口対応専門職員については、本部において2日間にわたる研修を開催し、法制度に関する講義やロールプレイなどの演習を通じて、さらなる実務能力向上をはかった。研修後も各地方事務所において、独自で勉強会や関係機関が開催する会議・研修会等に出席するなどしている。

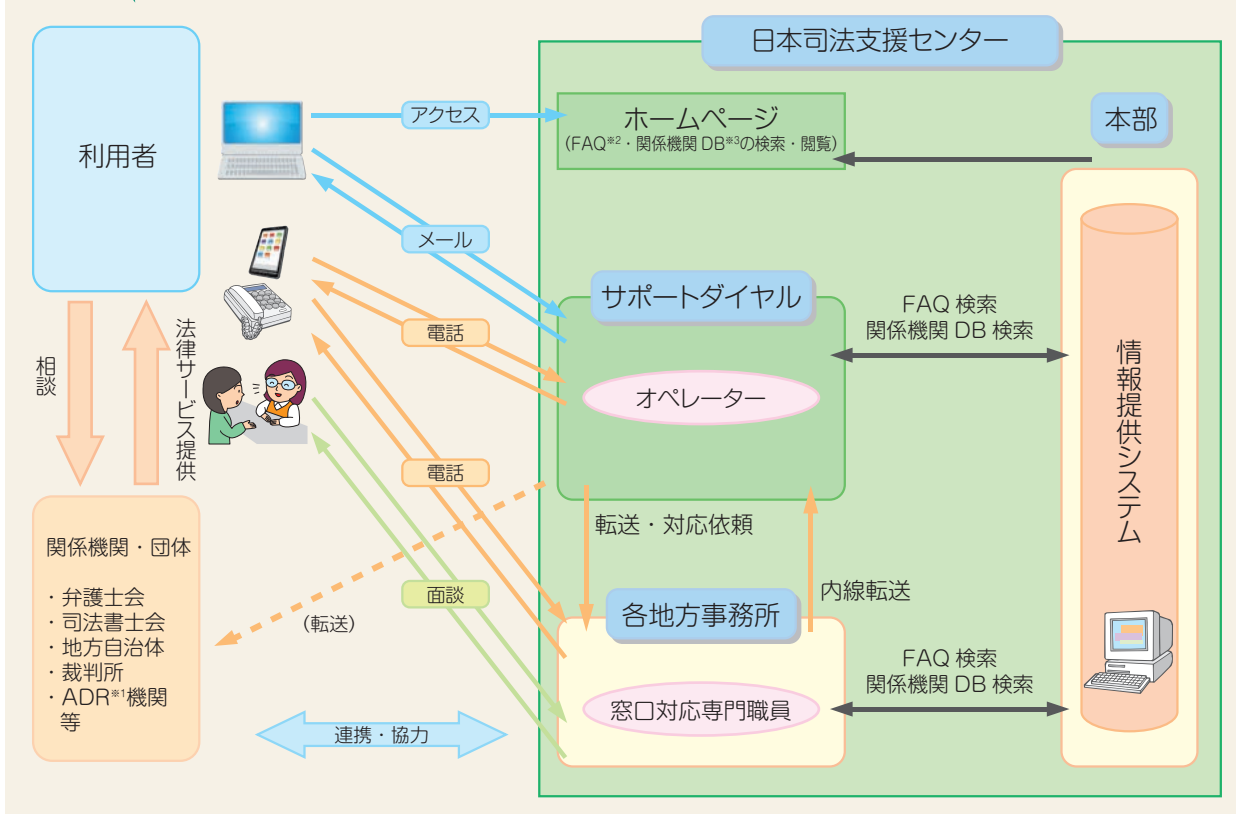
このほか、総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法やその基礎になっているものの考え方等を備えていることが必要であるとの観点から、平成22年度から、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成25年度は、8月25日に札幌市で、法務省、文部科学省、最高裁、日弁連などとの共催のもと「法教育シンポジウム」を開催し、法教育のさらなる普及・発展のための実践報告、パネルディスカッション等を実施した。また、平成26年2月9日に広島市で、法務省、文部科学省、最高裁、日弁連などとの共催のもと、法教育の主たる担い手である教員などを対象としたセミナーを開催し、法教育の進め方等に関する講義、体験授業のワークショップ等を実施した。一方地方事務所では、関係機関や一般市民に対し、法テラスが設立された意義や法テラスの業務の説明、各種法制度等についての講演会を実施するなどして、法教育活動に取り組んでいる。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこか、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士など隣接法律専門職などの業務に関する情報（関係機関・団体情報）を提供するものである。利用資格等の制限はないので、全国民に開かれた、司法サービスの玄関口ともいえる業務である。上記関係機関・団体との連携をはかりながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、全国各地の地方事務所においては面談と電話で個別のお問合せに対応しているが、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを利用した一般的な情報提供も行っている（資料1-1）。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



(注 1) ADR …裁判外紛争解決手続

(注 2) FAQ …よくある質問と答え

(注 3) DB …データベース

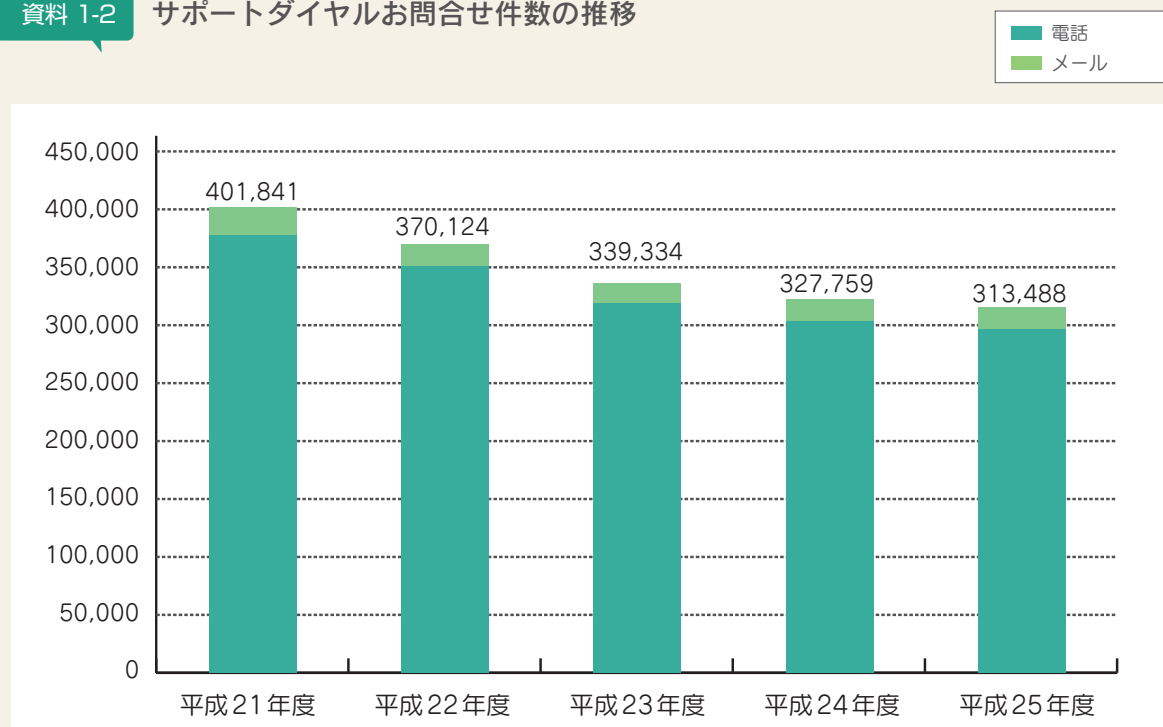
1-3 お問い合わせ件数

(1) サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるサポートダイヤルを設け、電話とメールによる情報提供を行っている。電話受付時間は平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとして、お勤めの方も利用しやすいようにしている。サポートダイヤルでは、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられたお問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信等に活用している。

平成21年度以降にサポートダイヤルに寄せられたお問合せ件数の推移は、資料1-2、1-3のとおりである。平成22年2月には、累計利用件数が100万件を突破し、その後、平成25年1月7日に、累計利用件数は200万件に到達し、平成25年度末では2,389,911件となっている。

資料 1-2 サポートダイヤルお問合せ件数の推移



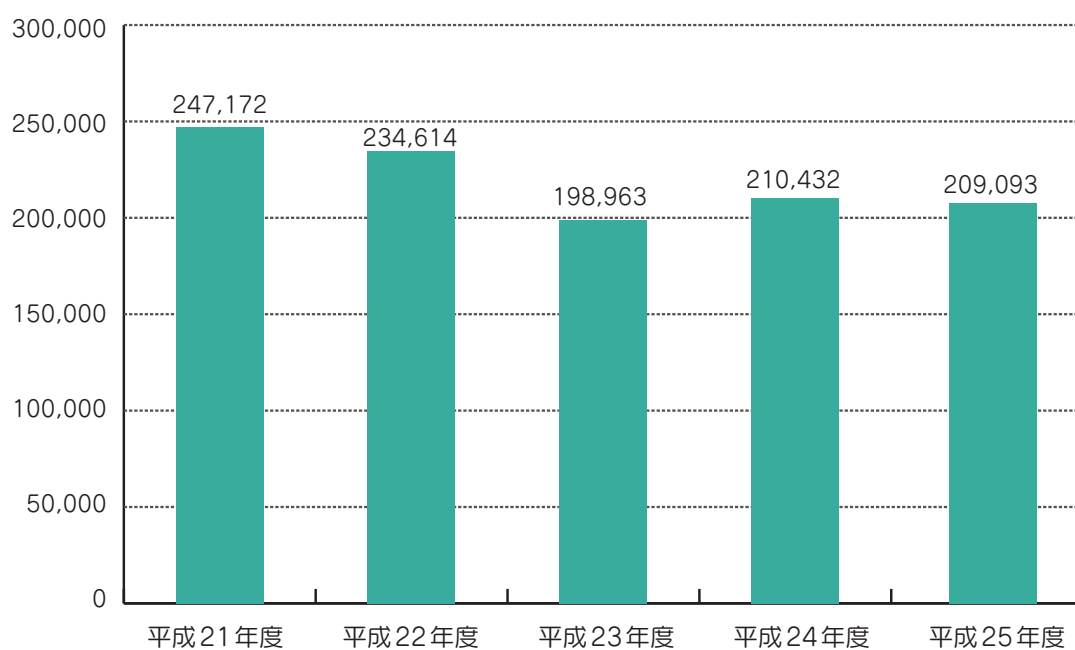
資料1-3 平成21年度～25年度サポートダイヤルお問合せ件数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話	377,267	350,654	321,781	308,825	298,889
メール	24,574	19,470	17,553	18,934	14,599
合計	401,841	370,124	339,334	327,759	313,488
前年比（電話）	138.9%	92.9%	91.8%	96.0%	96.8%
前年比（メール）	150.9%	79.2%	90.2%	107.9%	77.1%
前年比（合計）	139.6%	92.1%	91.7%	96.6%	95.6%

(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に窓口対応専門職員を配置し、面談と電話によるお問合せに対応している。窓口対応専門職員は、消費生活相談関係の有資格者、裁判所のOBなどが多い。平成21年度以降の地方事務所全体のお問合せ件数の推移は資料1-4のとおりである。

資料 1-4 地方事務所お問合せ件数の推移

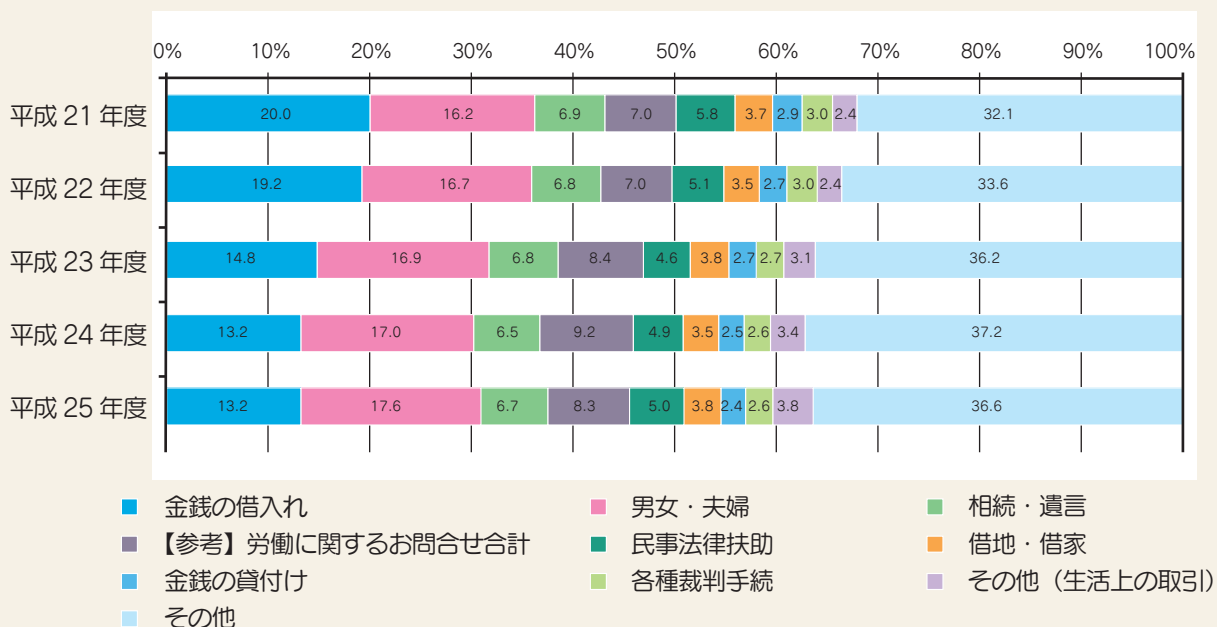


1-4 お問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

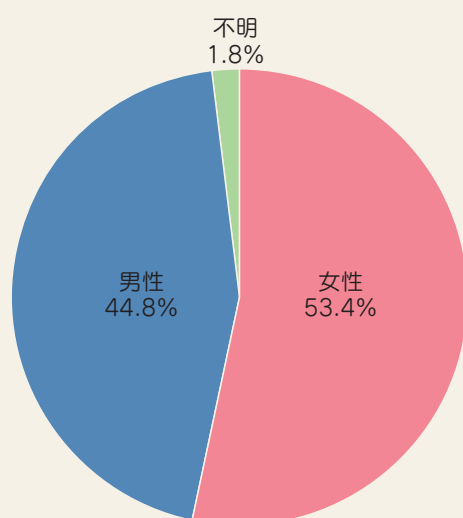
サポートダイヤルにおける平成21年度以降のお問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。平成22年度までは金銭の借入れ（多重債務など）、男女・夫婦（離婚など）の順となっていたが、金銭の借入れに関するお問合せの割合が徐々に減少する一方で、男女・夫婦が増加し、平成23年度以降は逆転して、男女・夫婦、金銭の借入れの順になっている。平成25年度には、金銭の借入れは横ばいであるのに対し、男女・夫婦に関するお問合せの割合がさらに増加している。また、労働に関するお問合せ合計は平成23年度から平成24年度まで前年に比べ増加していたが、平成25年度は減少に転じている。

資料1-5 サポートダイヤルお問合せ分野別内訳の推移



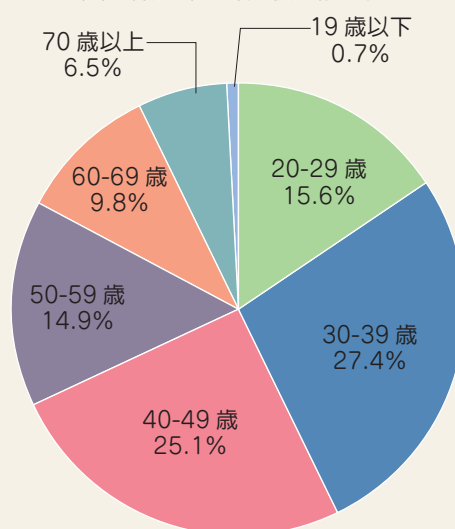
平成25年度におけるサポートダイヤル利用者の男女比は、資料1-6のとおりである。女性の利用者が男性より約9ポイント多かった。サポートダイヤル利用者の年代比と、年代別の男女比については、資料1-7、1-8のとおりである。30歳代と40歳代の利用者が、全体の半数以上を占めている。

資料 1-6 平成 25 年度サポートダイヤル利用者男女比

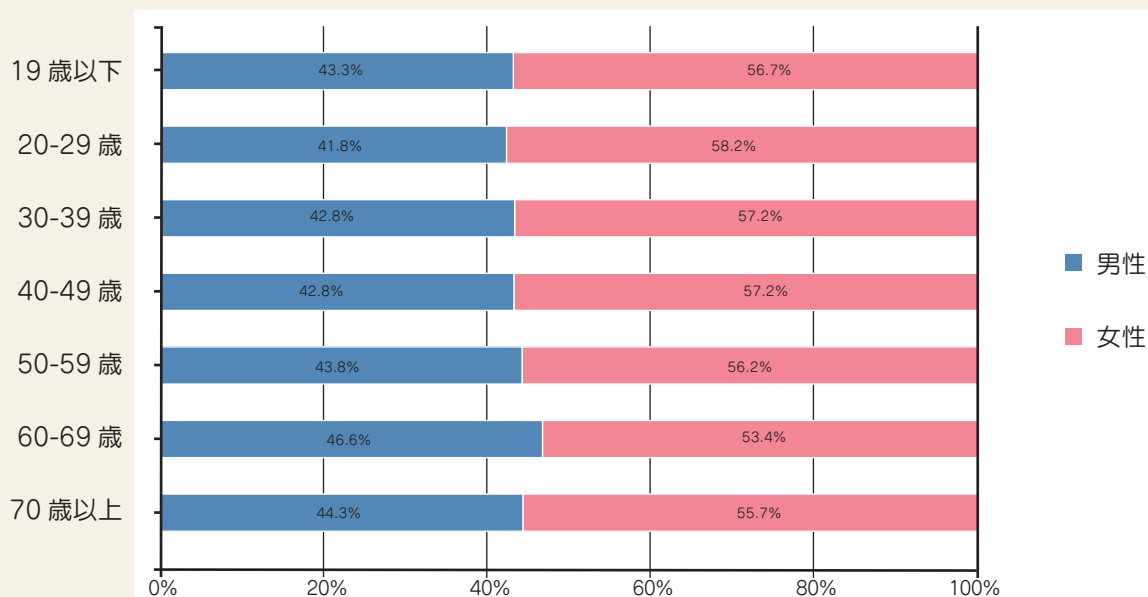


資料 1-7 平成 25 年度サポートダイヤル利用者年代比

(注) 年代は、任意で聞き取りを行った。



資料 1-8 平成 25 年度サポートダイヤル利用者年代別男女比



お問合せ分野ごとの男女比は資料1-9のとおりである。男女・夫婦、相続・遺言、子ども、家族などの分野は女性からのお問合せが多く、各種裁判手続、職場、刑事手続のしくみ、賃金・退職金、インターネット取引、犯罪・刑事事件、会社などの分野は男性の比率が高くなっている。

資料1-9 平成25年度サポートダイヤルお問合せ分野別男女比（上位30分野）

順位	相談分野	件数			全件数における割合	割合	
		合計	男性	女性		分野別男女比	
						男性	女性
1	男女・夫婦	54,196	15,169	39,027	17.6%	28.0%	72.0%
2	金銭の借入れ	40,459	21,687	18,772	13.2%	53.6%	46.4%
3	【参考】労働に関するお問合せ合計	25,442	13,454	11,988	8.3%	52.9%	47.1%
4	相続・遺言	20,632	7,296	13,336	6.7%	35.4%	64.6%
5	民事法律扶助	15,386	7,087	8,299	5.0%	46.1%	53.9%
6	借地・借家	11,819	5,729	6,090	3.8%	48.5%	51.5%
7	その他（生活上の取引）	11,727	6,230	5,497	3.8%	53.1%	46.9%
8	各種裁判手続	7,902	4,559	3,343	2.6%	57.7%	42.3%
9	金銭の貸付け	7,384	3,751	3,633	2.4%	50.8%	49.2%
10	犯罪被害者	7,011	3,071	3,940	2.3%	43.8%	56.2%
11	高齢者・障害者	5,941	2,377	3,564	1.9%	40.0%	60.0%
12	定年・退職・解雇	5,296	2,750	2,546	1.7%	51.9%	48.1%
13	損害賠償	5,126	2,792	2,334	1.7%	54.5%	45.5%
14	いじめ・嫌がらせ	4,947	2,302	2,645	1.6%	46.5%	53.5%
15	生活福祉	4,923	2,621	2,302	1.6%	53.2%	46.8%
16	その他（職場）	4,537	2,630	1,907	1.5%	58.0%	42.0%
17	子ども	4,284	1,272	3,012	1.4%	29.7%	70.3%
18	刑事手続のしくみ	4,169	2,314	1,855	1.4%	55.5%	44.5%
19	賃金・退職金	4,121	2,506	1,615	1.3%	60.8%	39.2%
20	弁護士	3,629	1,633	1,996	1.2%	45.0%	55.0%
21	その他の法律事務	3,389	1,630	1,759	1.1%	48.1%	51.9%
22	その他（家族）	3,086	1,039	2,047	1.0%	33.7%	66.3%
23	インターネット取引	2,719	1,635	1,084	0.9%	60.1%	39.9%
24	その他（犯罪・刑事事件）	2,608	1,493	1,115	0.8%	57.2%	42.8%
25	民事上の問題	2,173	1,185	988	0.7%	54.5%	45.5%
26	情報提供	2,050	1,030	1,020	0.7%	50.2%	49.8%
27	人身事故	2,029	1,091	938	0.7%	53.8%	46.2%
28	その他（法テラス）	2,015	1,081	934	0.7%	53.6%	46.4%
29	その他（住まい・不動産）	1,995	935	1,060	0.6%	46.9%	53.1%
30	その他（会社）	1,952	1,363	589	0.6%	69.8%	30.2%

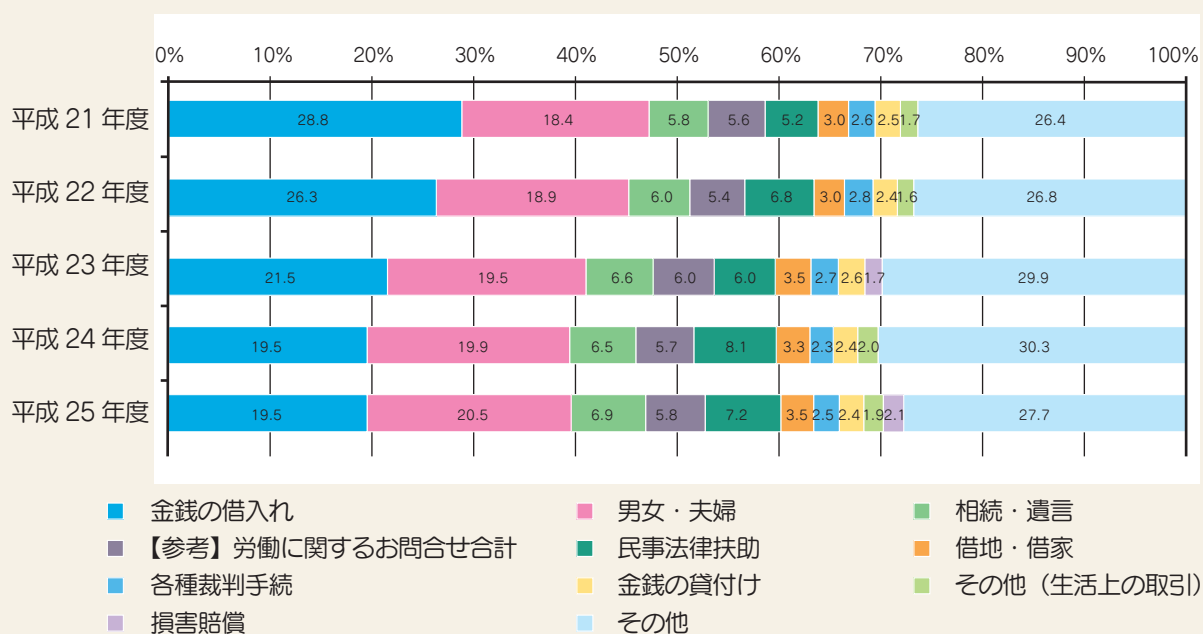
（注1）「【参考】労働に関するお問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」の件数に加え、“職場”“福祉”“保険”といったお問合せ分野の中で労働に関連した件数分も含む。

（注2）資料1-6に示した、利用者の男女比（男性44.8%、女性53.4%）と比較して、男性からのお問合せが10ポイント以上多い（54.8%以上）分野を青色、女性からのお問合せが10ポイント以上多い分野（63.4%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成21年度以降の地方事務所におけるお問合せ分野別内訳は、資料1-10のとおりである。平成23年度までは金銭の借入れの割合が、男女・夫婦の割合を上回っていたが、平成24年度は順位が逆転し、男女・夫婦がわずかに金銭の借入れを上回った。平成25年度は男女・夫婦の割合がさらに増加しており、この傾向はサポートダイヤルと同じである。

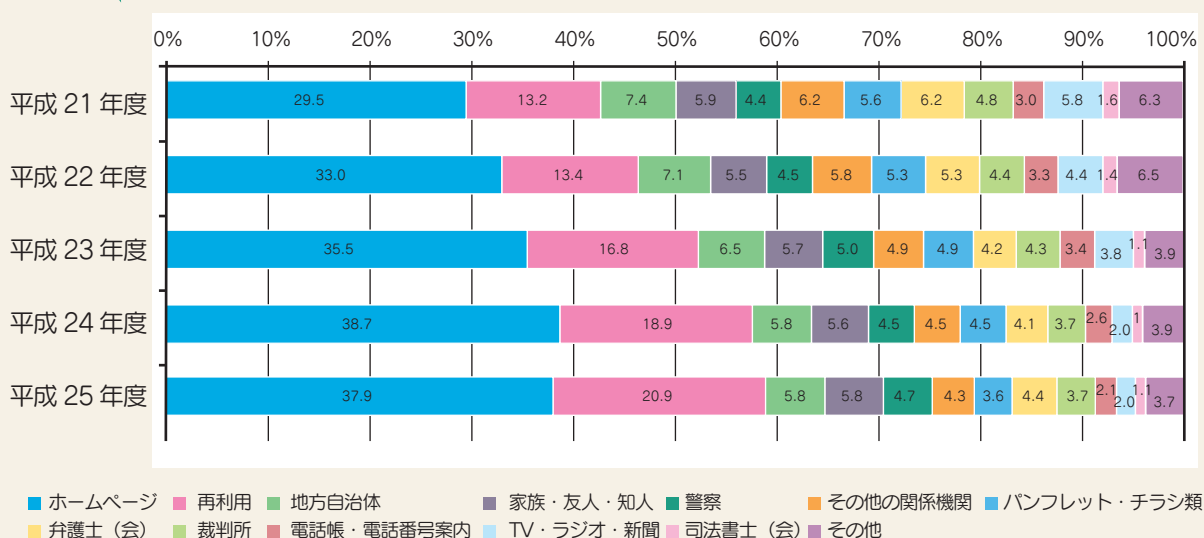
資料1-10 地方事務所お問合せ分野別内訳の推移



1-5 認知媒体 (サポートダイヤル、地方事務所)

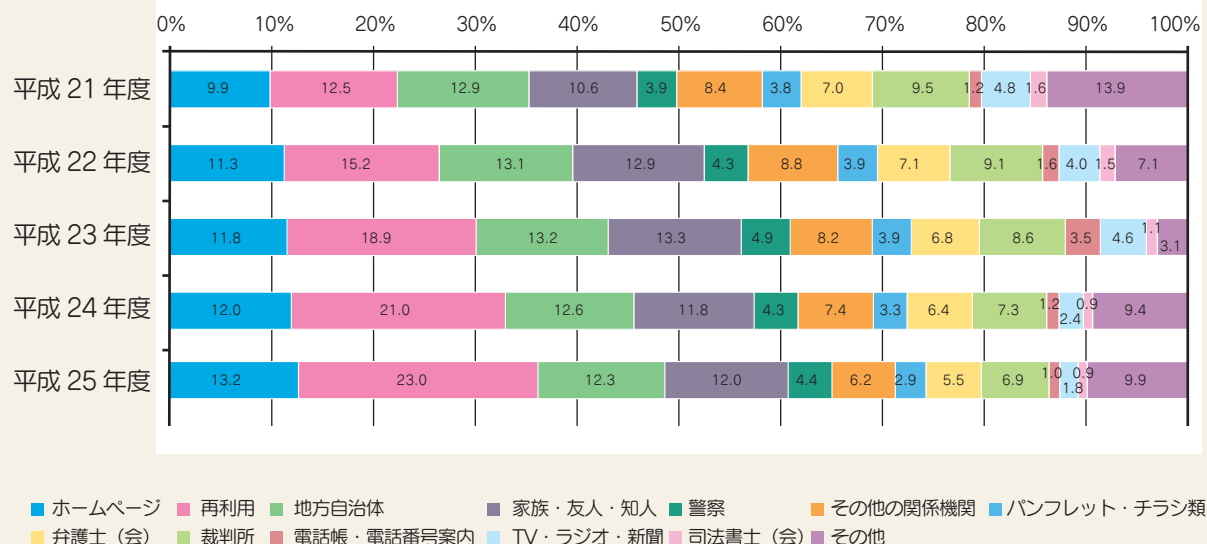
平成21年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体内訳は、資料1-11のとおりである。ホームページの割合が最も高く、平成24年度まで、その割合は年々増加し続けていた。インターネットが普及した結果、法的トラブルを抱えた方が、情報を求めてまずはインターネットを検索し、検索結果から法テラスのホームページを閲覧するケースが多いのではないかと考えられる。ただし、平成25年度はホームページは若干減少し、再利用の割合が増加している。法テラスが広く知られることとなり、利用者の満足を一定程度得られた結果と考えられる。

資料1-11 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



平成21年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体内訳は、資料1-12のとおりである。地方事務所の場合は、地方自治体（都道府県庁や市区町村役所）、裁判所、弁護士会などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。再利用の割合も年々増えている。

資料1-12 地方事務所認知媒体内訳の推移



サポートダイヤル認知媒体を男女比で見たものが資料1-13である。サポートダイヤル利用者の男女比（男性：女性が45：55）に照らし合わせると、地方自治体、パンフレット・リーフレット、タウンページ、チラシ、広報誌、新聞・テレビの報道、新聞広告、口コミ（家族・友人・知人）、104（電話番号案内）については女性の比率が高く、司法書士（会）、ラジオCM、ラジオの報道については、男性の比率が高い。

また、昨年に比べ、男女ともにホームページ（PC）の比率は低下しており、ホームページ（携帯）の比率が高くなっている。

資料1-13 平成25年度サポートダイヤル認知媒体男女比

認知媒体	件数			割合		
	合計	男性	女性	全体における割合	媒体別男女比 男性	女性
関係機関	46,530	20,431	26,099	24.0%	43.9%	56.1%
地方自治体	11,170	3,924	7,246	5.8%	35.1%	64.9%
警察	9,091	4,390	4,701	4.7%	48.3%	51.7%
その他の関係機関	8,336	3,560	4,776	4.3%	42.7%	57.3%
裁判所	7,136	3,125	4,011	3.7%	43.8%	56.2%
弁護士（会）	8,591	4,254	4,337	4.4%	49.5%	50.5%
司法書士（会）	2,206	1,178	1,028	1.1%	53.4%	46.6%
広報	84,710	38,188	46,522	43.6%	45.1%	54.9%
ホームページ(PC)	55,720	26,654	29,066	28.7%	47.8%	52.2%
ホームページ(携帯)	17,829	7,444	10,385	9.2%	41.8%	58.2%
パンフレット・リーフレット	4,859	1,788	3,071	2.5%	36.8%	63.2%
タウンページ	3,353	1,103	2,250	1.7%	32.9%	67.1%
チラシ	1,065	386	679	0.5%	36.2%	63.8%
広報誌	598	174	424	0.3%	29.1%	70.9%
新聞広告	554	250	304	0.3%	45.1%	54.9%
ポスター	453	206	247	0.2%	45.5%	54.5%
折込チラシ	50	21	29	0.1%	42.0%	58.0%
ラジオCM	229	162	67	0.1%	70.7%	29.3%
報道	3,163	1,386	1,777	1.7%	43.8%	56.2%
TV報道	2,276	974	1,302	1.2%	42.8%	57.2%
新聞記事	750	326	424	0.4%	43.5%	56.5%
ラジオ報道	137	86	51	0.1%	62.8%	37.2%
その他	59,528	25,546	33,982	30.7%	42.9%	57.1%
再利用	40,496	18,503	21,993	20.9%	45.7%	54.3%
家族・友人・知人	11,235	3,812	7,423	5.8%	33.9%	66.1%
104（電話番号案内）	660	263	397	0.3%	39.8%	60.2%
その他	7,137	2,968	4,169	3.7%	41.6%	58.4%
合計	193,931	85,551	108,380	100.0%	44.1%	55.9%

（注）認知媒体件数は、お問合わせの際に任意で聞き取りを行った。

1-6 利用者の地域分布

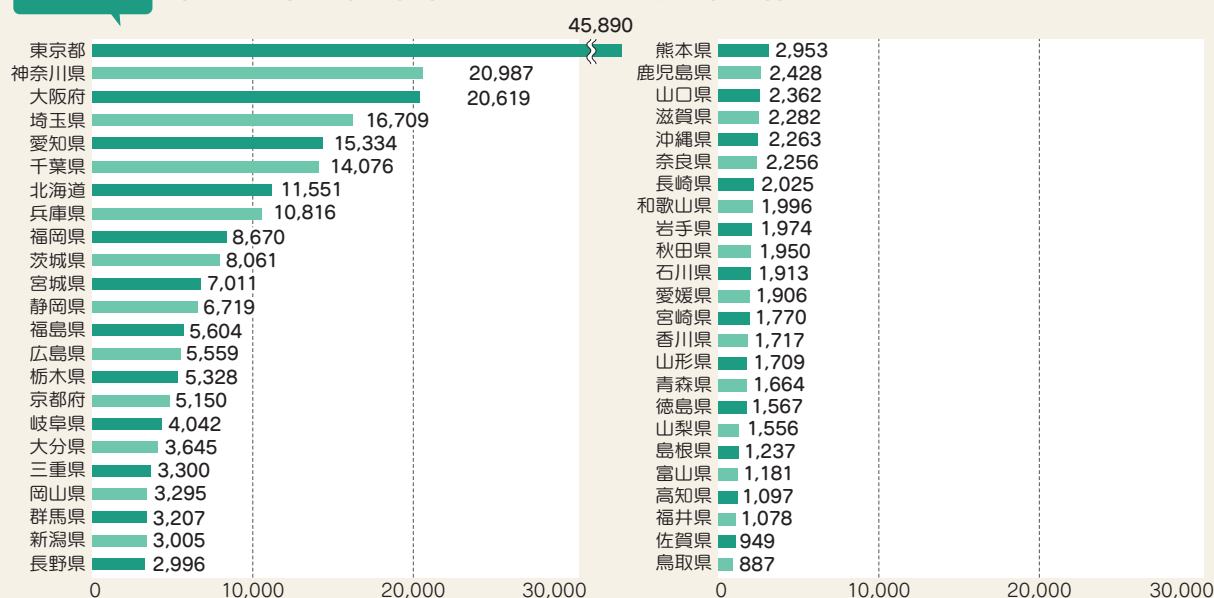
(1) サポートダイヤル

平成25年度の都道府県別サポートダイヤル利用件数は、資料1-14のとおりである。東京、大阪をはじめとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人あたりの利用件数（都道府県別）は、資料1-15のとおりである。人口比としても東京が突出して多く、ついで大分、宮城、福島となっている。

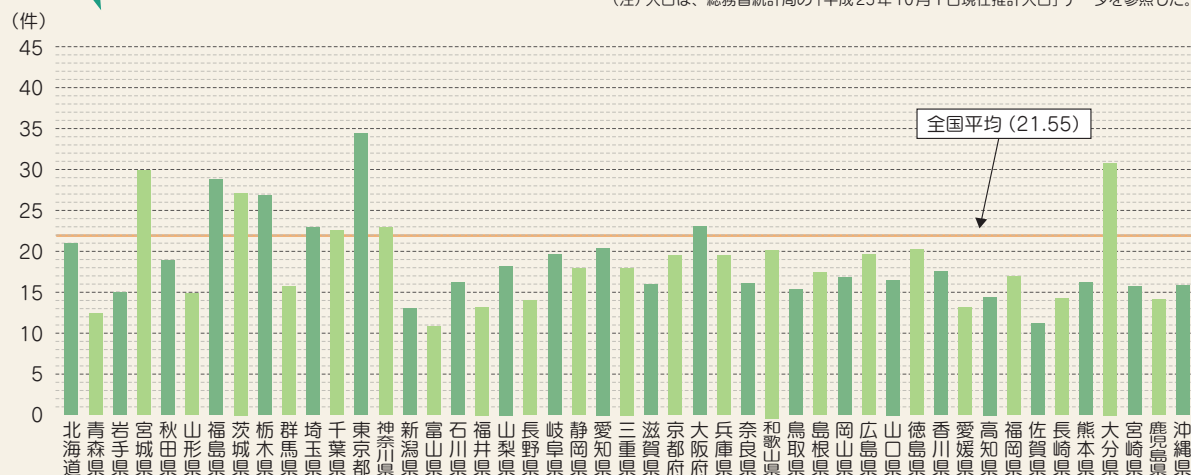
なお、法テラスの情報提供業務においては、基本的に匿名でお問合せに応じているので、居住地域の聞き取りは必ずしも行っていないが、最寄りの相談機関を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14 平成 25 年度都道府県別サポートダイヤル利用件数



資料 1-15 平成 25 年度人口 1 万人あたりのサポートダイヤル利用件数（都道府県別）

（注）人口は、総務省統計局の「平成 25 年 10 月 1 日現在推計人口」データを参照した。

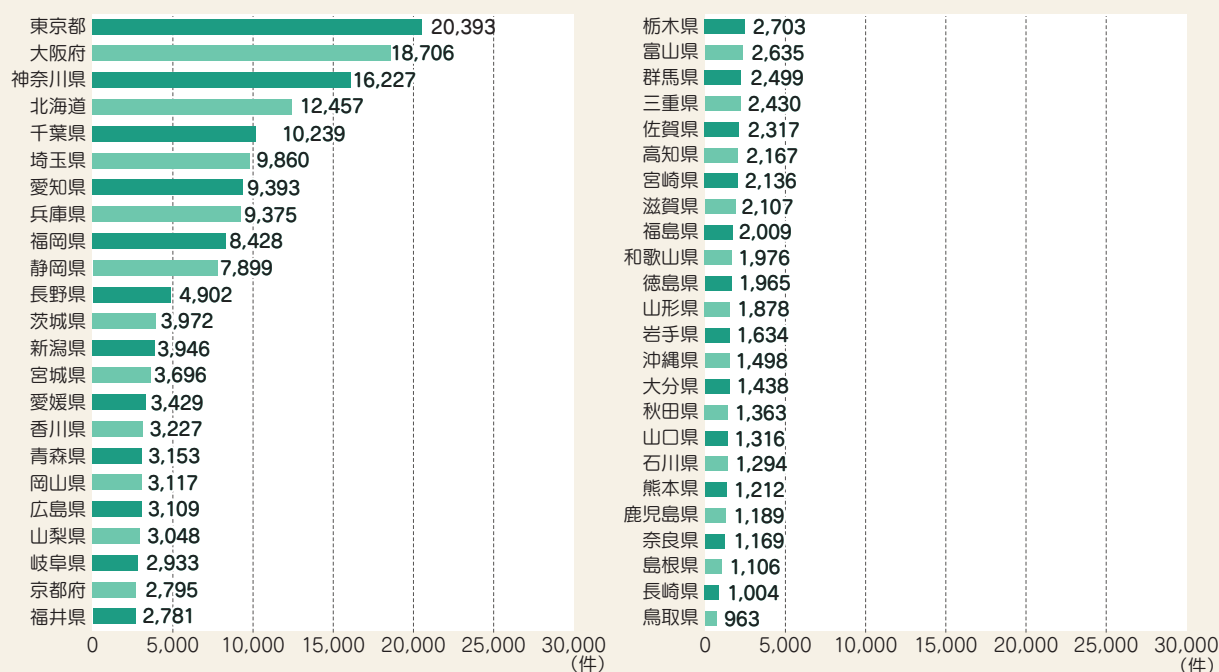


(2) 地方事務所

平成25年度の地方事務所ごとのお問合せ件数は、資料1-16のとおりである。

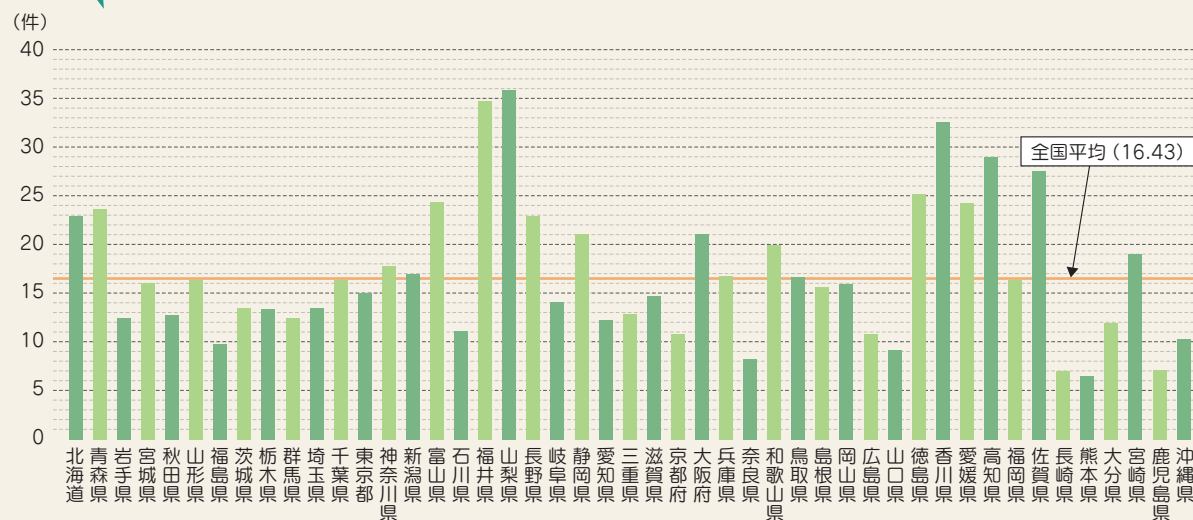
また、人口1万人あたりのお問合せ件数（都道府県別）は、資料1-17のとおりである。山梨、福井、香川、高知、佐賀といった比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

資料 1-16 平成25年度地方事務所ごとのお問合せ件数（電話・面談の合計数）



（注）北海道は札幌（6,016）、函館（1,774）、旭川（1,389）、釧路（3,278）の合計

資料 1-17 平成25年度人口1万人あたりの都道府県別お問合せ件数（電話・面談の合計数）

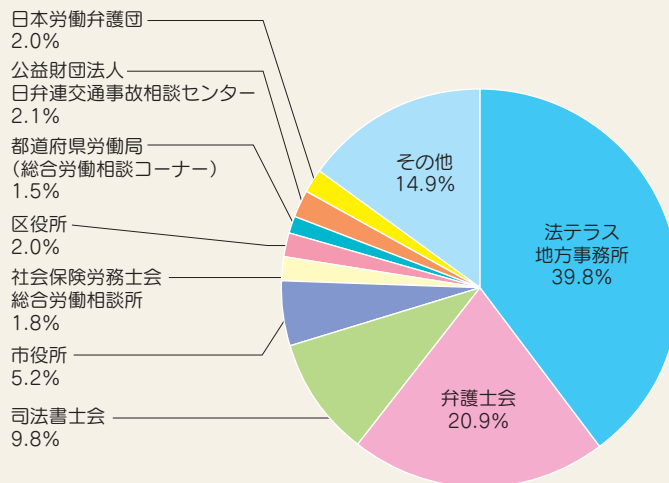


1-7 紹介先関係機関 (サポートダイヤル、地方事務所)

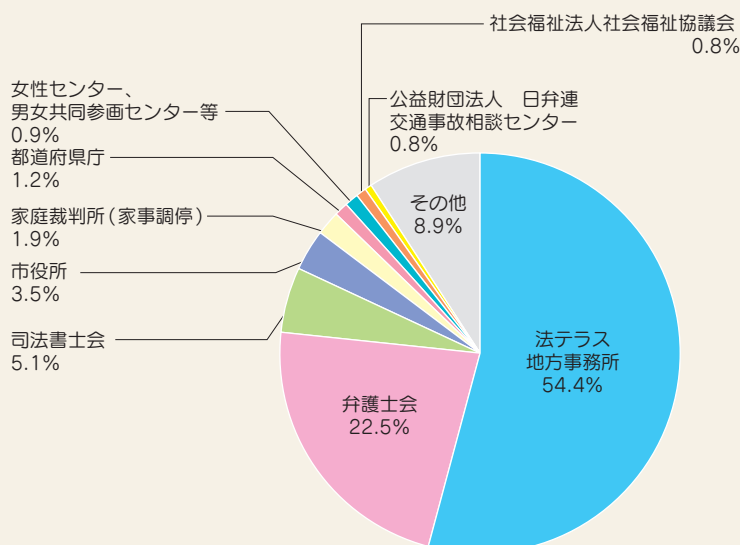
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の希望に応じて、適切な相談窓口を紹介している。利用者の居住지를聴取し、お問合せの内容に適した相談窓口をデータベースから検索して、相談窓口のある機関の所在地や電話番号などを案内する。平成25年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられたお問合せに対して、紹介した関係機関の内訳は、資料1-18、1-19のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談などを希望している場合には、申込先窓口として法テラスの地方事務所を案内する。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会の法律相談センター、地方自治体の窓口、裁判所、労働相談の窓口等がある。

資料 1-18 平成 25 年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳

(注) 利用者への情報提供の際には、1 件のお問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。



資料 1-19 平成 25 年度地方事務所紹介先関係機関内訳



1-8 法教育

平成25年度には札幌で法教育シンポジウム、広島で法教育セミナーを開催した。各会場での開催内容は資料1-20、1-21のとおりである。

資料1-20 平成25年度法教育シンポジウム開催内容

	法教育シンポジウムin札幌
日時	平成25年8月25日（日）13時00分～16時40分
会場	北海道経済センター 8階Aホール
主催	日本司法支援センター（法テラス）、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、札幌弁護士会
後援	北海道教育委員会、札幌市教育委員会、日本司法書士会連合会、北海道弁護士会連合会、札幌司法書士会、公益財団法人日弁連法務研究財団、公益社団法人商事法務研究会、テレビ北海道
開会挨拶	梶谷 剛（日本司法支援センター理事長）
法テラス業務説明	伊藤 誠一（日本司法支援センター札幌地方事務所長）
基調講演	「法的な見方・考え方の教育—立憲主義の学習を素材に」 土井 真一氏（京都大学大学院法学研究科教授）
法教育実践報告①	「札幌弁護士会によるジュニアロースクールの取組」 長尾 美保子氏（札幌市立琴似中学校教諭） 小川 和晃氏（札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士）
法教育実践報告②	「弁護士による学校での法教育出前授業」 渡辺 真氏（北海道札幌月寒高等学校教諭） 石塚 慶如氏（札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士）
パネルディスカッション	「法教育が真に教育現場に浸透するために」
パネリスト	乙武 洋匡氏（作家、東京都教育委員） 土井 真一氏（京都大学大学院法学研究科教授） 山口 太一氏（立命館慶祥中学校教諭） 中村 大輔氏（札幌光星高等学校教諭） 岸田 洋輔氏（札幌弁護士会法教育委員会委員、弁護士） 佐久間 佳枝氏（法務省大臣官房付兼法務省大臣官房司法法制部付）
コーディネーター	網森 史泰氏（札幌弁護士会法教育委員会副委員長、弁護士）
閉会挨拶	中村 隆氏（札幌弁護士会会長）

（注）役職・所属は当時



パネルディスカッションの様子

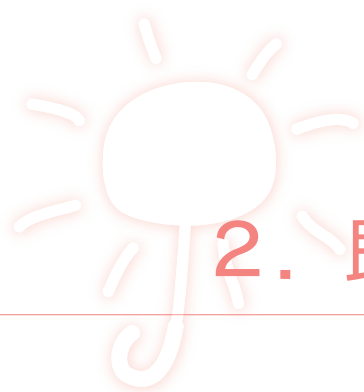
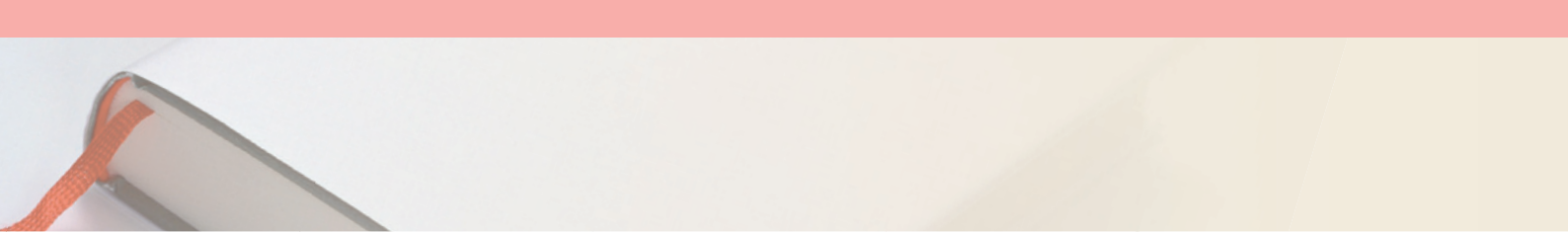
資料1-21 平成25年度法教育セミナー開催内容

	法教育セミナー in広島	
	中学校分科会	高等学校分科会
日時	平成26年2月9日（日）13時00分～17時00分	
会場	リーガロイヤルホテル広島 4階 ロイヤルホール②	リーガロイヤルホテル広島 4階 ロイヤルホール③
主催	日本司法支援センター（法テラス）、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、広島弁護士会	
後援	広島市教育委員会、広島県高等学校教育研究会地理歴史・公民部会、一般社団法人教育ネットワーク中国、日本司法書士会連合会、広島司法書士会、公益社団法人商事法務研究会、広島県中学校教育研究会社会科部会、広島市中学校教育研究会社会科部会、広島県私立中学高等学校協会	
協賛	広島県教育委員会	
開会挨拶	石口 俊一（日本司法支援センター広島地方事務所長）	田中 晴雄（日本司法支援センター常務理事）
講義	「法教育の新展開－新学習指導要領とそれを乗り越えて－」 橋本 康弘氏（福井大学教育地域科学部准教授）	「法教育を授業で行うために」 大杉 昭英氏（国立教育政策研究所初等中等教育研究部長）
法教育授業実践報告	「社会科歴史的分野における法教育－「法」を通して見た明治の光と影－」 堂崎 翔太氏（尾道市立長江中学校教諭） 川嶋 将太（法テラス広島法律事務所常勤弁護士）	「生徒とともに雇用と労働問題を考える－労働法で学ぶ法教育－」 河村 新吾氏（広島市立基町高等学校教諭） 工藤 舞子（法テラス広島法律事務所常勤弁護士）
法教育実践報告	「刑事模擬裁判授業における成果と課題」 犬飼 俊哉氏（広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士）	「刑事模擬裁判における評議過程の改善」 丸川 京子氏（広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士）
ワークショップ	「法的視点で社会を見る－対立と合意、効率と公正－」 前田 有紀氏（広島弁護士会法教育委員会委員、弁護士）	「法的視点で社会を考える－幸福、正義、公正－」 西本 聖史氏（広島弁護士会法教育委員会副委員長、弁護士）
閉会挨拶	小野 裕伸氏（広島弁護士会会長）	今田 健太郎氏（広島弁護士会副会長）

(注)役職・所属は当時



ワークショップの様子



2. 民事法律扶助業務

2-1 平成25年度における業務の概況

平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」において、法的トラブルを有しながら法律相談を受けなかった理由として、「何をしても無駄だと思うから」といった法律相談の効果への懐疑心を内容とする回答が、「費用がかかりそうだから」といった経済的事情を内容とする回答よりも上位となり、特に壮年層・高齢層ではその割合が高かったことから、専門分野に精通した弁護士・司法書士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズの掘り起こしに効果的であると考え、引き続き各地の地方事務所において専門法律相談を積極的に実施した。また、専門法律相談という形ではないが、アンケート調査等で把握した各契約弁護士・司法書士の取扱分野を相談予約の受付時に考慮するなどの工夫も行っている。

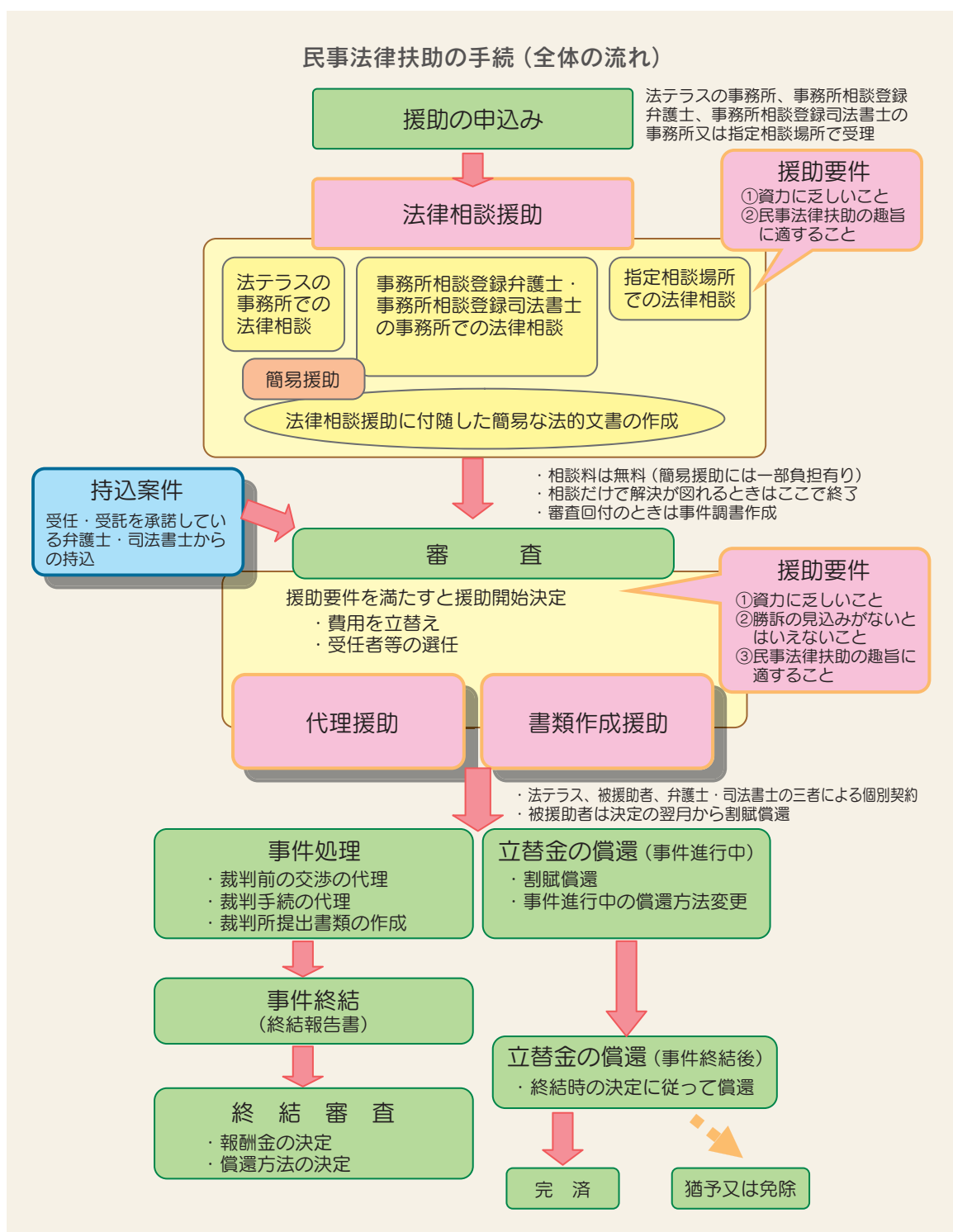
代理援助についても、同調査の結果を踏まえ、利用が促進されるような制度改善に向け、代理援助における代表的事案の収集や日本弁護士連合会等の関係機関との意見交換を継続実施した。中でも家事事件は、利用者のニーズが高まっていることが件数の増加からも判断できることから、中・長期にわたり計画的に充実・強化に取り組むべき分野であると捉え、平成25年度においては、前年度に行った民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームにおける検討結果に基づき、民事法律扶助制度を利用者に周知するためのパンフレットや契約弁護士・司法書士向けのガイドを配布したほか、各地の家庭裁判所に対し、呼出状発送時に法テラスを周知する文書を同封することを要望するなどの取組みを進めた。

また、平成26年4月1日に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発効し、同条約の実施に関する法律が施行されることに伴い、これまで日本の民事法律扶助制度の対象とならなかった海外在住の外国人についても、ハーグ条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する者は、国際的な子の連れ去りの事件（ハーグ条約事件）に限り、民事法律扶助制度を利用することが可能となった。その準備のための取組みとして、平成25年度中に、各種規程・書式等の整備を行ったほか、利用者及び事件を受任する弁護士向けに案内を作成し、法テラスのホームページ上にも、ハーグ条約及び民事法律扶助制度について案内したページを、日本語だけではなく、英語でも掲載した。

2-2 業務の概要

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続の準備及び追行のための弁護士又は司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）業務である。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスに登録した事務所相談登録弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

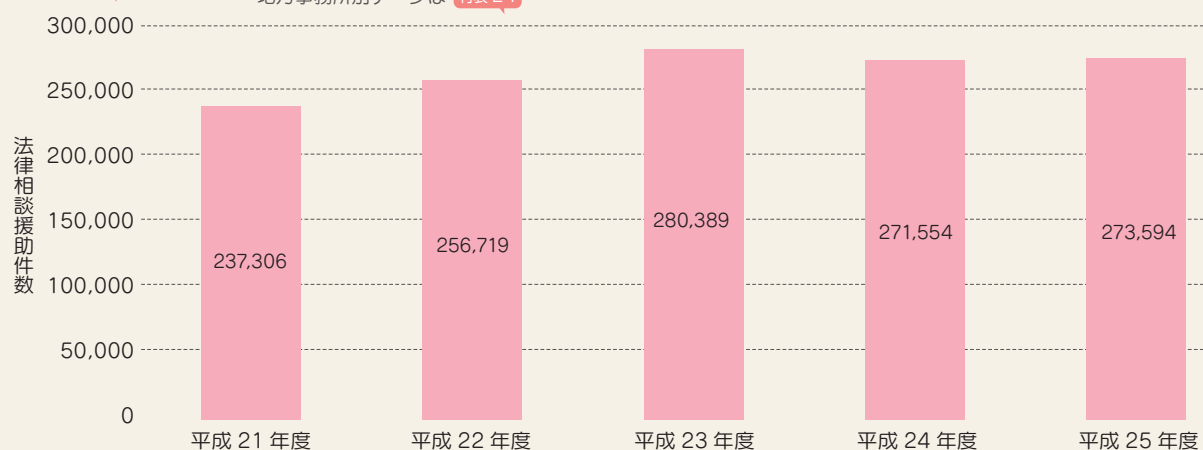


2-3 業務の状況

法律相談援助件数は、平成21年度237,306件、平成22年度256,719件（前年度比8.2%増）、平成23年度280,389件（同9.2%増）、平成24年度271,554件（同3.2%減）、平成25年度273,594件（同0.8%増）である。平成24年度・平成25年度いずれも平成23年度の実績を下回っているように見えるが、これは、東日本大震災の被災地における法律相談援助の多くが、平成24年4月から開始した震災法律援助業務として実施されているためである（141ページ）。震災法律援助業務における法律相談援助の件数48,418件を加えた平成25年度の法律相談援助の件数は322,012件で、過去最高となった。

資料 2-2 法律相談援助件数の推移

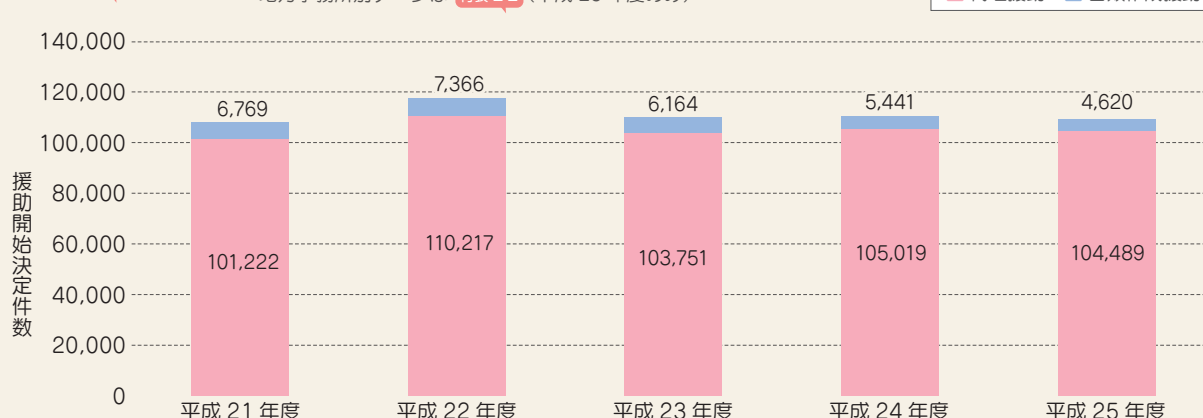
地方事務所別データは 付表 2-1



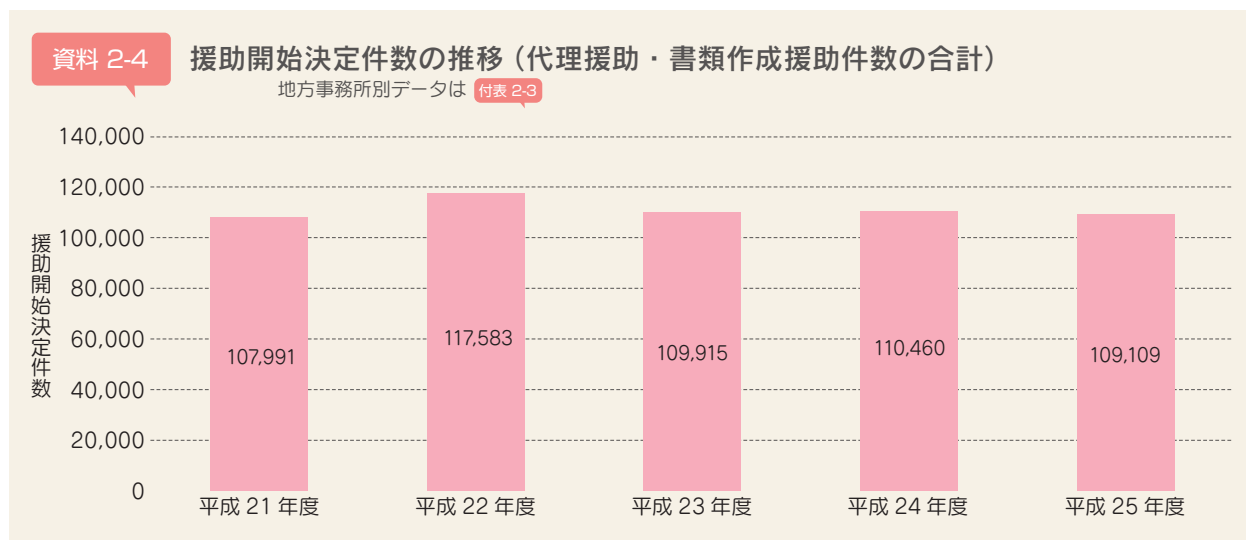
代理援助開始決定件数は、平成21年度101,222件、平成22年度110,217件（前年度比8.9%増）、平成23年度103,751件（同5.9%減）、平成24年度105,019件（同1.2%増）、平成25年度104,489件（同0.5%減）、書類作成援助開始決定件数は、平成21年度6,769件、平成22年度7,366件（同8.8%増）、平成23年度6,164件（同16.3%減）、平成24年度5,441件（同11.7%減）、平成25年度4,620件（同15.1%減）であり、平成25年度は代理援助・書類作成援助いずれも前年度の実績と比べて減少した。

資料 2-3 援助開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2（平成 25 年度のみ）



平成23年度に初めて減少した援助開始決定件数は、平成24年度は増加に転じたが、平成25年度は再び前年度を下回った。震災法律援助業務の援助開始決定件数2,280件を合算しても111,389件であり、平成22年度の94.7%にとどまっている。

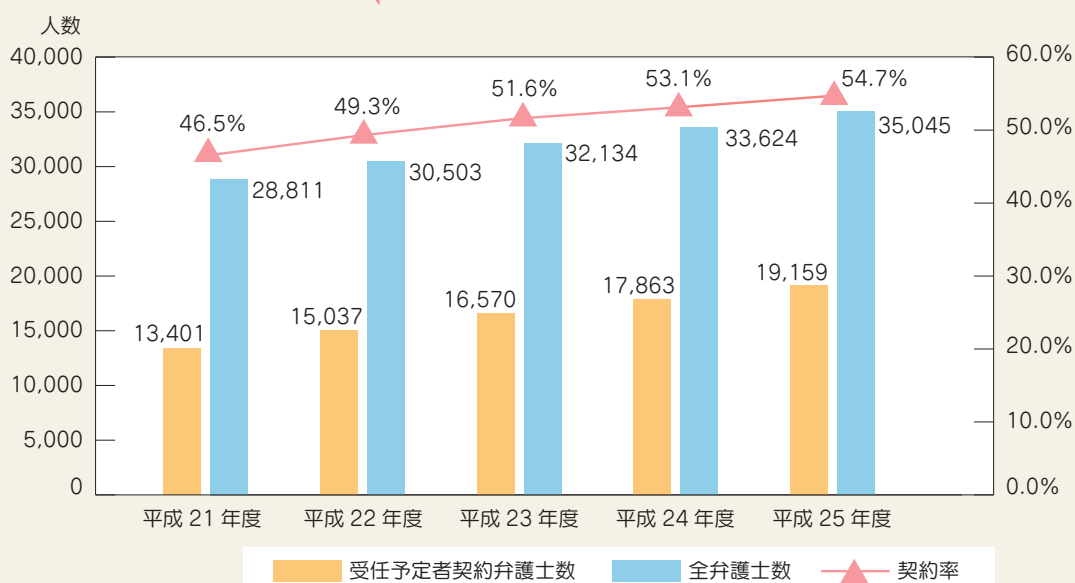


2-4 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。平成21年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は13,401名、平成22年度は15,037名（前年度比12.2%増）、平成23年度は16,570名（同10.2%増）、平成24年度は17,863名（同7.8%増）、平成25年度は19,159名（同7.3%増）となり、毎年度増加している。

資料 2-5 契約弁護士数の推移

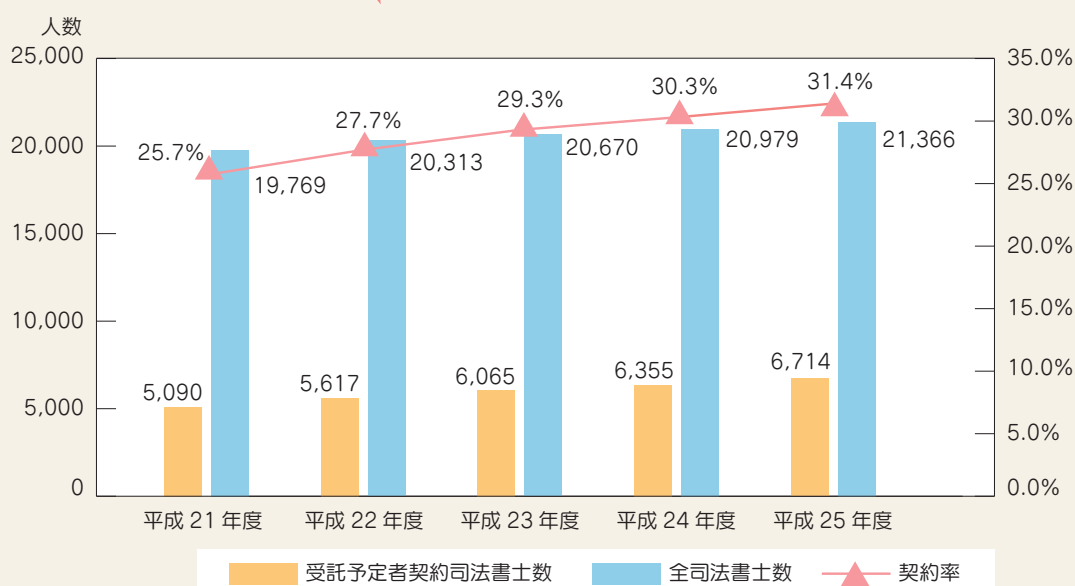
地方事務所別データは 付表 2-4



平成21年度末時点における契約司法書士数（受託予定者契約）は5,090名、平成22年度末は5,617名（前年度比10.4%増）、平成23年度末は6,065名（同8.0%増）、平成24年度末は6,355名（同4.8%増）、平成25年度末は6,714名（同5.6%増）となり、毎年度増加している。

資料 2-6 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-6



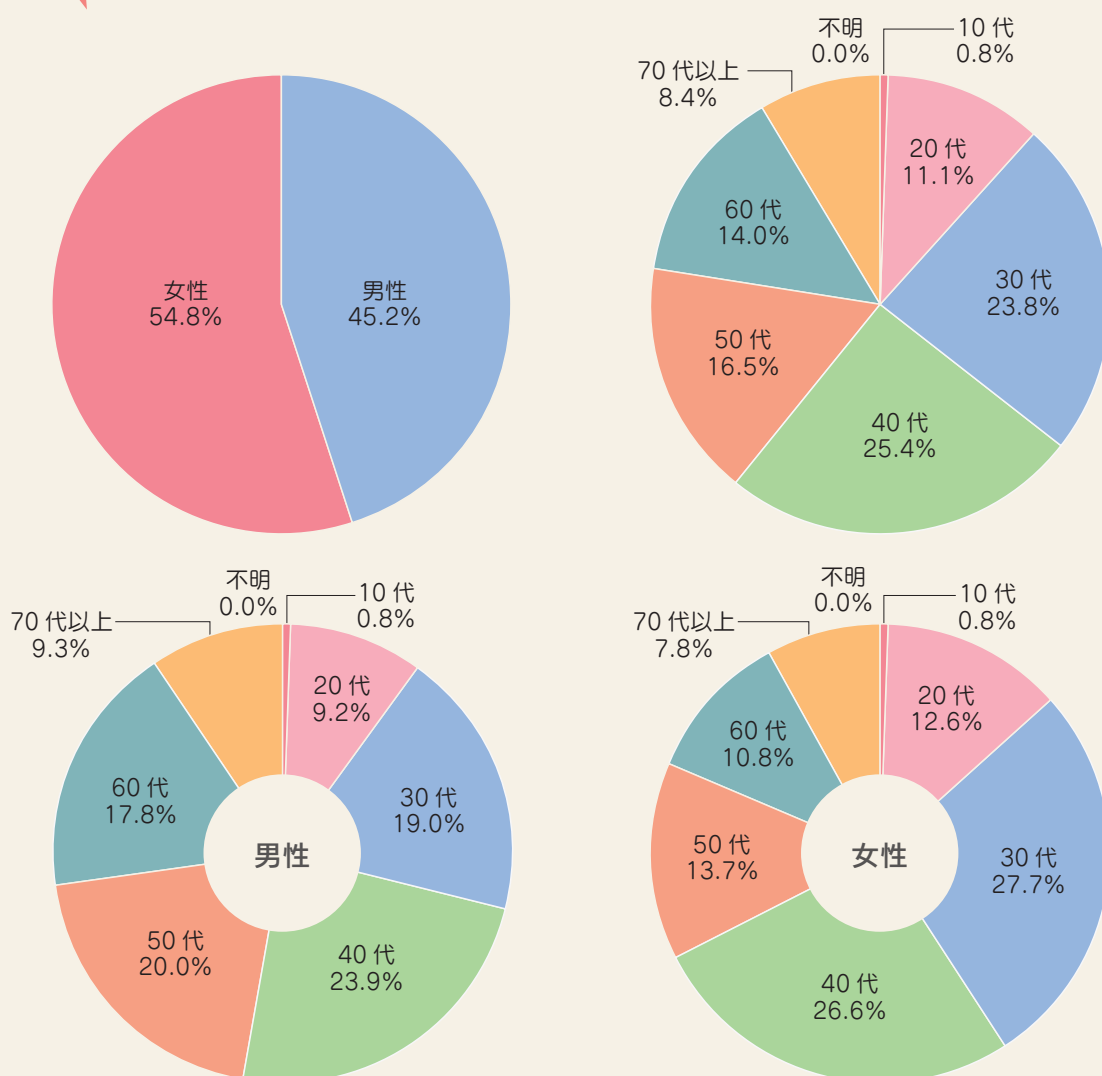
2-5 代理援助・書類作成援助を受けた人の属性

平成25年度に代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が54.8%、男性が45.2%と、女性の比率が高くなっており、これまでと同様の傾向を示した。

年代別に見ると、男性は50歳代以上が47.1%と約半数を占めており、60歳代以上で全体の4分の1を超えている。一方、女性は30歳代、次いで40歳代の比率が高く、20歳代も1割を超えるなど、男性に比べて、若い年代が援助を受けている傾向が見て取れる。

資料 2-7

平成25年度に代理援助・書類作成援助を受けた人の性別、年代

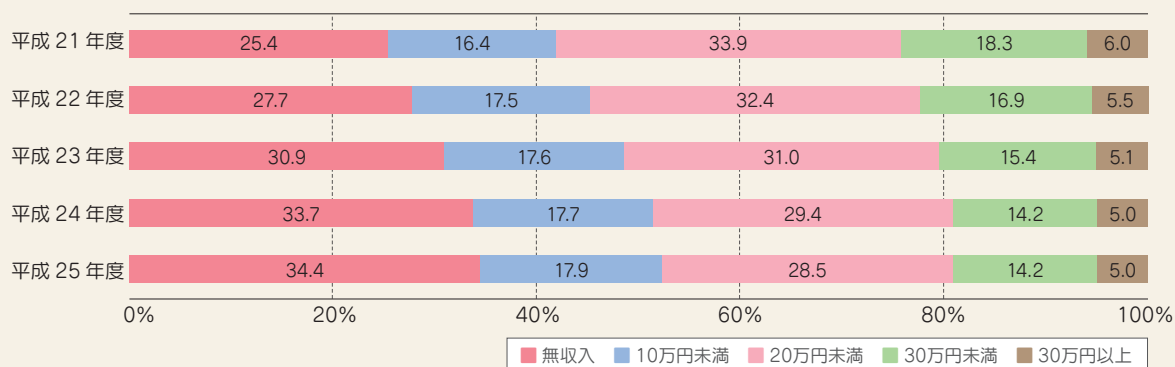


収入については、無収入の方が34.4%（前年度比0.7ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方17.9%と合わせると52.3%（同0.9ポイント増）と、年々増加しており、平成24年度以降、半数を超えている。

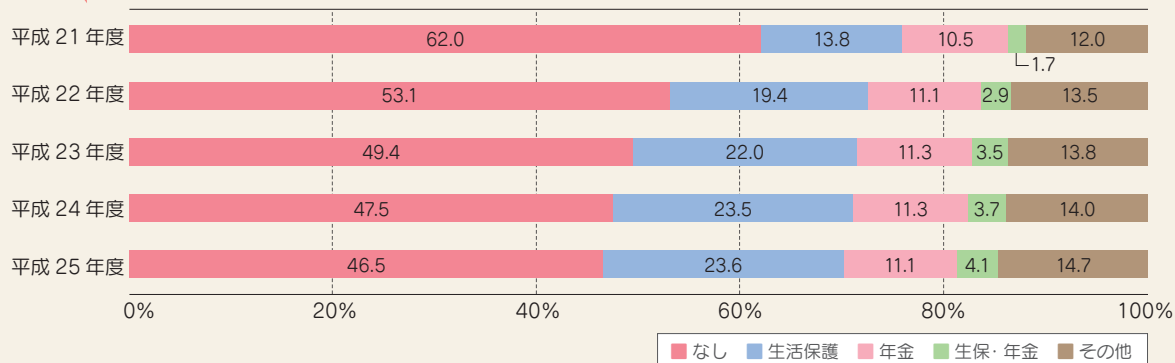
また、生活保護のみを受給している方も増加していて、平成25年度は23.6%（同0.1ポイント増）となり、生活保護と年金の両方を受給している方4.1%と合わせて27.7%と、4分の1以上を占めている。

一方、職業を見ると、これまで増加傾向にあった無職の方が47.4%（同0.4ポイント減）と、前年度と比べて減少した。

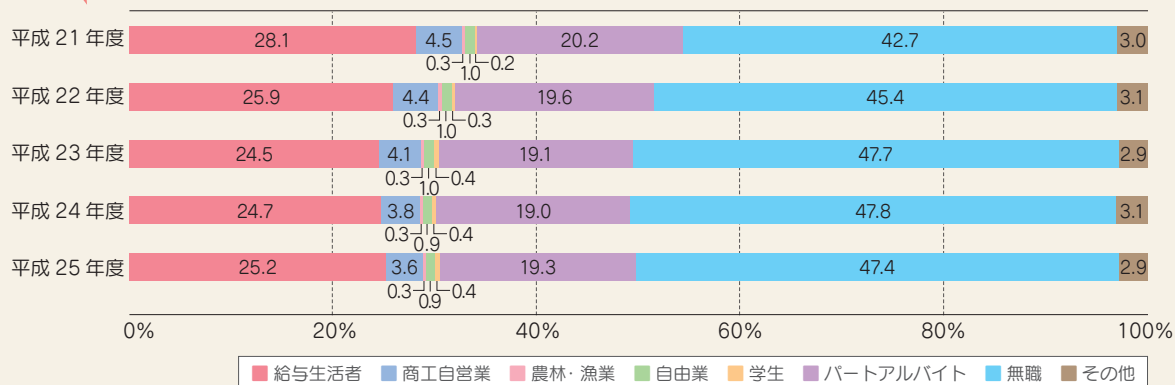
資料 2-8 代理援助・書類作成援助を受けた人の収入（月額）の推移



資料 2-9 代理援助・書類作成援助を受けた人の公的給付の推移



資料 2-10 代理援助・書類作成援助を受けた人の職業の推移

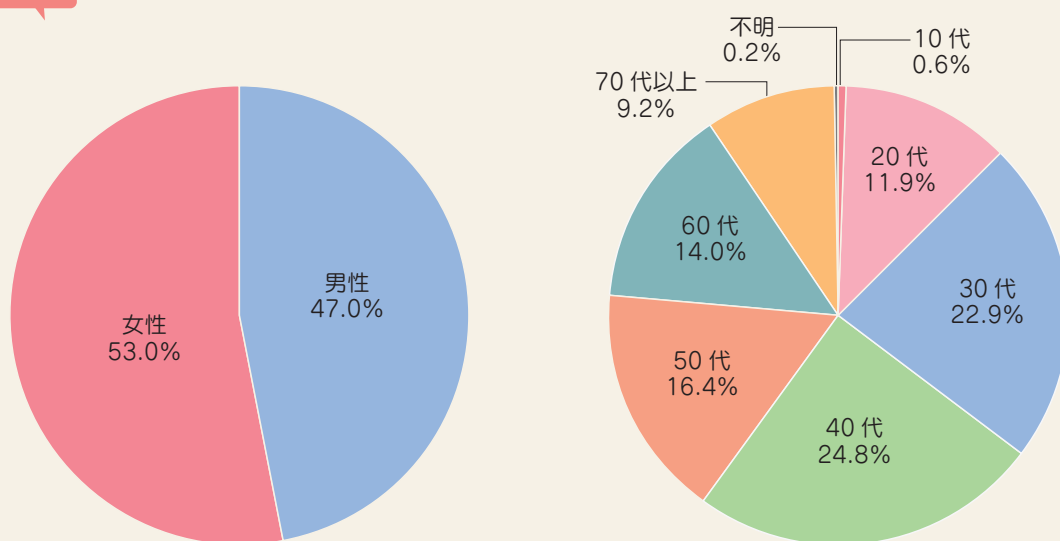


2-6 法律相談援助の状況

平成25年度に法律相談援助を受けた人は、女性が53.0%、男性が47.0%と、女性の比率が高くなっており、代理援助・書類作成援助と同様の傾向を示した。

年代別に見ると、40歳代の比率が一番大きく、約4分の1となっている。次いで30歳代、50歳代となっており、年代別に見ても、代理援助・書類作成援助と同様の傾向になっている。

資料 2-11 平成 25 年度に法律相談援助を受けた人の性別、年代



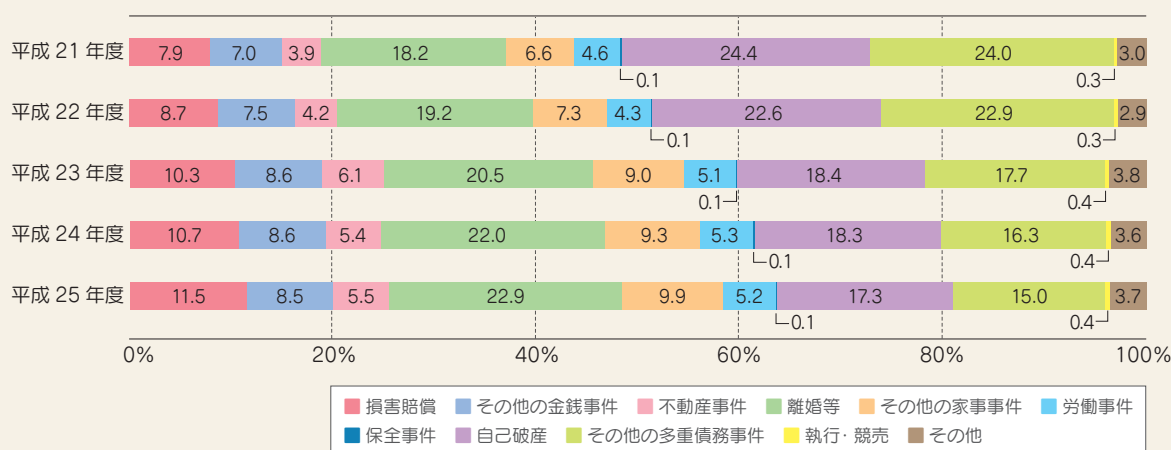
法律相談援助を事件別に見ると、離婚等請求事件が最も多く22.9%となっている。

平成21年度以降、離婚等請求事件及び親子関係などその他の家事事件に関する相談は増加傾向にあり、一方で自己破産事件及び任意整理などその他の多重債務事件に関する相談の占める割合は減少傾向にある。

なお、前年度までは自己破産事件及びその他の多重債務事件の合計が離婚等請求事件及びその他の家事事件の合計を上回っていたが、平成25年度は順位が入れ替わり、家事事件に関する相談の全体に占める割合のほうが大きくなった。

資料 2-12 法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (平成 25 年度のみ)



2-7 法律相談費の推移

平成21年度における法律相談援助にかかる法律相談費は1,166,625,450円、平成22年度1,281,838,562円、平成23年度1,425,300,155円、平成24年度1,272,097,810円、平成25年度1,321,473,991円で、平成24年度に初めて前年度を下回ったが、平成25年度は再び増加に転じた。

資料 2-13 法律相談費の推移

地方事務所別データは 付表 2-9



2-8 代理援助の状況

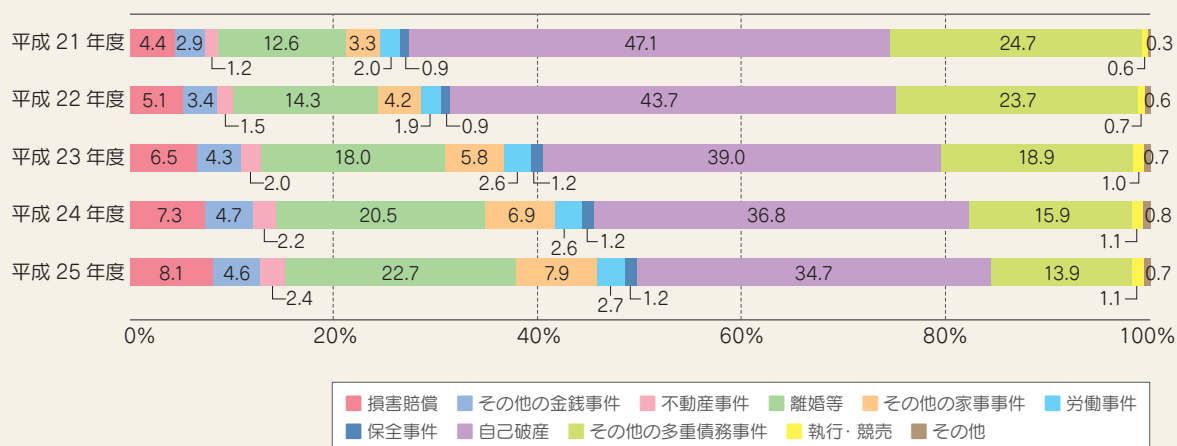
平成25年度の代理援助を事件別に見ると、自己破産事件が最も多く34.7%であり、任意整理などその他の多重債務事件の13.9%と合わせて48.6%と、初めて全体の半数を下回った。

一方で、離婚等請求事件は前年度から2.2ポイント増加し、親子関係などその他の家事事件と合わせると30.6%と、全体に占める割合が3割を超えた。

また、金銭事件も、損害賠償請求事件及びその他の金銭事件を合わせて12.7%となり、年々増加の傾向にある。

資料 2-14 代理援助の事件別内訳の推移

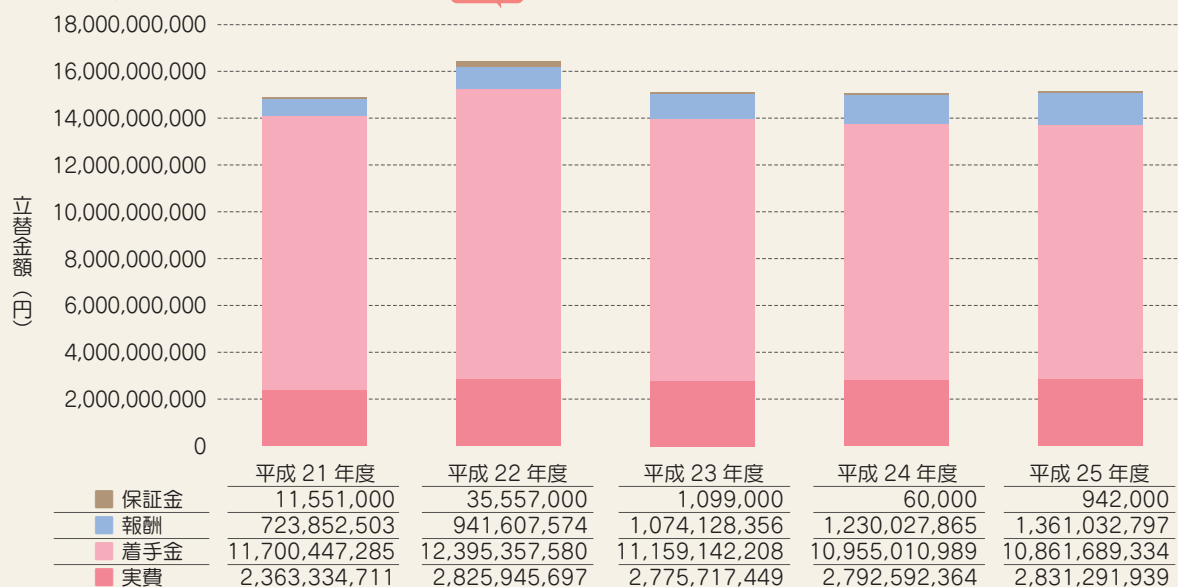
地方事務所別データは 付表 2-10 (平成 25 年度のみ)



代理援助にかかる立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む）は、平成21年度14,799,185,499円、平成22年度16,198,467,851円、平成23年度15,010,087,013円、平成24年度14,977,691,218円、平成25年度15,054,956,070円であった。

資料 2-15 代理援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-11

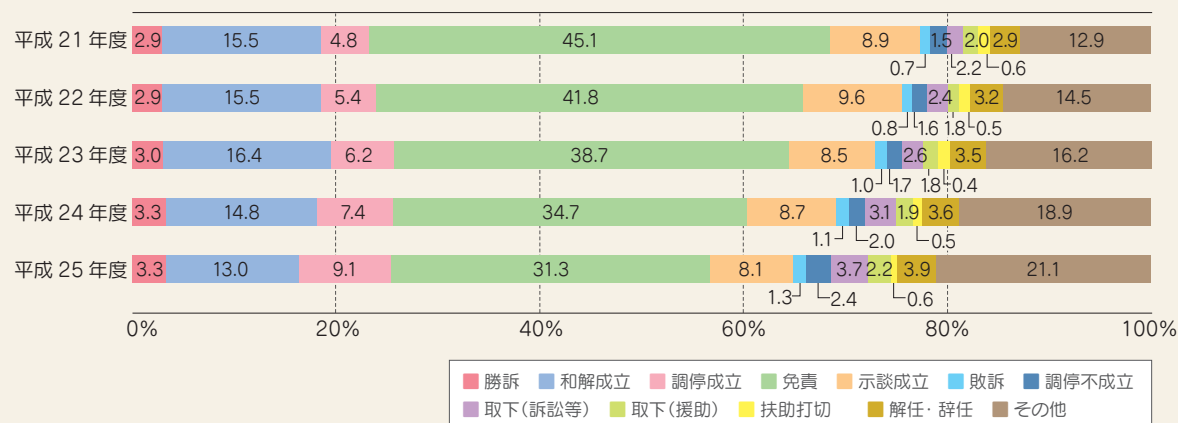


平成25年度における事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裏に終了したものが64.8%と多く、敗訴は1.3%、調停不成立は2.4%である。

なお、免責が年々減少していることから、多重債務事件が減少傾向にあることをうかがい知ることができる。

資料 2-16 代理援助の結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-12（平成 25 年度のみ）

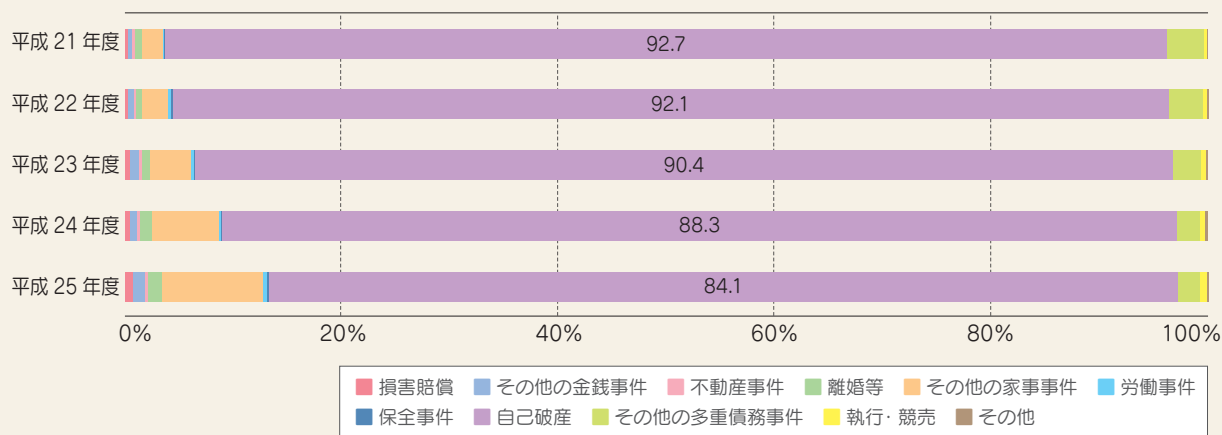


2-9 書類作成援助の状況

平成25年度における書類作成援助では、84.1%が自己破産事件となっている。前年度から4.2ポイント減少し、年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-17 書類作成援助事件の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-13 (平成 25 年度のみ)

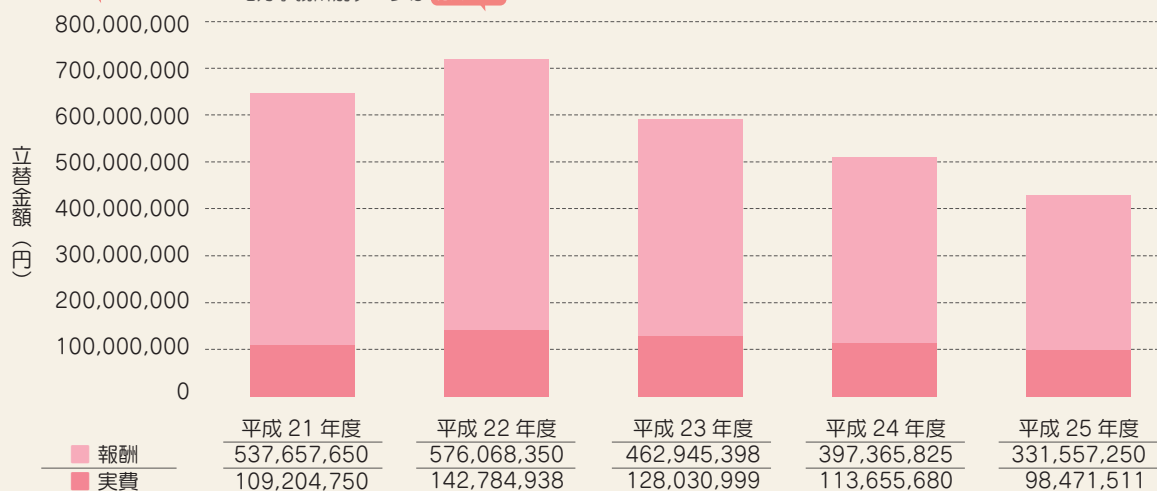


	損害賠償	金銭事件 その他	不動産事件	離婚等	家事事件 その他	労働事件	保全事件	自己破産	多重債務事件 その他	執行・競売	その他
平成21年度	0.2%	0.4%	0.2%	0.7%	1.9%	0.1%	0.1%	92.7%	3.4%	0.2%	0.1%
平成22年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	2.4%	0.3%	0.1%	92.1%	3.2%	0.3%	0.1%
平成23年度	0.4%	0.8%	0.3%	0.7%	3.8%	0.3%	0.1%	90.4%	2.6%	0.4%	0.2%
平成24年度	0.4%	0.6%	0.3%	1.1%	6.2%	0.2%	0.1%	88.3%	2.1%	0.5%	0.2%
平成25年度	0.7%	1.0%	0.2%	1.3%	9.4%	0.3%	0.2%	84.1%	2.0%	0.6%	0.2%

書類作成援助に係る立替金合計は、平成21年度646,862,400円、平成22年度718,853,288円、平成23年度590,976,397円、平成24年度511,021,505円、平成25年度430,028,761円であった。

資料 2-18 書類作成援助立替金実績の推移

地方事務所別データは 付表 2-14



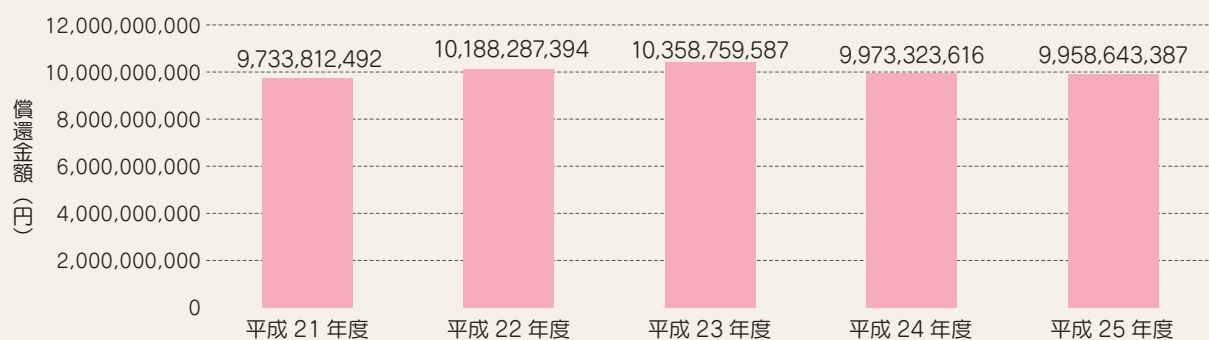
2-10 立替金の償還

(1) 償還

援助開始決定を受けた人は、立替えを受けた弁護士又は司法書士の費用等を、免除（後述）や猶予の決定を受けた場合を除き、完済まで毎月割賦償還する。

立替金償還実績の推移は資料2-19のとおりである。

資料 2-19 立替金償還実績の推移

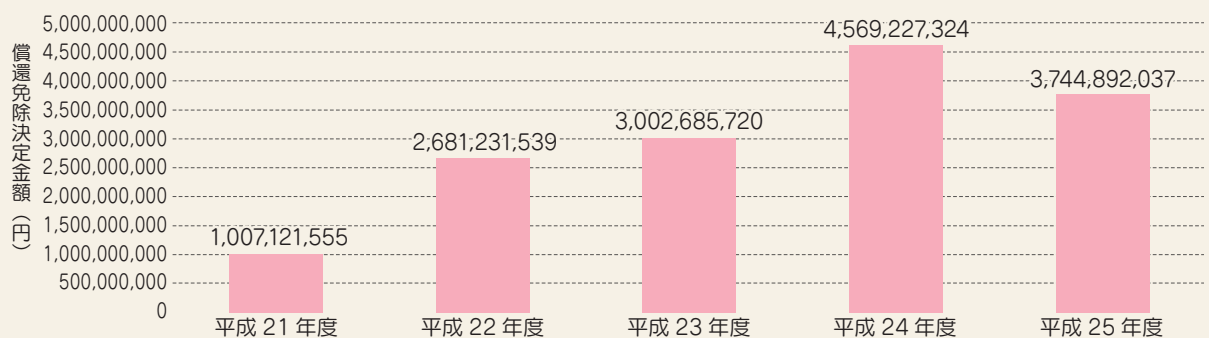


(2) 立替金の免除

立替金については、生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合は、償還を免除することが可能である。

立替金償還免除（みなし消滅を含む）実績の推移は、資料2-20のとおりである。

資料 2-20 立替金償還免除実績の推移



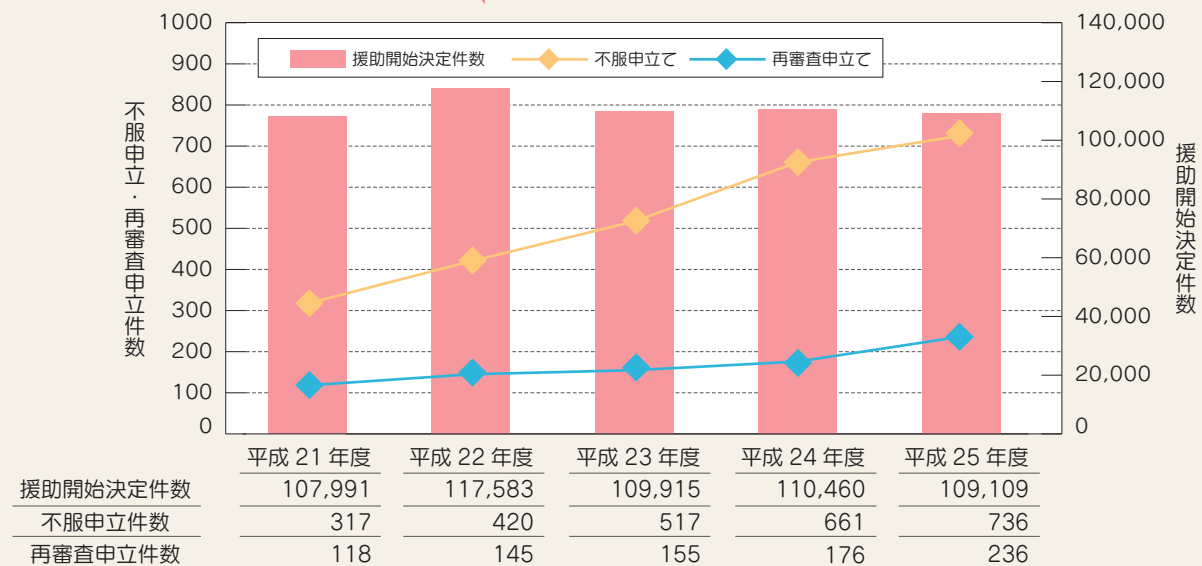
2-11 不服申立てと再審査申立て

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関する地方事務所長の決定に不服がある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。さらに、不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査の申立てを行うことができる。

平成25年度の不服申立件数は736件（前年度比11.3%増）、再審査申立件数は236件（同34.1%増）であった。不服申立件数、再審査申立件数いずれも前年度を上回る結果となった。

資料 2-21 不服申立てと再審査申立ての件数の推移

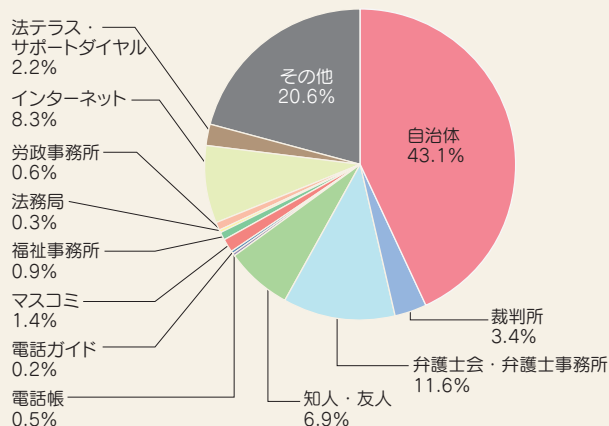
地方事務所別データは 付表 2-15（平成25年度のみ）



2-12 紹介機関

平成25年度に法律相談援助を受けた人が、どの機関から法律相談援助の利用を紹介されたかは資料2-22のとおりである。自治体が43.1%と最も多く、次いで弁護士会・弁護士事務所11.6%、インターネット8.3%、知人・友人6.9%、裁判所3.4%となっており、前年度とほぼ同じ結果となった。

資料 2-22 平成25年度に法律相談援助を受けた人の紹介機関



紹介機関	件数
自治体	118,106
弁護士会・弁護士事務所	31,658
インターネット	22,654
知人・友人	18,794
裁判所	9,377
法テラス・サポートダイヤル	6,014
マスコミ	3,922
福祉事務所	2,418
労政事務所	1,586
電話帳	1,297
法務局	740
電話ガイド	494
その他	56,534
合計	273,594

付表 2-1 法律相談援助件数の推移

地方事務所	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
東京	40,014	40,397	40,555	40,449	39,060
神奈川	15,431	16,788	17,309	17,154	16,897
埼玉	8,133	9,156	11,528	11,020	10,979
千葉	6,077	8,267	10,076	10,097	9,328
茨城	4,920	4,715	4,362	2,047	1,959
栃木	2,304	2,364	2,445	2,494	2,157
群馬	2,134	2,148	2,107	2,277	2,315
静岡	5,940	5,870	6,074	6,623	6,928
山梨	1,952	1,834	2,385	2,761	2,662
長野	2,221	2,307	2,369	2,866	3,565
新潟	3,081	3,624	4,601	4,453	4,612
大阪	20,509	22,635	23,692	23,638	23,246
京都	5,112	6,148	6,667	6,854	6,461
兵庫	10,482	11,485	11,269	11,042	10,986
奈良	2,768	2,947	3,187	3,429	3,405
滋賀	1,454	2,003	2,338	2,540	2,797
和歌山	1,721	1,624	1,799	1,762	1,785
愛知	6,150	6,453	7,278	7,823	8,462
三重	1,771	1,690	2,157	2,742	2,731
岐阜	2,403	2,451	2,693	2,842	3,080
福井	1,341	1,239	1,220	1,406	1,531
石川	1,718	1,860	1,743	2,084	2,306
富山	827	1,067	1,213	1,231	1,275
広島	6,036	6,907	6,971	7,220	7,363
山口	3,081	3,473	3,218	3,207	3,391
岡山	1,899	2,184	2,305	2,687	2,932
鳥取	1,723	1,782	1,835	1,914	1,913
島根	1,604	1,477	1,367	1,783	1,891
福岡	10,760	12,986	13,250	14,030	14,494
佐賀	1,567	1,861	2,156	2,272	2,589
長崎	4,115	4,632	4,743	4,798	4,803
大分	4,638	4,456	4,392	4,276	3,986
熊本	3,008	3,696	4,399	5,127	5,508
鹿児島	2,030	2,659	4,267	4,612	5,385
宮崎	3,494	4,496	4,927	5,111	5,033
沖縄	1,336	2,615	4,667	5,541	5,585
宮城	5,383	5,227	11,618	2,125	2,206
福島	2,830	2,933	3,430	863	870
山形	2,606	2,415	2,394	2,375	2,597
岩手	2,270	2,520	3,634	1,060	1,064
秋田	2,910	2,596	2,707	3,005	3,077
青森	3,516	3,609	3,902	3,940	4,055
札幌	10,481	10,525	10,241	10,391	10,312
函館	1,534	1,533	1,436	1,538	2,083
旭川	1,804	2,064	2,198	2,340	2,439
釧路	2,990	3,331	3,452	3,402	3,478
香川	1,762	1,794	1,957	2,090	2,015
徳島	1,353	1,335	1,789	2,128	1,936
高知	2,029	2,423	2,087	2,089	2,051
愛媛	2,084	2,118	1,980	1,996	2,011
全国合計	237,306	256,719	280,389	271,554	273,594

付表2-2 平成25年度援助決定件数等状況

地方事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期から継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	27,895	15,886	16,942	26,839	308	192	159	341
神奈川	9,583	6,859	6,642	9,800	269	202	206	265
埼玉	5,581	4,846	4,386	6,041	237	192	162	267
千葉	3,958	3,377	3,114	4,221	113	110	111	112
茨城	2,115	1,515	1,642	1,988	24	28	30	22
栃木	1,465	1,185	1,303	1,347	32	39	42	29
群馬	1,696	1,182	1,279	1,599	84	63	77	70
静岡	3,302	2,179	2,396	3,085	247	188	213	222
山梨	688	642	688	642	24	11	20	15
長野	1,148	1,104	1,015	1,237	96	83	97	82
新潟	1,879	1,643	1,662	1,860	85	84	91	78
大阪	13,065	9,814	10,189	12,690	468	475	491	452
京都	3,452	2,807	3,256	3,003	180	156	225	111
兵庫	5,970	4,092	4,462	5,600	455	414	390	479
奈良	1,495	1,411	1,452	1,454	70	44	68	46
滋賀	855	827	732	950	42	52	45	49
和歌山	1,109	715	903	921	63	30	51	42
愛知	4,062	3,727	3,383	4,406	127	125	139	113
三重	715	755	730	740	72	93	100	65
岐阜	844	796	824	816	45	33	43	35
福井	590	493	498	585	7	19	15	11
石川	941	1,066	953	1,054	33	29	40	22
富山	501	408	391	518	52	32	38	46
広島	2,501	2,168	2,330	2,339	134	99	137	96
山口	738	878	851	765	41	46	46	41
岡山	1,148	1,115	1,138	1,125	60	44	65	39
鳥取	645	578	564	659	35	11	9	37
島根	477	495	500	472	8	6	12	2
福岡	6,867	5,903	5,556	7,214	483	443	409	517
佐賀	779	812	721	870	69	52	67	54
長崎	1,401	1,215	1,227	1,389	38	52	42	48
大分	1,046	1,078	1,242	882	21	17	26	12
熊本	2,209	1,706	1,771	2,144	190	132	177	145
鹿児島	1,344	1,508	1,360	1,492	146	142	159	129
宮崎	1,993	1,730	1,615	2,108	86	36	40	82
沖縄	1,342	1,097	998	1,441	260	208	263	205
宮城	3,262	2,485	2,636	3,111	28	27	25	30
福島	973	808	829	952	40	19	24	35
山形	1,136	920	1,140	916	20	16	22	14
岩手	1,128	1,088	1,057	1,159	19	46	37	28
秋田	786	800	839	747	31	43	43	31
青森	1,071	1,121	1,034	1,158	71	58	77	52
札幌	4,066	4,874	4,316	4,624	97	145	105	137
函館	551	662	671	542	23	13	22	14
旭川	882	1,002	979	905	42	19	32	29
釧路	1,038	1,225	1,249	1,014	16	18	19	15
香川	413	397	438	372	13	10	10	13
徳島	603	490	563	530	23	20	27	16
高知	450	472	472	450	82	150	131	101
愛媛	748	533	642	639	38	54	61	31
全国合計	132,506	104,489	105,580	131,415	5,247	4,620	4,940	4,927

付表2-3 援助決定件数の推移

地方事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	前年度比 (倍)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	前年度比 (倍)
東京	17,875	18,952	17,660	17,147	16,078	0.94	13,302	15,702	17,871	18,249	17,101	0.94
神奈川	6,941	7,586	7,422	7,258	7,061	0.97	5,048	6,268	7,136	7,034	6,848	0.97
埼玉	4,170	4,618	4,791	4,694	5,038	1.07	3,400	3,934	4,110	4,733	4,548	0.96
千葉	2,805	3,694	3,444	3,602	3,487	0.97	1,997	2,785	3,188	3,331	3,225	0.97
茨城	2,244	2,123	1,448	1,661	1,543	0.93	1,587	1,930	1,882	1,711	1,672	0.98
栃木	1,124	1,265	1,156	1,254	1,224	0.98	688	985	1,152	1,194	1,345	1.13
群馬	1,371	1,421	1,263	1,280	1,245	0.97	894	1,267	1,252	1,413	1,356	0.96
静岡	2,388	2,405	2,264	2,361	2,367	1.00	1,597	2,144	2,156	2,754	2,609	0.95
山梨	612	593	595	676	653	0.97	444	623	507	654	708	1.08
長野	911	1,033	991	1,048	1,187	1.13	736	860	888	1,072	1,112	1.04
新潟	1,487	1,694	1,551	1,672	1,727	1.03	1,100	1,431	1,673	1,439	1,753	1.22
大阪	9,249	10,759	10,511	10,194	10,289	1.01	6,811	8,774	10,497	10,272	10,680	1.04
京都	2,744	3,178	3,105	3,042	2,963	0.97	2,231	2,715	2,813	2,781	3,481	1.25
兵庫	4,948	5,144	4,535	4,498	4,506	1.00	3,890	4,975	4,449	4,353	4,852	1.11
奈良	1,308	1,405	1,280	1,466	1,455	0.99	1,162	1,324	1,211	1,303	1,520	1.17
滋賀	673	769	791	864	879	1.02	493	598	901	762	777	1.02
和歌山	968	944	822	808	745	0.92	814	878	796	929	954	1.03
愛知	3,464	3,771	3,736	3,736	3,852	1.03	2,461	3,214	3,567	3,563	3,522	0.99
三重	943	876	773	882	848	0.96	731	893	816	847	830	0.98
岐阜	785	831	846	880	829	0.94	746	706	847	835	867	1.04
福井	559	490	485	514	512	1.00	436	435	458	512	513	1.00
石川	1,086	1,112	980	1,014	1,095	1.08	855	974	1,119	991	993	1.00
富山	566	546	479	474	440	0.93	520	495	499	489	429	0.88
広島	2,178	2,449	2,213	2,281	2,267	0.99	2,359	2,123	2,266	2,138	2,467	1.15
山口	1,058	1,059	792	810	924	1.14	702	996	1,149	1,092	897	0.82
岡山	1,030	1,191	1,169	1,237	1,159	0.94	619	1,002	1,870	1,265	1,203	0.95
鳥取	679	647	640	569	589	1.04	608	602	625	589	573	0.97
島根	549	497	477	506	501	0.99	435	485	503	490	512	1.04
福岡	5,100	6,465	6,377	6,587	6,346	0.96	4,031	5,625	6,098	6,380	5,965	0.93
佐賀	656	679	773	743	864	1.16	573	530	737	680	788	1.16
長崎	1,351	1,490	1,242	1,377	1,267	0.92	1,066	1,212	1,503	1,480	1,269	0.86
大分	1,211	1,326	1,188	1,223	1,095	0.90	975	1,294	1,235	1,308	1,268	0.97
熊本	1,444	1,736	1,663	1,677	1,838	1.10	1,023	1,245	1,592	1,669	1,948	1.17
鹿児島	1,104	1,305	1,494	1,535	1,650	1.07	836	1,118	1,384	1,496	1,519	1.02
宮崎	1,400	1,746	1,611	1,680	1,766	1.05	1,109	1,441	1,591	1,614	1,655	1.03
沖縄	897	1,099	1,367	1,380	1,305	0.95	614	932	1,081	1,529	1,261	0.82
宮城	3,804	3,376	2,564	2,625	2,512	0.96	3,253	3,331	3,118	3,491	2,661	0.76
福島	1,241	1,158	872	833	827	0.99	938	1,130	1,078	884	853	0.96
山形	1,324	1,228	1,076	1,074	936	0.87	1,112	1,272	1,036	1,115	1,162	1.04
岩手	1,397	1,422	926	1,041	1,134	1.09	1,290	1,357	1,205	1,058	1,094	1.03
秋田	1,156	1,190	875	825	843	1.02	1,013	1,191	1,105	968	882	0.91
青森	1,493	1,493	1,238	1,122	1,179	1.05	1,297	1,497	1,265	1,236	1,111	0.90
札幌	4,153	4,682	5,022	5,148	5,019	0.97	3,852	4,175	4,546	4,755	4,421	0.93
函館	805	812	645	664	675	1.02	766	772	747	661	693	1.05
旭川	941	1,112	1,074	1,045	1,021	0.98	846	915	991	1,204	1,011	0.84
釧路	1,248	1,403	1,366	1,218	1,243	1.02	1,073	1,295	1,309	1,305	1,268	0.97
香川	452	490	433	429	407	0.95	381	468	480	397	448	1.13
徳島	658	667	575	564	510	0.90	519	693	588	573	590	1.03
高知	706	857	660	590	622	1.05	615	710	751	639	603	0.94
愛媛	735	795	655	652	587	0.90	600	658	738	684	703	1.03
全国合計	107,991	117,583	109,915	110,460	109,109	0.99	84,448	101,979	110,379	111,921	110,520	0.99

付表 2-4

契約弁護士数の推移

地方 事務所	契約弁護士数											
	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 員数	(参考) 単位数 員数	受任 予定者 員数	センター 相数	事務所 相数	受任 予定者 員数	(参考) 単位数 員数	受任 予定者 員数	センター 相数	事務所 相数
東京	2,654	2,210	3,181	2,848	13,811	23.0%	3,056	2,642	3,735	3,217	14,506	25.7%
神奈川	567	582	663	553	1,125	58.9%	682	681	773	621	1,212	63.8%
埼玉	237	294	330	315	535	61.7%	276	346	372	352	547	64.5%
千葉	191	303	314	291	488	64.3%	232	347	365	336	542	67.3%
茨城	127	133	133	131	173	76.9%	139	146	146	144	187	78.1%
栃木	94	100	101	99	140	72.1%	102	112	113	109	156	72.4%
群馬	146	149	151	151	203	74.4%	160	164	167	166	216	77.3%
群馬	242	228	241	220	330	73.0%	263	246	259	235	350	74.0%
山梨	75	75	74	72	87	85.1%	80	80	79	77	93	84.9%
長野	135	140	138	135	164	84.1%	149	156	154	151	184	83.7%
新潟	159	164	168	167	202	83.2%	177	182	185	184	218	84.9%
大阪	1,759	1,779	2,150	1,020	3,577	60.1%	1,975	2,053	2,278	1,156	3,714	64.0%
京都	388	368	397	361	493	80.5%	420	404	432	394	534	80.9%
兵庫	441	454	463	442	621	74.6%	472	494	500	467	675	74.1%
奈良	110	110	109	109	133	82.7%	113	114	114	111	137	83.2%
滋賀	80	82	82	78	100	82.0%	88	90	90	87	112	80.4%
和歌山	486	472	724	123	1,352	53.6%	595	565	819	197	1,444	56.7%
三重	87	92	93	86	125	74.4%	95	100	101	94	137	73.7%
岐阜	92	93	94	93	131	71.8%	97	102	104	100	144	72.2%
福井	63	64	64	63	76	84.2%	75	76	76	74	89	85.4%
石川	60	60	59	53	81	72.6%	69	71	71	61	86	82.6%
富山	106	106	106	107	122	86.9%	107	108	108	108	125	86.4%
石川	256	281	300	298	424	70.8%	295	319	338	334	449	75.3%
山梨	223	223	227	223	282	80.5%	237	237	243	238	300	81.0%
鳥取	45	45	44	44	53	83.0%	49	49	48	48	57	84.2%
徳島	43	43	43	43	54	79.6%	45	45	45	45	59	76.3%
福岡	581	580	626	590	876	71.5%	614	617	667	624	924	72.2%
佐賀	57	65	62	61	73	84.9%	67	75	72	71	82	87.8%
長崎	99	101	101	99	123	82.1%	111	113	113	111	137	82.5%
大分	95	97	97	97	113	85.8%	106	108	108	108	125	86.4%
熊本	142	139	142	138	195	72.8%	159	156	160	155	205	78.0%
鹿児島	90	92	93	92	132	70.5%	104	106	107	106	144	74.3%
宮崎	77	79	79	80	91	86.8%	85	86	86	87	99	86.9%
沖縄	105	113	114	110	217	52.5%	114	124	125	119	229	54.6%
宮城	242	252	264	219	331	79.8%	249	260	271	228	360	75.3%
福島	112	115	113	113	143	79.0%	126	127	128	126	154	83.1%
山形	61	63	60	59	71	84.5%	68	70	68	67	79	86.1%
岩手	62	64	65	62	78	83.3%	65	67	68	65	80	85.0%
秋田	57	61	62	57	66	93.9%	57	60	61	57	67	91.0%
青森	73	71	72	72	84	85.7%	76	76	77	75	89	86.5%
札幌	354	391	416	395	543	76.6%	404	448	478	454	592	80.7%
函館	31	31	31	31	36	86.1%	32	32	32	32	39	82.1%
旭川	28	41	41	40	50	82.0%	32	44	44	42	54	81.5%
釧路	44	46	46	46	59	78.0%	48	51	51	51	59	86.4%
帯広	78	77	76	75	125	60.8%	87	87	86	85	133	64.7%
青森	64	64	64	64	76	84.2%	64	64	64	64	74	86.5%
愛媛	51	50	52	40	77	67.5%	55	53	57	44	79	72.5%
高知	76	76	74	73	130	56.9%	87	89	88	87	143	61.5%
全国合計	11,630	11,504	13,407	10,934	28,811	46.5%	13,057	13,057	15,037	12,170	30,503	49.3%
							14,613	14,589	16,570	13,439	32,134	51.6%
							15,879	15,939	17,863	14,634	33,624	53.1%
							17,096	17,222	19,159	15,664	36,045	54.7%

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料による。

付表 2-5

契約弁護士法人数の推移

地方 事務所	契約弁護士法人数											
	平成21年度				平成22年度				平成23年度			
	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者	センター 相談	事務所相談	受任予定者	受託予定者
東京	29	31	33	32	33	36	44	37	41	48	57	46
神奈川	6	6	7	7	8	8	9	8	12	12	13	11
埼玉	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	10
千葉	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
茨城	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
栃木	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
群馬	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	3	3	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6
大阪	34	35	35	27	44	46	47	36	50	52	53	41
京都	6	6	7	7	9	10	10	9	11	12	12	11
兵庫	7	7	7	7	9	9	9	9	14	14	14	14
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	15	15	17	15	17	17	20	17	19	20	23	20
三重	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	5	5	5	5	5	5	5	5	7	7	7	7
山口	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6
岡山	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
鳥取	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	7	7	8	6	9	8	9	7	12	11	12	10
佐賀	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
長崎	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4
大分	11	11	11	11	13	13	13	13	13	13	13	13
熊本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
鹿児島	4	4	4	4	7	7	7	7	9	9	9	9
宮崎	6	6	6	6	8	8	8	8	9	9	9	9
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
福島	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6
山形	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2
青森	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
札幌	4	4	4	4	9	10	10	10	12	13	14	13
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旭川	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
釧路	5	5	5	5	7	7	7	7	8	8	8	8
青川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
徳島	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
全国合計	217	221	229	216	266	273	288	263	318	331	348	315
									364	382	400	363
									422	453	474	426

(注) 契約弁護士法人数は、いずれも各年度末現在。

付表 2-6

契約司法書士数の推移

地方 事務所	契約司法書士数																													
	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度																	
	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 受託 予定者	(参考) 単位数 会員数 受託 予定者 受託 予定者	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 受託 予定者	(参考) 単位数 会員数 受託 予定者 受託 予定者	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 受託 予定者	(参考) 単位数 会員数 受託 予定者 受託 予定者	センター 相対	事務所 相対	受任 予定者 受託 予定者	(参考) 単位数 会員数 受託 予定者 受託 予定者														
東京	299	397	395	414	3,133	13.2%	345	457	460	476	3,343	14.2%	392	518	526	543	3,461	15.7%	425	545	560	584	3,553	16.4%	514	639	655	682	3,663	18.6%
神奈川	191	221	224	236	904	26.1%	209	253	261	272	970	28.0%	217	276	284	296	1,008	29.4%	227	296	308	321	1,035	31.0%	245	315	330	344	1,081	31.8%
埼玉	142	177	174	174	741	23.5%	151	192	189	191	792	24.1%	174	215	213	216	805	26.8%	188	229	229	231	813	28.4%	192	241	240	243	829	29.3%
千葉	96	116	111	113	623	18.1%	102	120	125	128	647	19.8%	115	138	140	143	673	21.2%	109	139	142	146	672	21.7%	111	140	143	147	680	21.6%
茨城	54	76	59	61	298	20.5%	55	80	65	67	298	22.5%	56	83	68	70	301	23.3%	59	85	71	73	309	23.6%	71	99	85	89	318	28.0%
栃木	53	64	63	64	219	29.2%	54	67	68	67	216	31.5%	56	72	72	72	224	32.1%	57	75	75	75	223	33.6%	57	76	76	76	224	33.9%
群馬	85	88	87	89	293	30.4%	90	93	92	94	293	32.1%	94	99	98	100	294	34.0%	94	101	100	102	298	34.2%	90	97	96	99	305	32.5%
静岡	88	94	97	98	439	22.3%	94	106	109	111	446	24.2%	100	115	117	119	454	26.2%	100	115	118	121	470	25.7%	103	119	122	123	485	25.4%
山梨	32	32	32	32	128	25.0%	35	35	35	35	129	27.1%	37	37	37	37	129	28.9%	36	36	36	36	126	28.6%	38	38	38	38	127	29.9%
長野	94	113	115	117	363	32.2%	96	117	119	123	363	33.9%	100	122	124	130	368	35.3%	104	128	131	136	370	36.8%	102	128	132	137	376	36.4%
新潟	70	84	81	87	302	28.8%	71	86	85	91	297	30.6%	73	90	89	94	296	31.8%	76	92	91	96	293	32.8%	78	97	96	101	290	34.8%
大阪	299	335	337	340	2,157	15.8%	353	405	411	413	2,203	18.7%	386	452	462	465	2,225	20.9%	465	540	543	549	2,244	24.5%	483	568	570	576	2,278	25.3%
京都	161	186	188	191	512	37.3%	172	199	201	203	510	39.8%	181	211	213	216	523	41.3%	178	205	207	210	543	38.7%	191	215	218	221	559	39.5%
兵庫	308	363	362	373	938	39.8%	329	389	386	398	957	41.6%	340	400	397	409	977	41.9%	347	409	405	418	995	42.0%	349	416	411	424	1,019	41.6%
奈良	47	48	48	48	195	24.6%	57	59	59	59	206	28.6%	63	68	68	69	206	33.5%	68	73	73	73	210	34.8%	65	71	71	71	217	32.7%
奈良	51	54	54	54	202	26.7%	55	58	58	59	209	28.2%	56	61	61	62	213	29.1%	60	66	66	67	219	30.6%	65	70	70	71	218	32.6%
和歌山	28	28	29	29	152	19.1%	34	36	37	37	153	24.2%	40	44	45	48	159	30.2%	42	47	48	51	166	30.7%	43	49	49	53	168	31.5%
愛知	222	258	259	263	1,096	24.0%	241	285	286	292	1,134	25.7%	263	309	311	318	1,168	27.2%	270	319	322	331	1,192	27.8%	307	356	357	386	1,221	31.6%
三重	76	89	88	90	265	34.0%	79	94	94	94	266	35.3%	79	94	95	95	265	35.8%	81	97	97	97	273	35.5%	83	100	100	100	266	37.6%
岐阜	60	74	68	75	349	21.5%	64	80	73	81	356	22.8%	67	83	77	85	351	24.2%	71	87	82	89	346	25.7%	73	89	86	94	349	26.9%
福井	20	26	25	27	135	20.0%	21	27	26	30	133	22.6%	20	26	25	31	131	23.7%	18	27	26	32	132	24.2%	24	36	35	47	132	35.6%
石川	52	58	58	61	184	33.2%	55	64	64	66	189	34.9%	55	65	65	68	189	36.0%	57	69	70	74	193	38.3%	57	70	71	74	195	37.9%
富山	27	35	39	41	169	24.3%	28	40	43	45	166	27.1%	30	42	47	48	168	28.6%	30	44	48	49	166	29.5%	31	46	50	51	170	30.0%
広島	163	172	170	175	483	37.8%	174	184	182	189	477	39.6%	183	194	192	200	490	40.8%	188	201	198	205	496	41.3%	198	211	208	215	504	42.7%
山口	71	76	73	80	238	33.6%	77	85	84	90	240	37.5%	81	89	88	94	247	38.1%	76	83	82	88	240	36.7%	73	78	78	85	238	35.7%
岡山	69	79	73	78	329	23.7%	71	86	80	85	338	25.1%	88	103	96	100	349	28.7%	102	118	110	114	355	32.1%	113	128	120	124	362	34.3%
鳥取	23	37	30	35	108	32.4%	25	39	32	37	107	34.8%	28	42	35	40	104	38.5%	33	46	39	43	108	39.8%	34	47	40	44	107	41.1%
島根	21	22	22	24	126	19.0%	23	25	25	27	124	21.8%	24	28	28	30	127	23.6%	28	32	32	34	127	26.8%	27	34	34	36	122	29.5%
福岡	260	333	351	363	839	43.3%	267	350	367	380	856	44.4%	284	368	388	401	865	46.4%	287	375	394	405	883	45.9%	295	394	410	421	904	46.6%
佐賀	33	34	33	33	117	28.2%	35	36	36	38	120	31.7%	40	42	42	42	119	35.3%	33	35	35	36	115	31.3%	38	41	41	42	115	36.5%
長崎	47	50	50	50	157	31.8%	52	56	56	57	157	36.3%	52	57	56	58	159	36.5%	49	53	53	55	160	34.4%	54	58	58	60	161	37.3%
大分	39	40	39	41	171	24.0%	43	52	47	52	166	31.3%	46	55	50	55	166	33.1%	49	60	53	60	168	35.7%	52	65	58	65	171	38.0%
熊本	86	93	90	96	314	30.6%	93	106	103	109	314	34.7%	99	117	114	120	317	37.9%	99	120	118	122	319	38.2%	108	130	127	132	325	40.6%
鹿児島	97	103	103	109	295	36.9%	108	116	117	122	302	40.4%	120	129	130	135	308	43.8%	116	127	128	133	315	42.2%	117	129	130	135	321	42.1%
宮崎	47	51	50	51	168	30.4%	52	58	57	59	170	34.7%	56	64	63	64	168	38.1%	60	69	67	68	173	39.3%	63	72	70	71	177	40.1%
沖縄	50	61	62	63	210	30.0%	51	71	70	70	210	33.9%	50	73	75	75	209	35.9%	50	81	83	84	213	39.4%	48	86	88	90	218	41.3%
宮城	80	85	86	86	287	30.0%	82	89	90	90	295	30.5%	86	93	94	94	292	32.2%	88	97	98	98	302	32.5%	88	96	97	97	315	30.8%
福島	92	94	92	95	285	33.3%	92	95	93	96	281	34.2%	98	102	100	103	279	36.9%	99	104	102	105	280	37.5%	101	106	104	107	279	38.4%
山形	55	64	63	65	167	38.9%	56	65	64	67	160	41.9%	59	69	68	70	159	44.0%	63	73	72	74	155	47.7%	61	72	71	73	155	47.1%
岩手	23	26	26	26	151	17.2%	24	29	29	29	156	18.6%	28	32	32	32	150	21.3%	31	34	34	34	149	22.8%	32	35	34	34	156	21.8%
秋田	55	56	58	68	124	54.8%	53	53	55	65	123	52.8%	52	53	54	64	117	54.7%	53	55	56	65	120	54.2%	55	57	58	66	115	57.4%
青森	37	40	41	43	133	32.3%	37	42																						

付表 2-8 平成 25 年度法律相談援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	4,065	3,519	7,584	2,999	7,918	3,873	11,791	2,851	43	6,310	4,704	11,014	113	2,665	39,060
神奈川	1,952	1,105	3,057	968	4,251	1,408	5,659	789	15	3,552	2,426	5,978	72	359	16,897
埼 玉	1,166	747	1,913	594	2,917	1,023	3,940	388	14	2,298	1,524	3,822	42	266	10,979
千 葉	939	490	1,429	457	2,364	987	3,351	467	5	2,052	1,406	3,458	17	144	9,328
茨 城	197	99	296	55	431	169	600	61	0	511	413	924	8	15	1,959
栃 木	240	150	390	73	504	187	691	89	4	474	385	859	8	43	2,157
群 馬	380	129	509	83	620	162	782	94	6	392	300	692	9	140	2,315
静 岡	974	594	1,568	367	1,978	819	2,797	362	8	855	697	1,552	23	251	6,928
山 梨	268	251	519	130	686	272	958	145	5	508	335	843	12	50	2,662
長 野	317	365	682	170	949	436	1,385	174	1	533	468	1,001	25	127	3,565
新 潟	397	428	825	178	1,266	535	1,801	166	4	725	781	1,506	17	115	4,612
大 阪	3,124	1,946	5,070	1,191	4,080	1,670	5,750	1,693	16	4,866	3,496	8,362	142	1,022	23,246
京 都	929	615	1,544	552	1,577	765	2,342	397	5	648	636	1,284	29	308	6,461
兵 庫	1,266	1,041	2,307	487	2,477	964	3,441	590	9	1,828	1,968	3,796	39	317	10,986
奈 良	349	278	627	179	802	356	1,158	171	3	620	423	1,043	23	201	3,405
滋 賀	471	236	707	112	803	211	1,014	161	4	360	333	693	19	87	2,797
和歌山	251	122	373	70	437	176	613	72	5	322	269	591	9	52	1,785
愛 知	918	632	1,550	435	2,385	726	3,111	619	8	1,191	1,137	2,328	46	365	8,462
三 重	375	215	590	105	691	199	890	141	1	428	398	826	16	162	2,731
岐 阜	360	236	596	134	960	312	1,272	159	2	541	282	823	8	86	3,080
福 井	194	161	355	63	392	130	522	69	3	294	196	490	5	24	1,531
石 川	240	205	445	93	675	297	972	128	4	320	271	591	28	45	2,306
富 山	145	109	254	56	396	158	554	75	0	156	130	286	10	40	1,275
広 島	1,010	612	1,622	427	1,729	768	2,497	348	11	1,268	967	2,235	17	206	7,363
山 口	360	334	694	177	761	390	1,151	144	2	475	639	1,114	12	97	3,391
岡 山	308	240	548	164	873	371	1,244	189	2	321	344	665	24	96	2,932
鳥 取	233	186	419	86	432	245	677	95	2	247	325	572	5	57	1,913
島 根	248	166	414	96	470	219	689	67	0	237	306	543	5	77	1,891
福 岡	1,670	1,337	3,007	827	2,683	1,455	4,138	589	10	2,689	2,726	5,415	39	469	14,494
佐 賀	295	265	560	94	597	305	902	138	4	475	326	801	26	64	2,589
長 崎	542	422	964	272	1,031	558	1,589	162	2	754	877	1,631	35	148	4,803
大 分	424	340	764	223	951	368	1,319	228	1	638	710	1,348	9	94	3,986
熊 本	703	667	1,370	244	1,182	551	1,733	203	5	768	893	1,661	15	277	5,508
鹿児島	777	629	1,406	357	1,107	562	1,669	170	1	699	866	1,565	34	183	5,385
宮 崎	611	478	1,089	255	1,133	519	1,652	203	6	606	1,033	1,639	56	133	5,033
沖 縄	635	473	1,108	385	1,025	578	1,603	183	4	582	1,493	2,075	37	190	5,585
宮 城	197	140	337	83	576	217	793	104	3	548	280	828	9	49	2,206
福 島	105	57	162	24	235	88	323	40	0	181	119	300	4	17	870
山 形	246	214	460	151	634	285	919	91	0	416	497	913	15	48	2,597
岩 手	49	56	105	37	207	117	324	28	0	399	157	556	3	11	1,064
秋 田	290	368	658	178	618	426	1,044	121	5	447	500	947	18	106	3,077
青 森	375	409	784	232	885	531	1,416	194	4	715	594	1,309	9	107	4,055
札 幌	978	952	1,930	572	2,229	1,039	3,268	520	38	1,976	1,706	3,682	49	253	10,312
函 館	221	204	425	96	420	216	636	77	0	369	384	753	2	94	2,083
旭 川	271	218	489	141	571	204	775	108	4	430	442	872	11	39	2,439
釧 路	420	237	657	158	865	357	1,222	121	4	595	624	1,219	18	79	3,478
香 川	218	210	428	81	514	193	707	65	0	345	302	647	1	86	2,015
徳 島	214	134	348	88	480	241	721	68	2	347	253	600	9	100	1,936
高 知	293	201	494	86	402	180	582	61	1	407	356	763	0	64	2,051
愛 媛	207	150	357	94	373	196	569	85	1	530	344	874	3	28	2,011
全国合計	31,417	23,372	54,789	15,179	62,542	27,014	89,556	14,263	277	47,248	41,041	88,289	1,185	10,056	273,594

割合	11.5%	8.5%	20.0%	5.5%	22.9%	9.9%	32.8%	5.2%	0.1%	17.3%	15.0%	32.3%	0.4%	3.7%	100.0%
----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

付表 2-9

法律相談費の推移

地方 事務所	平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 件数	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 件数	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 件数	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 件数	簡易援助 件数	金額	センター 相談件数	事務所 相談件数	相対 件数	簡易援助 件数	金額
東京	35,498	4,516	40,014	115	206,816,460	33,850	6,547	40,397	82	214,215,648	34,272	6,283	40,555	127	211,827,150	32,874	7,575	40,449	137	202,766,200	30,519	8,541	39,060	110	198,930,050
神奈川	9,461	5,970	15,431	59	79,515,500	10,130	6,658	16,788	36	89,155,500	10,433	6,876	17,309	59	86,950,500	10,366	6,788	17,154	51	85,877,950	10,087	6,810	16,897	58	86,991,160
埼玉	4,062	4,071	8,133	37	39,684,750	3,846	5,310	9,156	44	45,646,650	5,857	5,671	11,528	81	60,099,900	5,536	5,484	11,020	93	51,120,300	5,171	5,808	10,979	65	52,708,170
千葉	3,592	2,485	6,077	14	31,251,150	5,554	2,713	8,267	35	41,852,500	6,360	3,716	10,076	28	50,895,420	5,937	4,160	10,097	47	48,631,800	5,214	4,114	9,328	20	45,821,450
茨城	1,165	3,755	4,920	18	21,234,150	945	3,770	4,715	17	21,648,900	1,095	3,267	4,362	8	21,895,650	202	1,845	2,047	9	7,338,450	146	1,813	1,959	14	8,704,500
栃木	351	1,953	2,304	6	12,272,400	318	2,046	2,364	10	12,885,600	316	2,129	2,445	13	12,465,600	354	2,140	2,494	13	12,398,400	329	1,828	2,157	17	10,927,500
群馬	917	1,217	2,134	0	10,510,500	854	1,294	2,148	0	10,589,250	940	1,167	2,107	3	9,266,300	1,250	1,027	2,277	5	9,328,200	1,312	1,003	2,315	3	10,703,700
長野	796	1,425	2,221	7	10,902,150	553	1,754	2,307	11	11,728,500	492	1,877	2,369	17	12,623,100	400	2,466	2,866	30	14,331,450	310	3,255	3,565	24	17,784,900
新潟	1,320	1,761	3,081	13	15,196,650	1,301	2,323	3,624	26	18,791,400	2,327	2,274	4,601	26	24,211,950	1,767	2,686	4,453	32	21,815,650	2,001	2,611	4,612	30	22,641,150
大阪	13,689	6,820	20,509	17	108,209,850	14,365	8,270	22,635	29	123,804,450	15,761	7,931	23,692	28	117,696,053	15,682	7,956	23,638	42	121,159,160	14,789	8,457	23,246	49	123,399,300
京都	3,561	1,551	5,112	21	24,586,800	2,834	3,314	6,148	30	30,919,950	4,569	2,098	6,667	28	32,752,650	4,502	2,352	6,854	33	31,804,500	4,070	2,391	6,461	27	30,430,450
兵庫	6,258	4,224	10,482	45	49,982,100	6,199	5,286	11,485	63	58,076,550	6,665	4,604	11,269	62	54,308,220	5,566	5,476	11,042	84	56,102,550	5,312	5,674	10,986	88	55,961,850
奈良	1,068	1,700	2,768	4	13,540,800	825	2,122	2,947	10	14,833,350	1,131	2,056	3,187	16	14,826,000	974	2,455	3,429	19	15,219,750	942	2,463	3,405	11	16,319,100
滋賀	568	886	1,454	10	6,984,600	663	1,340	2,003	17	8,794,800	986	1,352	2,338	23	12,028,800	914	1,626	2,540	17	10,445,400	934	1,863	2,797	25	12,089,700
和歌山	699	1,022	1,721	3	9,233,700	753	871	1,624	5	8,470,350	962	847	1,799	3	9,448,950	946	816	1,762	2	8,649,900	927	868	1,765	7	8,563,950
愛知	4,614	1,536	6,150	27	29,647,800	3,040	3,413	6,453	68	32,052,300	5,337	1,941	7,278	64	35,288,950	5,598	2,225	7,823	78	36,122,600	5,497	2,965	8,462	65	40,841,011
三重	864	907	1,771	6	8,964,900	537	1,153	1,690	9	8,316,000	1,074	1,083	2,157	12	12,877,200	1,159	1,583	2,742	15	14,981,400	1,090	1,641	2,731	24	14,396,550
岐阜	1,698	705	2,403	15	9,013,200	1,378	1,073	2,451	6	8,822,100	1,921	772	2,693	23	11,926,950	2,028	814	2,842	18	7,541,100	2,005	1,075	3,080	17	9,691,650
福井	666	675	1,341	0	6,720,000	494	745	1,239	0	6,515,250	574	646	1,220	0	5,990,250	612	794	1,406	1	6,892,200	647	884	1,531	8	7,352,100
石川	712	1,006	1,718	3	9,902,550	515	1,345	1,860	3	10,405,550	780	963	1,743	6	9,091,950	794	1,290	2,084	3	11,183,550	830	1,476	2,306	5	12,382,650
富山	735	92	827	1	3,622,500	762	305	1,067	0	4,819,500	737	476	1,213	4	5,664,750	684	567	1,231	3	4,742,850	659	616	1,275	9	5,283,600
石巻	2,184	3,852	6,036	8	30,216,900	1,959	4,948	6,907	14	34,074,600	2,475	4,496	6,971	33	33,631,200	2,859	4,361	7,220	28	33,607,220	2,659	4,704	7,363	32	35,447,520
山口	1,411	1,670	3,081	6	14,240,200	604	2,869	3,473	8	17,300,850	1,342	1,876	3,218	20	15,634,500	1,239	1,968	3,207	13	14,348,250	1,260	2,131	3,391	21	16,046,100
岡山	1,043	856	1,899	13	10,329,900	706	1,478	2,184	14	11,962,650	1,124	1,181	2,305	15	11,816,700	1,309	1,378	2,687	21	13,604,850	1,423	1,509	2,932	33	14,462,790
鳥取	895	828	1,723	10	6,968,850	729	1,053	1,782	13	6,814,500	867	978	1,835	20	9,456,300	844	1,070	1,914	14	7,406,700	734	1,179	1,913	23	8,267,790
島根	1,196	408	1,604	15	5,299,350	818	659	1,477	15	5,488,350	877	490	1,367	12	6,819,750	1,033	750	1,783	13	6,285,300	812	1,079	1,891	14	8,333,850
佐賀	6,684	4,076	10,760	21	49,910,800	6,620	6,366	12,986	46	60,498,900	7,272	5,978	13,250	44	61,974,150	6,985	7,045	14,030	44	64,588,650	7,375	7,119	14,494	84	70,049,700
福岡	732	835	1,567	5	8,512,350	745	1,116	1,861	12	10,062,150	808	1,348	2,156	14	10,857,000	751	1,521	2,272	20	10,640,050	709	1,880	2,589	21	12,724,050
長崎	1,504	2,611	4,115	22	18,258,750	1,449	3,183	4,632	27	19,396,410	2,122	2,621	4,743	78	22,955,070	1,777	3,021	4,798	69	19,150,950	1,769	3,034	4,803	48	19,279,540
大分	2,606	2,032	4,638	1	22,795,500	1,325	3,131	4,456	4	22,407,000	2,279	2,113	4,392	17	19,829,250	2,202	2,074	4,276	26	19,769,400	1,986	2,000	3,986	33	18,760,350
熊本	1,367	1,641	3,008	5	15,453,060	966	2,730	3,696	22	16,747,500	1,482	2,917	4,399	25	21,186,900	1,335	3,792	5,127	39	22,228,500	1,473	4,035	5,508	43	22,813,350
鹿児島	720	1,310	2,030	13	8,932,350	736	1,923	2,659	35	11,895,450	1,173	3,094	4,267	48	22,083,850	989	3,623	4,612	39	20,852,650	1,252	4,133	5,385	50	23,543,900
鹿児島	1,061	2,433	3,494	19	17,298,750	1,269	3,227	4,496	33	22,011,258	1,309	3,618	4,927	58	23,740,500	1,229	3,882	5,111	68	23,547,300	1,286	3,747	5,033	61	23,395,050
宮崎	973	363	1,336	2	5,173,670	1,153	1,462	2,615	18	10,542,320	1,907	2,760	4,667	24	22,238,800	2,334	3,207	5,541	26	25,035,040	2,349	3,236	5,585	46	25,633,620
沖縄	2,893	2,490	5,383	8	25,155,900	2,291	2,936	5,227	3	25,131,750	9,609	2,009	11,618	6	69,144,980	418	1,707	2,125	1	7,733,370	445	1,761	2,206	2	12,224,280
宮城	1,364	1,466	2,830	8	13,179,600	857	2,076	2,933	12	14,680,050	1,902	1,528	3,430	7	20,065,620	122	741	863	4	3,326,680	176	694	870	4	4,401,600
山形	612	1,994	2,606	15	13,585,950	1,866	2,229	2,415	10	13,148,100	565	1,829	2,394	21	12,154,800	616	1,759	2,375	6	11,762,100	712	1,885	2,597	17	13,069,350
岩手	878	1,392	2,270	13	10,805,550	758	1,762	2,520	9	11,678,100	2,151	1,483	3,634	17	35,640,532	153	907	1,060	2	3,279,360	134	930	1,064	5	4,865,700
秋田	1,374	1,536	2,910	3	15,146,250	683	1,913	2,596	6	13,443,150	1,028	1,679	2,707	9	13,299,300	1,099	1,906	3,005	14	14,824,950	1,063	2,014	3,077	17	15,174,750
青森	2,252	1,264	3,516	3	14,254,800	2,214	1,395																		

付表 2-10 平成 25 年度代理援助事件の事件別内訳

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	1,045	772	1,817	433	3,067	1,174	4,241	414	189	6,250	2,275	8,525	159	108	15,886
神奈川	464	199	663	176	1,735	504	2,239	152	71	2,410	1,029	3,439	81	38	6,859
埼 玉	352	157	509	93	1,175	352	1,527	113	72	1,901	548	2,449	56	27	4,846
千 葉	189	100	289	39	841	217	1,058	58	31	1,493	360	1,853	34	15	3,377
茨 城	91	47	138	28	327	96	423	30	8	565	308	873	11	4	1,515
栃 木	80	44	124	20	283	66	349	23	8	434	207	641	15	5	1,185
群 馬	138	46	184	18	336	108	444	41	23	287	153	440	16	16	1,182
静 岡	232	108	340	44	515	195	710	57	15	708	270	978	19	16	2,179
山 梨	72	35	107	10	162	31	193	8	9	208	93	301	13	1	642
長 野	98	71	169	18	301	100	401	23	4	317	150	467	14	8	1,104
新 潟	99	75	174	36	462	187	649	35	12	498	201	699	24	14	1,643
大 阪	1,024	540	1,564	280	1,880	647	2,527	322	115	3,514	1,294	4,808	130	68	9,814
京 都	300	145	445	126	704	272	976	102	80	742	276	1,018	31	29	2,807
兵 庫	346	235	581	101	922	369	1,291	101	36	1,326	576	1,902	51	29	4,092
奈 良	123	79	202	53	346	123	469	49	29	404	169	573	21	15	1,411
滋 賀	117	32	149	16	183	57	240	26	10	268	102	370	10	6	827
和歌山	97	27	124	20	173	61	234	13	6	223	81	304	7	7	715
愛 知	329	140	469	84	1,103	271	1,374	138	56	1,118	409	1,527	35	44	3,727
三 重	74	24	98	11	263	44	307	24	2	241	52	293	12	8	755
岐 阜	52	19	71	14	227	54	281	17	4	313	81	394	13	2	796
福 井	45	35	80	7	99	31	130	19	6	184	53	237	13	1	493
石 川	77	58	135	25	287	136	423	45	12	280	115	395	23	8	1,066
富 山	36	21	57	4	122	47	169	13	6	103	45	148	10	1	408
広 島	194	88	282	51	490	162	652	83	25	794	248	1,042	18	15	2,168
山 口	69	60	129	9	189	64	253	15	7	306	140	446	13	6	878
岡 山	77	52	129	29	302	103	405	40	11	378	112	490	7	4	1,115
鳥 取	58	27	85	15	129	87	216	11	2	133	102	235	3	11	578
島 根	66	21	87	11	127	41	168	11	6	161	47	208	3	1	495
福 岡	511	260	771	161	1,196	471	1,667	161	73	1,758	1,212	2,970	58	42	5,903
佐 賀	57	29	86	12	172	100	272	13	10	315	74	389	13	17	812
長 崎	91	47	138	29	260	137	397	19	9	433	162	595	19	9	1,215
大 分	84	40	124	19	281	53	334	34	11	378	160	538	13	5	1,078
熊 本	155	87	242	42	390	144	534	34	28	517	269	786	5	35	1,706
鹿児島	141	85	226	56	345	94	439	44	12	455	238	693	22	16	1,508
宮 崎	134	109	243	33	294	175	469	45	19	473	417	890	22	9	1,730
沖 縄	128	47	175	43	242	95	337	30	11	289	182	471	16	14	1,097
宮 城	179	126	305	60	739	234	973	81	23	695	311	1,006	29	8	2,485
福 島	61	38	99	22	231	95	326	21	10	207	97	304	16	10	808
山 形	69	62	131	25	193	70	263	13	9	286	177	463	14	2	920
岩 手	43	48	91	23	221	122	343	18	10	429	159	588	9	6	1,088
秋 田	46	30	76	20	118	97	215	9	7	318	140	458	8	7	800
青 森	89	50	139	15	201	71	272	21	7	473	173	646	12	9	1,121
札 幌	354	204	558	118	1,075	353	1,428	151	70	1,926	538	2,464	46	39	4,874
函 館	37	16	53	17	135	36	171	6	6	267	134	401	2	6	662
旭 川	76	69	145	23	209	74	283	21	15	312	182	494	15	6	1,002
釧 路	90	54	144	22	243	129	372	26	21	427	185	612	23	5	1,225
香 川	26	21	47	3	111	25	136	11	4	147	47	194	0	2	397
徳 島	35	19	54	13	131	43	174	9	2	163	65	228	6	4	490
高 知	60	35	95	10	99	30	129	5	1	184	35	219	4	9	472
愛 媛	40	17	57	9	67	25	92	6	2	280	83	363	0	4	533
全国合計	8,450	4,750	13,200	2,546	23,703	8,272	31,975	2,761	1,215	36,291	14,536	50,827	1,194	771	104,489

割合	8.1%	4.6%	12.7%	2.4%	22.7%	7.9%	30.6%	2.7%	1.2%	34.7%	13.9%	48.6%	1.1%	0.7%	100.0%
----	------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

付表 2-11

代理援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度										
	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	実費	着手金	報酬	保証金	合計	
東京	39,993.03	1,995,983.5	100,833.89	4,070,000	2,486,126.27	30,021,532	2,040,382.10	114,121,483	5,090,000	2,659,876.17	507,766.02	1,782,456.14	1,831,159.4	243,000	2,425,055.40	481,686.21	1,855,149.57	13,412,069	47,512,081	1,024,072.05	165,335.38	0	2,868,919.424	0	2,868,919.424	0	2,868,919.424	0	2,868,919.424	0	2,868,919.424
神奈川	170,615.71	75,537,920	57,460,722	3,400,000	986,813,683	202,076,625	823,593,100	70,085,084	0	1,095,975,809	0	100,184,472	100,184,472	219,038,168	766,611,935	80,006,910	80,006,910	1,077,009,065	219,038,168	70,039,910	80,006,910	215,594,940	706,083,375	95,180,972	23,000	1,016,842,264	0	1,016,842,264	0	1,016,842,264	
埼玉	9,302,497	441,952,588	30,463,982	0	960,314,087	115,861,338	516,179,760	31,121,423	150,000	671,268,597	0	37,048,983	37,048,983	122,948,789	508,396,386	47,176,301	47,176,301	687,005,065	122,948,789	37,048,983	47,176,301	128,086,477	501,970,957	55,264,041	0	684,824,515	0	684,824,515	0	684,824,515	
千葉	62,449,337	315,644,000	2,688,538	0	390,902,875	87,338,334	356,817,850	24,824,982	1,000,000	509,990,566	0	293,498,931	293,498,931	82,915,462	339,312,500	35,036,019	35,036,019	471,159,065	82,915,462	35,036,019	35,036,019	30,386,620	158,869,900	7,406,035	0	202,662,555	0	202,662,555	0	202,662,555	
茨城	51,438,155	251,993,000	11,250,145	23,000	314,002,060	51,560,722	235,373,340	8,884,884	0	298,827,046	0	18,000	18,000	193,237,227	932,222,000	12,839,894	13,735,155	18,000	193,237,227	12,839,894	13,735,155	30,386,620	158,869,900	7,406,035	0	202,662,555	0	202,662,555	0	202,662,555	
栃木	26,898,130	132,925,500	4,922,060	0	164,004,670	32,346,650	142,446,200	9,624,650	1,800,000	186,217,000	129,998,007	17,955,445	17,955,445	74,338,879	322,000,000	12,839,894	14,259,864	0	74,338,879	322,000,000	12,839,894	14,259,864	30,386,620	128,867,235	14,444,059	0	175,511,389	0	175,511,389		
群馬	3,947,120	156,921,375	9,970,700	0	97,639,865	33,447,544	152,539,450	11,202,855	0	198,897,740	30,414,825	12,557,050	12,557,050	174,988,280	321,467,000	12,839,894	27,936,825	0	174,988,280	321,467,000	12,839,894	27,936,825	30,386,620	128,867,235	14,444,059	0	175,511,389	0	175,511,389		
静岡	50,555,361	247,975,000	14,088,251	0	92,278,932	54,833,653	264,333,450	15,093,937	4,500,000	329,259,032	50,127,199	20,480,383	20,480,383	300,844,554	535,535,661	264,462,451	25,936,825	0	300,844,554	535,535,661	264,462,451	25,936,825	30,386,620	128,867,235	14,444,059	0	175,511,389	0	175,511,389		
山梨	10,333,100	71,441,000	5,988,345	0	90,105,546	14,241,200	65,100,500	10,233,335	0	93,045,255	13,653,901	8,466,830	8,466,830	86,223,081	174,741,446	72,628,000	9,748,601	0	86,223,081	174,741,446	72,628,000	9,748,601	16,266,132	0	102,063,501	0	102,063,501	0	102,063,501		
長野	20,633,100	97,132,500	9,942,804	0	127,988,597	24,791,378	108,448,375	14,031,177	0	146,280,976	35,612,366	10,500,900	10,500,900	132,440,005	240,857,911	97,722,000	19,725,005	0	132,440,005	240,857,911	97,722,000	19,725,005	116,034,500	14,675,077	0	155,517,562	0	155,517,562	0	155,517,562	
新潟	30,247,800	134,638,760	9,947,850	0	94,238,766	40,633,827	187,886,050	19,700,202	0	249,230,779	35,322,288	15,286,800	15,286,800	214,225,198	378,081,659	89,822,750	27,275,162	0	214,225,198	378,081,659	89,822,750	27,275,162	173,365,920	24,318,596	0	248,318,596	0	248,318,596	0	248,318,596	
大阪	292,653,668	1,008,942,000	57,785,006	0	1,838,360,712	261,213,792	1,131,554,925	84,574,187	3,810,000	1,481,329,004	251,175,640	1,068,166,24	943,957,11	1,000,000	1,389,039,375	239,546,904	97,989,195	113,099,065	0	1,389,039,375	239,546,904	97,989,195	113,099,065	120,246,594	0	1,377,256,407	0	1,377,256,407	0	1,377,256,407	
京都	61,282,266	293,831,550	26,618,195	0	381,342,031	73,399,013	328,930,700	23,954,497	5,850,000	437,752,210	73,381,480	305,376,700	369,877,05	0	416,305,065	70,554,431	290,860,365	36,121,982	0	416,305,065	70,554,431	290,860,365	36,121,982	47,278,668	0	431,288,448	0	431,288,448	0	431,288,448	
兵庫	81,101,100	491,106,000	33,153,333	35,000	622,805,443	111,753,955	504,872,540	47,950,784	0	664,136,282	107,453,850	454,667,120	521,942,76	0	614,265,246	103,881,596	402,843,500	49,745,822	0	614,265,246	103,881,596	402,843,500	49,745,822	455,196,055	62,007,194	0	606,678,268	0	606,678,268		
奈良	28,792,782	142,828,000	8,574,839	0	773,355,051	34,862,476	147,950,380	11,677,333	450,000	194,338,189	33,211,943	135,920,700	114,011,199	20,000	188,553,342	39,247,005	155,855,825	17,288,370	0	188,553,342	39,247,005	155,855,825	17,288,370	22,489,972	0	214,470,826	0	214,470,826			
滋賀	13,942,338	71,921,500	4,449,879	0	90,313,766	18,255,739	87,223,150	5,482,301	600,000	105,541,190	18,333,389	7,480,700	8,393,968	0	104,732,007	20,201,159	81,788,350	10,745,647	0	104,732,007	20,201,159	81,788,350	10,745,647	83,081,650	10,020,852	0	93,102,507	0	93,102,507		
和歌山	21,875,100	111,026,150	5,948,659	100,000	138,650,719	22,200,655	97,625,250	9,305,558	2,850,000	132,108,440	18,216,326	79,482,760	6,893,514	0	104,732,007	18,073,904	75,392,248	6,893,514	0	104,732,007	18,073,904	75,392,248	6,893,514	10,020,852	0	93,102,507	0	93,102,507			
愛知	79,532,307	377,817,000	36,869,841	200,000	494,004,042	95,016,067	398,594,870	50,943,555	0	544,189,482	98,570,337	380,166,750	465,887,10	0	524,315,197	99,102,227	300,888,500	55,268,725	0	524,315,197	99,102,227	300,888,500	55,268,725	19,769,097	0	534,468,319	0	534,468,319			
三重	19,964,412	94,734,500	5,892,320	0	120,911,082	18,815,460	87,583,110	10,001,643	0	119,400,203	17,517,607	76,759,800	1,280,922	0	106,126,567	22,932,033	91,181,560	15,207,986	0	106,126,567	22,932,033	91,181,560	15,207,986	83,971,210	15,972,702	0	119,400,203	0	119,400,203		
岐阜	28,792,782	142,828,000	8,574,839	0	773,355,051	34,862,476	147,950,380	11,677,333	450,000	194,338,189	33,211,943	135,920,700	114,011,199	20,000	188,553,342	39,247,005	155,855,825	17,288,370	0	188,553,342	39,247,005	155,855,825	17,288,370	22,489,972	0	214,470,826	0	214,470,826			
石川	28,944,155	123,322,000	10,850,150	0	161,233,025	26,342,699	117,446,600	12,153,400	0	159,941,699	23,553,502	101,372,200	137,168,800	0	138,448,562	24,566,869	100,748,000	14,008,624	0	138,448,562	24,566,869	100,748,000	14,008,624	110,947,700	17,889,665	0	128,837,365	0	128,837,365		
富山	40,035,966	476,260,000	1,226,850	0	588,888,110	11,907,550	547,983,500	3,181,871	0	722,221	11,620,218	52,275,390	4,611,360	0	68,507,228	11,975,936	47,089,450	5,526,150	0	68,507,228	11,975,936	47,089,450	5,526,150	6,425,389	0	57,465,332	0	57,465,332			
岐阜	40,035,966	476,260,000	1,226,850	0	588,888,110	11,907,550	547,983,500	3,181,871	0	722,221	11,620,218	52,275,390	4,611,360	0	68,507,228	11,975,936	47,089,450	5,526,150	0	68,507,228	11,975,936	47,089,450	5,526,150	6,425,389	0	57,465,332	0	57,465,332			
山口	24,392,328	119,043,150	4,161,241	0	147,949,629	26,413,423	111,420,075	7,702,477	0	145,544,795	18,154,516	82,222,250	5,455,537	0	102,373,303	19,300,778	82,367,200	11,691,197	0	102,373,303	19,300,778	82,367,200	11,691,197	125,555,552	0	125,555,552	0	125,555,552			
岡山	22,976,800	123,322,000	3,389,350	0	207,777,660	54,943,223	242,374,900	14,198,953	0	318,117,121	55,104,837	220,868,995	183,404,000	0	294,465,022	53,900,300	215,944,228	16,163,557	0	294,465,022	53,900,300	215,944,228	16,163,557	22,869,750	19,769,097	0	40,638,847	0	40,638,847		
鳥取	15,727,407	71,959,000	4,816,200	0	90,753,927	14,058,293	65,107,550	4,553,850	0	82,719,689	15,311,547	64,																			

付表 2-12 平成 25 年度代理援助事件の結果別内訳

地 方 事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停 不成立	取下 (訴訟等)	取下 (援助)	扶助 打切	解任・ 辞任	その他	合計
東 京	434	2,137	1,423	5,287	1,563	205	338	468	391	347	876	3,473	16,942
神奈川	197	1,257	613	2,057	204	62	138	220	210	4	352	1,328	6,642
埼 玉	124	478	412	1,460	353	32	112	142	171	1	184	917	4,386
千 葉	116	260	259	1,194	296	24	65	122	49	0	134	595	3,114
茨 城	38	127	90	529	19	15	38	22	55	1	82	626	1,642
栃 木	58	98	108	452	195	14	35	47	53	13	70	160	1,303
群 馬	48	207	117	335	39	21	56	80	55	29	76	216	1,279
静 岡	50	501	242	679	92	18	54	66	65	18	133	478	2,396
山 梨	22	137	114	244	13	8	5	27	1	2	18	97	688
長 野	34	204	126	285	40	13	26	41	21	0	48	177	1,015
新 潟	65	143	176	484	186	17	40	54	60	10	43	384	1,662
大 阪	228	1,037	801	3,682	758	111	232	326	244	3	296	2,471	10,189
京 都	168	280	365	885	351	78	108	183	6	3	65	764	3,256
兵 庫	219	310	449	1,301	522	96	88	159	44	3	196	1,075	4,462
奈 良	66	156	148	450	150	21	36	48	13	1	35	328	1,452
滋 賀	34	73	85	196	76	14	15	36	29	1	29	144	732
和歌山	38	69	108	255	137	20	22	55	30	1	27	141	903
愛 知	187	264	460	923	362	52	132	164	72	13	76	678	3,383
三 重	55	64	107	241	66	18	17	26	34	0	29	73	730
岐 阜	34	124	89	280	21	5	25	28	14	1	55	148	824
福 井	32	44	32	178	71	6	12	15	0	6	1	101	498
石 川	82	69	124	231	139	23	39	47	33	2	29	135	953
富 山	14	60	49	81	19	6	14	17	11	12	14	94	391
広 島	84	168	230	786	249	44	83	49	2	42	55	538	2,330
山 口	24	203	69	254	15	15	17	37	13	0	24	180	851
岡 山	79	154	103	418	32	31	21	38	20	0	4	238	1,138
鳥 取	21	116	38	146	26	12	6	8	11	1	22	157	564
島 根	19	111	63	166	1	10	4	18	11	3	14	80	500
福 岡	170	1,158	473	1,609	310	76	106	272	93	0	271	1,018	5,556
佐 賀	22	117	55	282	20	3	24	24	6	1	35	132	721
長 崎	45	124	57	413	188	9	10	20	44	1	33	283	1,227
大 分	16	234	97	411	31	1	41	32	24	1	38	316	1,242
熊 本	36	374	105	570	54	34	48	76	53	0	117	304	1,771
鹿児島	71	131	137	336	174	21	45	96	2	2	39	306	1,360
宮 崎	43	120	87	412	277	23	26	76	47	5	107	392	1,615
沖 縄	10	144	87	213	137	3	21	48	23	0	51	261	998
宮 城	82	275	312	660	367	42	86	133	30	3	130	516	2,636
福 島	32	133	100	165	77	11	29	33	0	0	30	219	829
山 形	2	142	73	300	153	0	22	27	19	4	34	364	1,140
岩 手	20	170	115	390	25	5	19	37	28	2	24	222	1,057
秋 田	32	179	44	264	9	20	18	37	8	0	44	184	839
青 森	30	235	56	409	40	7	10	28	7	14	16	182	1,034
札 幌	141	513	422	1,386	397	70	118	250	107	28	15	869	4,316
函 館	14	49	32	260	124	1	17	8	2	5	12	147	671
旭 川	12	226	96	276	32	0	27	18	32	33	27	200	979
釧 路	27	250	102	375	58	3	30	45	50	2	60	247	1,249
香 川	21	65	43	161	15	11	13	12	17	14	15	51	438
徳 島	27	73	75	179	40	8	14	22	5	2	21	97	563
高 知	52	90	18	159	13	9	16	20	4	0	22	69	472
愛 媛	37	114	28	299	16	8	8	13	12	7	10	90	642
全国合計	3,512	13,767	9,614	33,008	8,552	1,356	2,526	3,870	2,331	641	4,138	22,265	105,580

割合	3.3%	13.0%	9.1%	31.3%	8.1%	1.3%	2.4%	3.7%	2.2%	0.6%	3.9%	21.1%	100.0%
----	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	--------

付表 2-13 平成 25 年度書類作成援助事件の事件別内訳

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東 京	5	8	13	1	2	25	27	1	0	147	2	149	1	0	192
神奈川	2	1	3	2	0	9	9	0	0	182	4	186	1	1	202
埼 玉	1	4	5	0	5	17	22	0	1	160	0	160	4	0	192
千 葉	2	0	2	0	0	10	10	1	0	94	2	96	1	0	110
茨 城	0	0	0	0	2	0	2	0	0	25	1	26	0	0	28
栃 木	1	2	3	0	2	0	2	0	0	34	0	34	0	0	39
群 馬	0	0	0	0	0	4	4	1	0	52	5	57	0	1	63
静 岡	0	3	3	1	5	14	19	0	0	160	5	165	0	0	188
山 梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	8	1	9	0	0	11
長 野	0	0	0	0	0	4	4	1	0	73	2	75	3	0	83
新 潟	0	0	0	0	2	9	11	1	0	72	0	72	0	0	84
大 阪	1	4	5	1	7	62	69	3	0	390	4	394	3	0	475
京 都	0	0	0	0	2	65	67	0	0	86	2	88	1	0	156
兵 庫	4	5	9	0	9	54	63	0	0	329	8	337	4	1	414
奈 良	0	0	0	0	1	4	5	0	0	38	0	38	0	1	44
滋 賀	2	1	3	0	2	9	11	0	0	38	0	38	0	0	52
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	28	1	29	0	0	30
愛 知	0	2	2	0	1	13	14	1	0	107	0	107	1	0	125
三 重	0	0	0	0	0	3	3	0	0	82	8	90	0	0	93
岐 阜	0	1	1	0	1	1	2	0	0	27	2	29	1	0	33
福 井	0	0	0	0	1	0	1	0	0	18	0	18	0	0	19
石 川	0	0	0	0	0	4	4	0	0	24	0	24	1	0	29
富 山	1	0	1	0	1	1	2	0	0	23	6	29	0	0	32
広 島	0	1	1	0	2	8	10	0	0	86	2	88	0	0	99
山 口	1	1	2	0	1	1	2	0	0	39	3	42	0	0	46
岡 山	0	0	0	0	0	13	13	0	0	31	0	31	0	0	44
鳥 取	0	0	0	0	1	0	1	0	0	10	0	10	0	0	11
島 根	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	6
福 岡	2	3	5	1	4	21	25	0	0	393	18	411	0	1	443
佐 賀	1	1	2	0	1	1	2	0	0	46	2	48	0	0	52
長 崎	0	1	1	0	0	1	1	0	0	47	1	48	2	0	52
大 分	1	0	1	0	0	1	1	0	0	15	0	15	0	0	17
熊 本	1	1	2	0	2	15	17	1	1	109	1	110	0	1	132
鹿児島	0	0	0	1	1	7	8	0	0	131	2	133	0	0	142
宮 崎	1	0	1	0	1	6	7	0	0	28	0	28	0	0	36
沖 縄	2	0	2	2	2	4	6	1	2	192	1	193	1	1	208
宮 城	0	0	0	1	1	1	2	0	0	24	0	24	0	0	27
福 島	0	0	0	0	1	0	1	1	0	17	0	17	0	0	19
山 形	0	2	2	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0	0	16
岩 手	1	1	2	0	1	3	4	0	0	39	1	40	0	0	46
秋 田	0	0	0	0	0	3	3	0	0	40	0	40	0	0	43
青 森	1	0	1	0	0	2	2	0	0	54	1	55	0	0	58
札 幌	0	0	0	0	1	7	8	0	2	133	0	133	1	1	145
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	13	0	0	13
旭 川	0	0	0	0	0	4	4	1	0	13	1	14	0	0	19
釧 路	0	0	0	0	0	6	6	1	0	9	1	10	1	0	18
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10
徳 島	0	2	2	0	0	2	2	0	0	15	1	16	0	0	20
高 知	1	5	6	0	0	1	1	0	1	140	2	142	0	0	150
愛 媛	0	0	0	0	0	16	16	0	0	37	1	38	0	0	54
全国合計	31	49	80	10	62	435	497	14	7	3,886	92	3,978	26	8	4,620

割合	0.7%	1.0%	1.7%	0.2%	1.3%	9.4%	10.7%	0.3%	0.2%	84.1%	2.0%	86.1%	0.6%	0.2%	100.0%
----	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	------	-------	------	------	--------

付表 2-14

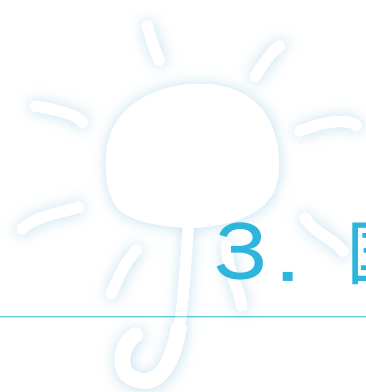
書類作成援助立替金実績の推移

地方 事務所	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計	実績	報酬	合計
東京	2,726,000	13,245,750	15,971,750	5,324,690	22,483,750	27,808,440	5,503,550	20,318,500	25,822,050	3,557,190	13,677,700	17,234,890	3,400,870	12,531,550	15,932,420
神奈川	3,627,000	17,544,250	21,171,250	4,874,340	19,314,750	24,189,090	5,022,710	18,143,500	23,166,210	6,009,880	19,388,250	25,398,130	4,295,130	15,313,250	19,608,380
埼玉	3,014,000	15,375,150	18,389,150	3,874,890	15,879,000	19,753,890	5,124,080	17,761,800	22,885,880	4,400,380	14,744,625	19,145,005	3,906,780	12,715,125	16,821,905
千葉	2,973,500	14,595,000	17,568,500	4,919,655	17,028,000	21,647,655	3,538,960	13,408,500	16,947,460	2,932,750	9,370,500	11,893,250	2,098,240	8,190,250	10,288,490
茨城	1,120,000	5,505,250	6,625,250	776,290	3,666,000	4,442,290	564,780	2,357,250	2,922,030	475,740	2,042,250	2,517,990	543,220	2,206,050	2,749,270
栃木	606,000	3,003,000	3,609,000	600,610	2,430,750	3,031,360	589,770	2,275,500	2,865,270	946,950	1,821,750	2,768,700	908,460	2,616,750	3,525,210
群馬	663,000	3,276,000	3,939,000	937,030	4,305,000	5,242,030	746,740	3,375,750	4,122,490	988,610	3,465,000	4,453,610	1,435,510	4,761,750	6,197,260
静岡	5,123,500	24,642,000	29,771,500	5,201,750	21,261,500	26,463,250	5,372,988	18,125,972	23,498,970	4,209,500	15,932,750	20,142,250	3,142,310	13,051,500	16,193,810
山梨	612,000	3,018,750	3,630,750	442,500	2,010,750	2,453,250	317,580	1,459,500	1,777,080	385,350	1,123,500	1,508,850	188,580	676,750	845,330
長野	1,761,000	8,657,250	10,418,250	1,819,350	8,158,500	9,977,850	1,875,960	7,197,750	9,073,710	1,596,510	6,688,500	8,285,010	2,211,868	5,785,750	7,997,618
新潟	2,112,000	10,439,625	12,551,625	2,741,830	12,216,750	14,958,580	2,329,120	10,038,000	12,367,120	2,448,745	9,379,125	11,827,870	1,432,324	5,979,750	7,412,074
大阪	7,543,500	37,209,375	44,752,875	11,389,390	43,643,250	55,032,640	11,583,260	39,989,200	51,572,460	10,851,080	38,367,780	49,218,780	10,397,188	33,162,500	43,559,688
京都	2,346,000	11,224,500	13,570,500	2,999,760	12,300,750	15,300,510	3,632,410	11,721,625	15,354,035	3,719,580	11,586,175	15,305,925	3,134,470	10,701,875	13,838,345
兵庫	10,104,500	49,817,250	59,921,750	12,097,430	47,341,000	59,438,430	10,401,490	35,593,250	45,994,740	8,516,650	30,089,875	38,586,525	8,326,226	28,751,750	37,077,976
奈良	1,387,500	6,568,750	7,956,250	1,950,490	7,371,000	9,321,490	1,843,710	5,670,000	7,513,710	1,814,410	4,436,250	6,250,660	1,202,718	2,875,300	4,078,018
滋賀	795,000	3,927,000	4,722,000	1,020,900	4,494,000	5,514,900	688,690	2,856,000	3,544,690	1,021,300	4,000,500	5,021,800	944,422	3,656,625	4,601,047
和歌山	740,000	3,659,250	4,399,250	792,770	3,349,500	4,142,270	1,010,770	4,191,250	5,202,020	844,480	3,717,000	4,561,480	584,690	2,399,250	2,983,940
愛知	2,825,500	13,964,000	16,809,500	4,648,660	15,993,750	20,642,410	3,577,600	10,308,000	13,885,600	3,704,040	12,616,500	16,320,540	2,986,075	9,003,750	11,989,825
三重	2,907,000	14,432,250	17,339,250	2,901,960	12,143,250	15,045,210	2,034,380	7,992,750	9,967,130	2,434,345	8,851,500	11,285,845	1,680,510	7,339,500	9,020,010
岐阜	479,000	2,373,000	2,852,000	1,302,500	4,893,000	6,195,500	1,203,760	3,591,000	4,794,760	773,450	3,386,250	4,159,700	546,580	2,499,000	3,045,580
福井	572,000	2,835,000	3,407,000	410,000	2,037,000	2,447,000	353,870	1,596,000	1,949,870	235,290	1,097,250	1,332,540	331,160	1,412,250	1,743,410
石川	647,000	3,173,100	3,820,100	1,042,420	4,310,250	5,352,670	741,240	2,971,500	3,712,740	880,600	2,656,500	3,537,100	471,450	1,989,750	2,461,200
富山	2,383,500	11,770,500	14,154,000	1,723,660	8,287,250	10,010,910	508,290	2,520,000	3,028,290	485,160	2,220,750	2,705,910	529,290	2,574,750	3,104,040
広島	2,991,500	15,099,000	18,090,500	2,961,180	10,883,250	13,844,430	2,336,950	9,224,250	11,561,200	3,449,960	10,574,000	14,023,960	2,775,848	7,182,000	9,957,848
山口	985,000	4,777,500	5,762,500	1,345,220	5,643,750	6,988,970	701,400	2,798,250	3,499,650	929,510	3,546,375	4,475,885	818,610	3,502,000	4,320,610
岡山	809,000	3,969,000	4,778,000	1,239,610	4,536,000	5,775,610	885,640	3,409,876	4,295,516	1,487,220	5,271,000	6,758,220	925,870	3,087,000	4,012,870
徳島	671,000	3,318,000	3,989,000	688,740	3,108,000	3,796,740	372,450	1,564,500	1,936,950	382,290	1,344,000	1,696,290	179,580	740,250	919,830
島根	234,000	1,071,000	1,305,000	278,000	1,286,250	1,564,250	292,290	1,370,250	1,662,540	390,470	1,554,000	1,944,470	446,250	1,155,580	1,601,830
福岡	9,977,500	49,528,500	59,506,000	13,449,518	56,285,500	69,735,018	13,503,490	49,439,250	62,942,740	10,891,440	39,708,250	50,596,690	9,851,476	33,642,275	43,493,751
佐賀	616,000	3,087,000	3,703,000	1,699,160	7,140,000	8,839,160	1,439,770	5,586,000	7,025,770	1,594,120	4,840,500	6,434,620	1,217,770	3,717,000	4,934,770
長崎	1,294,000	6,247,500	7,541,500	1,806,600	6,856,500	8,663,100	1,420,460	4,851,000	6,271,460	1,222,510	4,137,000	5,359,510	1,047,460	3,950,625	4,998,085
大分	775,000	3,735,850	4,510,850	902,610	3,853,500	4,756,110	736,060	2,840,000	3,576,060	701,030	2,021,250	2,722,280	302,160	1,246,750	1,548,910
熊本	1,995,500	9,817,500	11,813,000	4,068,305	12,342,750	16,411,055	2,507,530	8,804,250	11,311,780	3,699,510	9,908,750	13,608,260	2,889,249	8,615,250	11,504,499
鹿児島	3,501,500	17,330,250	20,831,750	4,626,680	20,160,000	24,786,680	4,422,881	18,086,250	22,509,131	3,957,560	13,193,250	17,150,810	4,244,752	10,628,625	14,873,377
宮崎	1,893,000	9,297,750	11,190,750	2,338,460	10,292,750	12,631,210	2,147,200	7,012,175	9,159,375	688,160	2,667,000	3,355,160	740,479	2,556,750	3,297,229
沖縄	4,292,500	21,199,500	25,492,000	6,216,430	27,318,750	33,535,180	7,591,860	29,436,750	37,028,610	6,226,290	25,585,750	31,812,040	4,285,740	15,351,125	19,636,865
宮城	1,390,000	6,783,000	8,173,000	1,702,560	6,415,500	8,118,060	839,480	3,328,500	4,167,980	447,320	1,806,000	2,253,320	485,820	1,958,250	2,444,070
福島	1,189,000	5,843,250	7,032,250	1,459,640	6,368,250	7,827,890	898,450	4,094,000	4,992,450	731,610	2,336,250	3,067,860	314,190	1,379,700	1,693,890
山形	913,500	4,530,750	5,444,250	574,290	2,793,000	3,367,290	378,580	1,701,000	2,079,580	348,580	1,517,250	1,865,830	236,000	1,144,500	1,380,500
岩手	1,365,000	6,762,000	8,127,000	2,364,020	8,037,750	10,401,770	682,900	2,777,250	3,460,150	571,870	2,593,500	3,165,370	797,900	3,528,000	4,325,900
秋田	1,348,750	6,636,000	7,984,750	2,569,090	11,282,250	13,851,340	1,814,800	6,074,250	7,889,050	1,078,830	3,123,750	4,202,580	733,610	3,113,250	3,846,860
青森	3,969,500	19,582,500	23,552,000	4,430,340	19,383,000	23,813,340	2,551,180	10,568,250	13,119,430	1,974,050	7,623,000	9,597,050	1,131,804	4,520,250	5,652,054
札幌	2,996,000	14,751,000	17,747,000	5,137,580	17,087,750	22,225,330	4,651,310	15,015,000	19,666,310	3,774,670	10,480,250	14,254,920	3,557,694	10,647,000	14,204,694
函館	542,000	2,668,000	3,230,000	539,580	2,562,000	3,101,580	2,058,000	2,058,000	2,517,160	429,870	1,942,500	2,372,370	229,290	1,092,000	1,321,290
旭川	1,245,500	6,116,250	7,362,750	863,590	3,682,350	4,545,940	2,093,730	4,032,000	6,125,730	443,030	1,753,500	2,196,530	438,160	1,307,250	1,745,410
釧路	462,000	2,289,000	2,751,000	621,580	1,815,500	2,437,080	673,740	2,352,000	3,025,740	426,450	1,724,250	2,150,700	324,740	1,176,000	1,500,740
帯広	413,500	2,031,750	2,445,250	397,740	1,512,000	1,909,740	1,358,030	1,368,750	1,708,030	210,870	866,250	1,077,120	395,744	714,000	1,109,744
青川	1,156,000	5,706,750	6,862,750	634,740	2,819,250	3,453,990	825,640	3,186,750	4,012,390	482,370	1,848,000	2,330,370	366,450	1,455,750	1,822,200
徳島	4,450,000	21,971,250	26,421,250	5,306,370	23,520,750	28,827,120	3,798,300	15,104,250	18,902,550	3,328,790	11,607,750	14,936,540	3,915,020	10,920,000	14,835,020
高知	653,000	3,192,000	3,845,000	1,170,430	4,184,000	5,354,430	1,110,010	3,480,750	4,590,760	1,045,180	3,152,250	4,197,430	1,492,474	3,740,625	5,233,099
愛媛	109,204,750	537,657,850	646,862,600	142,784,938	576,068,350	718,853,288	128,030,999	462,945,398	590,976,397	113,855,680	397,365,625	511,021,505	98,471,511	331,557,250	430,028,761
全国合計															

(注) 実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

付表 2-15 平成 25 年度不服申立てと再審査申立て（結果別内訳）

地方 事務所	前年度 継続 件数	新規 申立 件数	再審査 差戻し 件数	援助開始決定に関するもの							援助終結決定に関するもの							その他の事項に関するもの						
				申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中	申立 件数	結 果				継続中			
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下				
東 京	20	101	1	32	0	9	20	1	2	88	7	24	52	0	5	2	0	0	2	0	0			
神奈川	2	45	0	11	0	3	8	0	0	33	3	9	14	2	5	3	2	1	0	0	0			
埼 玉	2	24	0	3	0	2	1	0	0	23	0	9	11	0	3	0	0	0	0	0	0			
千 葉	1	21	1	1	0	1	0	0	0	17	1	6	10	0	0	5	0	2	3	0	0			
茨 城	1	3	0	2	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
栃 木	0	18	0	5	0	1	4	0	0	9	0	2	6	1	0	4	0	2	2	0	0			
群 馬	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	1	2	2	1	0	2	0	2	0	0	0			
静 岡	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
山 梨	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0			
長 野	1	7	0	3	0	1	2	0	0	4	0	1	3	0	0	1	0	0	1	0	0			
新 潟	0	13	0	6	0	3	3	0	0	7	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
大 阪	7	49	1	16	0	0	16	0	0	38	4	8	21	0	5	3	0	0	3	0	0			
京 都	2	35	3	4	0	2	2	0	0	36	0	16	20	0	0	0	0	0	0	0	0			
兵 庫	0	28	2	4	0	0	4	0	0	20	1	5	12	2	0	6	0	2	4	0	0			
奈 良	0	25	1	3	2	1	0	0	0	23	18	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
滋 賀	1	5	0	2	0	1	1	0	0	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山	0	13	4	4	4	0	0	0	0	13	0	3	6	0	4	0	0	0	0	0	0			
愛 知	2	18	0	2	0	0	2	0	0	17	0	9	8	0	0	1	0	1	0	0	0			
三 重	4	10	0	7	0	2	5	0	0	6	0	3	3	0	0	1	0	1	0	0	0			
岐 阜	3	13	1	13	10	1	0	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石 川	2	6	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
富 山	2	4	0	2	0	0	2	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
広 島	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	2	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0			
山 口	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岡 山	0	15	0	7	3	4	0	0	0	8	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
鳥 取	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	1	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0			
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福 岡	15	60	3	7	0	3	4	0	0	62	0	40	19	1	2	9	0	4	4	0	1			
佐 賀	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長 崎	0	9	1	1	0	1	0	0	0	8	0	2	5	0	1	1	0	0	1	0	0			
大 分	0	6	1	1	0	0	1	0	0	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0			
熊 本	1	20	2	2	0	1	1	0	0	19	0	3	16	0	0	2	0	0	2	0	0			
鹿児島	0	10	0	1	1	0	0	0	0	8	4	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0			
宮 崎	0	16	0	1	0	1	0	0	0	14	0	2	12	0	0	1	0	0	1	0	0			
沖 縄	0	16	1	2	0	2	0	0	0	15	0	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮 城	1	26	0	7	5	2	0	0	0	15	2	13	0	0	0	5	1	4	0	0	0			
福 島	0	17	1	5	0	2	2	0	1	11	0	4	7	0	0	2	0	2	0	0	0			
山 形	0	9	0	3	0	1	2	0	0	5	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0			
岩 手	0	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
青 森	0	4	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
札 幌	0	32	1	5	0	1	4	0	0	21	0	11	6	1	3	7	0	4	2	1	0			
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
旭 川	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0			
釧 路	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
香 川	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	0	5	1	0	0	2	0	1	1	0	0			
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高 知	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
愛 媛	0	4	0	1	1	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
全国合計	67	736	24	169	26	49	88	1	5	598	53	236	265	10	34	60	3	28	26	2	1			
本部 再審査	30	236	24	69	0	7	46	0	16	183	0	32	103	0	48	14	0	2	11	0	1			



3. 国選弁護等関連業務

3-1 平成25年度における業務の概況

(1) 報酬計算業務の本部への集約

報酬基準は改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、複雑化した報酬基準への対応を確実なものとするため、報酬の計算を専門的にを行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を本部に設置し、地方事務所での報酬算定決裁の前に、同室に報酬の計算を依頼する仕組みをとることとした。

(2) 職員研修等の実施

複雑化した報酬基準への対応を確実なものとし、業務に関する各種知識を習得させることにより過誤を防止することを目的として、平成25年7月3日、4日の2日間にわたり、報酬算定決裁者である各地方事務所・同支部の事務局長等を対象とする研修を実施した。この研修においては、報酬算定業務に必要な各種規程について解説するとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を実施した。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成25年に国選弁護人が付いた割合は、被疑者国選弁護事件については82.5%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.8%、簡裁事件で94.2%（注2）。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）平成25年検察統計年報及び平成25年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く）のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

（注2）平成25年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名・通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名・通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への打診・指名

裁判所等への指名・通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

報酬基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

＜被疑者＞				③／②
	勾留状発付数	うち必要の弁護事件数 (推計値)		
		うち選任数		
		①	②	
平成25年	109,686	85,991	70,956	82.5%

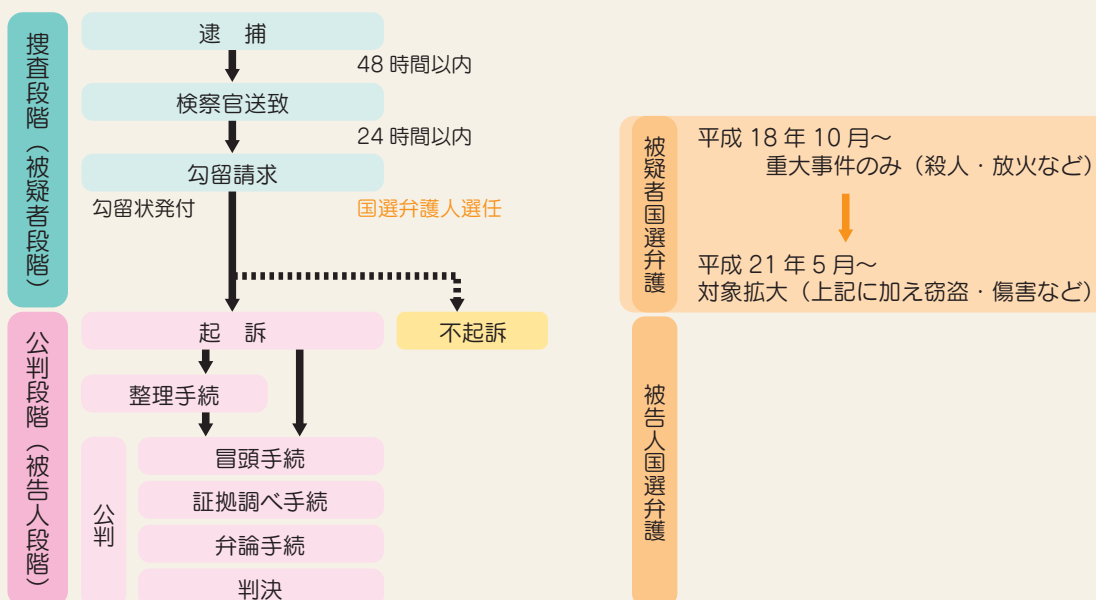
(注)①と②は平成25年検察年報、③は平成25年司法統計年報を基に作成。①と②は自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件が除かれている。

<被告人>

<被告人>		終局総人員			③／②	
		うち弁護人のついた被告人	うち国選			
			①	②		③
			①	②		③
平成25年	地裁	52,229	51,943	44,031	84.8%	
	簡裁	8,109	8,015	7,554	94.2%	

(注)①～③はいずれも平成25年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

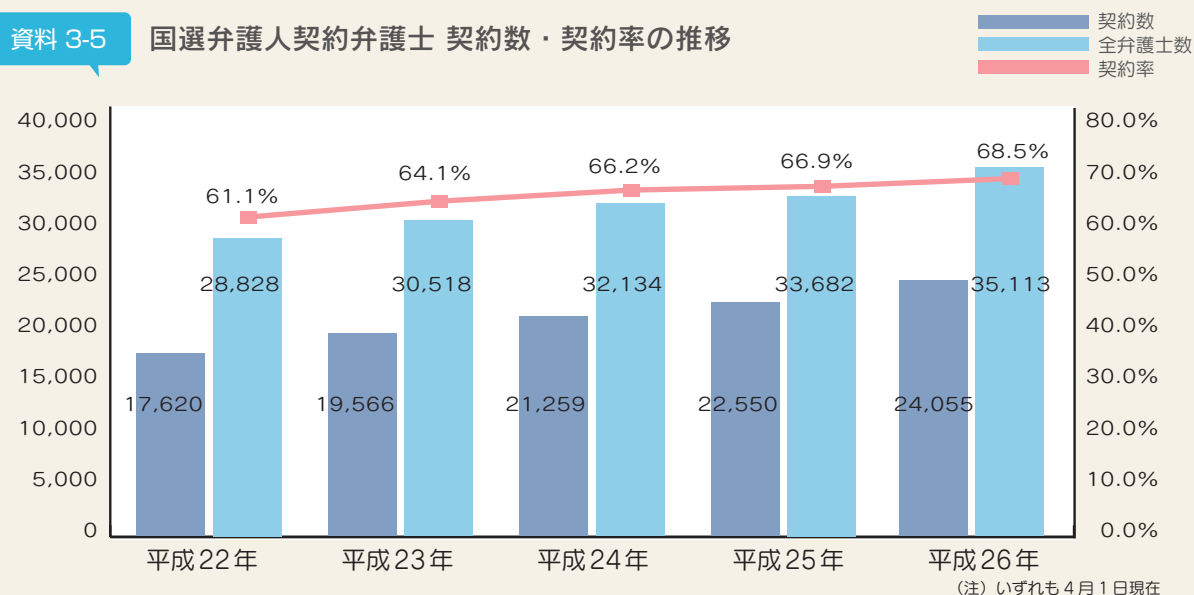
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更あり、平成26年3月25日法務大臣認可版が同年末現在での最新版。以下「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成26年4月1日時点で24,055名となっており、これは全国の弁護士数の約69%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



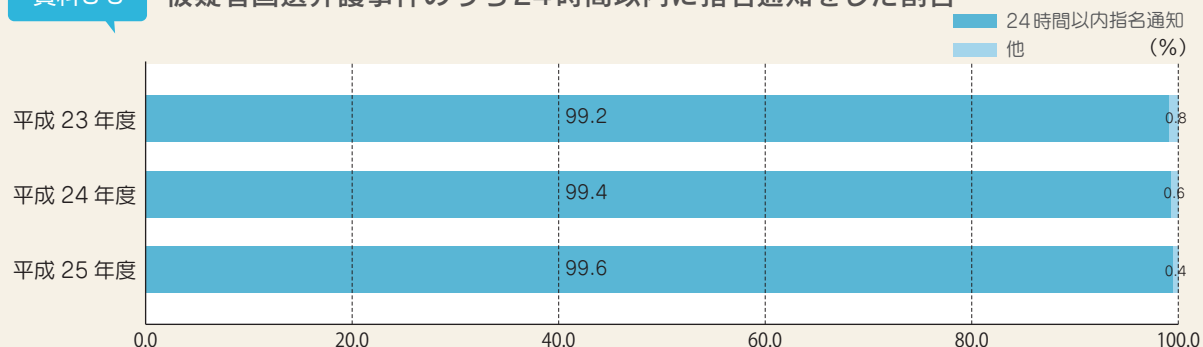
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、地方事務所においては、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成23年度が99.2%、平成24年度が99.4%、平成25年度が99.6%であった。

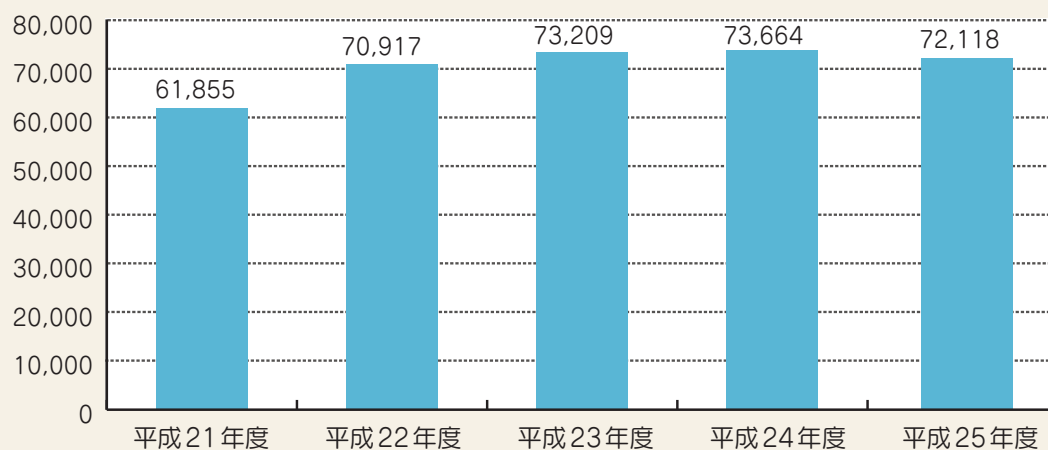
資料 3-6 被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名通知をした割合



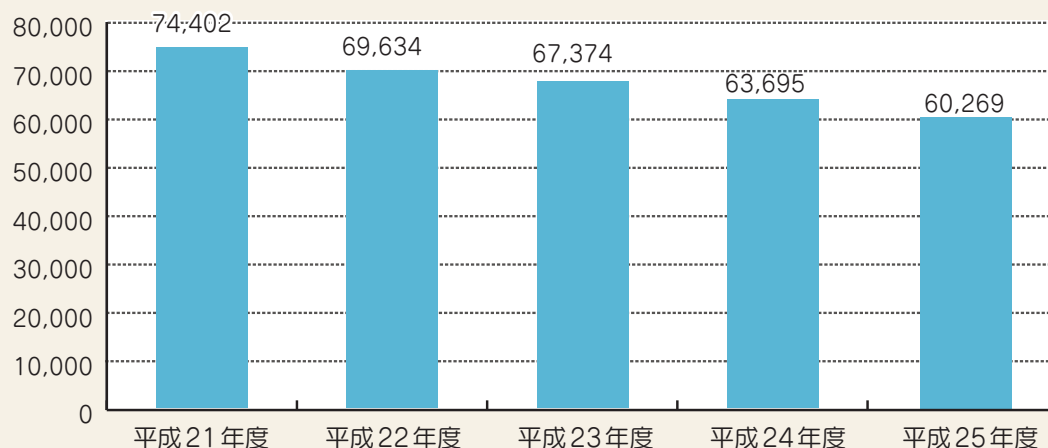
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認したうえで、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成25年4月から平成26年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は72,118件、被告人国選弁護は60,269件（合計132,387件）であった。1か月あたりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,010件、被告人国選弁護は約5,022件（合計約11,032件）であり、前年度における1か月あたりの平均件数から被疑者は約129件、被告人は約286件減り、合計も前年度より減少した。これは、勾留状が発付された被疑者数、起訴された被告人数のいずれもが前年度より減少したためと思われる。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件 受理件数の推移



資料 3-8 被告人国選弁護事件 受理件数の推移



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小設定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-10 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-11 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人複数（2名以上）	弁護人単独（1名）
公判前整理手続1～4回	（裁判官1裁判員4）170,000円 （裁判官3裁判員6）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 （かつ公判3日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 （かつ公判3日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判4日以上）	400,000円	500,000円

資料 3-12 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：単独（簡裁以外）	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成25年4月から平成26年3月までの不服申立件数は、合計326件であり、1か月あたり約27件であって、前年度における1か月あたり平均件数約29件に比べて減少した。

また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して4年目に入ったが、平成25年度は、77件（約23.7%）が地方事務所限りで処理され、制度の運用は相当定着しているといえる。

（6）国選報酬基準の改正

報酬決定に対して、国選弁護人契約弁護士から多数の不服申立てがあるので、法テラスでは、それらを受けとめ、必要に応じて国選弁護報酬基準の改正のための手続をとってきた。しかし、国選弁護報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経たうえで、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとで、関係各方面への理解を得ることが必要となる。そこで、法テラスが提案したものの諸般の事情で改正に結びつかなかったものも多いのだが、次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したもののうちのおもなものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものを、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

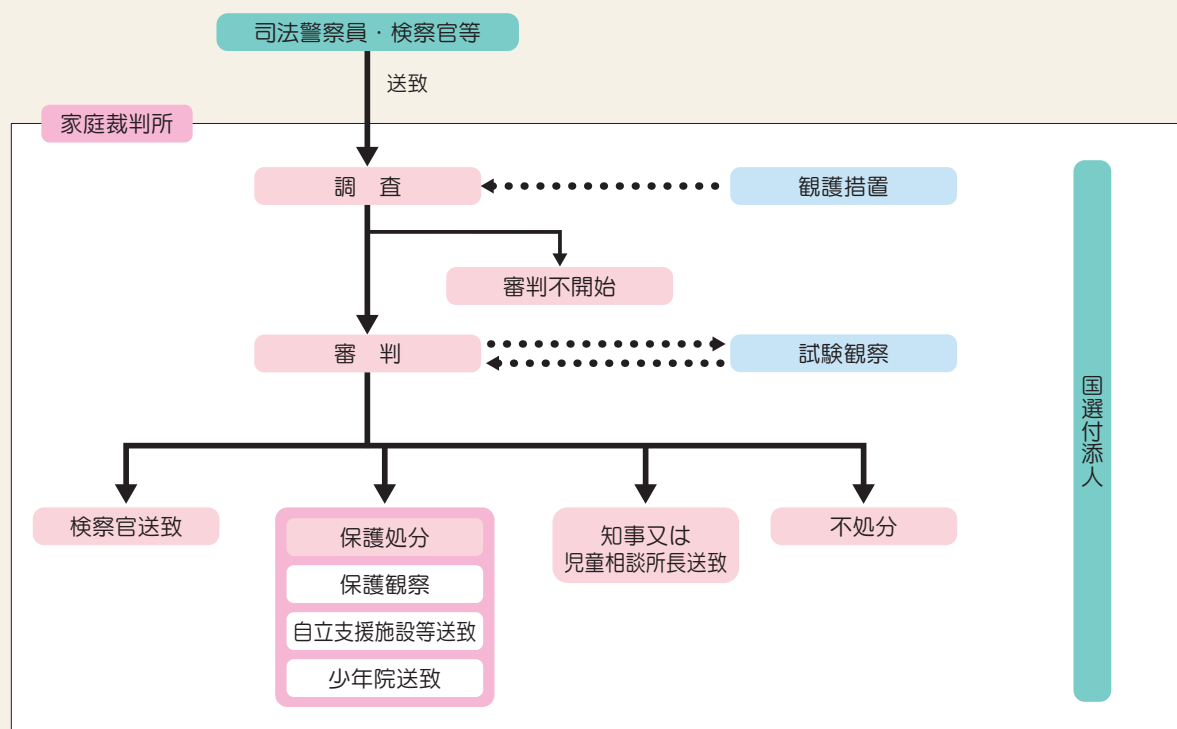
(1) 業務の概要

法テラスは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件に限られていた。これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされていた（少年法第22条の3第1項）。また、これらの罪に係る事件について、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたとき、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法第22条の3第2項）。

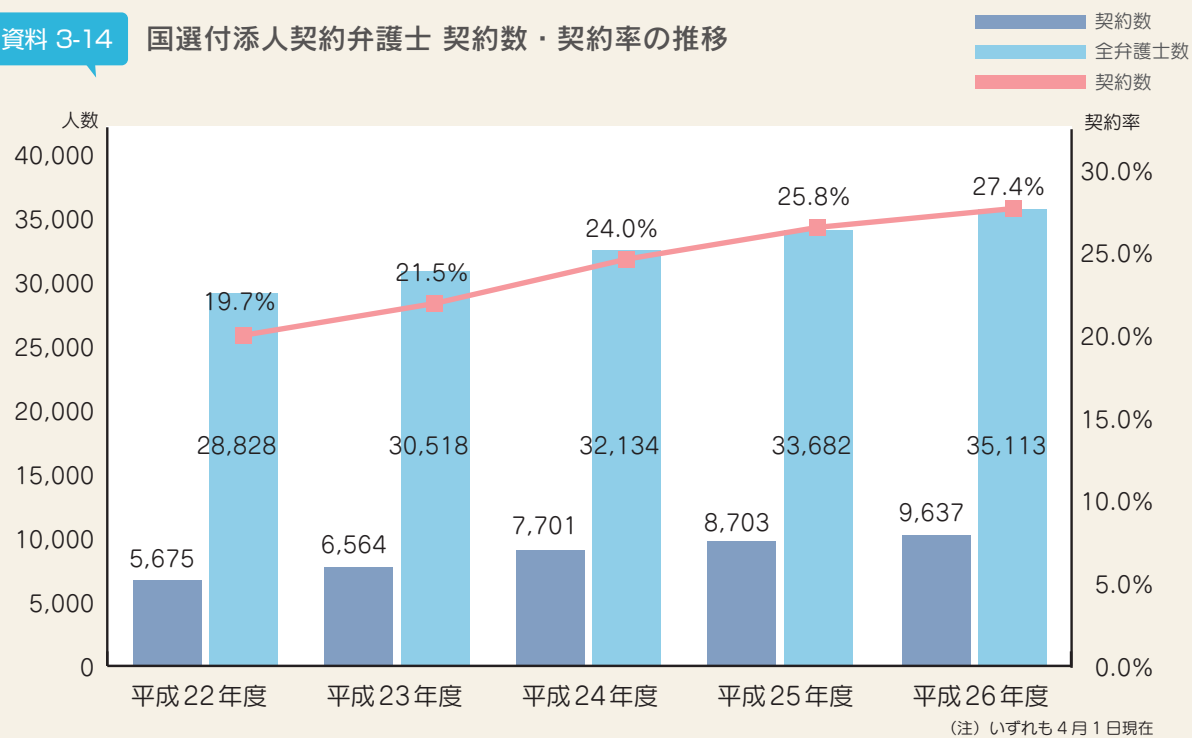
平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（同法第22条の4第1項）。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任の対象となる事件の範囲が拡大した。

資料 3-13 少年事件の流れと国選付添制度



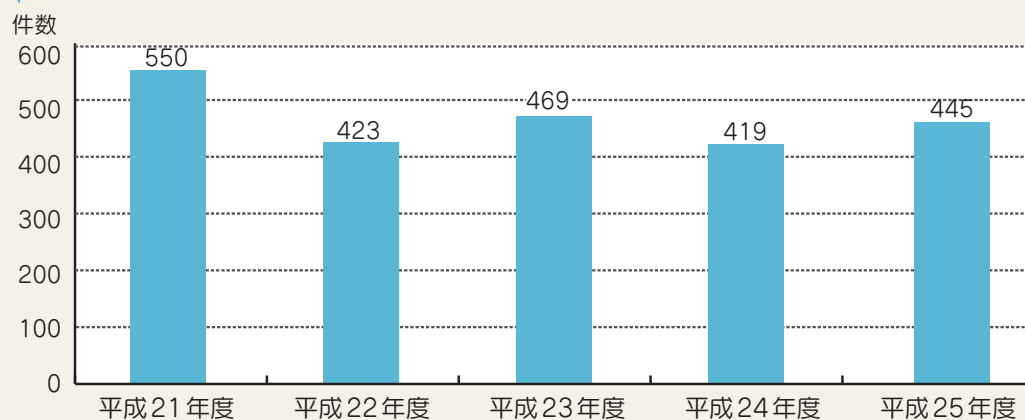
国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成26年4月1日時点で9,637名となった。

資料 3-14 国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移



平成25年4月から平成26年3月までの国選付添人の受理件数は合計445件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中0.8%、観護措置人員中3.5%、付添人選任数中3.8%である。

資料 3-15 国選付添事件 受理件数の推移



資料 3-16 平成 25 年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり		終局総人員中 の選任率 ④/①	観護措置人員 中の選任率 ④/②	付添人選任数 中の選任率 ④/③
			③	うち国選 付添人あり ④			
平成25年	40,987	9,196	8,477	320	0.8%	3.5%	3.8%

(注)平成25年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選付添人に支払う報酬・費用は、国選付添人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本としたうえで（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

家庭裁判所において選任された国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することになっている。国選付添の対象事件は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪など、いずれも重大・深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の類型（単独事件（検察官不関与）、合議事件（検察官不関与）、検察官関与事件）に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、家庭裁判所において選任された国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-17 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-18 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士 契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	6,769	13,823	49.0%	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%
神奈川	804	1,125	71.5%	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%
埼玉	415	535	77.6%	456	577	79.0%	511	639	80.0%	530	674	78.6%	590	725	81.4%
千葉	383	487	78.6%	432	539	80.1%	471	581	81.1%	535	644	83.1%	570	673	84.7%
茨城	147	172	85.5%	155	187	82.9%	181	209	86.6%	196	222	88.3%	220	249	88.4%
栃木	115	139	82.7%	128	156	82.1%	139	175	79.4%	149	189	78.8%	158	196	80.6%
群馬	166	203	81.8%	179	216	82.9%	199	237	84.0%	216	254	85.0%	229	264	86.7%
静岡	270	327	82.6%	288	350	82.3%	324	381	85.0%	348	401	86.8%	367	421	87.2%
山梨	78	89	87.6%	84	93	90.3%	91	103	88.3%	99	107	92.5%	108	117	92.3%
長野	142	164	86.6%	161	184	87.5%	175	200	87.5%	191	212	90.1%	206	230	89.6%
新潟	168	203	82.8%	184	217	84.8%	201	233	86.3%	217	242	89.7%	226	251	90.0%
大阪	1,978	3,584	55.2%	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%
京都	375	492	76.2%	414	534	77.5%	462	589	78.4%	495	633	78.2%	523	667	78.4%
兵庫	442	621	71.2%	485	675	71.9%	536	715	75.0%	577	763	75.6%	622	814	76.4%
奈良	114	133	85.7%	116	136	85.3%	120	141	85.1%	136	153	88.9%	143	158	90.5%
滋賀	78	100	78.0%	87	111	78.4%	103	124	83.1%	108	135	80.0%	108	140	77.1%
和歌山	97	115	84.3%	104	122	85.2%	108	124	87.1%	116	130	89.2%	122	141	86.5%
愛知	999	1,352	73.9%	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%
三重	113	126	89.7%	124	137	90.5%	139	151	92.1%	147	159	92.5%	161	172	93.6%
岐阜	110	132	83.3%	122	144	84.7%	133	156	85.3%	137	165	83.0%	155	180	86.1%
福井	66	76	86.8%	77	88	87.5%	79	91	86.8%	83	95	87.4%	86	99	86.9%
石川	113	123	91.9%	115	125	92.0%	131	141	92.9%	143	153	93.5%	157	167	94.0%
富山	67	81	82.7%	75	86	87.2%	82	97	84.5%	89	100	89.0%	94	102	92.2%
広島	290	425	68.2%	318	450	70.7%	352	478	73.6%	376	503	74.8%	405	528	76.7%
山口	109	125	87.2%	115	132	87.1%	120	133	90.2%	128	146	87.7%	130	150	86.7%
岡山	214	282	75.9%	230	300	76.7%	245	313	78.3%	276	338	81.7%	290	354	81.9%
鳥取	53	54	98.1%	54	56	96.4%	59	60	98.3%	65	64	101.6%	66	68	97.1%
島根	48	54	88.9%	54	59	91.5%	60	64	93.8%	61	67	91.0%	66	69	95.7%
福岡	658	878	74.9%	701	928	75.5%	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%
佐賀	65	73	89.0%	74	82	90.2%	78	86	90.7%	82	93	88.2%	85	95	89.5%
長崎	108	123	87.8%	121	137	88.3%	129	147	87.8%	136	154	88.3%	143	157	91.1%
大分	99	113	87.6%	111	125	88.8%	118	131	90.1%	117	133	88.0%	122	140	87.1%
熊本	151	194	77.8%	165	205	80.5%	183	220	83.2%	188	231	81.4%	204	247	82.6%
鹿児島	123	132	93.2%	139	144	96.5%	155	167	92.8%	171	175	97.7%	179	183	97.8%
宮崎	83	91	91.2%	88	98	89.8%	102	111	91.9%	112	119	94.1%	116	123	94.3%
沖縄	135	217	62.2%	143	227	63.0%	151	234	64.5%	159	243	65.4%	168	248	67.7%
宮城	256	330	77.6%	287	360	79.7%	308	376	81.9%	330	396	83.3%	340	409	83.1%
福島	132	143	92.3%	139	153	90.8%	149	153	97.4%	160	167	95.8%	168	176	95.5%
山形	62	71	87.3%	69	79	87.3%	73	83	88.0%	81	88	92.0%	83	90	92.2%
岩手	66	78	84.6%	71	80	88.8%	84	95	88.4%	85	91	93.4%	92	99	92.9%
秋田	53	66	80.3%	55	68	80.9%	59	70	84.3%	62	73	84.9%	66	78	84.6%
青森	72	84	85.7%	79	88	89.8%	86	97	88.7%	94	107	87.9%	100	118	84.7%
札幌	391	541	72.3%	438	591	74.1%	472	632	74.7%	494	661	74.7%	524	700	74.9%
函館	31	36	86.1%	33	39	84.6%	39	44	88.6%	43	48	89.6%	45	48	93.8%
旭川	42	50	84.0%	43	54	79.6%	56	63	88.9%	62	70	88.6%	62	69	89.9%
釧路	50	59	84.7%	52	60	86.7%	57	64	89.1%	63	70	90.0%	64	70	91.4%
香川	86	125	68.8%	97	133	72.9%	101	139	72.7%	118	150	78.7%	123	163	75.5%
徳島	69	76	90.8%	70	75	93.3%	80	83	96.4%	81	90	90.0%	83	91	91.2%
高知	62	76	81.6%	65	79	82.3%	71	87	81.6%	74	87	85.1%	75	87	86.2%
愛媛	103	130	79.2%	115	141	81.6%	120	146	82.2%	123	154	79.9%	127	159	79.9%
合計	17,620	28,828	61.1%	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
東京	6,648	10,005	7,061	8,737	7,419	8,637	7,232	8,025	7,248	7,610
多摩	1,473	1,420	1,773	1,403	2,047	1,401	1,975	1,217	1,871	1,216
神奈川	2,353	2,694	2,840	2,227	3,349	2,136	3,125	2,054	3,023	1,905
川崎	556	688	599	527	634	457	604	366	566	355
小田原	515	543	524	437	578	445	649	375	541	362
埼玉	3,064	2,632	3,294	2,130	3,462	1,902	3,603	2,007	3,611	2,087
川越	542	399	640	426	696	508	648	384	666	451
千葉	2,862	2,973	3,304	2,519	3,478	2,486	3,315	2,323	3,044	2,135
松戸	694	478	721	492	664	477	676	545	677	488
茨城	989	1,748	1,274	1,665	1,364	1,512	1,385	1,337	1,439	1,392
栃木	1,272	1,633	1,539	1,452	1,472	1,244	1,313	1,766	1,364	1,169
群馬	810	1,276	1,171	1,075	1,281	1,096	1,393	1,040	1,263	801
静岡	626	603	681	548	764	575	700	498	682	434
沼津	646	732	799	620	765	623	809	586	789	548
浜松	674	771	788	640	786	619	739	537	733	591
山梨	358	483	373	398	347	435	441	436	375	365
長野	564	836	669	817	734	935	817	917	864	876
新潟	824	1,042	944	968	919	852	832	675	948	746
大阪	5,251	7,348	6,157	7,574	6,460	7,466	6,759	7,460	6,094	6,341
京都	1,378	1,357	1,813	1,678	1,764	1,504	1,810	1,273	1,830	1,277
兵庫	1,161	1,489	1,360	1,500	1,497	1,322	1,703	1,182	1,745	1,278
阪神	627	636	664	708	700	737	706	628	671	550
姫路	547	737	596	751	691	652	805	802	863	746
奈良	703	550	743	678	765	719	855	700	835	600
滋賀	919	857	972	777	890	709	925	683	903	707
和歌山	468	862	622	853	618	741	622	599	617	600
愛知	2,674	3,347	2,995	2,814	3,155	2,881	3,170	2,719	3,269	2,721
三河	924	1,090	965	895	1,067	905	1,063	904	1,179	803
三重	746	887	785	781	839	808	943	795	854	806
岐阜	719	795	757	699	806	743	770	577	815	643
福井	298	315	318	271	345	309	374	297	411	340
石川	419	598	492	561	432	557	516	498	498	427
富山	223	294	263	284	290	293	297	312	320	224
広島	1,266	1,531	1,586	1,446	1,657	1,518	1,839	1,379	1,838	1,380
山口	703	795	796	726	797	610	732	601	732	549
岡山	920	1,139	1,045	1,045	1,280	1,115	1,327	1,034	1,308	1,097
鳥取	289	353	253	315	255	310	301	288	298	315
島根	259	329	291	314	332	335	298	290	329	266
福岡	2,299	2,826	2,686	2,960	2,743	2,644	2,624	2,369	2,493	2,339
北九州	892	1,013	1,020	839	997	816	1,017	783	1,011	834
佐賀	536	607	563	557	583	482	567	456	480	351
長崎	506	554	563	561	483	502	545	556	500	453
大分	435	543	501	550	468	559	463	462	489	432
熊本	865	841	1,037	872	957	865	1,027	952	888	754
鹿児島	542	721	606	689	654	596	622	584	554	561
宮崎	545	609	706	567	751	566	658	538	621	489
沖縄	1,012	955	1,061	976	1,157	992	1,100	805	1,188	873
宮城	1,280	1,291	1,373	1,088	1,108	940	1,198	950	1,234	928
福島	710	859	1,008	898	900	851	947	746	963	725
山形	379	492	411	440	487	411	453	405	397	348
岩手	441	511	533	487	428	404	501	405	475	358
秋田	362	433	406	434	378	427	400	327	326	291
青森	447	595	503	569	516	601	484	436	417	379
札幌	1,767	1,774	2,070	1,714	1,877	1,576	1,749	1,512	1,768	1,605
函館	213	179	294	217	303	214	314	252	277	196
旭川	286	312	339	311	337	247	314	228	265	237
釧路	373	397	464	450	426	397	449	392	401	339
香川	579	1,086	642	975	614	918	702	897	662	991
徳島	374	441	391	362	367	388	332	320	322	335
高知	388	518	558	643	551	641	383	400	482	457
愛媛	662	836	715	724	725	763	744	811	792	793
合計	61,857	74,658	70,917	69,634	73,209	67,374	73,664	63,695	72,118	60,269

付表 3-3 国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	661	13,823	4.8%	791	14,517	5.4%	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%
神奈川	268	1,125	23.8%	344	1,216	28.3%	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%
埼玉	164	535	30.7%	189	577	32.8%	211	639	33.0%	229	674	34.0%	265	725	36.6%
千葉	180	487	37.0%	214	539	39.7%	247	581	42.5%	297	644	46.1%	331	673	49.2%
茨城	102	172	59.3%	110	187	58.8%	131	209	62.7%	143	222	64.4%	165	249	66.3%
栃木	47	139	33.8%	64	156	41.0%	79	175	45.1%	90	189	47.6%	100	196	51.0%
群馬	91	203	44.8%	107	216	49.5%	128	237	54.0%	141	254	55.5%	150	264	56.8%
静岡	198	327	60.6%	219	350	62.6%	254	381	66.7%	278	401	69.3%	297	421	70.5%
山梨	35	89	39.3%	50	93	53.8%	62	103	60.2%	71	107	66.4%	81	117	69.2%
長野	69	164	42.1%	92	184	50.0%	110	200	55.0%	125	212	59.0%	141	230	61.3%
新潟	80	203	39.4%	94	217	43.3%	109	233	46.8%	123	242	50.8%	130	251	51.8%
大阪	658	3,584	18.4%	752	3,721	20.2%	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%
京都	190	492	38.6%	222	534	41.6%	260	589	44.1%	290	633	45.8%	318	667	47.7%
兵庫	138	621	22.2%	162	675	24.0%	194	715	27.1%	231	763	30.3%	258	814	31.7%
奈良	85	133	63.9%	86	136	63.2%	89	141	63.1%	100	153	65.4%	105	158	66.5%
滋賀	74	100	74.0%	82	111	73.9%	99	124	79.8%	102	135	75.6%	102	140	72.9%
和歌山	52	115	45.2%	59	122	48.4%	59	124	47.6%	59	130	45.4%	74	141	52.5%
愛知	175	1,352	12.9%	195	1,444	13.5%	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%
三重	59	126	46.8%	69	137	50.4%	81	151	53.6%	88	159	55.3%	100	172	58.1%
岐阜	67	132	50.8%	82	144	56.9%	90	156	57.7%	94	165	57.0%	110	180	61.1%
福井	54	76	71.1%	65	88	73.9%	68	91	74.7%	72	95	75.8%	77	99	77.8%
石川	60	123	48.8%	65	125	52.0%	82	141	58.2%	94	153	61.4%	106	167	63.5%
富山	45	81	55.6%	47	86	54.7%	47	97	48.5%	47	100	47.0%	55	102	53.9%
広島	54	425	12.7%	62	450	13.8%	86	478	18.0%	117	503	23.3%	162	528	30.7%
山口	59	125	47.2%	69	132	52.3%	75	133	56.4%	84	146	57.5%	90	150	60.0%
岡山	117	282	41.5%	141	300	47.0%	160	313	51.1%	192	338	56.8%	207	354	58.5%
鳥取	48	54	88.9%	48	56	85.7%	49	60	81.7%	55	64	85.9%	57	68	83.8%
島根	39	54	72.2%	44	59	74.6%	49	64	76.6%	50	67	74.6%	54	69	78.3%
福岡	378	878	43.1%	389	928	41.9%	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%
佐賀	55	73	75.3%	65	82	79.3%	71	86	82.6%	75	93	80.6%	81	95	85.3%
長崎	90	123	73.2%	103	137	75.2%	111	147	75.5%	116	154	75.3%	120	157	76.4%
大分	51	113	45.1%	62	125	49.6%	69	131	52.7%	72	133	54.1%	75	140	53.6%
熊本	85	194	43.8%	94	205	45.9%	104	220	47.3%	118	231	51.1%	123	247	49.8%
鹿児島	71	132	53.8%	89	144	61.8%	107	167	64.1%	127	175	72.6%	136	183	74.3%
宮崎	66	91	72.5%	73	98	74.5%	87	111	78.4%	97	119	81.5%	101	123	82.1%
沖縄	72	217	33.2%	82	227	36.1%	85	234	36.3%	98	243	40.3%	105	248	42.3%
宮城	129	330	39.1%	160	360	44.4%	185	376	49.2%	204	396	51.5%	215	409	52.6%
福島	81	143	56.6%	87	153	56.9%	96	153	62.7%	112	167	67.1%	123	176	69.9%
山形	48	71	67.6%	56	79	70.9%	60	83	72.3%	69	88	78.4%	72	90	80.0%
岩手	47	78	60.3%	52	80	65.0%	65	95	68.4%	68	91	74.7%	75	99	75.8%
秋田	34	66	51.5%	35	68	51.5%	39	70	55.7%	42	73	57.5%	47	78	60.3%
青森	44	84	52.4%	53	88	60.2%	60	97	61.9%	68	107	63.6%	77	118	65.3%
札幌	266	541	49.2%	322	591	54.5%	369	632	58.4%	405	661	61.3%	438	700	62.6%
函館	27	36	75.0%	29	39	74.4%	35	44	79.5%	40	48	83.3%	42	48	87.5%
旭川	28	50	56.0%	29	54	53.7%	42	63	66.7%	51	70	72.9%	52	69	75.4%
釧路	36	59	61.0%	38	60	63.3%	45	64	70.3%	52	70	74.3%	52	70	74.3%
香川	44	125	35.2%	54	133	40.6%	58	139	41.7%	69	150	46.0%	79	163	48.5%
徳島	64	76	84.2%	65	75	86.7%	75	83	90.4%	76	90	84.4%	78	91	85.7%
高知	38	76	50.0%	41	79	51.9%	47	87	54.0%	51	87	58.6%	62	87	71.3%
愛媛	52	130	40.0%	62	141	44.0%	67	146	45.9%	65	154	42.2%	74	159	46.5%
合計	5,675	28,828	19.7%	6,564	30,518	21.5%	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方 事務所	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東 京	38	29	35	30	26
多 摩	21	11	38	24	12
神奈川	26	43	48	36	34
川 崎	4	3	1	0	6
小田原	5	2	4	6	19
埼 玉	38	17	21	30	27
川 越	3	4	2	9	1
千 葉	69	35	70	33	31
松 戸	12	10	4	7	16
茨 城	13	8	5	12	6
栃 木	9	10	6	18	3
群 馬	17	25	4	3	1
静 岡	5	2	6	3	1
沼 津	3	4	6	2	6
浜 松	2	3	5	5	2
山 梨	3	1	3	0	6
長 野	9	3	3	0	3
新 潟	3	2	2	3	8
大 阪	71	45	33	48	35
京 都	8	3	6	3	6
兵 庫	3	12	5	7	4
阪 神	0	1	1	1	0
姫 路	3	1	4	4	0
奈 良	7	0	0	1	4
滋 賀	3	2	3	2	0
和歌山	3	1	1	0	2
愛 知	44	30	28	31	23
三 河	16	4	10	4	11
三 重	2	1	0	4	2
岐 阜	9	5	4	6	9
福 井	1	4	6	1	4
石 川	0	1	1	1	3
富 山	0	2	1	2	1
広 島	7	7	2	4	33
山 口	0	2	3	3	3
岡 山	8	8	3	13	10
鳥 取	0	0	1	1	0
島 根	0	2	1	0	3
福 岡	26	14	27	7	26
北九州	5	4	0	6	14
佐 賀	5	2	6	0	8
長 崎	1	4	0	1	1
大 分	2	0	0	14	2
熊 本	1	3	3	2	1
鹿児島	5	9	25	2	2
宮 崎	2	9	3	0	1
沖 縄	13	3	2	0	1
宮 城	12	6	6	1	1
福 島	0	0	1	0	5
山 形	0	0	5	3	0
岩 手	1	3	1	3	0
秋 田	1	2	0	0	2
青 森	0	2	1	0	0
札 幌	8	18	6	0	8
函 館	0	0	2	1	1
旭 川	1	1	1	0	0
釧 路	1	0	0	0	0
香 川	0	0	4	9	1
徳 島	1	0	0	12	2
高 知	0	0	0	1	3
愛 媛	0	0	0	0	5
合 計	550	423	469	419	445



4. 常勤弁護士に関する業務

4-1 平成25年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼び、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークに関する取組みにも尽力しており、地域に密着した活動を行っている常勤弁護士の役割は、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する取組み

法テラスが行う「司法ソーシャルワーク」とは、高齢者、障がい者その他法的サービスの自発的利用が困難な方が抱える潜在的な諸問題を、司法的な観点を加えて発見・整理したうえで、関係する福祉職者等と連携・協働して、総合的に解決することをめざす取組みである。

法テラスでは、このような取組みの重要性を認識するとともに、その担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任等を意欲的に行っている常勤弁護士の役割は非常に大きいと考えて、取組みの充実化を図ってきた。平成25年度における具体的取組みとしては、司法ソーシャルワークのモデルケースとしてのパイロット事務所における事業の実施、「司法ソーシャルワーク推進プロジェクトチーム」を新設して常勤弁護士の果たすべき役割等の検討、司法ソーシャルワークにおいて先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等を個別指導する実地研修の試行等を行った。

今後も、司法ソーシャルワークの拡充に向けて、さまざまな取組みを行っていく予定である。

(3) 徳之島地域事務所の設置

法テラスでは、司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士が0名または1名しかいないなどの一定の基準（「4-5 司法過疎対策業務」参照）を満たす地域への事務所設置を進めており、平成25年8月には、鹿児島県徳之島に司法過疎地域事務所を設置し、常勤弁護士を配置した。これは、徳之島簡易裁判所の管轄区域に弁護士が当時0名であったこと、鹿児島地方裁判所本庁や名瀬支部とも距離があって移動が困難なことなどを勘案した結果である。

徳之島地域事務所は33か所目の司法過疎地域事務所である（資料4-1 番号53から85）。

(4) 被災地への常勤弁護士の派遣

平成25年度から、常勤弁護士を東日本大震災の被災地に派遣し、被災地自治体の職員として被災地支援を行う取組みを開始した。

具体的には、宮城県東松島市、福島県相馬市、福島県浪江町、宮城県気仙沼市に順次派遣しており、自治体の施策に対する法的アドバイス等を行っている。

4-2 業務の概要

司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（総合法律支援法第30条第1項第4号）。

法テラスでは、司法過疎対策として、司法過疎地域に司法過疎地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させるとともに、司法過疎地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させている。

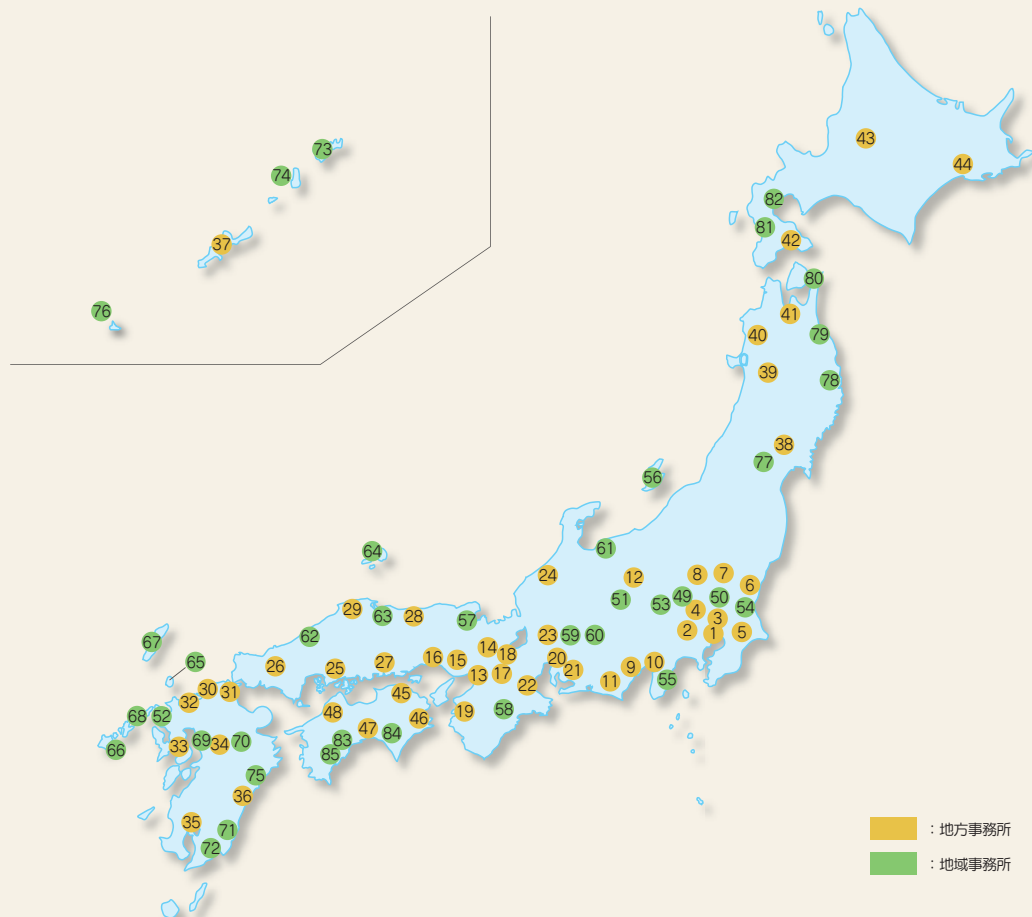
4-3 常勤弁護士の配置

(1) 配置

常勤弁護士は、平成26年3月31日現在、合計246名となり、資料4-1のとおり、合計85か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（平成 26 年 3 月 31 日現在）



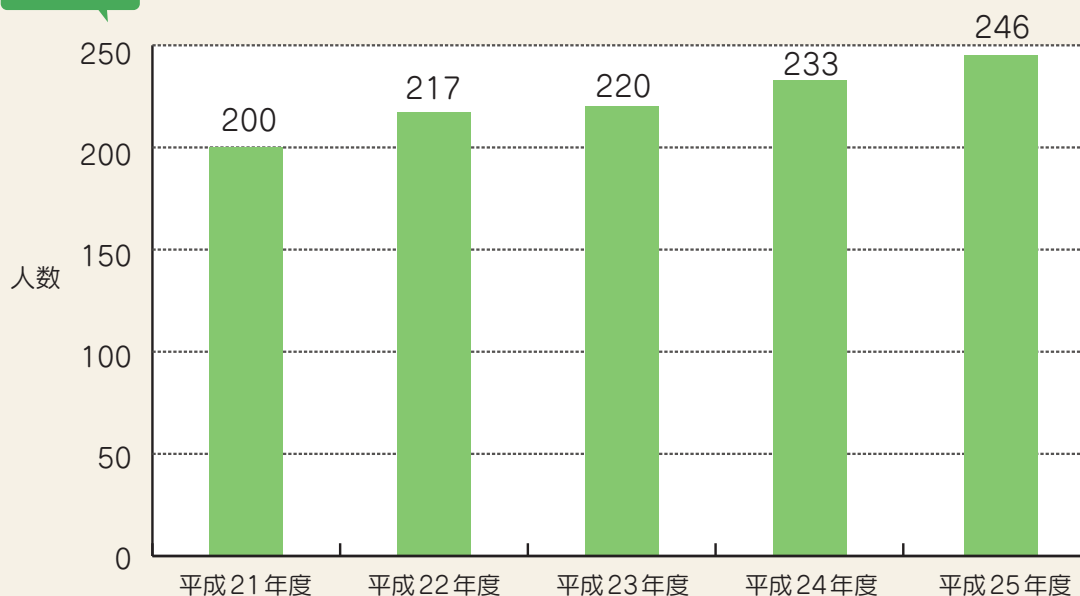
地方事務所（41か所）・支部（7か所）				
1	東京地方事務所	25	25	広島地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部	5	26	山口地方事務所
3	埼玉地方事務所	7	27	岡山地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28	鳥取地方事務所
5	千葉地方事務所	9	29	島根地方事務所
6	茨城地方事務所	3	30	福岡地方事務所
7	栃木地方事務所	1	31	福岡地方事務所北九州支部
8	群馬地方事務所	2	32	佐賀地方事務所
9	静岡地方事務所	6	33	長崎地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34	熊本地方事務所
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35	鹿児島地方事務所
12	長野地方事務所	1	36	宮崎地方事務所
13	大阪地方事務所	15	37	沖縄地方事務所
14	京都地方事務所	4	38	福島地方事務所
15	兵庫地方事務所	2	39	山形地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	40	秋田地方事務所
17	奈良地方事務所	1	41	青森地方事務所
18	滋賀地方事務所	5	42	函館地方事務所
19	和歌山地方事務所	3	43	旭川地方事務所
20	愛知地方事務所	2	44	釧路地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部	4	45	香川地方事務所
22	三重地方事務所	4	46	徳島地方事務所
23	岐阜地方事務所	4	47	高知地方事務所
24	福井地方事務所	1	48	愛媛地方事務所

地域事務所（37か所）				
49	熊谷地域事務所	2	68	平戸地域事務所
50	下妻地域事務所	3	69	雲仙地域事務所
51	松本地域事務所	1	70	高森地域事務所
52	佐世保地域事務所	2	71	鹿屋地域事務所
53	秩父地域事務所	3	72	指宿地域事務所
54	牛久地域事務所	2	73	奄美地域事務所
55	下田地域事務所	2	74	徳之島地域事務所
56	佐渡地域事務所	1	75	延岡地域事務所
57	福知山地域事務所	1	76	宮古島地域事務所
58	南和地域事務所	2	77	会津若松地域事務所
59	可児地域事務所	3	78	宮古地域事務所
60	中津川地域事務所	1	79	八戸地域事務所
61	魚津地域事務所	3	80	むつ地域事務所
62	倉古地域事務所	2	81	江差地域事務所
63	浜田地域事務所	3	82	八雲地域事務所
64	西郷地域事務所	1	83	須崎地域事務所
65	吉岐地域事務所	1	84	安芸地域事務所
66	五島地域事務所	1	85	中村地域事務所
67	対馬地域事務所	2		

※熊谷、下妻、松本、佐世保
地域事務所については扶助・
国選対応地域事務所である。

増員配置
新たな配置

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度は、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成すべく、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施するものである。

この制度の導入により、平成21年度は51名、平成22年度は35名、平成23年度は31名、平成24年度は50名、平成25年度は45名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴したうえ、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(3) 法テラス法律事務所への配置

この制度による養成を終了した者及び採用時に養成の必要がない者については、各地の法テラス法律事務所に配置されることとなる。

法テラス法律事務所に配置された常勤弁護士は、平成26年3月31日現在、合計201名となり、合計82か所の事務所（全国45か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）に配置されている。各地の法テラス法律事務所には、それぞれ1ないし11名の常勤弁護士が常駐している。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施している。平成25年度には、合計10回にわたり説明会を行った。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載したうえ、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すとともに、同連合会が開設し運用している就職採用フェイスブックにも就職情報を掲載している。このような取組みにより、転職を検討している既登録の弁護士に特に焦点を絞って情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行うとともに、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの事務所に司法修習生を受け入れるなどした。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込を広く受け付け、各地の法テラスの事務所で法科大学院生の受入も実施しており、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

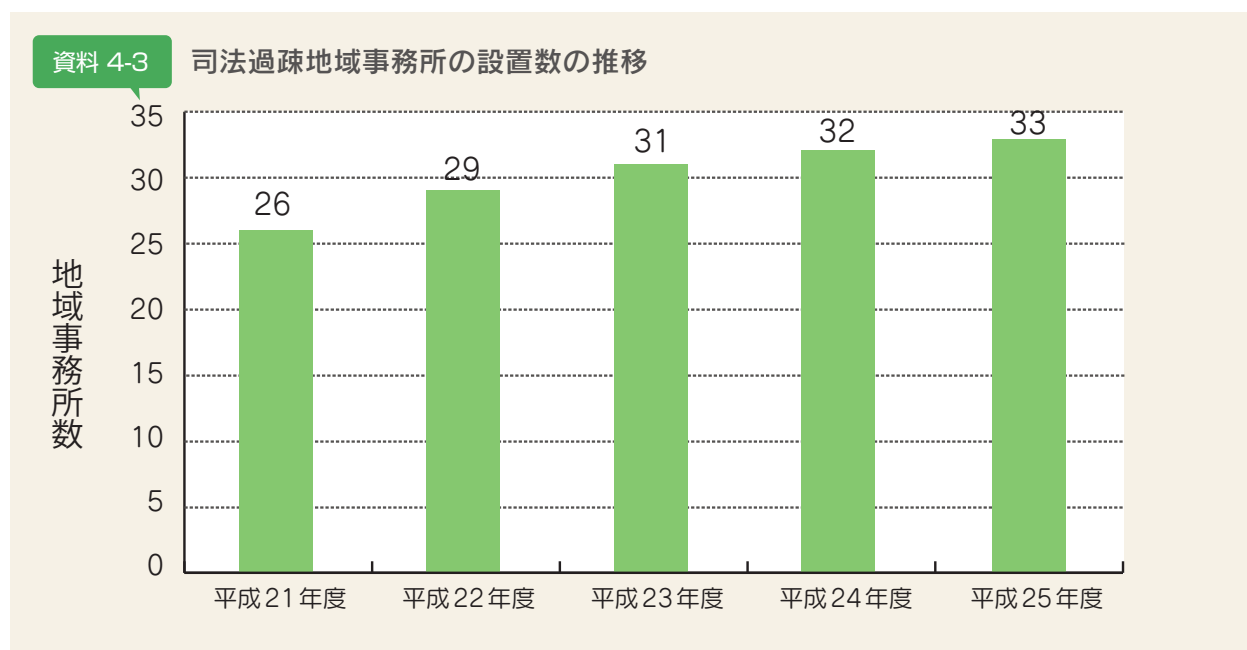
さらに、法テラスのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、①地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、②当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、③地裁支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、④当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、⑤当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務に必要な知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

裁判員裁判においては、それ以前の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修も実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修である。また、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応をすることができるようにすることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

常勤弁護士の業務は、取り扱う業務が総合法律支援法の定める範囲内に限定されていること、法テラス独自の報告作業や会計処理を行う必要があること、司法ソーシャルワーク等の関係機関との連携に基づく活動が期待されていることなど、一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であるため、ゼミ形式の研修を実施するなどして、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、法テラス本部主催の集合研修については、1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事・刑事の基礎的な研修等を実施している。

常勤弁護士の増加により、法テラス本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容等を企画し、地方の実情等に応じた研修を実施している。

さらに、自治体や福祉機関に潜在する法的需要を把握し連携の促進を図るため、常勤弁護士を職員として地方自治体（静岡県伊豆市）や社会福祉法人（長崎県・社会福祉法人南高愛隣会、滋賀県・社会福祉法人グロー）等に派遣し、外部研修を受けさせている。平成25年度に常勤弁護士に対して実施した実務研修は、資料4-4のとおりである。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年10月17日～18日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計事務、支援センター職員との関係、常勤弁護士業務支援室における支援体制等
平成26年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 総合法律支援法、常勤弁護士の職務、民事法律扶助業務、国選弁護・付添業務、受託業務、情報セキュリティ、接遇のあり方等
平成25年7月18日～19日 平成26年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、弁護士倫理、常勤弁護士対応事例の検討等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成25年4月5日 平成25年9月26日	【裁判員裁判事例研究研修】 責任能力を争う事件の弁護活動、量刑に関する司法研究、殺意を争う事件のケースセオリー、量刑事情の位置付け、再犯可能性に関する情状弁護、公判前整理手続における争点整理、被告人に記憶が乏しい事件における弁護方針等
平成25年11月7日～8日	【裁判員裁判専門研修】 責任能力を争う弁護活動、起案書の検討、共犯事件における情状弁護等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成25年8月1日～2日 平成25年12月12日～13日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神疾患の基礎知識、精神疾患者に対する面接技法・模擬法律相談等
平成25年10月3日～4日	【民事実務研修】 社会福祉法人における常勤弁護士の活動、原発ADR、関係機関との連携等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック：広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック：福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック：函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東A・Bブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年5月24日	司法ソーシャルワークの具体的実践方法、アウトリーチの実践と成年後見申立支援、成年後見センターの現状と展望、成年後見制度の拡充に関する演習等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年10月25日	障がい者関連法規、常勤弁護士による障がい者支援策等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年11月29日～30日	関係機関との連携、障がい者を当事者とする事件の対処方法等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月7日	交通事故事件、日本弁護士連合会との意見交換等
平成25年8月21日	後見事件、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月20日	離婚と親権、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成26年2月19日	犯罪被害者支援、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日	4号事務所の開設と定着、勾留等に対する準抗告、パーソナルサポートサービスモデル事業との連携等
平成25年8月25日	子どもの監護、殺人未遂事件、裁判員裁判における情状弁護等
平成25年11月23日	医療観察、暴行被告事件、不動産投資被害事件等
平成26年2月15日	人訴無効確認訴訟、通貨偽造・同行使罪、強制わいせつ致傷事件等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年6月25日	高齢者問題における弁護士の役割、交通事故事件等
平成25年7月31日	原子力発電所差止請求訴訟、原子力損害賠償請求事件等
平成25年11月19日	後見ネットワーク、法教育授業の実践例、社会心理学等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年8月25日	社会福祉法人組織内弁護士、精神科病院との連携、法教育等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成25年8月23日～24日	原子力発電所関連問題、震災被害に関する相談・事件処理等
平成26年3月14日～15日	不動産登記簿、不動産事件、ヒヤリハット事例等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成25年5月18日～19日	4号事務所における裁判の傾向と弁護士への期待、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等
平成25年11月23日～24日	少年鑑別、関係機関との連携、常勤弁護士経験事例の報告と意見交換等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士を室長・研究員として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護士教官経験者、常勤弁護士のOB等を室長・専門員等として任命し、日常的に、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室の全面的な協力を得て、常勤弁護士に対する研修を実施するとともに、アンケート等を踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施にも努めている。

(3) その他の環境整備

常勤弁護士が事件処理等を行うにあたり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し随時適切なアドバイスを行っている。



5. 犯罪被害者支援業務

5-1 平成25年度における業務の概況

(1) 法テラスの犯罪被害者支援

法テラスでは、犯罪被害者やそのご家族等が、必要な支援を受けることができるように、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供している。また、要望に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するとともに、一定の要件に該当する方には、弁護士費用等の援助制度、日本弁護士連合会による犯罪被害者法律援助制度等を案内するなど、犯罪被害者やご家族等を複数の制度によってサポートしている。平成25年度は、精通弁護士紹介件数が1,330件（前年度比31.3%増）となり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数とともに、前年度より大幅に増加した。

被害者等が刑事裁判に参加する場合について、被害者参加人のための国選被害者参加弁護士に関する手続を行うほか、平成25年12月からは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等へ旅費、日当及び宿泊費を支給する業務も行っている。

(2) 新たな支援業務の開始

平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画では、法テラスが検討すべき課題として以下の2点があった。

- ① 被害者参加人への旅費等の支給（参加人旅費等支給）と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和
- ② 損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させるための経費の公費負担

参加人旅費等支給については、最高裁、法務省と協議を重ね、平成25年12月から業務を開始した。

カウンセラー同席費用の公費負担については、法務省及び関係機関との協議を経て、民事法律扶助制度の中でカウンセラー等の同席費用を立て替えることとし、平成26年4月からの運用開始に向けた整備を行った。

(3) 職員研修等の実施

平成25年度犯罪被害者支援業務担当職員研修では、ストーカー被害の国選被害者参加弁護士として取り組んでいる弁護士による講義を取り入れた。また、臨床心理士による二次的被害の防止等に関する講義、被害者への支援態勢を長期的に充実、安定させるために、支援する職員が二次受傷（被害者の語る内容や被害者が遭遇した外傷体験を聞くことで、支援する側が精神的に傷つくこと）の知識と対策を身に着けることができるよう取り組んだ。

今後も各地で関係機関によって開催される犯罪被害者支援員養成研修や講演会等にも参加することで、犯罪被害者支援業務を担当する職員の知識とスキルの向上を図り、多種多様な事案に細やかな対応ができる態勢を整える。

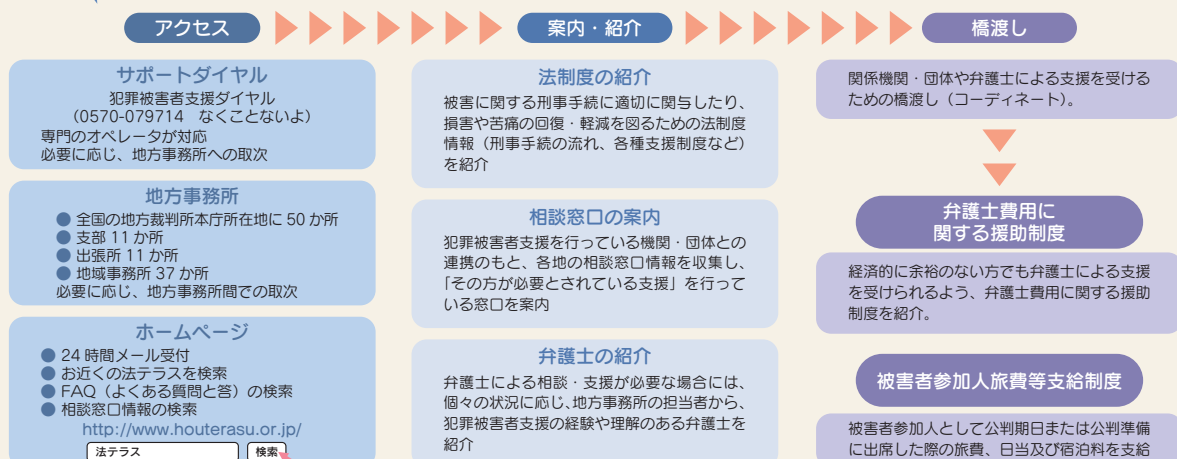
5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援を受けられるように、次の業務を行うものである。

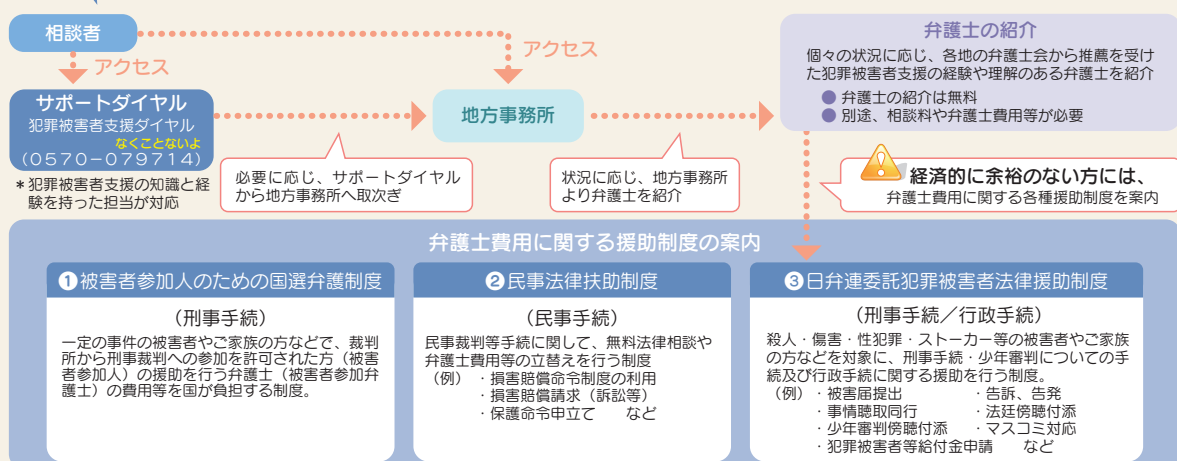
- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (オ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）

資料 5-1 犯罪被害者支援業務の概要



また、経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する方は、資料5-2①～③の弁護士費用等に関する援助制度の対象となる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア お問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号「0570-078374（おなやみなし）」のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

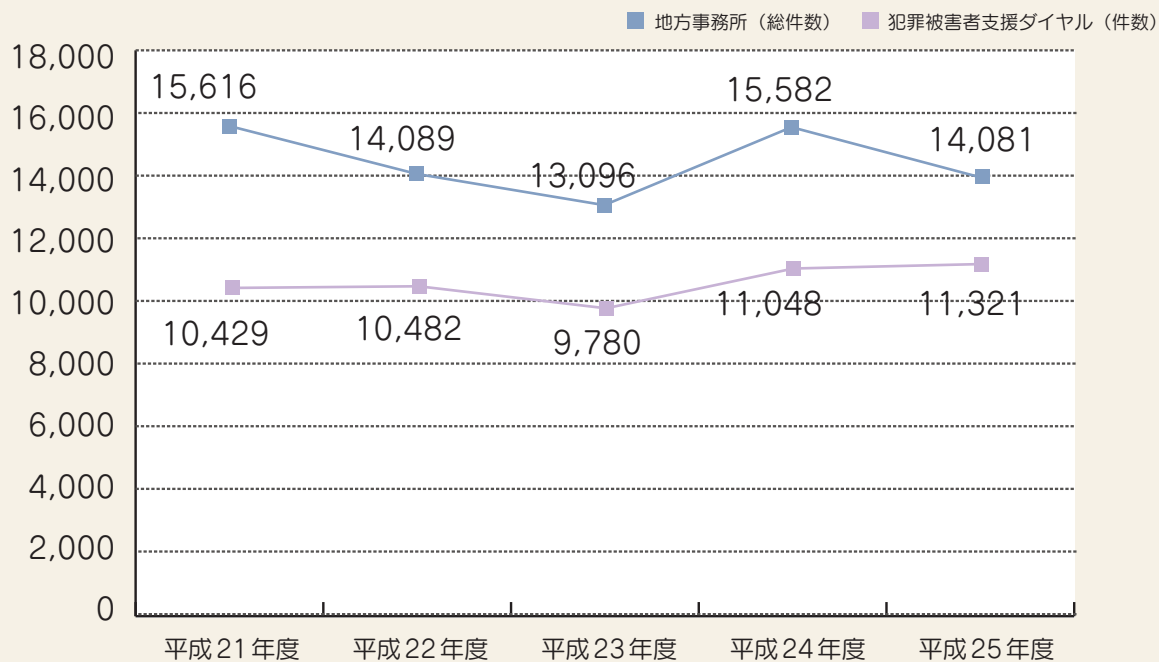
年度ごとのお問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成23年度はサポートダイヤルの移転と東日本大震災の影響もあり減少したものの、平成24年度、同25年度と続けて増加傾向にある。業務開始からのお問合せ件数は計71,576件となった。

資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所におけるお問合せ件数の推移

お問合せ対応実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	10,429	10,482	9,780	11,048	11,321
地方事務所（総件数）	15,616	14,089	13,096	15,582	14,081

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成25年度末

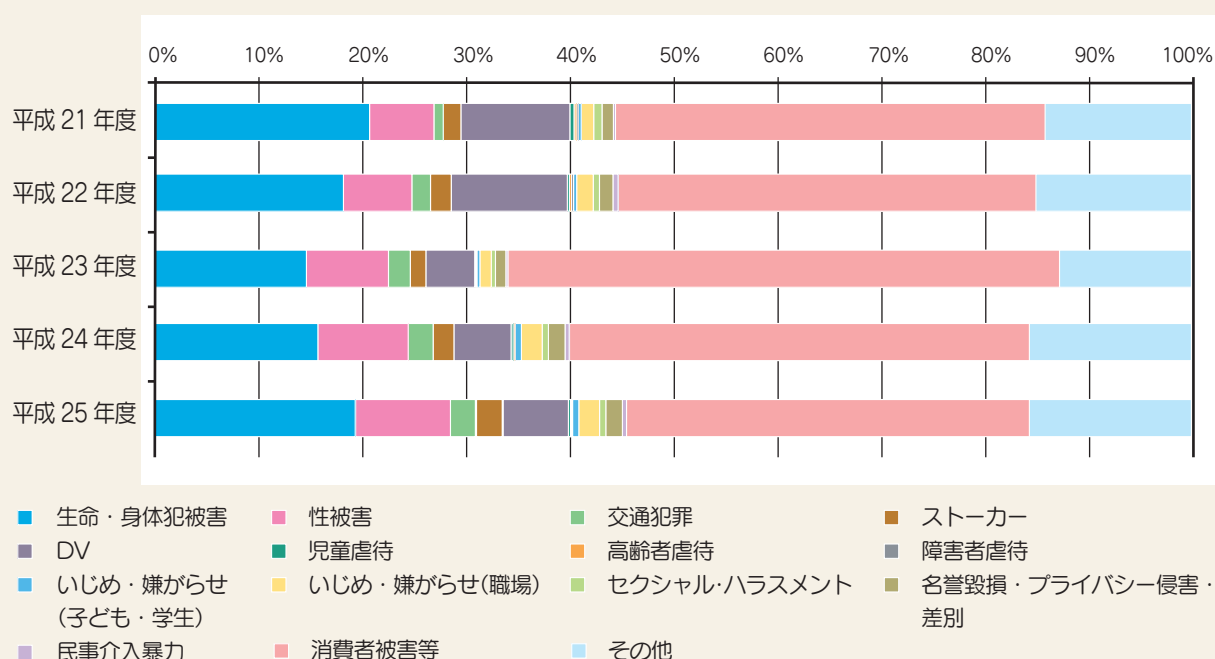
犯罪被害者支援ダイヤル（件数）	71,576 件
地方事務所（総件数）	92,883 件



イ お問合せ内容

平成25年度におけるお問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。生命・身体犯被害が最も多く、全体の18.4%を占めている。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）及びストーカー被害については、いずれも平成23年度から継続して増加傾向にある。一方で、近年消費者被害に関するお問合せは減少している。

資料5-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せ内容の内訳の推移



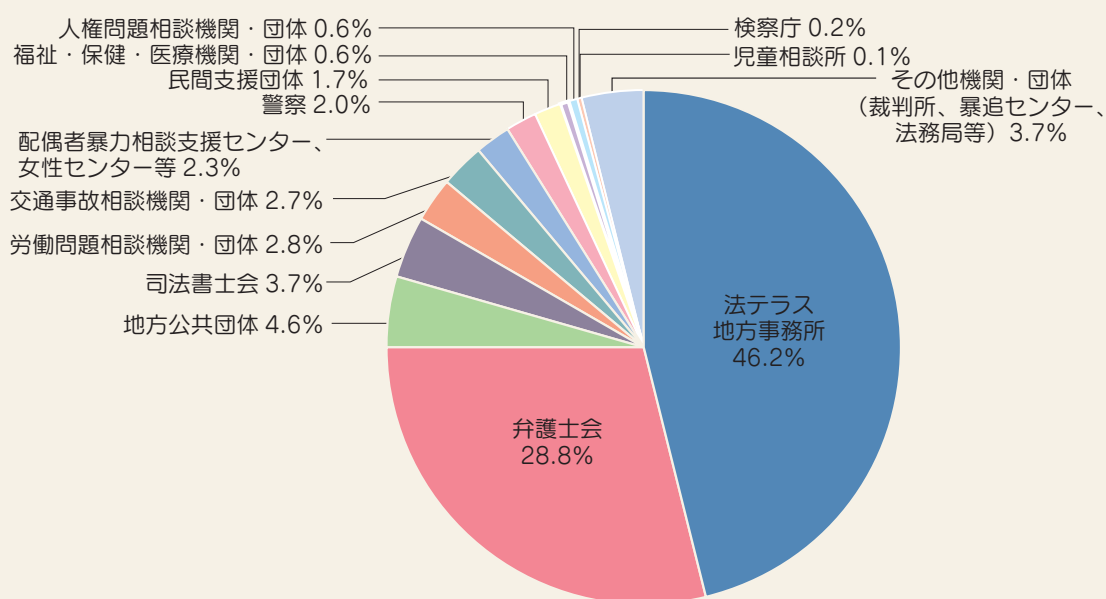
年度	生命・ 身体犯 被害	性被害	交通犯 罪	ストー カー	DV	児童虐 待	高齢者 虐待	障害者 虐待	いじめ・ 嫌がらせ (子ども・ 学生)	いじめ・ 嫌がらせ (職場)	セク シャル・ ハラス メント	名誉毀損・ プライバ シー侵害・ 差別	民事介 入暴力	消費者 被害等	その他	計
平成 21年度	20.7%	6.2%	0.9%	1.7%	10.5%	0.4%	0.2%		0.3%	1.2%	0.8%	1.1%	0.2%	41.7%	14.1%	100.0%
平成 22年度	18.2%	6.6%	1.8%	2.0%	11.2%	0.2%	0.2%		0.3%	1.6%	0.6%	1.3%	0.5%	40.5%	15.0%	100.0%
平成 23年度	14.6%	7.9%	2.1%	1.5%	4.7%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	1.1%	0.4%	1.0%	0.2%	53.3%	12.7%	100.0%
平成 24年度	15.7%	8.7%	2.4%	2.0%	5.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.6%	2.0%	0.6%	1.6%	0.4%	44.5%	15.6%	100.0%
平成 25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	1.6%	0.3%	37.1%	15.3%	100.0%

ウ 紹介先

平成25年度における犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先は、資料5-5のとおり、法テラス地方事務所が46.2%と約5割を占めており、次いで弁護士会が28.8%となっている。このほか、お問合せ内容に応じて、地方公共団体、司法書士会、裁判所、法務局、警察、労働問題相談機関、交通事故相談機関、配偶者暴力相談支援センター等を紹介している。

資料5-5

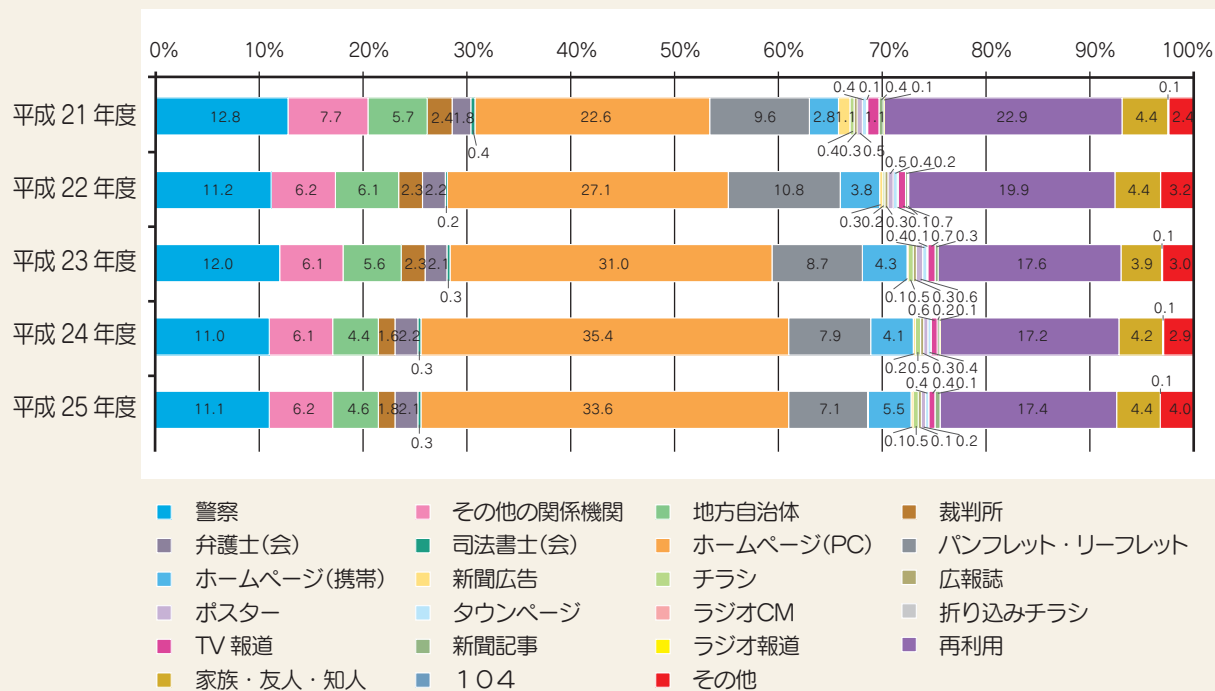
平成25年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応したお問合せに対する紹介先



エ 認知媒体

平成25年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体は資料5-6のとおりである。ホームページ及びパンフレット等の広報物が約50%を占め、警察、地方自治体、弁護士会など関係機関を通じて法テラスを知る場合が約25%となっている。ホームページをみてお問合せをいただく割合が継続して30%を超えており、わかりやすい言葉で情報を掲載するように取り組んでいる。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(PC)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成21年度	12.8%	7.7%	5.7%	2.4%	1.8%	0.4%	22.6%	9.6%	2.8%	1.1%	0.4%	0.3%
平成22年度	11.2%	6.2%	6.1%	2.3%	2.2%	0.2%	27.1%	10.8%	3.8%	0.3%	0.2%	0.3%
平成23年度	12.0%	6.1%	5.6%	2.3%	2.1%	0.3%	31.0%	8.7%	4.3%	0.1%	0.5%	0.3%
平成24年度	11.0%	6.1%	4.4%	1.6%	2.2%	0.3%	35.4%	7.9%	4.1%	0.2%	0.5%	0.3%
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折り込みチラシ	TV報道	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104	その他	合計
平成21年度	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	1.1%	0.4%	0.1%	22.9%	4.4%	0.1%	2.4%	100.0%
平成22年度	0.5%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.2%	0.1%	19.9%	4.4%	0.0%	3.2%	100.0%
平成23年度	0.6%	0.4%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.0%	17.6%	3.9%	0.1%	3.0%	100.0%
平成24年度	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.1%	17.2%	4.2%	0.1%	2.9%	100.0%
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%	100.0%

(3) 地方事務所

各都道府県の地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介及び後述の被害者国選弁護関連業務を行っている。

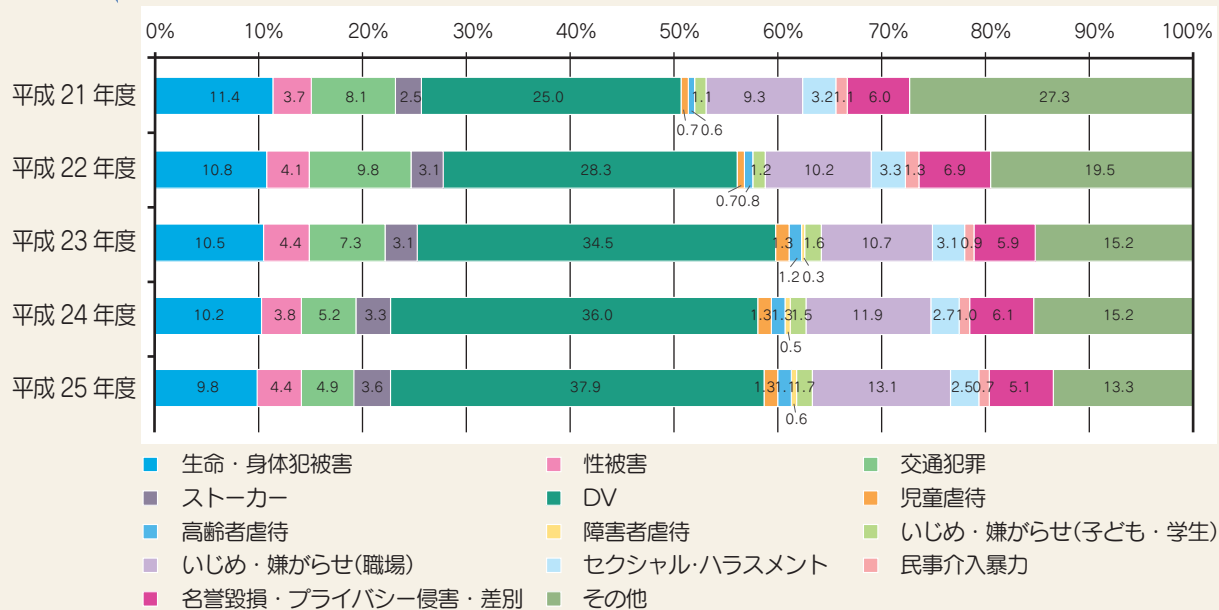
ア お問合せ件数

「犯罪被害・刑事手続等」に関するお問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務の認知度向上に取り組んでいる。業務開始以降のお問合せ件数は計92,883件となった。

イ お問合せ内容

平成25年度におけるお問合せ内容の内訳は資料5-7のとおりである。内訳ではDVの相談が最も多く、全体の37.9%となっている。また、いじめ・嫌がらせの相談が継続して増加していることも近年の傾向である。

資料5-7 地方事務所に対応したお問合せ内容の内訳の推移



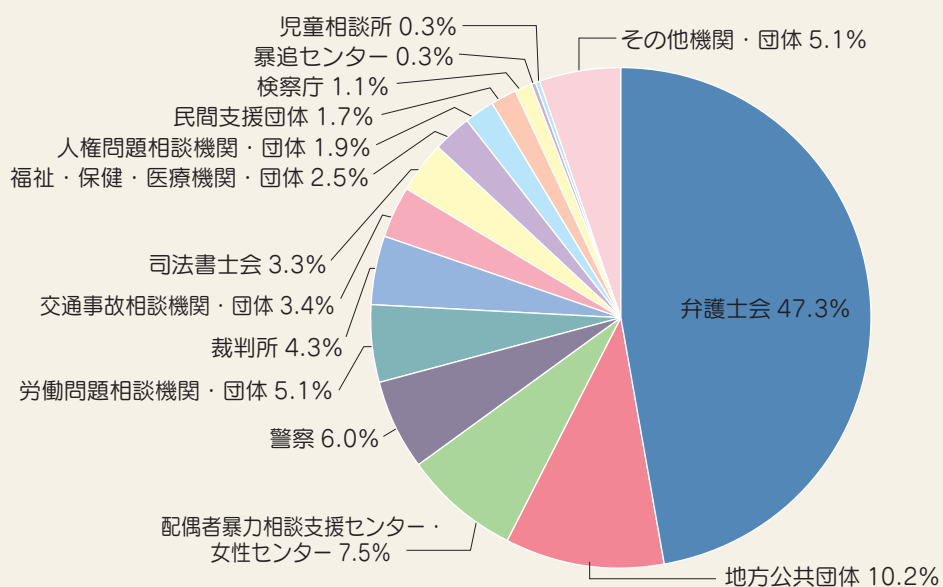
問い合わせ件数(実績管理1)	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別	その他	計
平成 21 年度	11.4%	3.7%	8.1%	2.5%	25.0%	0.7%	0.6%	-	1.1%	9.3%	3.2%	1.1%	6.0%	27.3%	100.0%
平成 22 年度	10.8%	4.1%	9.8%	3.1%	28.3%	0.7%	0.8%	-	1.2%	10.2%	3.3%	1.3%	6.9%	19.5%	100.0%
平成 23 年度	10.5%	4.4%	7.3%	3.1%	34.5%	1.3%	1.2%	0.3%	1.6%	10.7%	3.1%	0.9%	5.9%	15.2%	100.0%
平成 24 年度	10.2%	3.8%	5.2%	3.3%	36.0%	1.3%	1.3%	0.5%	1.5%	11.9%	2.7%	1.0%	6.1%	15.2%	100.0%
平成 25 年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%	100.0%

ウ 紹介先

平成25年度に地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先は、弁護士会が47.3%と最も多く、これに次いで、地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター、警察等を多く紹介している。

資料5-8

平成25年度地方事務所で対応したお問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

(ア) 弁護士数

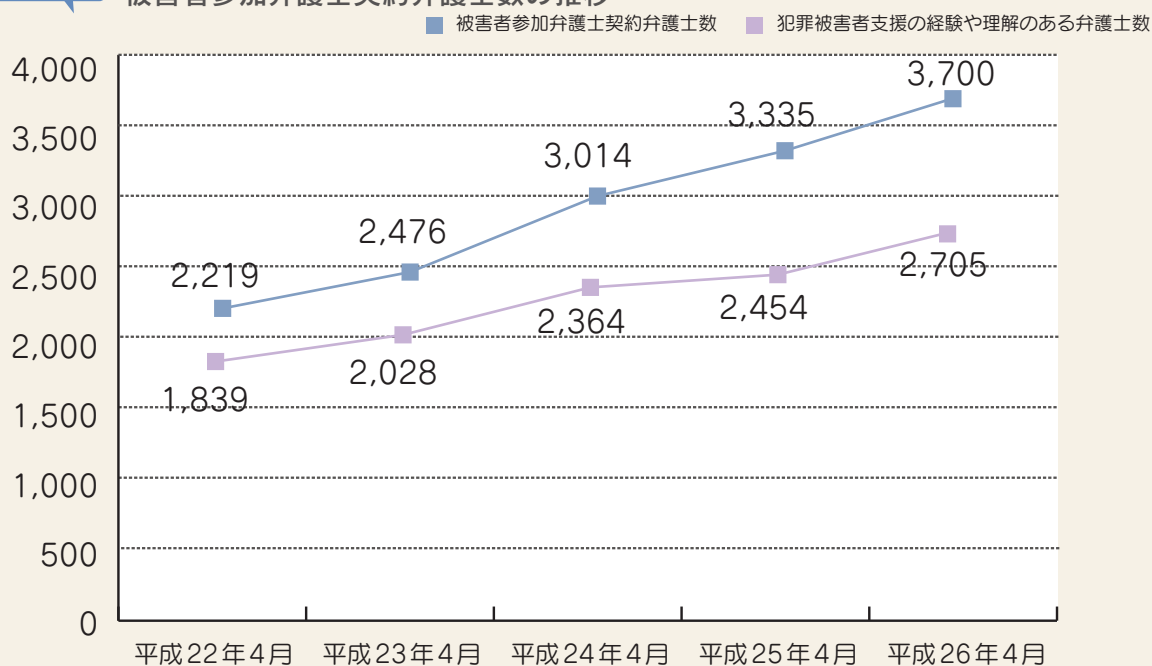
弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士は、資料5-9、5-10のとおり、平成26年4月1日現在で2,705名であり、前年度末より251名増加（約10.2%増）した。今後も関係機関との連携により、弁護士確保の取組みを進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	
東 京	269	321	335	228	208	-61
神奈川	49	78	79	148	145	96
埼 玉	30	34	34	35	36	6
千 葉	43	56	102	92	111	68
茨 城	39	43	49	54	55	16
栃 木	22	31	40	42	51	29
群 馬	25	25	25	25	45	20
静 岡	34	38	52	77	76	42
山 梨	15	14	27	32	38	23
長 野	76	76	75	75	75	-1
新 潟	33	47	51	55	56	23
大 阪	90	91	97	96	102	12
京 都	84	94	104	107	108	24
兵 庫	64	63	66	65	65	1
奈 良	20	21	21	44	46	26
滋 賀	10	10	17	18	19	9
和歌山	28	29	36	35	34	6
愛 知	71	81	106	107	115	44
三 重	32	31	31	31	30	-2
岐 阜	21	22	36	39	39	18
福 井	21	23	33	35	36	15
石 川	28	27	32	40	40	12
富 山	11	11	11	11	16	5
広 島	11	12	22	19	28	17
山 口	16	16	16	16	30	14
合 計	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	866

資料 5-10

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



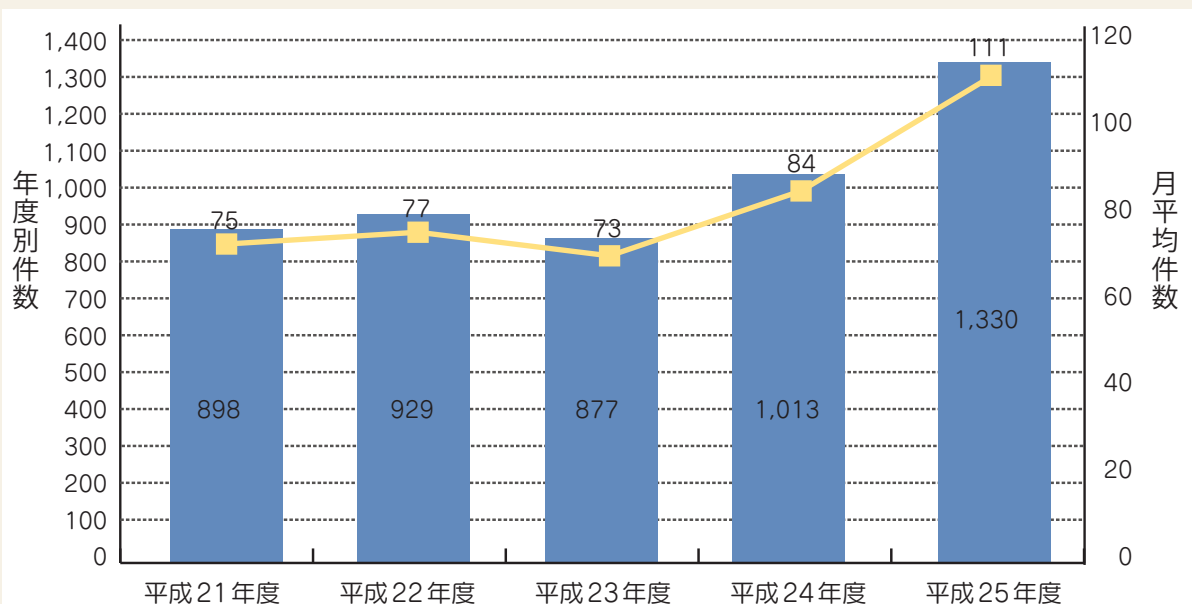
※被害者参加弁護士契約弁護士については
5-3被害者国選弁護関連業務(136頁)で詳述

(イ) 紹介件数

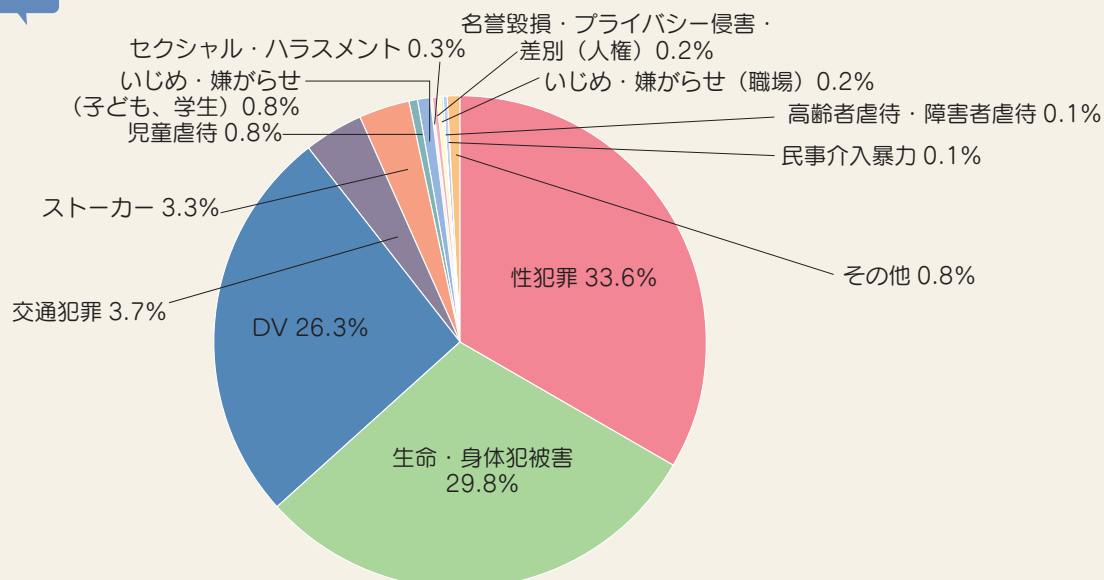
紹介件数及び被害種別内訳は、資料5-11、5-12のとおりである。年度ごとの件数は平成23年度は減少に転じたが、平成24年度から継続して増加しており、平成25年度は1,330件（前年度比約31.3%増）となった。今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていく。

弁護士を紹介した案件のおもな被害種別は、性被害、生命・身体犯被害、DVで、これらの被害種別で全体の89.7%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成25年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

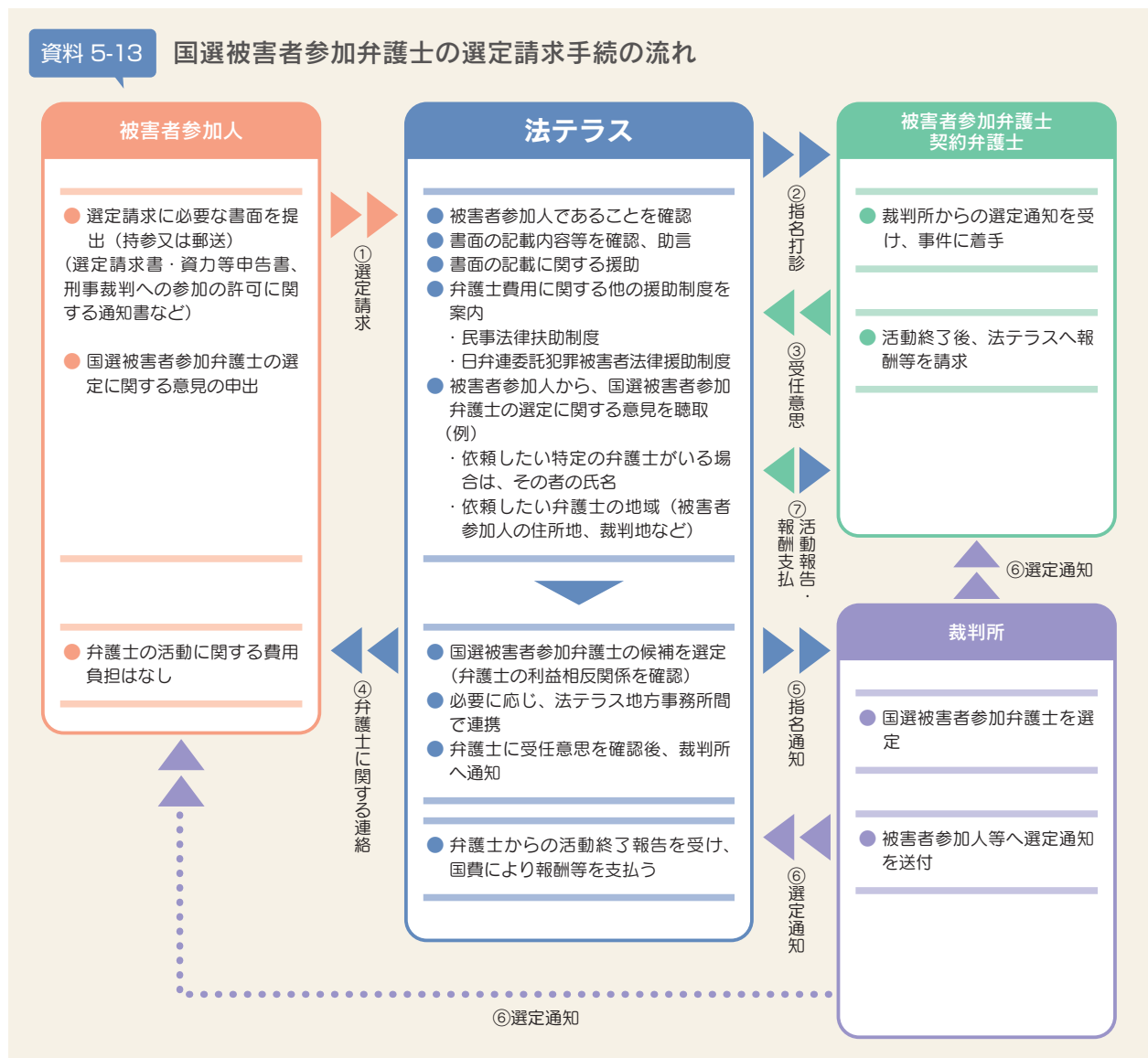
(1) 被害者参加制度等の概要

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の重大犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ、強姦等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、資料5-14及び前掲資料5-10のとおり平成26年4月1日現在で3,700名であり、前年度末より365名増加（約10.9%増）した。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、関係機関との連携の下で契約弁護士確保の取組みを進めていく予定である。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	
東京	237	283	335	363	399	162
神奈川	84	106	128	149	163	79
埼玉	43	52	59	54	56	13
千葉	79	76	114	161	179	100
茨城	46	52	76	82	111	65
栃木	22	40	56	64	68	46
群馬	39	40	51	52	77	38
静岡	37	38	43	44	48	11
山梨	19	18	28	34	34	15
長野	61	78	92	92	119	58
新潟	45	56	69	83	83	38
大阪	107	125	132	134	137	30
京都	62	57	91	122	141	79
兵庫	50	58	64	82	84	34
奈良	43	45	52	37	42	-1
滋賀	19	20	27	30	30	11
和歌山	26	28	35	34	33	7
愛知	79	79	110	117	122	43
三重	32	38	38	44	50	18
岐阜	19	20	27	32	31	12
福井	20	26	29	37	42	22
石川	30	30	38	39	50	20
富山	17	17	19	19	20	3
広島	52	58	88	91	112	60
山口	46	55	57	66	65	19

地方 事務所名	人数					増減数
	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	
岡山	22	23	38	44	53	31
鳥取	23	21	23	23	33	10
島根	20	23	27	29	29	9
福岡	138	156	164	191	199	61
佐賀	30	37	37	50	58	28
長崎	58	60	68	71	75	17
大分	39	49	58	58	60	21
熊本	86	100	103	115	131	45
鹿児島	39	30	36	33	34	-5
宮崎	52	53	84	81	82	30
沖縄	26	27	29	30	40	14
宮城	25	35	43	44	74	49
福島	22	23	23	26	32	10
山形	26	32	36	37	39	13
岩手	28	25	25	36	36	8
秋田	15	14	18	25	26	11
青森	20	16	24	24	34	14
札幌	72	72	102	110	126	54
函館	15	16	20	26	27	12
旭川	24	28	38	43	43	19
釧路	24	28	34	39	39	15
香川	19	26	28	29	28	9
徳島	28	29	47	46	43	15
高知	19	23	20	31	32	13
愛媛	35	35	31	32	31	-4
合計	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	1,481

イ 選定請求状況

制度施行（平成20年12月）から平成26年3月までに、計1,431件の選定請求を受け付けた。過去5年間の罪名別件数及び総件数に占める罪名別割合は資料5-15、5-16のとおりであり、強姦・強制わいせつ等が最も多く、全体の約4割を占めている。

司法統計によれば、通常第一審事件において、被害者参加が許可された者のうち国選被害者参加弁護士に委託した割合は30.7%である（平成21年～平成25年）。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数						
	合計	(割合)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
殺人(殺人未遂)	249	(17.8%)	50	40	45	67	47
傷害	206	(14.7%)	27	31	53	42	53
傷害致死	86	(6.1%)	5	19	25	22	15
強姦・強制わいせつ等	520	(37.1%)	68	77	91	109	175
危険運転致死傷	27	(1.9%)	3	3	2	5	14
業務上過失致死傷	6	(0.4%)	1	3	1	0	1
重過失致死傷	3	(0.2%)	3	0	0	0	0
自動車運転過失致死傷	188	(13.4%)	31	31	40	39	47
逮捕・監禁等	19	(1.4%)	3	3	3	4	6
略取・誘拐等	7	(0.5%)	2	1	1	1	2
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	82	(5.8%)	9	21	19	13	20
その他刑法犯	8	(0.6%)	1	2	2	0	3
特別法犯	1	(0.1%)	1	0	0	0	0
合計	1,402	100.0%	204	231	282	302	383

資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった件数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	21年	22年	23年	24年	25年	合計(A)	21年	22年	23年	24年	25年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	51	126	145	115	112	549	21	58	60	66	67	272	49.5%
傷害	65	63	60	71	121	380	24	27	31	29	57	168	44.2%
傷害致死	31	32	53	80	90	286	14	22	34	33	41	144	50.3%
強姦・強制わいせつ等	60	107	113	140	188	608	33	66	74	90	140	403	66.3%
危険運転致死傷	6	23	14	19	50	112	0	13	2	4	13	32	28.6%
業務上過失致死傷	14	12	19	66	175	286	0	0	1	0	0	1	0.3%
重過失致死傷	3	5	0	3	3	14	2	1	0	0	0	3	21.4%
自動車運転過失致死傷	282	345	369	381	433	1,810	23	34	22	50	60	189	10.4%
逮捕・監禁等	0	3	1	3	10	17	0	0	0	0	3	3	17.6%
略取・誘拐等	3	2	2	7	2	16	1	0	1	4	2	8	50.0%
強盗致死傷・強盗強姦等	15	70	75	55	57	272	8	39	29	32	18	126	46.3%
その他刑法犯	9	7	21	17	7	61	5	5	15	9	3	37	60.7%
道路交通法違反	20	43	27	40	48	178	0	7	3	6	5	21	11.8%
その他特別法犯	1	1	3	3	2	10	0	0	3	1	1	5	50.0%
合計	560	839	902	1,000	1,298	4,599	131	272	275	324	410	1,412	30.7%

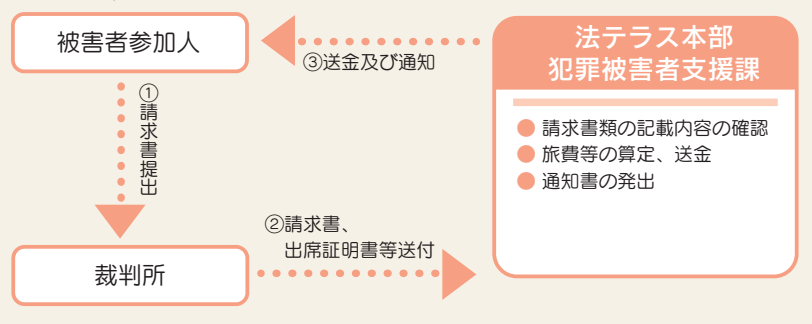
(注) 平成21年から平成25年の被害者参加の申出人数は4,663名であり、被害者参加の申出をした者のうち98.6%
(4,599名) 参加が許可されている。

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人が利用できる。法テラスでは、本部犯罪被害者支援課において、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

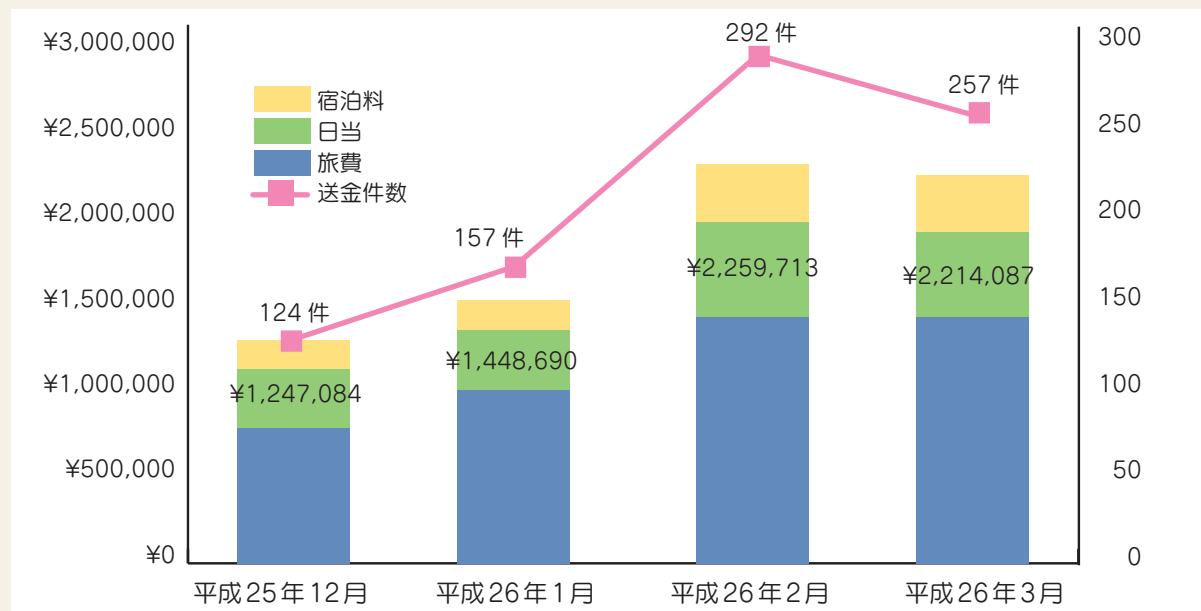
資料 5-17 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

制度開始（平成25年12月1日）から平成26年3月までに830件の送金を行った。

資料 5-18 平成25年度被害者参加旅費等支給業務実績



年月	請求 件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成25年12月	184	124	1,247,084	118	852,384	121	246,500	14	148,200
平成26年1月	190	157	1,448,690	156	1,001,990	151	300,900	10	145,800
平成26年2月	268	292	2,259,713	288	1,272,313	283	574,600	21	412,800
平成26年3月	297	257	2,214,087	251	1,342,587	248	518,700	18	352,800
計	939	830	7,169,574	813	4,469,274	803	1,640,700	63	1,059,600



6. 震災法律援助業務

6-1 業務の概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に想像を絶する被害をもたらし、人々から平穏な日常生活を奪った。地震・津波・原発事故は、不動産・二重ローン・相続・損害賠償などの多くの法的問題を引き起こし、被災地の復旧・復興を図り、被災者が健全な生活を取り戻すためには、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

震災後、被災者への法的支援は、主として情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われてきたが、平成24年3月23日、被災者への法的支援を目的とする「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」）が成立し、同年4月1日から、向こう3年間の期限つきで、施行された。これにより、法テラスは、総合法律支援法の定める業務に加え、東日本大震災法律援助業務を行うこととなった。

この背景には、震災直後から、被災地の弁護士会等を中心に、被災者は資力要件を満たすものとして一律に民事法律扶助の対象とすべきであるとの要望書が寄せられたことや、避難所での巡回相談において、資力の確認に必要な家族の人数や資産の有無を、それらを失った者も多い被災者に問うことについて疑義を呈した現場の声があった。また、民事法律扶助制度による費用の立替えは、裁判手続を対象とするため、原子力損害賠償紛争解決センターや、個人版私的整理ガイドラインの利用など、被災者の法的問題の早期解決のために設けられた手続が対象とならず、その不都合が指摘されていた。

法テラス震災特例法による新たな制度には、被災者の実情に沿った支援を可能とする工夫が盛り込まれ、従来の民事法律扶助制度に比べ、被災者が法的支援を受けやすいものとなっている。具体的には、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されること、などが特色である。

業務の開始から2年目となる平成25年度は、震災法律相談援助（48,418件）のうち、81.1%が宮城・福島・岩手の被災三県におけるものであった。また、震災代理援助（2,267件）では、ADR申立手続にかかる事件が最も多く、全体の58.2%を占めている。

震災法律援助業務の引き続きの課題として、制度の周知、被災者の法的ニーズや被災地の実情に応じた迅速かつきめ細かな対応のほか、全国に避難している被災者に対応すべく、その担い手である契約弁護士・司法書士の確保等がさらに求められている。

また、法テラスでは上記の震災法律援助業務とは別にサポート・ダイヤルにおいて平成23年11月よりフリーダイヤル「震災法テラスダイヤル」（0120-078309おなやみレスキュー）を置き、全国からの震災に関するお問合せに対応している。平成25年度の実績は4,952件でありその内訳は資料6-5のとおりである。

資料 6-1 震災法律援助業務と民事法律扶助業務の比較

	震災法律援助業務	民事法律扶助業務
利用者の条件	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方	収入や資産(預貯金・不動産等)が一定額以下である方
無料法律相談の対象	刑事事件を除くすべて	刑事事件を除くすべて
弁護士・司法書士による「代理」の対象	■震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続 ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・各種示談交渉（東京電力株式会社に対する請求書提出等）	民事・家事・行政に関する裁判所の手続
弁護士・司法書士による「書類作成」の対象	■震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力株式会社に対する請求書 等	訴状等の民事裁判上の書類
弁護士・司法書士費用の返済	事件の終了時から月々5千～1万円ずつ返済	原則として事件の開始時から月々5千～1万円ずつ返済

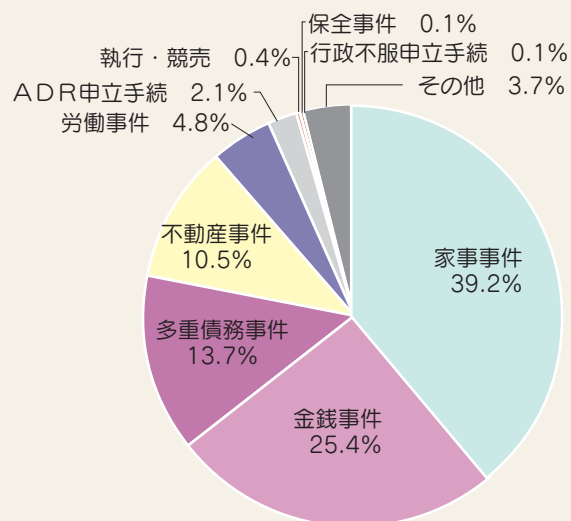
資料 6-2

震災法律相談援助・震災代理援助・震災書類作成援助の件数

地方事務所	震災法律相談援助		震災代理援助		震災書類作成援助	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
東 京	258	80	1,694	366	0	0
神 奈 川	60	12	5	3	0	0
埼 玉	44	15	1	10	0	1
千 葉	164	310	7	0	1	0
茨 城	4,555	5,802	45	19	0	0
栃 木	1,387	1,955	3	4	0	1
群 馬	1	5	0	4	0	1
静 岡	2	3	0	2	0	0
山 梨	14	5	1	1	0	0
長 野	1	0	1	0	0	0
新 潟	306	248	1	314	0	0
大 阪	14	9	2	2	0	0
京 都	28	6	0	0	0	0
兵 庫	6	5	3	2	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0
滋 賀	3	2	1	1	0	0
和 歌 山	1	0	0	0	0	0
愛 知	1	4	0	1	0	0
三 重	4	1	0	0	0	0
岐 阜	3	1	0	0	0	0
福 井	4	2	11	1	0	0
石 川	2	0	0	0	1	1
富 山	4	3	0	1	0	0
広 島	11	8	6	3	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0
岡 山	8	2	3	0	0	0
鳥 取	0	7	0	5	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	1
佐 賀	1	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0
大 分	9	5	0	11	0	0
熊 本	3	0	1	0	0	0
鹿 児 島	3	5	0	1	0	0
宮 崎	1	3	0	1	0	0
沖 縄	8	5	1	1	0	0
宮 城	18,675	19,789	323	203	4	2
福 島	9,564	10,583	390	174	2	6
山 形	235	452	119	1,087	0	0
岩 手	7,424	8,916	74	37	0	0
秋 田	10	3	0	0	0	0
青 森	160	167	2	3	0	0
札 幌	0	2	1	8	0	0
函 館	2	3	0	0	0	0
旭 川	3	0	4	0	0	0
釧 路	0	0	0	1	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0
徳 島	1	0	0	1	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0
愛 媛	1	0	0	0	0	0
全国合計	42,981	48,418	2,699	2,267	8	13

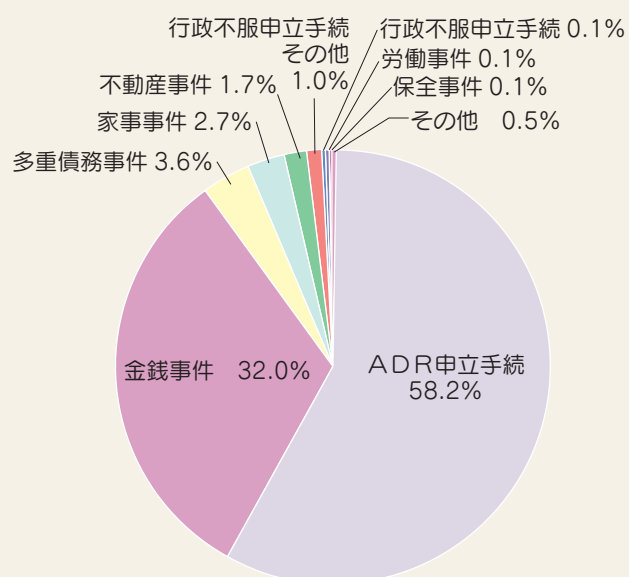
資料 6-3

平成 25 年度震災法律相談援助事件の事件別内訳

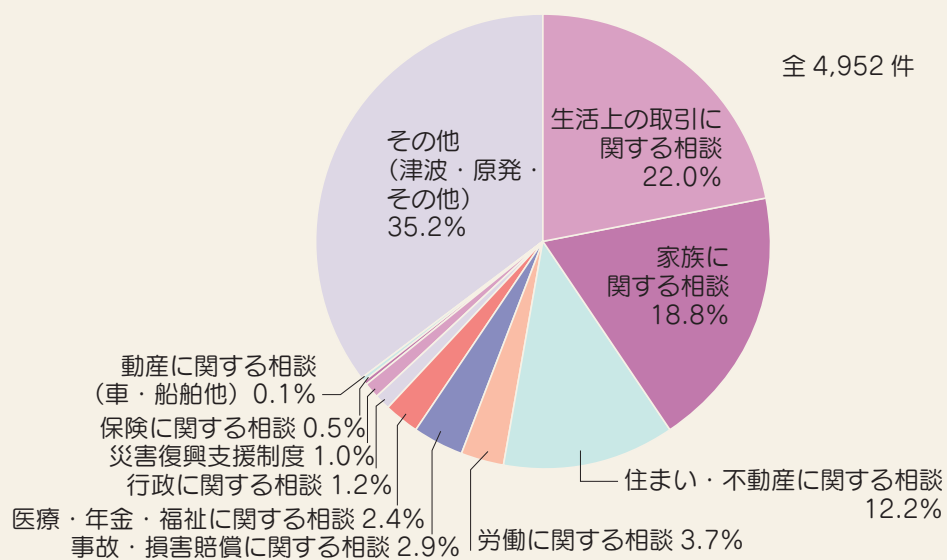


資料 6-4

平成 25 年度震災代理援助事件の事件別内訳



資料 6-5 平成 25 年度震災法テラスダイヤルお問合せ内容の内訳





7. 受託業務

7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託にかかる法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

（1）中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円及び交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 平成25年度の実績

平成25年度は4件の援助申込があり、総額1,200,000円の弁護士報酬を援助した。4件とも就籍許可の審判申立である。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託経費から支出される。

（2）日本弁護士連合会委託援助業務

ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助する

ものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を

脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと言えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続きは日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 平成25年度の実績

平成25年度は、25,313件の援助申込を受理し、平成19年10月1日の受託業務開始以来最多となった。平成24年度と比較すると2,153件の増加（前年度比9.3%増）であり、平成23年度以降増加傾向にある。

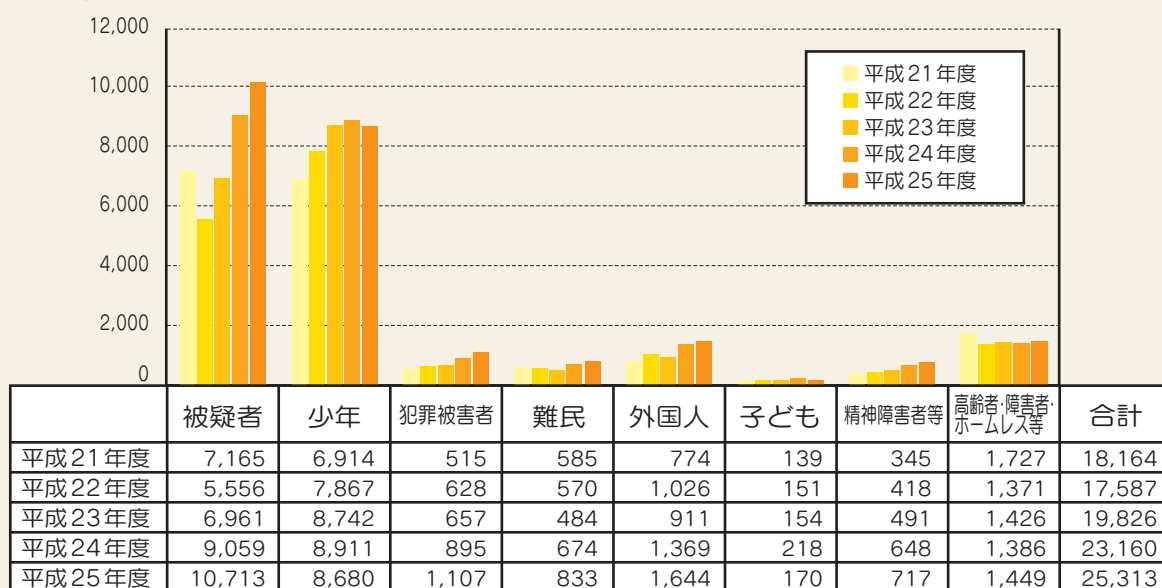
各地方事務所における平成25年度の申込受理件数の実績は資料7-2、援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は資料7-3のとおりである。

平成25年度の申込受理件数を援助項目ごとに見ると、刑事被疑者弁護援助が42.3%、少年保護事件付添援助が34.3%、合わせると76.6%であり、全体の4分の3強を占めている。

資料 7-2 平成 25 年度申込受理件数（地方事務所別）

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神 障害者等	高齢者・障害者・ ホームレス等	合計
東 京	2,788	918	183	723	1,009	41	28	326	6,016
神 奈 川	335	499	179	7	70	21	2	29	1,142
埼 玉	677	489	40	7	25	2	6	161	1,407
千 葉	595	420	51	16	51	5	6	61	1,205
茨 城	43	123	6	4	47	1	1	7	232
栃 木	39	132	3	3	7	1	0	2	187
群 馬	67	140	7	5	10	0	0	10	239
静 岡	204	149	14	1	16	0	5	28	417
山 梨	39	77	5	0	2	2	4	5	134
長 野	33	91	10	0	0	0	0	1	135
新 潟	106	79	11	0	4	0	1	1	202
大 阪	1,059	691	62	43	196	9	34	160	2,254
京 都	367	266	42	1	4	13	16	21	730
兵 庫	168	555	17	3	13	1	9	51	817
奈 良	68	96	12	1	2	1	9	18	207
滋 賀	22	106	8	0	0	1	0	14	151
和 歌 山	22	67	10	0	1	6	0	7	113
愛 知	444	675	45	18	141	8	12	68	1,411
三 重	56	85	5	0	3	0	0	16	165
岐 阜	68	99	9	0	1	0	1	11	189
福 井	48	31	7	0	3	0	0	16	105
石 川	57	36	12	0	1	0	0	13	119
富 山	26	45	1	0	0	0	0	29	101
広 島	239	309	31	0	7	9	41	33	669
山 口	62	73	9	0	0	0	1	2	147
岡 山	273	181	31	0	2	15	0	21	523
鳥 取	41	22	6	0	1	3	0	4	77
島 根	38	38	9	0	1	0	8	7	101
福 岡	799	567	47	1	6	10	385	154	1,969
佐 賀	58	89	15	0	0	3	13	9	187
長 崎	65	60	11	0	3	4	0	13	156
大 分	57	64	10	0	0	1	5	2	139
熊 本	89	123	11	0	2	0	21	7	253
鹿 児 島	61	79	18	0	1	3	34	8	204
宮 崎	111	74	10	0	0	0	24	0	219
沖 縄	157	229	12	0	4	0	0	4	406
宮 城	274	117	18	0	3	1	2	33	448
福 島	35	76	11	0	1	0	0	6	129
山 形	69	38	3	0	1	0	1	4	116
岩 手	125	30	10	0	2	0	5	0	172
秋 田	46	24	4	0	0	0	0	5	79
青 森	52	45	6	0	0	0	0	4	107
札 幌	485	201	32	0	1	4	42	16	781
函 館	51	18	12	0	0	1	1	1	84
旭 川	49	22	2	0	0	0	0	2	75
釧 路	37	13	7	0	0	1	0	6	64
香 川	39	98	12	0	3	1	0	43	196
徳 島	6	18	9	0	0	0	0	0	33
高 知	12	70	22	0	0	2	0	5	111
愛 媛	52	133	0	0	0	0	0	5	190
合 計	10,713	8,680	1,107	833	1,644	170	717	1,449	25,313

資料 7-3 年度別事業種別申込受理件数



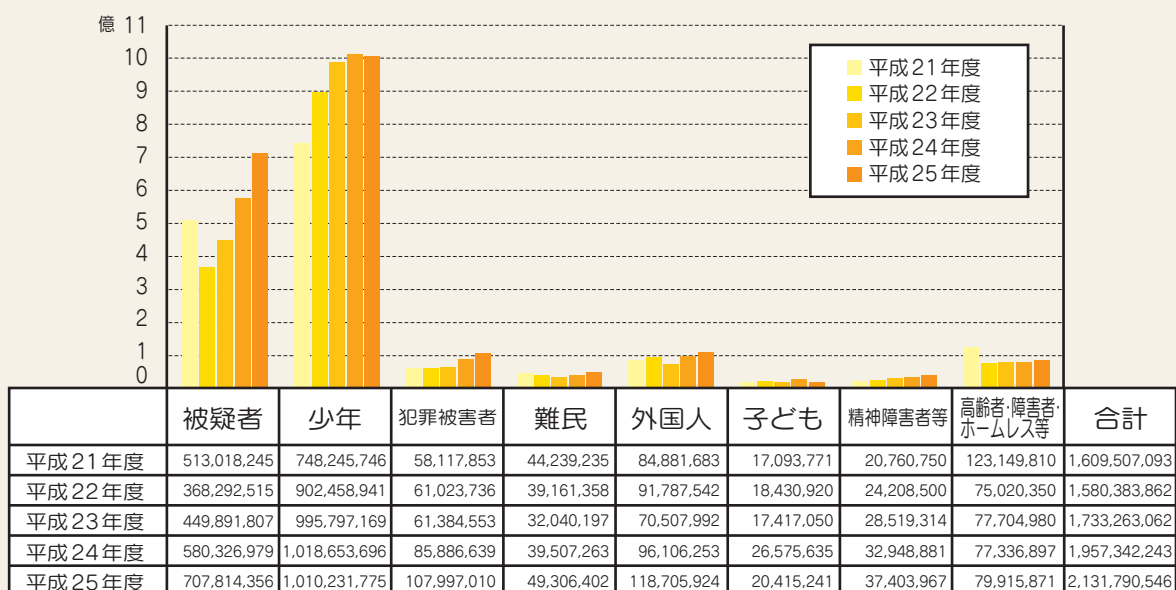
エ 援助費用

平成25年度の援助費用は2,131,790,546円であり、受託業務開始以来、初めて20億円を超えた。平成24年度と比較すると174,448,303円の増加（前年度比8.9%増）であり、申込受理件数と同様に、平成23年度以降増加傾向にある。

援助項目ごとの年度別の費用の実績は、資料7-4のとおりである。平成25年度は、刑事被疑者弁護援助が33.2%、少年保護事件付添援助が47.4%であり、合わせると全体の80.6%を占めている。

なお、援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

資料 7-4 年度別事業種別受託業務援助費用





8. その他

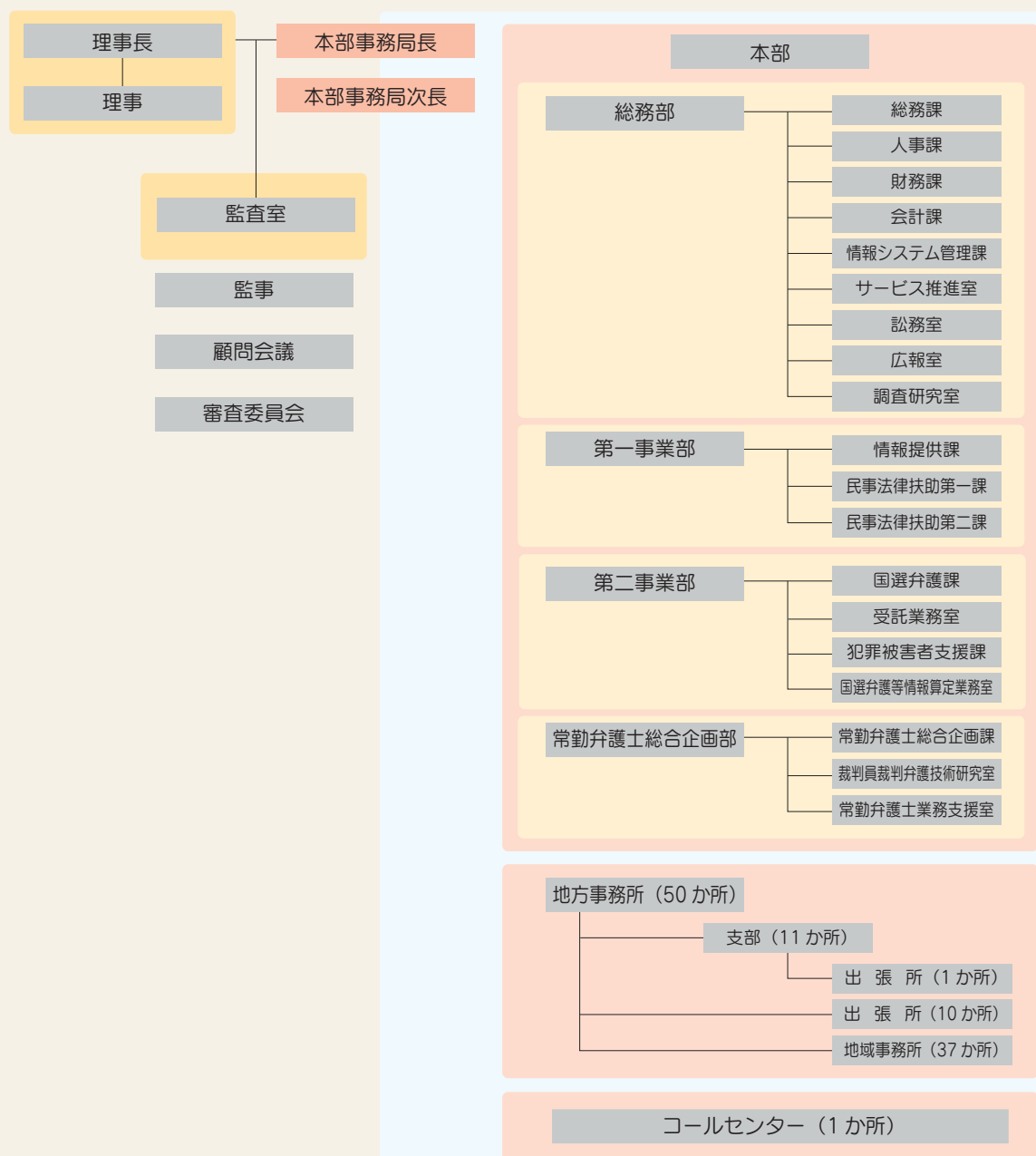
8-1 組織

(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1 本部及び地方事務所組織図

(平成26年3月31日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地（平成26年3月1日現在）

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨシダビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル6階	0503383-5457
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F（南棟）	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	0503383-0005
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエスビル202号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 ハードハウジングビル402	0503383-5516
杵岐地域事務所	811-5135	杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324
大分地方事務所	870-0045	" 大分市城崎町2-1-7	0503383-5324
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553番地1 徳之島合同庁舎2階	0503381-3471
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2 旧安達地方広域行政組合自治センター1F	0503381-3803
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
八雲地域事務所	049-3106	二海郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3階	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5,100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

平成26年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	宮崎 誠	平成26年4月10日就任
理 事	田中 晴雄	平成25年4月10日就任
同	廣瀬 健二	平成22年4月10日就任
同	安岡 崇志	平成23年4月10日就任
同	坂本かよみ	平成26年4月10日就任
監 事	藤原 藤一	平成22年4月10日就任
同	山下 泰子	平成24年9月3日就任

(7) 職員の状況

平成26年3月31日現在、地方事務所の所長・副所長、常勤職員、非常勤職員等を含めて総数で1,625名である。

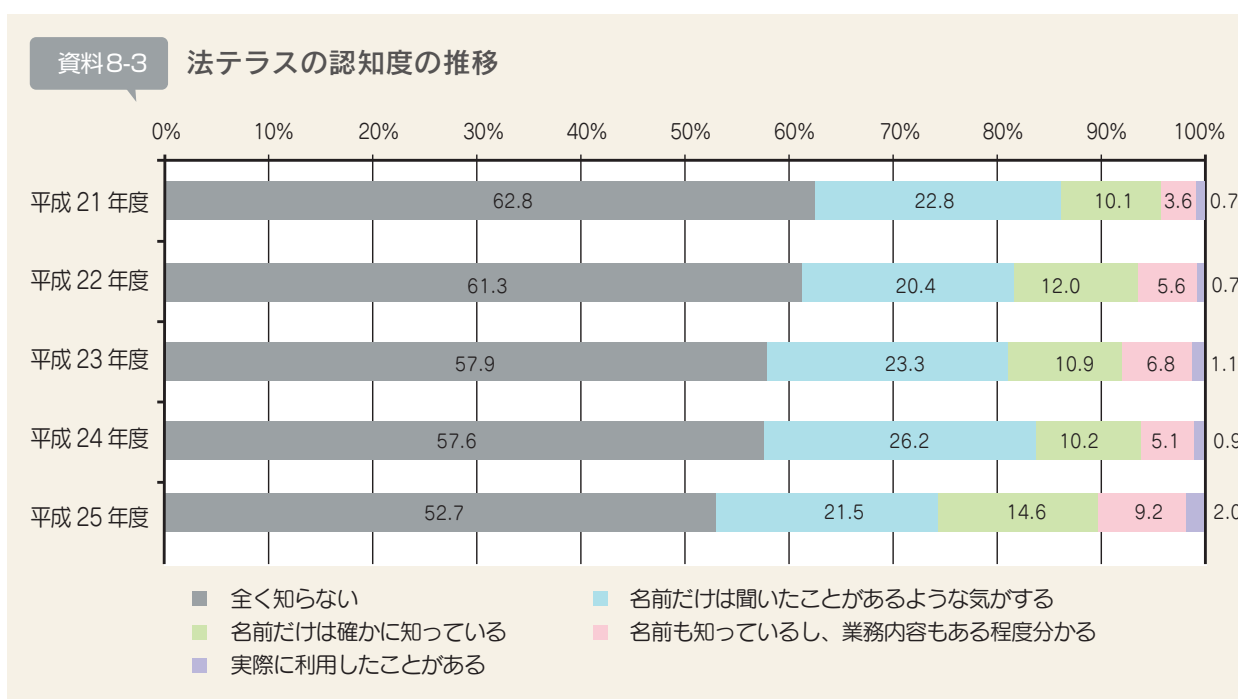
8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知度の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、今後の広報活動や各業務遂行上の参考とするため、「認知状況等調査」を実施している。

調査対象者全体における認知度（「全く知らない」以外の回答をした人の割合）は、平成25年度調査にて47.3%となっている。

（注）調査方法：わが国の人口における性別、年代、居住地構成に配慮したうえで無作為に抽出（RDD方式）した20歳以上の1,100名を対象とする電話調査。



(2) 性・年代別認知度

性別ごとの認知度では、男性が48.4%、女性が46.4%と若干男性が高い。

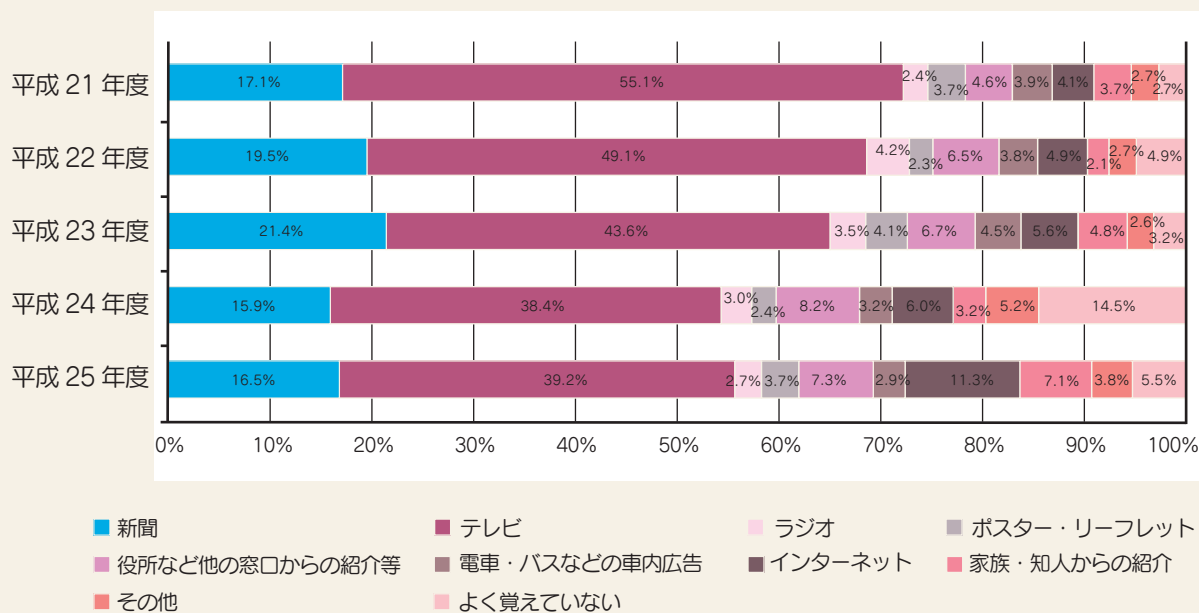
また、年代別で見ると、20代から50代までの認知度に比べて、60代以上の認知度が低い。

(3) 認知経路

法テラスをどのようにして知ったか（認知経路）について尋ねた結果は資料8-4のとおりである。

「テレビ」（39.2%）、「新聞」（16.5%）、「ラジオ」（2.7%）といった、いわゆるマス・メディアを通じて知った割合がおよそ半数以上の割合を占めているなか、「インターネット」（11.3%）、「家族・知人の紹介」（7.1%）といった認知経路が伸びている。

資料8-4 認知者の認知経路の推移



8-3 法テラスに寄せられた皆さまからの声

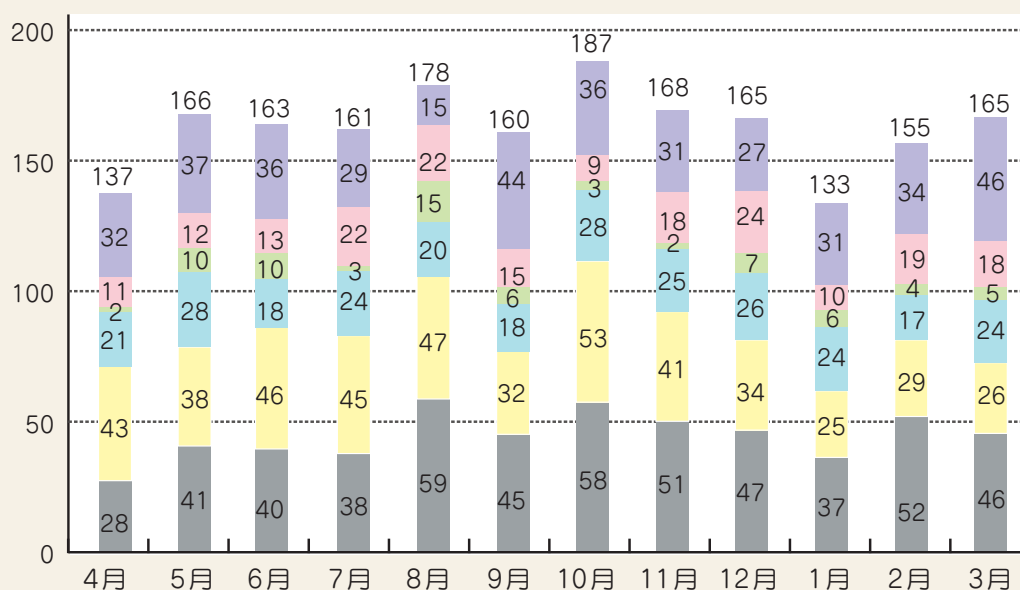
法テラスでは、多様な法的サービスを提供しており、これらのサービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者の方々から、電話や書面、メールなどで様々な苦情やご意見・ご要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

平成25年度の苦情等の件数は1,938件で、平成24年度件数2,043件より約5%減であった。

年度ごとの苦情等受付件数の推移は資料8-7のとおりである。昨年度と比較すると減少の傾向を示しているが、これは、「地方事務所への電話が混み合っている」というお問合せの件数が減少したことが大きい。「地方事務所への電話が混み合っている」というお問合せを除いて比較すると、平成25年度は1,540件で、平成24年度の1,452件より約6%増加した。

資料8-5は、平成25年4月から平成26年3月までに寄せられた苦情等の受付件数の推移をみたものである。

資料 8-5 平成 25 年度苦情等受付件数の推移

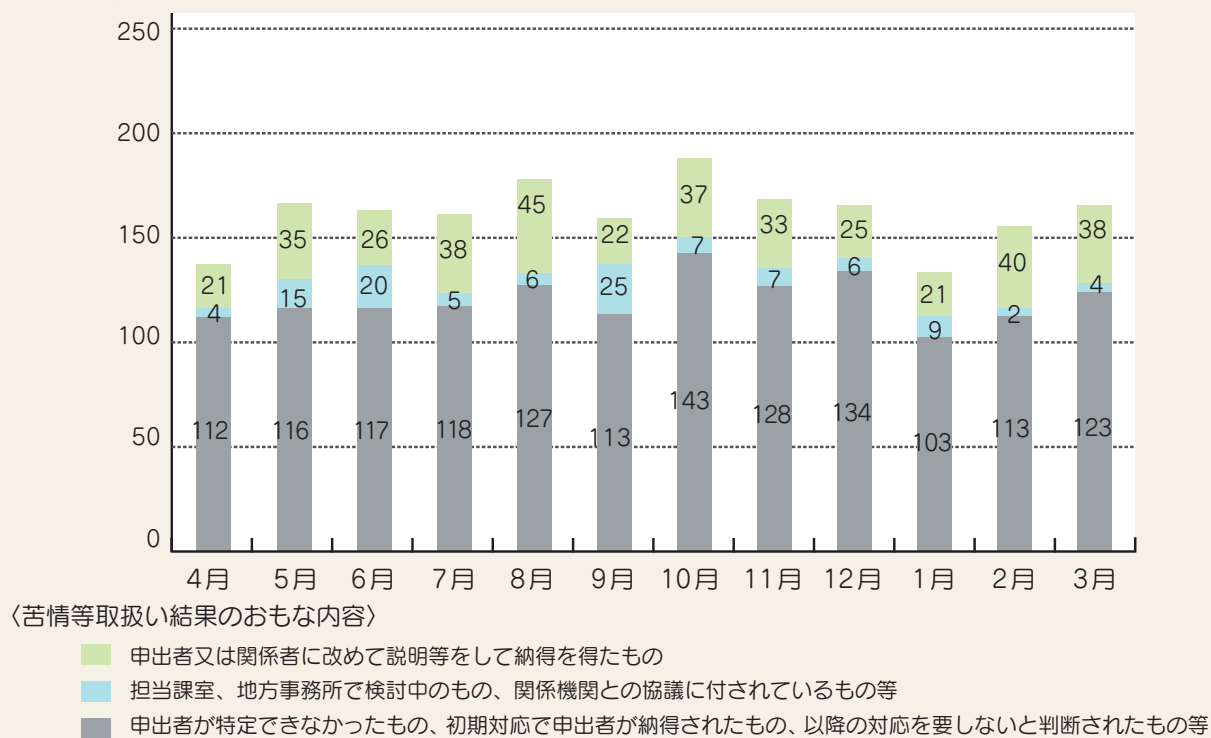


〈苦情等のおもな内容〉

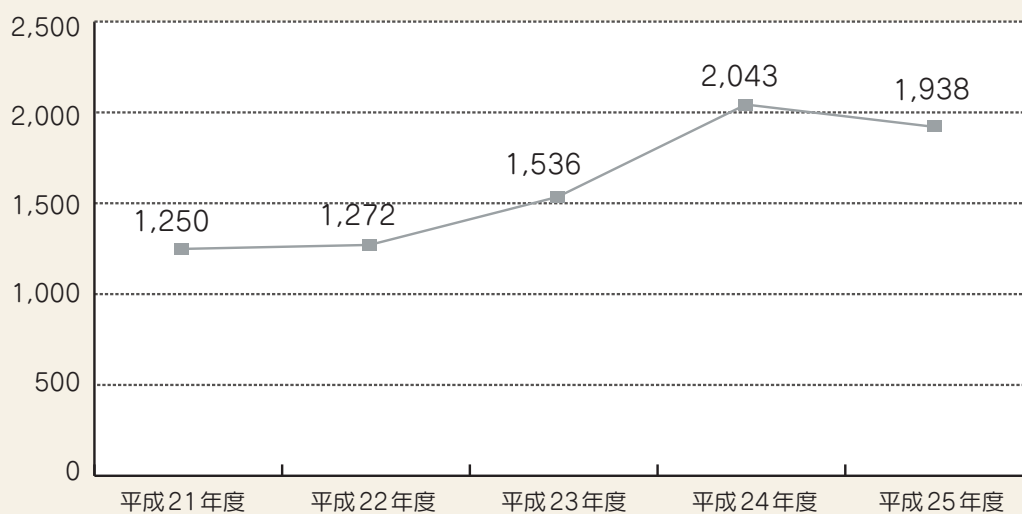
- 地方事務所への電話が混み合っているとしてコールセンターにお問合せがあったもの
※平成24年3月から集計を開始
- 関係機関に関するご意見等
- コールセンターのオペレーターに関するもの
- 地方事務所等の職員に関するもの
→ 情報提供や利用手続の案内において、利用者への説明が不足していたことに起因する苦情等
- 弁護士・司法書士に関するもの
→ 法テラスの契約弁護士、契約司法書士による法律相談などについての苦情等
- 制度・業務等に関するもの
→ 「相談回数に制限があること」「コールセンターで法律相談ができないこと」など業務の仕組み・内容に対する苦情

資料8-6は、平成25年4月から平成26年3月までの間に寄せられた苦情等に対する取扱い結果をまとめたものである。

資料 8-6 平成25年度苦情等取扱い結果



資料 8-7 苦情等受付件数の推移



平成25年度 「皆さまの声」 に基づいた取組み事例等のご紹介

【情報提供関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
情報提供を受けたいと思い、地方事務所へ午後4時過ぎに電話をしたら、情報提供は午後4時までだと言われた。業務時間は午後5時までではないのか。	情報提供担当職員の業務時間が午後4時までの場合、午後4時以降は地方事務所から法テラス・サポートダイヤルへお電話を転送し、なるべく多くの方に情報提供をお受けいただけるようにしました。また、情報提供の対応時間が午後4時までの地方事務所は、ホームページの地方事務所サイトにてその旨を明記するよう改善しました。
法テラス・サポートダイヤルに問合せをした際に、オペレーターがパソコンのキーボードをたたく音がして気になった。	オペレーターはシステムを検索しながら情報をご案内することが必要ですが、ご指摘を踏まえ、オペレーターのパソコンにキーボードカバーを設置することで、利用者の方に不快な思いをさせることがないよう十分注意することといたしました。
法テラス・サポートダイヤルで、十分な説明もないまま住所を聞かれたが、非常に失礼ではないか。	法テラスでは、お電話いただいた方のお住まいの最寄りの相談窓口をご案内するため、お住まいの市区町村をお伺いする場合があります。今後は、相談窓口などの情報をご案内するにあたり、趣旨を十分に説明し、納得していただいたうえで市区町村をお伺いするよう、オペレーターへ周知しました。
働いているため、午後9時までに電話ができないので、ホームページ上でも相談窓口の検索ができるようにしてほしい。	お悩みの相談内容等に応じて、関係機関・団体の相談窓口情報（お問合せ先・方法、開催日等）を検索することができる相談窓口情報検索をホームページ上に公開しました。 ■ 相談窓口情報検索 http://www.houterasu.or.jp/app/org/

【民事法律扶助関連】

皆さまからの声	法テラスの取組み事例等
民事法律扶助制度の資力基準や申込みの流れがわかりにくい。インターネットを見て、誰でも相談できると思い、法テラスに電話したが、要件に該当しなかった。30分近く話した時間が無駄になった。ホームページで資力の要件の基準が記載されていれば、時間が無駄にならなかった。	ホームページの中に、「法テラス利用上の流れ」をSTEP1から6までに分け、具体的に説明するページを作成しました。さらに、「要件確認体験ページ」を設け、どなたでも簡単に要件の確認を体験していただけるようにしました。 ■ 法テラスの利用の流れ http://www.houterasu.or.jp/nagare/index.html ■ 要件確認体験ページ http://www.houterasu.or.jp/nagare/youkenkakunin/youken_check.html

昨日、長い間悩んでいた自己破産に関する相談を、法テラスで受けて来ました。行政団体から『法テラス』の存在を教えて頂き、思い切って実行に移しましたが、各スタッフの親切な対応と担当弁護士の先生の親身な対応に大変感謝しております。今後の将来設計に一筋の光を感じました。本当にありがとうございました。

名前・住所・生年月日・収入及び相談内容など、弁護士ではないのに職員から、不必要と思われる詳細な個人情報まで聞かれた。

弁護士の事件処理が遅いのではないかと不安です。弁護士に伝えてほしい。

私ども法テラスといたしましては、今後ともさらなる努力・改善を行い、どなたでもお気軽にご利用いただけるよう、より一層サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。法的トラブルでお困り際には、今後とも法テラスをご利用いただければ幸いです。

法律相談援助をご利用いただく際には、氏名、連絡先、住所、家族構成、収入等の個人情報を伺っており、これらの情報は、法律相談援助をご利用いただくことの可否を判断するために必要な情報です。今後は制度の概要等について、丁寧にご説明するよう全職員に対して、周知を行いました。

本件のお申出を法テラスから、担当弁護士に対し、利用者の声としてお伝えしたところ、改めて担当弁護士から利用者に対し、事件の進行状況について説明するとの回答をいただきました。その後、担当弁護士から利用者に連絡があり、ご納得いただきました。

【その他】

皆さまからの声

法テラスのパンフレットは、字が小さくて、読みづらいです。高齢者にとっては、小さな字は見えづらいので、字の大きなパンフレットを作ってほしい。

障がい者の気持ちに配慮した対応をしてほしい。

法テラスの取組み事例等

小さな字が見えづらい方のために、字の大きなパンフレットを作成いたしました。

■高齢者向けパンフレット

<http://www.houterasu.or.jp/cont/100574671.pdf>

なお、法テラスでは、さまざまな方にご利用いただけるように、下記のパンフレットもご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

■知的障がい者向けパンフレット

<http://www.houterasu.or.jp/cont/100179691.pdf>

■点字パンフレット

<http://www.houterasu.or.jp/cont/100517184.pdf>

■その他の刊行物

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kankoubutsu/index.html

地方事務所では高齢者・障がい者疑似体験実習を行い、職員が身体・視覚・聴覚等に障がいをお持ちの方の気持ちを理解し、利用しやすいサービス提供を行うための研修を行いました。

車椅子で地方事務所に行けるかどうか教えてほしい。	▶	ホームページ上に「バリアフリー施設情報」を掲載しました。詳細につきましては、各地の事務所の地図・アクセス情報欄をご参照ください。 また、職員に対して、車椅子の補助等について研修を実施しました。
窓口での受付時、相談内容を周囲に聞こえるような大声で話され、精神的に傷つけられた。今後は相談者の心情に配慮した対応を望む。	▶	職員に対して、定期的に接遇研修を行うとともに、苦情等の事例を周知し、全職員で共有をしています。
ホームページの文字が小さくて読みにくい。	▶	ご利用いただきやすいものとするため、ホームページの文字を拡大しました。なお、法テラスのホームページからは、文字を拡大したり、色合いを変えたり、文章を読み上げるソフトウェアをダウンロードすることができます。 http://www.houterasu.or.jp/ewb/index.html
自分の困っている問題を法テラスに相談してもよいのでしょうか。	▶	ホームページ上に「法的トラブル診断シート」を作成いたしました。該当する項目をチェックしていただき、診断いただくほか、お問合せの多い事例ごとにご確認いただくことができます。 ■法的トラブル診断シート http://www.houterasu.or.jp/shindan/index.html

最後に、法テラスでは、これらの苦情等を「皆さまの声」として受け止め、適切に対応していくという姿勢を「基本方針」として以下のとおり掲げている。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、さまざまな事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられるさまざまな声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられるさまざまな声を取扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、独立行政法人の枠組みに基づいて設けられた法人であり、原則論からすれば、その内部組織については、法人としての自立性に基づき、基本的に法テラスにおいて決定すべき事項ということになる。しかしながら、法テラスにおいては、他の独立行政法人とは異なり、その業務の遂行のうえで、契約した弁護士や司法書士という法律の専門家の職務の独立性を確保しなければならない、という特別な課題が課せられている。そこで、総合法律支援法（以下「支援法」という）は、第29条において、法定の内部組織として、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するための第三者機関として、審査委員会を設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来であれば、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、他方において、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等に例を見ない、審査委員会という独自の組織、制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-8参照）

最高裁推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日弁連会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名（支援法第29条第2項）

エ 委員の任期

2年（支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（支援法第29条第4項）。

資料 8-8 日本司法支援センター審査委員会委員名簿

（平成26年8月1日現在）

委員長	小島 武司	桐蔭横浜大学学長
委員	飯室 勝彦	前中京大学文学部教授
委員	加藤 啓二	弁護士（山梨県弁護士会）
委員	合田 悦三	東京地方裁判所判事
委員	佐藤 太勝	弁護士（札幌弁護士会）
委員	城 祐一郎	最高検察庁検事
委員	中川 英彦	前京都大学法学研究科教授
委員	長谷川 裕子	中央労働委員会委員、全国労働委員会労働者側委員連絡協議会事務局長
委員	早川 清人	司法書士（静岡県司法書士会）

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）、並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定められることとなる（支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

平成25年度は、おおむね毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-9参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録と契約弁護士等にとった措置は、法テラスホームページ上に掲載している。

資料 8-9 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え2年未満	2年	2年を超え3年未満	3年	計	
平成21年度	6	2	4	5	1	6	0	5	21	29
平成22年度	2	2	1	5	2	7	0	2	17	21
平成23年度	6	3	8	1	0	10	0	6	25	34
平成24年度	6	15	2	3	2	10	0	6	23	44
平成25年度	6	1	0	4	0	7	0	11	22	29

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

平成25年度は下記のとおり2回開催し、法テラスの活動について司法と福祉の連携、被災者支援の取組み、認知度向上に向けた取組みなどについて意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（平成26年7月31日現在、敬称略）

＜座長＞	竹下 守夫	国立大学法人一橋大学名誉教授
＜座長代理＞	金平 輝子	元東京都副知事（日本司法支援センター元理事長）
	石井 卓爾	東京商工会議所副会頭
	高木 剛	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長
	滝鼻 卓雄	株式会社読売新聞東京本社社友
	夏樹 静子	作家
	片山 善博	慶応義塾大学教授
	津島 雄二	弁護士
	坂東真理子	昭和女子大学学長

(3) 顧問会議の開催状況

第11回 平成25年10月24日（木）

【報告案件】

- (1) 業務実績評価結果について
- (2) コールセンター紹介
- (3) 刑事分野における司法と福祉の連携

【協議案件】

中期計画の策定について

- ① 福祉分野との一層の連携強化による総合支援法の推進
- ② 被災者支援の取組
- ③ 法テラスの利用促進につなげる認知度向上に向けた取組

第12回 平成26年3月14日（金）

【報告案件】

東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査の結果

【協議案件】

第2期中期計画期間における法テラスの活動実績及び第3期中期計画の概要

8-6 地方協議会

(1) 設立の趣旨

法テラスでは、総合法律支援法第32条第4項に基づき、地域における業務の運営にあたり、協議会の開催等によって広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

平成25年度は、参加者に対して寸劇・ロールプレイを実演したほか、DVD等の視聴覚資料を活用しわかりやすい説明を工夫した。高齢者・障がい者への法的支援、司法ソーシャルワークのテーマを取り上げたり、地域ごとに複数回開催するなど、全国で95の地方協議会を開催し、関係機関・団体との一層の連携を図っている。

(2) 平成25年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
東京 (多摩支部)	平成25年9月20日	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について（民事法律扶助業務の手続について、法テラス多摩法律事務所について）、質疑応答・意見交換	14名
東京 (多摩支部)	平成25年11月21日	業務状況、アンケート結果について、法テラスの利用について（民事法律扶助業務の手続について、法テラス多摩法律事務所について）、質疑応答、高齢者・障がい者への法的支援に関する意見交換	17名
神奈川	平成25年11月27日	困窮者支援に携わっている弁護士、司法書士、臨床心理士から、生活困窮者に対する取組み、法テラスとの連携について報告後、参加者からの報告	87名
神奈川 (川崎支部)	平成25年12月2日	講演（基調報告）「司法書士による生活（経済的）困窮者に対する支援の状況について」（神奈川県司法書士会法務総合事業部法テラス対策委員会委員 古谷 理博司法書士）、講演（基調報告）「川崎市と連携した生活保護受給者への巡回法律相談の実施について」（横浜弁護士会川崎支部長 安藤 肇弁護士）、報告「民事法律扶助制度を基にした生活困窮者支援の連携について」	37名
神奈川 (小田原支部)	平成25年11月22日	基調報告「高齢者・障がい者への法的支援」（弁護士 町川 智康）、「生活困窮者への支援と課題」（司法書士 高橋 正長）、質疑・意見交換、横浜弁護士会法律相談センターの紹介、神奈川県司法書士法律相談センターの紹介	29名
埼玉	平成25年9月6日	平成24年度概要、「連携メニュー～法テラスの利用方法～」（寸劇と法律事務所からの活動報告）、民事法律扶助制度の概要説明、質疑応答	154名
千葉	平成26年2月22日	講演「犯罪被害者支援における法的支援と連携の必要性」（講師：千葉県弁護士会 東 耕三弁護士）、犯罪被害者支援制度の紹介、満足度調査について、講演「性被害者ワンストップ支援センターの設立構想と展望」（講師：千葉大大学院専門法務研究科教授 後藤 弘子）、質疑応答・意見交換	41名
茨城	平成25年6月24日	常勤弁護士からの基調報告、意見交換会	18名
茨城	平成25年7月30日	常勤弁護士からの基調報告、意見交換会	12名
茨城	平成25年10月15日	業務報告、法テラス法律事務所での取組みについて、分科会テーマ「高齢者を見守る『地域力』を育てたい」「子どもの視点から、司法と福祉の連携」「貧困からみる司法ソーシャルワーク」	141名
茨城	平成25年12月12日	常勤弁護士からの基調報告（業務及び常勤弁護士の役割等）、意見交換会（法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方）	19名
茨城	平成26年1月22日	常勤弁護士からの基調報告（業務及び常勤弁護士の役割等）、意見交換会（法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方）	14名
茨城	平成26年2月25日	常勤弁護士からの基調報告（業務及び常勤弁護士の役割等）、意見交換会（法テラス茨城の活用例、事例検討及び今後の連携の在り方）	15名
栃木	平成26年2月25日	組織と業務の概要、業務実績、「東日本大震災法律援助事業について～高齢者の司法アクセスを中心に」（コーディネーター：南里副所長）	14名
群馬	平成25年11月21日	講演「司法ソーシャルワーク - 法テラスにおける高齢者・障がい者への支援」（法テラス東京法律事務所 代表弁護士 太田 晃弘）	75名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
静岡 (沼津支部)	平成26年2月5日	業務説明、業務件数報告、講演「司法ソーシャルワークの可能性」、意見交換、質疑応答	38名
静岡 (浜松支部)	平成26年2月17日	業務報告、常勤弁護士紹介及び法律事務所の業務内容説明、民事法律扶助業務の説明と利用方法（寸劇とパワーポイント説明）	52名
山梨	平成25年10月17日	業務報告、パネルディスカッション「高齢者・障がい者に関わる諸問題と法テラスとの連携」、意見交換・質疑応答	53名
長野	平成25年11月14日	業務説明、司法制度改革の意義と法テラスの位置付けを説明。利用事例紹介を行ったうえで の質疑応答。スタッフ弁護士から自治体等の福祉担当者と連携している受任案件を紹介し、 弁護士と受任担当者との連携の重要性を解説。	23名
新潟	平成25年7月19日	民事法律扶助制度の説明、弁護士会・司法書士会の活動状況、事例に基づく連携強化の検討	21名
新潟	平成25年11月14日	民事法律扶助制度の概要、新発田市における相談業務の現状、弁護士会・司法書士会の新発 田市における活動状況、新発田市、同市社会福祉協議会からの事前質問に対する検討、質疑 応答	15名
大阪	平成25年2月6日	各業務実績報告、高齢者・障がい者への法的支援の充実について（大阪弁護士会・大阪司法 書士会の活動事例報告）、事前アンケート等を基にした意見交換・質疑応答	57名
京都	平成26年2月13日	「外出困難な高齢者・障がい者のための出張法律相談モデル事業」の問題点と手続における検 証、事前アンケート結果について意見交換	20名
兵庫	平成25年10月29日	「高齢者・障がい者への法的支援」に係る法テラスの行う支援、常勤弁護士と事務職員による ロールプレイ「思いかけずに相続人になったとき」、高齢者・障がい者に関わっている関係機 関から役割・活動内容についての報告	76名
兵庫	平成26年2月28日	「高齢者・障がい者への法的支援」にかかる法テラスの行う支援、常勤弁護士によるロールプ レイ「高齢者の消費者被害、後見問題」、高齢者・障がい者に関わっている関係機関から役割・ 活動内容についての報告	72名
奈良	平成26年2月26日	認知度調査・事前アンケートの回答報告、業務説明（DVD上映）、ロールプレイ「高齢者・ 障がい者支援 司法へつなぐまで」、司法ソーシャルネットワーク活動について（法テラス奈 良橋ヶ谷常勤弁護士活動報告）、関係機関連携報告、グループに分かれての意見交換会	44名
奈良	平成26年3月26日	認知度調査・事前アンケートの回答報告、業務説明（DVD上映）、ロールプレイ「高齢者・ 障がい者支援 司法へつなぐまで」、司法ソーシャルネットワーク活動について（法テラス奈 良 橋ヶ谷常勤弁護士活動報告）、関係機関連携報告、グループに分かれての意見交換会	30名
滋賀	平成25年11月19日	高齢者・障がい者への支援について（業務説明会、常勤弁護士の活動報告、関係機関との連 携について意見交換会）	23名
和歌山	平成25年10月7日	基調講演「家事調停手続について」（和歌山家庭裁判所首席書記官 伊藤 博文、同書記官長 村 剛）、民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用方法を説明する「法テラスの利用のす すめ」、事前アンケートに基づく質疑応答と法テラスとの連携についての意見交換	67名
和歌山	平成25年11月29日	田辺市で開催。基調講演「家事調停手続について」（和歌山家庭裁判所田辺支部庶務課長兼主 任書記官 生駒 高伸、同書記官 宇代 芳久）、民事法律扶助業務を中心に法テラスの利用 方法を説明する「法テラスの利用のすすめ」、事前アンケートに基づく質疑応答と法テラスと の連携についての意見交換	45名
愛知 (三河支部)	平成25年11月6日	講演「成年後見制度」（愛知県弁護士会西三河支部高齢者問題対策チーム弁護士 都築真琴）、 「福祉分野における司法サービスの活用」について、意見交換会	37名
愛知	平成26年1月29日	法テラスの援助制度について、高齢者・障がい者への法的支援の事例について、小グループ による意見交換	131名
三重	平成25年11月27日	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の情報提供窓口機関として登録されている関係機関の相 談窓口担当者との意見交換	13名
岐阜	平成25年11月7日	業務説明、利用方法、常勤弁護士の業務について	28名
福井	平成25年12月10日	業務概要説明、参加機関の取組み等報告、意見交換（福祉機関と常勤弁護士との連携事例紹 介等）	11名
石川	平成25年7月17日	民事法律扶助及び情報提供業務の案内、各機関・団体各相談窓口の取組み状況報告	19名
石川	平成25年9月12日	能登地区。参加機関・団体における取組み状況の報告、民事法律扶助及び情報提供業務の案内、 窓口相談全般に関する意見交換	10名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
石川	平成25年11月14日	民事法律扶助及び情報提供業務の案内、各機関・団体各相談窓口の取組み状況報告、窓口相談全般に関する意見交換	5名
富山	平成25年10月23日	概要説明、基調報告「成年後見制度拡充に向けた「佐渡モデル」の提案」（法テラス佐渡法律事務所 常勤弁護士 水島 俊彦）、「法律事務所から福祉の現場へ」（法テラス滋賀法律事務所 常勤弁護士 稲田 優花）、法テラス魚津活動事例報告、意見交換	17名
富山	平成25年11月21日	業務概況、講演「くり返す過ちを照らす灯を一保護観察所の立場から」（富山保護観察所統括保護観察官 三角 元）、「くり返す過ちを照らす灯を一弁護士の立場から」（富山県弁護士会 弁護士 西山 貞義）	30名
広島	平成25年6月26日	業務実績報告、法律事務所活動報告、議事「高齢者・障がい者への法的支援」－関係機関との連携と法テラスのあり方について－、意見交換、質疑応答	92名
広島	平成26年3月5日	出席機関状況報告（事前アンケートの集計をもとに関係機関から自己紹介を兼ねた報告）、協議事項についての意見交換	12名
山口	平成25年10月18日	定例報告（業務概況・実績報告、常勤弁護士の取組み等）、小グループに分かれて質疑応答・意見交換	70名
岡山	平成26年10月21日	岡山市北区北地域包括支援センターへの業務説明（情報提供業務、民事法律扶助業務）、テーマ「成年後見制度について」、「高齢者トラブルについて」	25名
岡山	平成26年10月28日	岡山県福祉相談センターへの業務説明（情報提供業務、民事法律扶助業務）	10名
岡山	平成26年11月6日	岡山県福祉相談センターへの業務説明（情報提供業務、民事法律扶助業務）	9名
岡山	平成26年11月19日	倉敷市常江・豊洲高齢者支援センターへの業務説明（情報提供業務、民事法律扶助業務）、テーマ「高齢者トラブル・弁護士業務について」	15名
岡山	平成26年11月29日	法テラス岡山と岡山県消費生活センターの業務内容について意見交換をしながら情報を共有	5名
鳥取	平成25年10月22日	高齢者・障がい者への支援について（業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換）	24名
鳥取	平成25年10月29日	高齢者・障がい者への支援について（業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換）	13名
鳥取	平成25年11月6日	業務説明、実績報告、法律相談・民事法律扶助の利用の流れ説明、常勤弁護士活動事例報告、事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換	8名
島根	平成25年6月10日	平成24年度活動報告・業務実績報告、講演「DV問題について」、意見交換・質疑応答	39名
島根	平成25年9月30日	平成24年度活動報告・業務実績報告、活動報告「3年間を振り返って」、意見交換・質疑応答	11名
福岡	平成26年1月24日	高齢者支援の現状と関係機関の連携～司法ソーシャルワークの実践に向けて～業務概況説明、基調講演「高齢者の権利擁護と関係機関のネットワーク」（日本福祉大学 学園事業顧問 柿本 誠）、事例報告・意見交換「司法ソーシャルワークの現状」（日本福祉大学 学園事業顧問 柿本 誠、福岡市第4いきいきセンター福岡SW 岩田 宏樹、福岡県司法書士会 司法書士 中嶋安雄、法テラス福岡法律事務所 弁護士 田中 秀基）	113名
福岡（北九州支部）	平成25年12月9日	業務概況報告、業務説明、「司法ソーシャルワークのあり方」（常勤弁護士による解説と事例の報告及び意見交換）	71名
佐賀	平成26年1月29日	活動状況報告、業務説明、参加団体の労働問題に関する活動状況報告	15名
長崎	平成25年12月19日	常勤弁護士の活動及び連携事例紹介、社会福祉士・精神保健福祉士の活動及び司法連携事例紹介、長崎県弁護士会高齢者等権利擁護委員会の活動及び連携事例紹介、質疑応答・意見交換	60名
大分	平成25年11月6日	周辺市町村の関係機関との連携強化を目的とする業務説明、法テラスの業務について（DV・D視聴）、意見交換	30名
大分	平成26年2月21日	業務説明、基調講演「リーガルサポートから見た成年後見制度の現状」（講師：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大分支部 岩井 哲也、園田 剛士）、アンケート集計結果報告と質疑応答	37名
熊本	平成25年11月19日	上益城地区。業務概要、活動報告、高齢者・障がい者の消費者問題について質疑応答	14名
熊本	平成26年2月4日	業務概要、業務実績・活動報告、質疑応答、意見交換（協議会出席機関の各種相談の実施状況等、出張法律相談の具体的説明）	24名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
鹿児島	平成26年1月24日	業務実績報告、演題「高齢者・障がい者に対する法的支援のあり方」（講師：鹿児島県弁護士会高齢者・障がい者支援委員会委員長 馬場 竹彦 弁護士）、演題「DVと被害者支援に関する事例紹介」（講師：常勤弁護士 吉田 智子）、関係機関・団体との意見交換	86 名
宮崎	平成25年12月5日	県央で開催。業務説明、統計説明、関係機関の高齢者対応・障がい者対応のための方策を含む業務内容についての説明・発言	49 名
宮崎	平成26年2月5日	県西で開催。業務説明、関係機関から「高齢者対応・障がい者」を対象とした施策（活動や相談窓口）の説明等	11 名
宮崎	平成25年2月20日	県北で開催。業務説明、関係機関から「高齢者対応・障がい者」を対象とした施策（活動や相談窓口）の説明等	17 名
沖縄	平成25年12月3日	業務概要、実績報告、講演「成年後見制度と社会福祉制度」（講師：沖縄弁護士会玉城 征嗣 弁護士）、講演「成年後見分野 ～利用の場面～」(講師：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部長 福原 淳)、法テラス沖縄における高齢者・障がい者支援	67 名
宮城	平成26年1月31日	県北地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告（業務説明）	24 名
宮城	平成26年2月7日	大崎石巻地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告（業務説明）	14 名
宮城	平成26年2月21日	仙台及び県南地域における意見交換会「法テラスと関係機関の連携」、概況報告（業務説明）	58 名
宮城	平成26年3月3日	業務報告、法テラスと関係機関の連携について質疑応答、講演「精神的問題を抱える当事者への対応」（弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックきしろ心理相談室岡田 裕子弁護士・臨床心理士）	76 名
福島	平成25年9月18日	法テラス福島における高齢者・障がい者支援の取組みについて	23 名
山形	平成25年11月6日	最上地区。政府インターネットテレビ上映「徳光&木佐の知りたいニッポン！知っておきたい！法的トラブルの強い味方 法テラス」、業務概要報告、質疑応答	18 名
山形	平成25年11月27日	「高齢者・障がい者への法的支援」。講演「成年後見制度について」（山形市社会福祉協議会生活支援第二係主任 橋本 晶子）、業務概要報告、質疑応答	73 名
岩手	平成25年11月11日	業務報告。協議事項テーマ「被災者・高齢者・障がい者支援としての出張法律相談の活用」（遠野ひまわり基金法律事務所 大沼 宗範弁護士、北岩手りんどう法律事務所 中川 順平弁護士）、意見・質疑応答	47 名
秋田	平成25年11月20日	業務実績報告、議題「高齢者等への法的支援」（成年後見制度の説明等、スタッフ弁護士による高齢者等への法的支援の事例）、質疑応答	49 名
青森	平成25年10月23日	業務説明、常勤弁護士による民事法律扶助事件の具体的事例説明、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答（「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～）	28 名
青森	平成26年1月23日	高齢者・障がい者支援に従事されている関係機関相談窓口担当者との連携の強化。業務説明、常勤弁護士による民事法律扶助事件の具体的事例説明、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答（「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～）	9 名
青森	平成26年2月5日	業務説明、常勤弁護士による事例報告（同伴者や補助者の方の付添事例、民事法律扶助代理援助事件の事例）、関係機関との連携に関する意見交換・質疑応答（「高齢者・障がい者への法的支援」～法テラスの利用方法と対象者への支援について～）	22 名
札幌	平成25年10月9日	業務概要、分科会（情報提供・出張法律相談業務の内容（DVD視聴））具体的個別事例の紹介、意見交換（連携に向けた意見交換、法テラスへの意見要望、事前アンケート報告等）	137 名
函館	平成25年10月21日	業務概要説明、典型事件の内容と法的処理、関係機関の主要制度の説明、新制度・活動内容の紹介と質疑応答	71 名
旭川	平成25年8月27日	稚内市内での開催。業務概況、DVD上映「法的解決への道しるべ」・説明、法律相談援助へのアクセスについての解説、法テラスと関係機関との連携事例についての報告と質疑応答、意見交換	18 名
旭川	平成25年10月29日	旭川市での開催。業務概況、DVD上映「法的解決への道しるべ」・説明、法律相談援助へのアクセスについての解説、法テラスと関係機関との連携事例についての報告と質疑応答、意見交換	63 名
釧路	平成25年10月21日	十勝地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について（法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆）、同意見交換、質疑応答	43 名

地方事務所	開催日	おもな課題等	参加者数
釧路	平成25年10月31日	北見・網走地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について（法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆）、同意見交換、質疑応答	36 名
釧路	平成25年11月12日	釧路・根室地区。業務報告、高齢者・障がい者への法的支援について（法テラス釧路法律事務所代表常勤弁護士 阿相裕隆）、同意見交換、質疑応答	75 名
香川	平成25年5月28日	再犯防止のための支援に関する主催者会合開催趣旨説明、事例報告、今後の会の運営等	14 名
香川	平成25年8月27日	報告「保護観察所の役割」（高松保護観察所 保護観察官 吉本光歩氏）。再犯防止対策を多方面から研究し、実践的な活動に結びつけていくことを目的としている。	11 名
香川	平成26年2月10日	法テラスの民事法律扶助概要説明、家庭内暴力（DV）保護命令申立方法の説明、質疑応答	6 名
徳島	平成25年12月10日	業務解説・業務報告、法テラス徳島法律事務所活動報告、寸劇「母の判断能力が低下！～法テラス利用方法～」、意見交換会・質疑応答、事務所見学	93 名
高知	平成25年10月1日	高知地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	53 名
高知	平成25年10月16日	安芸地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	20 名
高知	平成25年11月6日	須崎地区。業務紹介。地方事務所と法律事務所の相違点及びそれぞれの役割、常勤弁護士の関係機関との連携の報告、地方事務所及び法律事務所に対する要望等、各関係機関の相談の現状、問題点	34 名
高知	平成26年1月27日	高知弁護士会の子ども支援活動について、法テラス高知の子ども関係業務の説明、弁護士と関係機関の連携活動報告、質疑応答	22 名
高知	平成26年2月13日	高知県弁護士会の高齢者・障がい者の支援活動について、法テラス高知の高齢者・障がい者の関係業務の説明、弁護士と関係機関の連携活動報告、質疑応答	37 名
愛媛	平成25年10月11日	講演「私と法テラス」（愛媛弁護士会副会長 中尾 英二弁護士）、業務内容及び実績報告等、法テラスと関係機関・団体との更なる連携、協力関係強化のための意見交換・質疑応答、地域住民が抱える法的トラブルへの対応方法について（意見交換・質疑応答）	66 名



法テラスのあゆみ

これまでのあゆみ

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月	総合法律支援法公布
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子氏を指名
	日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京）
	金平輝子理事長就任。役員、地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣から、中期計画の認可を受ける
5月25日	法務大臣から、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可を受ける
10月2日	業務開始（コールセンター始動、スタッフ弁護士1期生が各地に赴任）
	法務大臣から、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継に関する認可を受ける
平成19年1月10日	法制度に関するFAQ（よくある質問と答え）をホームページ上で公開開始
1月29日	電子メールでの情報提供業務を開始
1月30日	関係機関・団体の相談窓口に関するデータベースをホームページ上で公開開始
3月1日	広報誌「法テラス」創刊
3月19日	法務大臣から、総合法律支援法第30条第2項の規定に基づき、日本弁護士連合会及び（財）中国残留孤児援護基金から業務を受託するための業務方法書改正の認可を受ける
3月26日	夜間・休日に相談窓口に関する情報を提供する、自動音声応答サービスを開始
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者（日弁連・中国残留孤児援護基金）との契約締結
7月1日	コールセンターで、弁護士による情報提供を開始
10月1日	日弁連委託援助業務開始
	コールセンターで、裁判員制度に関する情報提供を開始
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年1月31日	ホームページをリニューアル
4月10日	寺井一弘理事長就任
	顧問会議を設置
9月－12月	民事法律扶助に対するニーズを明らかにする、一般対象調査、路上生活者対象調査、法テラス利用者調査を実施
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可

12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年 5月1日	法テラス本部移転
5月20日	メールマガジン「ほうてらすPlus」創刊
5月21日	裁判員制度スタート
	被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
12月1日	法テラス・サポーターズクラブ（法テラスの応援組織）を創設
平成22年 2月25日	コールセンターへの問い合わせ件数が業務開始から累計100万件を突破
2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
10月5日	シンポジウム「市民と司法との架け橋を目指して」を主婦会館（東京・四谷）で開催
12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年 3月23日	東日本大震災電話相談を開始
4月10日	梶谷剛理事長就任
4月27日	東日本大震災・被災者支援にかかる日弁連との基本合意を締結
6月9日	東日本大震災・被災者支援にかかる日司連との基本合意を締結
10月2日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所
11月1日	「震災 法テラスダイヤル」（震災フリーダイヤル）開始
12月1日	被災地出張所「法テラス山元」開所
平成24年 2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」開所
3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」開所
4月1日	「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が施行
4月2日	全国の法テラス地方事務所にて、東日本大震災法律援助事業を開始
9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」開所
11月16日－12月2日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年 1月7日	法テラス・サポートダイヤル利用件数が累計200万件突破
3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」（第1次報告書）発行
3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」開所
3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」開所
4月1日	公式Twitter開始
	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
10月1日	被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所から2年 7か所の被災地出張所における相談件数10,000件を突破。
12月1日	刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度の支援拡充

平成25年度のおもな出来事

平成25年4月1日

公式Twitter開始

法テラスの東日本大震災の被災地で行っている被災者支援の取組み、イベント、法制度などの情報を提供。

常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣

被災自治体での人材確保を推進する総務省施策を活用し、復興支援として、地方自治体、弁護士会と協力のうえ弁護士を任期付職員として推薦し、継続的に支援する取組み
平成25年度の派遣実績／東松島市、相馬市、浪江町、気仙沼市、原子力損害賠償紛争解決センター



▲公式Twitter開始

8月

広報誌「ほうてらす」リニューアル

8月25日

法教育シンポジウム 「乗り越える力は、法教育が育てる。」(札幌)

法テラス、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、札幌弁護士会の共催により開催。
作家で東京都教育委員の乙武洋匡氏がパネリストとして参加。



▲広報誌「ほうてらす」リニューアル

10月1日

被災地出張所第1号「法テラス南三陸」開所から2年

7か所の被災地出張所における相談件数は、10,000件を突破。

12月1日

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度の支援拡充

被害者参加人への旅費等の支給、被害者参加人のための国選弁護制度の資力基準が緩和



▲法教育シンポジウム 「乗り越える力は、法教育が育てる。」(札幌)

平成26年2月9日

法教育セミナー（広島市）

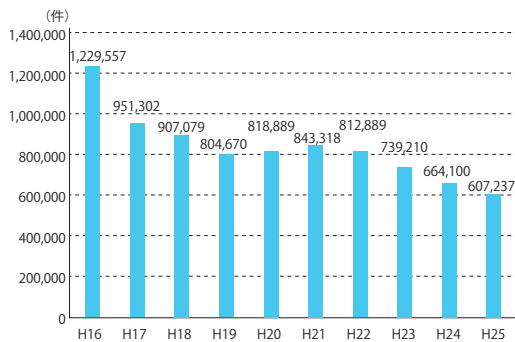
法テラス、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会、広島弁護士会の共催で、法教育の担い手である教員、研究者、教員をめざす学生など、法教育に関心のある方を対象としたセミナーを開催。

資料

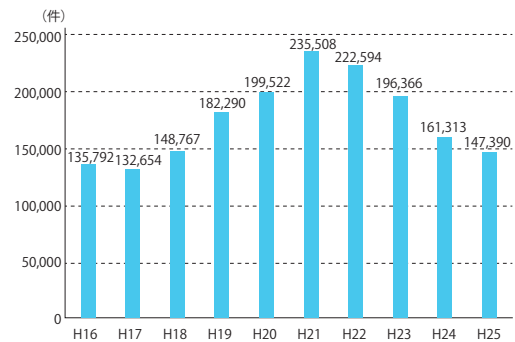
司法統計

1. 民事事件の新受件数の推移（地方裁判所）

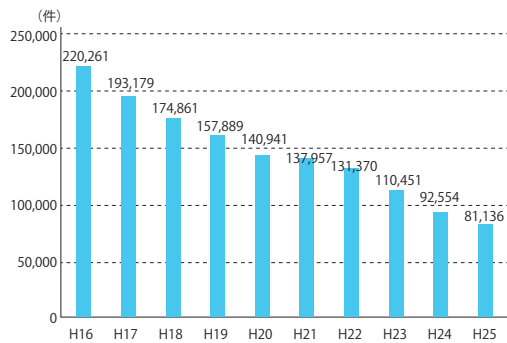
民事事件総数



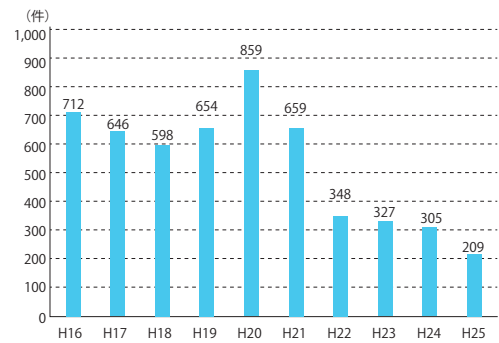
通常訴訟



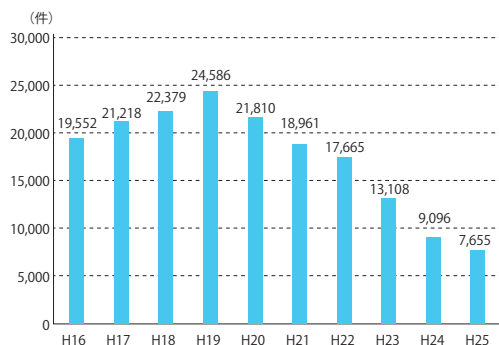
破産



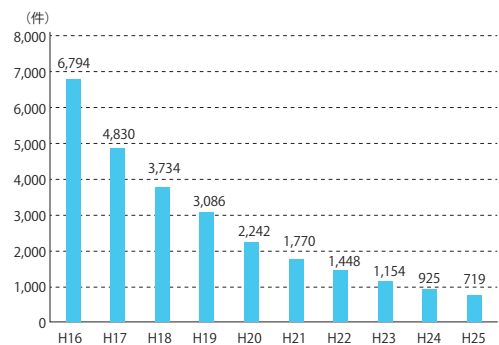
再生



小規模個人再生

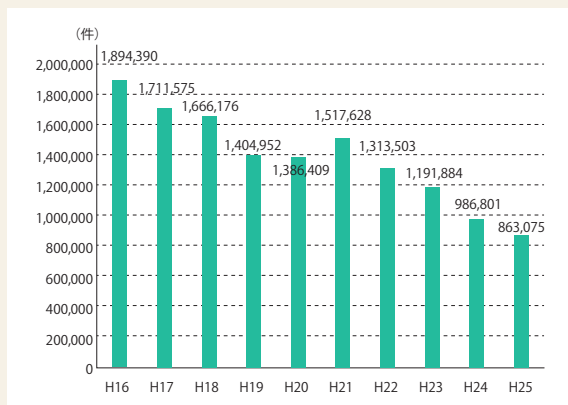


給与所得者等再生

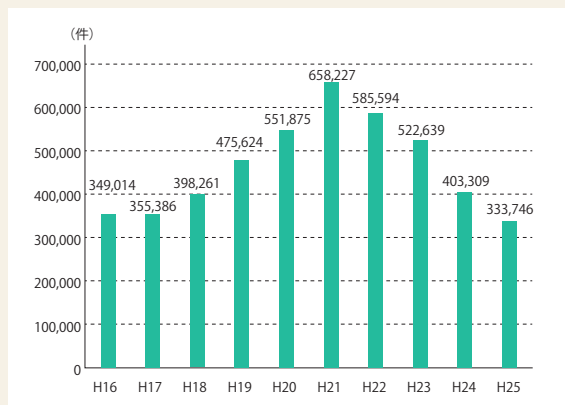


2. 民事事件の新受件数の推移（簡易裁判所）

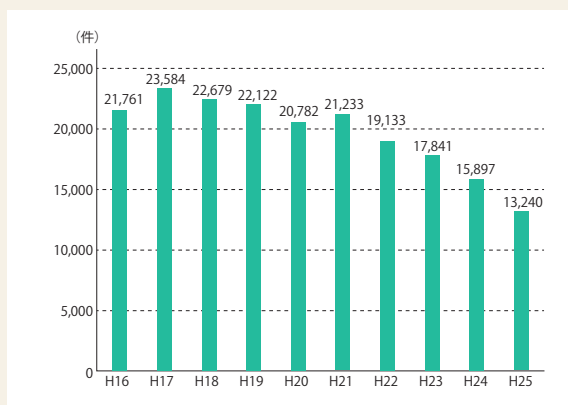
民事総数



通常訴訟

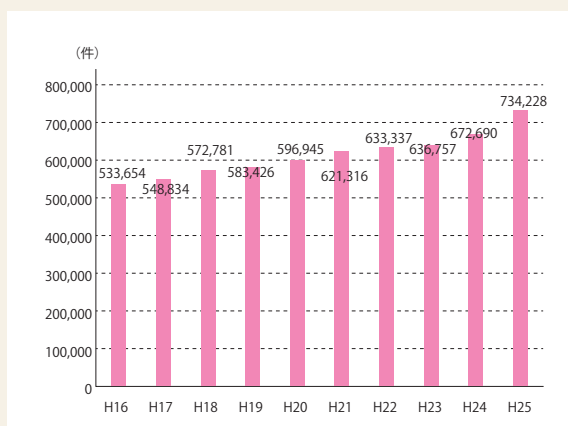


少額訴訟

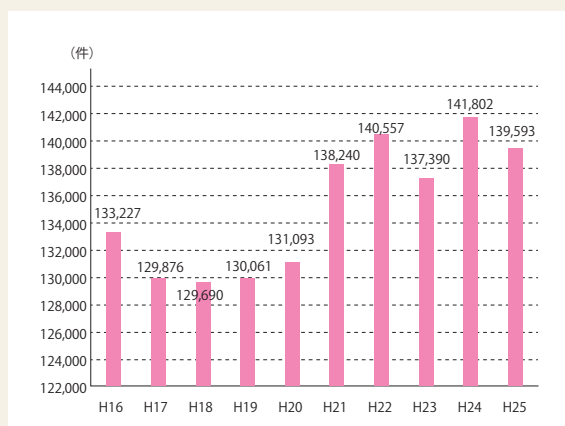


3. 家事事件の推移（全家庭裁判所）

家事審判事件の総数（新受）の推移



家事調停事件の総数（新受）の推移



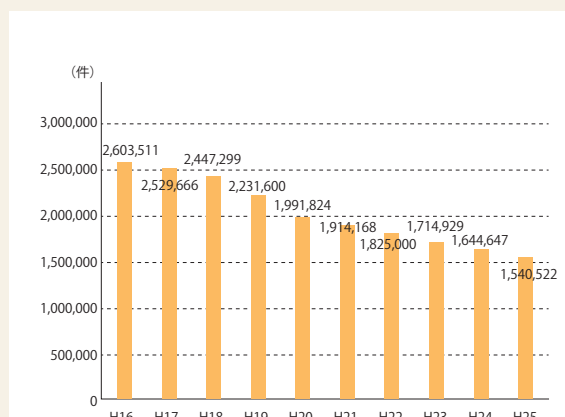
4. 刑事事件等の総数（新受）の推移（全裁判所）

総数（新受）



5. 被疑事件の受理件数（新受）の推移

総数（新受）



総合法律支援法

(平成十六年六月二日法律第七十四号)
最終改正：平成二五年六月二日法律第三三号

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備（第二条―第十二条）
 - 第三章 日本司法支援センター
 - 第一節 総則
 - 第一款 通則（第十三条―第十八条）
 - 第二款 日本司法支援センター評価委員会（第十九条）
 - 第三款 設立（第二十条・第二十一条）
 - 第二節 組織
 - 第一款 役員及び職員（第二十二条―第二十八条）
 - 第二款 審査委員会（第二十九条）
 - 第三節 業務運営
 - 第一款 業務（第三十条―第三十九条の三）
 - 第二款 中期目標等（第四十条―第四十二条）
 - 第四節 財務及び会計（第四十三条―第四十七条）
 - 第五節 雑則（第四十八条―第五十一条）
 - 第四章 罰則（第五十二条―第五十五条）
- 附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備
(基本理念)

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。
(情報提供の充実強化)

第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。
(民事法律扶助事業の整備発展)

第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない。
(国選弁護士等の選任及び国選被害者参加弁護士の選定態勢の確保)

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護人をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付

する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任並びに国選被害者参加弁護士（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）の規定に基づいて裁判所が選定する犯罪被害者等保護法第五条第一項 に規定する被害者参加弁護人をいう。以下同じ。）の選定が行われる態勢の確保が図られなければならない。
(被害者等の援助等に係る態勢の充実)

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。
(連携の確保強化)

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条 に規定する裁判外紛争解決手続をいう。第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。
(国の責務)

第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。
(日本弁護士連合会等の責務)

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

3 隣接法律専門職者及び隣接法律専門職者団体は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、第八条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第三章 日本司法支援センター

第一節 総則

第一款 通則
(この章の目的)

第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。
(支援センターの目的)

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
(法人格)

第十五条 支援センターは、法人とする。

(事務所)

第十六条 支援センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができる。

(資本金)

第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。

第二款 日本司法支援センター評価委員会

(日本司法支援センター評価委員会)

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

4 第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

5 第二十四条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第二十一条 法務大臣及び最高裁判所は、それぞれ設立委員を命じて、支援センターの設立に関する事務を処理させる。

2 最高裁判所の命ずる設立委員は、裁判官でなければならない。

3 設立委員は、支援センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二節 組織

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を

置く。

2 支援センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

3 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、支援センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して支援センターの業務を掌理する。

3 監事は、支援センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

5 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があったときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

7 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任命)

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））をいう。以下同じ。）第二十二條の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となったときも、同様とする。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため支援センターの業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事長は、第二項又は第三項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十八条 支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 審査委員会

(審査委員会)

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者(支援センターの役員及び職員以外の者に限る。)につき理事長が任命する。

- 一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人
- 二 検事総長の推薦する検察官 一人
- 三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人
- 四 優れた識見を有する者 五人

3 委員の任期は、二年とする。

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六条第二項並びに前二条の規定は、委員について準用する。

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

6 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あらかじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長の意見を聴かなければならない。

7 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。

8 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

- 一 契約弁護士等(支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。)の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項(あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。)

- 二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項

9 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

10 委員長は、審査委員会を主宰する。

第三節 業務運営

第一款 業務

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

- 一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

- 二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法 その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人(以下「国選弁護人等」という。)の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人等契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ 犯罪被害者等保護法第五条第一項の規定による請求があった場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。)の中から、国選被害者参加弁護士の候補指名し、裁判所に通知すること。

ニ イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、

被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

- 一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。
(業務の合目的性)

第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。
(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をすることができる。

6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(契約弁護士等の職務の独立性)

第三十三条 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱わせた事務について、独立してその職務を行う。

2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。
(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

- 一 第三十条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「民事法律扶助事業」という。）に関し、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項、第三十九条の二第三項及び第三十九条の三第三項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 第三十条第二項の業務に関し、委託を受けて行う業務の内容に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となったと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。
(法律事務取扱規程)

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせる法律事務の処理に関する規程（以下「法律事務取扱規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

(国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。
(国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。
(国選弁護人等の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法 又は少年法 の規定により国選弁護人等を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあったときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。
(国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知等)

第三十八条の二 支援センターは、犯罪被害者等保護法 の規定に基づいて国選被害者参加弁護士の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契約弁護士の中から指名しなければならない。

2 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、その契約の定めるところにより、当該

被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせるものとする。

（国選弁護人の報酬等請求権の特則等）

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第二条 各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

5 支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

（国選付添人の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、少年法第二十二条の三第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一条の規定の適用については、同条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士少年法第二十二条の三第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

（国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定の適用については、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定める費用も同項に定める旅費、日当、宿泊料及び報酬とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪被害者等保護法第八条第四項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

第二款 中期目標等

（中期目標）

第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。

らない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

五 財務内容の改善に関する事項

六 その他業務運営に関する重要事項

3 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により中期目標を定め又は変更したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（中期計画）

第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

五 短期借入金の限度額

六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

八 剰余金の使途

九 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえるものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による検討を行うに当たっては、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計

（区分経理）

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務
(財務諸表等)

第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
(利益及び損失の処理)

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剰余金の使途に充てることができる。

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
(積立金の処分)

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3 法務大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。
(借入金等)

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をする可以适当。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をする可以适当。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければ

ならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行をすることができない。

第五節 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三條、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條から第五十條まで、第五十二條、第五十三條、第六十一條並びに第六十三條から第六十六條までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三條第三項	個別法	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
第十六條	第十四條第一項	総合法律支援法第二十条第一項
	法人の長	理事長
	前條第二項	同法第二十一条第三項
第二十四條から第二十六條まで	法人の長	理事長
第三十一條第一項	前條第一項	総合法律支援法第四十一条第一項
	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）
第三十一條第二項	毎事業年度の開始前に、前條第一項の認可を受けた	毎事業年度の開始前に、総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する
	前條第一項の認可を受けた後	総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた後
第三十三條	中期目標の期間	総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間（同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
第三十九條	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	日本司法支援センター
	財務諸表	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）

第四十二条	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項
第四十六条の第二項ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号
第四十六条の第二項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の第三項	政府以外の者	地方公共団体
	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の第三項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の第三項及び第五項	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十八条第一項ただし書	第三十条第二項第五号	総合法律支援法第四十一条第二項第七号
第五十条	この法律及びこれ	この法律及び総合法律支援法並びにこれら
第五十二条第三項	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り	実績
第六十四条第一項	この法律	総合法律支援法
第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法

（財務大臣との協議）

第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十条 知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

（法務省令への委任）

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

第四章 罰則

第五十二条 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第三十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第六項（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第五項の規定による法務大臣の命令に違反したとき。

六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十五条 第十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る。）並びに第五十一条を除く。）、第四章（第五十四条第四号及び第五十五条を除く。）並びに附則第十一条から第十五条まで、第十七条（法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及び第十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第五十四条第四号並びに附則第六条及び第八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 支援センターは、その成立後、第三十条の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（権利義務の承継）

第三条 支援センターの成立の際、第三十条に規定する業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、支援センターの成立の時ににおいて支援センターが承継する。

（国有財産の無償使用）

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護人等の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に日本司法支援センターという名称を使用している者については、第十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（民事法律扶助法の廃止）

第六条 民事法律扶助法（平成十二年法律第五十五号）は、廃止する。

（財団法人法律扶助協会からの引継ぎ）

第七条 財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員又は支援センターに対し、民事法律扶助法の廃止の時ににおいて現に扶助協会が有する権利及び義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至ったものを、支援センターにおいて承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員又は支援センターは、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、法務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、民事法律扶助法の廃止の時ににおいて支援センターに承継されるものとする。

（民事法律扶助法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第八条 附則第六条の規定の施行前にした行為に対する民事法律扶助法の罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二条から第五条まで及び前二条に定めるもののほか、民事法律扶助法の廃止に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一日法律第六八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（総合法律支援法第三十四条第二項第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定に限る。）の規定 総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条（少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合の」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十一条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「（抗告審における国選付添人）」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る。）及び第四条（総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附 則（平成二〇年四月二三日法律第一九号）抄
（施行期日）

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合法律支援法第四十一条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本司法支援センターが行った財産の譲渡であって、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十八条において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして法務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による

政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年六月一二日法律第三三号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

(平成二十四年三月二十九日法律第六号)
(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条 に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条 に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。

(支援センターの業務の特例)

第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十条 に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「東日本大震災法律援助事業」という。）を行う。

- 一 被災者をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務イ 民事裁判等手続（総合法律支援法第四条 に規定する民事裁判等手続をいう。イにおいて同じ。）、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条 に規定する裁判外紛争解決手続をいう。イにおいて同じ。）又は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続であって、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るものの準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉であって、裁判外紛争解決手続によらないものを含む。以下「被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
- ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条 に規定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。
- ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行に必要な書類（当該業とすることができる者が他人の依頼を受け報酬を得てその作成を行うことを業とすることが法律により制限されている書類を除く。）の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。
- ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。
- ホ 弁護士法 その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、総合法律支援法第三十四条第一項 の業務方法書には、同条第二項 に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関し、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。この場合において、当該報酬は、東日本大震災法律援助事業が被災者を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。かつ、当該償還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。
- (長期借入金)

第四条 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項 の規定にかかわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

- 2 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 法務大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条 に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (総合法律支援法 の適用)

第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二条	この法律	この法律及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第十九条第二項第二号	この法律	この法律又は震災特例法
第二十六条第一項	第四十八条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十八条
第二十九条第八項第一号	(同じ。)	(同じ。)及び東日本大震災法律援助契約弁護士等（震災特例法第三条第一項第一号ロに規定する東日本大震災法律援助契約弁護士等をいう。以下同じ。）
	契約弁護士等に	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等に
第二十九条第八項第二号	第三十五条第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項
第三十条第二項	前項の業務	前項の業務及び東日本大震災法律援助事業（震災特例法第三条第一項に規定する東日本大震災法律援助事業をいう。以下同じ。）
第三十条第三項	前二項の業務	前二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十一条	業務は	業務並びに東日本大震災法律援助事業は
第三十二条第一項	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条
	各業務	各業務並びに東日本大震災法律援助事業
第三十二条第二項	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	前条	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前条

第三十二条第五項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
第三十三条第一項	契約弁護士等	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等
	又は第二項の業務	若しくは第二項の業務又は東日本大震災法律援助事業
第三十三条第二項	及び契約弁護士等	並びに契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
	前項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する前項
	契約弁護士等の	契約弁護士等又は東日本大震災法律援助契約弁護士等の
第三十五条第一項	業務	業務及び東日本大震災法律援助事業
	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第三十五条第二項	契約弁護士等	契約弁護士等及び東日本大震災法律援助契約弁護士等
第四十六条第一項	以外の業務	以外の業務並びに東日本大震災法律援助事業
第四十六条第三項及び第四項	第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項
第四十六条第五項	前各項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第一項、第二項及び同条の規定により読み替えて適用する前二項
第四十八条の表第三 条第三項の項	個別法	及び個別法
	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）及び東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号。以下「震災特例法」という。）
第四十八条の表第五 十条の項	及び総合法律支援法	、総合法律支援法（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び震災特例法
第四十八条の表第六 十四条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法及び震災特例法
第四十八条の表第六 十五条第一項の項	総合法律支援法	総合法律支援法、震災特例法
第四十九条第一号	又は	、震災特例法第四条第一項若しくは第二項又は
第四十九条第三号	第四十六条第一項	震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項
第五十四条第一号	この法律	この法律（震災特例法第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、震災特例法
第五十四条第四号	業務以外	業務及び東日本大震災法律援助事業以外

（法務省令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 支援センターは、この法律の施行の日前においても、東日本大震災法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。
（この法律の失効）

第三条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前に第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、同条第二項及び第三項並びに第五条（同条の表第十九条第二項第二号の項、第四十九条第一号の項及び第五十四条第一号の項に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 前三項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

法テラスの刊行物

法テラスでは、法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物をご用意しています。各刊行物については、全国の法テラス事務所または法テラス本部広報室までお問い合わせください。法テラスのホームページからPDFデータをダウンロードすることができます。

法テラスをご利用したい方へ



一般リーフレット



パンフレット



白書



法人パンフレット

ご利用対象者別パンフレット



子ども向けパンフレット



高齢者支援パンフレット



知的障がい者支援
パンフレット

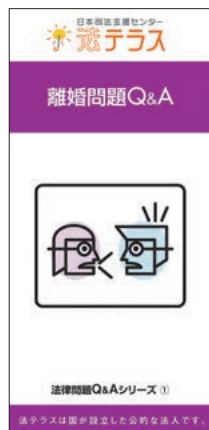


点字パンフレット

犯罪被害者支援リーフレット



法律相談Q&Aシリーズ



シリーズ内容・離婚、相続問題、労働問題、
建物賃貸借問題、多重債務問題、成年後見問題、身近なトラブル、
消費者トラブル、近隣トラブル

広報誌



調査報告書



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書



法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書



総合法律支援論叢

法テラス白書 平成25年度版

平成26年12月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<http://www.houterasu.or.jp/>

印刷・製本 敷島印刷株式会社



法的トラブルのお問い合わせは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0570-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

期間限定 震災 法テラスダイヤル

お な や み レスキュー
0120-078309

※震災関連専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<http://www.houterasu.or.jp>

法テラス スマートフォンサイト

<http://www.houterasu.or.jp/sp>

法テラス 携帯サイト

<http://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト
QRコード



携帯サイト
QRコード



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)